木更津市吾妻公園文化芸術施設
新築工事（建築）

J-240623-D

2026年6月

日建設計

図面リスト

意匠図・外構図

通し番号	図面番号	名　　称	縮　尺	通し番号	図面番号	名　　称	縮　尺	通し番号	図面番号	名　　称	縮　尺	通し番号	図面番号	名　　称	縮　尺
0	0	図面リスト	-	49	8 - 7	ＰＨ階平面図、屋根伏図	1/200	98	17 - 3	標準詳細図（３）	図示	147	29 - 16	舞台機構設備図（１６）	1/50
1	1 - 1	工事概要書（１）	-	50	9 - 1	立面図	1/200	99	17 - 4	標準詳細図（４）	図示	148	29 - 17	舞台機構設備図（１７）	1/50
2	1 - 2	工事概要書（２）	-	51	9 - 2	立面展開図	1/200	100	17 - 5	標準詳細図（５）	図示				
3	2 - 1	特記仕様書（１）（木更津市）	-	52	10 - 1	断面図	1/200	101	17 - 6	標準詳細図（６）	図示				
4	2 - 2	特記仕様書（２）（木更津市）	-	53	11 - 1	地下１階、１階天井伏図	1/200	102	17 - 7	標準詳細図（７）	図示				
5	2 - 3	特記仕様書（３）（木更津市）	-	54	11 - 2	２階天井伏図	1/200	103	17 - 8	標準詳細図（８）	図示				
6	2 - 4	特記仕様書（４）（木更津市）	-	55	11 - 3	３階、4階、ＰＨ階天井伏図	1/200	104	18 - 1	防水範囲図（１）	1/300				
7	2 - 5	特記仕様書（５）（木更津市）	-	56	12 - 1	建具特記仕様、建具詳細図（１）	図示	105	18 - 2	防水範囲図（２）	1/300				
8	2 - 6	特記仕様書（６）（木更津市）	-	57	12 - 2	建具詳細図（２）	図示	106	19 - 1	断熱範囲図	1/300				
9	2 - 7	特記仕様書（７）（木更津市）	-	58	12 - 3	建具詳細図（３）	図示	107	20 - 1	ＲＣ打増範囲図	1/300				
10	2 - 8	特記仕様書（８）（木更津市）	-	59	12 - 4	建具詳細図（４）	図示	108	21 - 1	昇降機設備図（１）	1/30				
11	2 - 9	特記仕様書（9）（木更津市 建築材料等品質性能表）	-	60	12 - 5	建具詳細図（５）	図示	109	21 - 2	昇降機設備図（２）	1/50				
12	2 - 10	特記仕様書（10）（木更津市 建築材料等品質性能表）	-	61	12 - 6	建具詳細図（６）	図示	110	22 - 1	移動観覧席詳細図	図示				
13	2 - 11	特記仕様書（１１）	-	62	12 - 7	建具表（１）	-	111	23 - 1	外構計画平面図	1/250				
14	2 - 12	特記仕様書（１２）	-	63	12 - 8	建具表（２）	-	112	23 - 2	割付平面図	1/250				
15	2 - 13	特記仕様書（１３）	-	64	12 - 9	建具表（３）	-	113	23 - 3	整地計画平面図	1/250				
16	2 - 14	特記仕様書（１４）	-	65	12 - 10	耐火被覆・壁種別リスト	-	114	23 - 4	整地計画断面図	1/250				
17	2 - 15	特記仕様書（１５）	-	66	12 - 11	地下１階、１階建具配置図・壁種別図	1/200	115	23 - 5	雨水排水計画平面図	1/250				
18	2 - 16	特記仕様書（１６）	-	67	12 - 12	２階建具配置図・壁種別図	1/200	116	23 - 6	雨水排水施設構造図（1）	図示				
19	2 - 17	特記仕様書（１７）	-	68	12 - 13	３階建具配置図・壁種別図	1/200	117	23 - 7	雨水排水施設構造図（2）	1/250				
20	2 - 18	特記仕様書（１８）	-	69	12 - 14	４階、ＰＨ階建具配置図・壁種別図	1/200	118	23 - 8	舗装平面図	1/250				
21	2 - 19	特記仕様書（１９）	-	70	13 - 1	矩計図（１）	1/50	119	23 - 9	舗装構造図	図示				
22	2 - 20	特記仕様書（２０）	-	71	13 - 2	矩計図（２）	1/50	120	23 - 10	路面標示平面図	1/250				
23	2 - 21	特記仕様書（２１）	-	72	13 - 3	矩計図（３）	1/50	121	23 - 11	施設詳細図	図示				
24	2 - 22	特記仕様書（２２）	-	73	13 - 4	矩計図（４）	1/50	122	24 - 1	雨水排水算定図	1/300				
25	2 - 23	特記仕様書（２３）	-	74	13 - 5	矩計図（５）	1/50	123	25 - 1	≪参考図≫防振遮音範囲図	1/300				
26	2 - 24	特記仕様書（２４）	-	75	13 - 6	矩計図（６）	1/50	124	26 - 1	≪参考図≫図書館移動棚詳細図	図示				
27	2 - 25	特記仕様書（２５）	-	76	14 - 1	外装詳細図（１）屋上	1/50	125	27 - 1	≪参考図≫仮設計画図（１）	1/500				
28	2 - 26	特記仕様書（２６）	-	77	14 - 2	外装詳細図（２）大屋根	1/10,1/20	126	27 - 2	≪参考図≫仮設計画図（２）	1/500				
29	2 - 27	特記仕様書（２７）	-	78	14 - 3	外装詳細図（3）展望広場、展望ラウンジ、屋外階段	1/50,1/100	127	28 - 1	ピット、地下１階防火防煙区画図	1/200				
30	3 - 1	見積区分表(1)	-	79	15 - 1	詳細図（１）風除室、会議室１	1/50	128	28 - 2	１階防火防煙区画図	1/200				
31	3 - 2	見積区分表(2)	-	80	15 - 2	詳細図（２）来館者エントランス、各種事務室	1/100	129	28 - 3	２階防火防煙区画図	1/200				
32	4 - 1	公園全体配置図（参考図）、付近見取図	図示	81	15 - 3	詳細図（３）多目的ホール１	1/100,1/150	130	28 - 4	３階防火防煙区画図	1/200				
33	4 - 2	配置図	1/500	82	15 - 4	詳細図（４）多目的ホール２	1/100	131	28 - 5	４階、ＰＨ階防火防煙区画図	1/200				
34	5 - 1	現況測量図（１）撤去工事前	1/800	83	15 - 5	詳細図（５）多目的ホール３	図示	132	29 - 1	舞台機構設備図（１）特記仕様書	-				
35	5 - 2	現況測量図（２）撤去工事後（工事着手時）	1/500	84	15 - 6	詳細図（６）多目的ホール４	1/100	133	29 - 2	舞台機構設備図（２）仕様書	-				
36	5 - 3	敷地求積図	1/600	85	15 - 7	詳細図（７）スタジオ	図示	134	29 - 3	舞台機構設備図（３）	1/50				
37	5 - 4	地盤面算定図	1/300	86	15 - 8	詳細図（８）会議室６（和室）	図示	135	29 - 4	舞台機構設備図（４）	1/50				
38	6 - 1	面積表、面積算定図（１）	1/300	87	15 - 9	詳細図（９）展開図１	1/100	136	29 - 5	舞台機構設備図（５）	1/50				
39	6 - 2	面積表、面積算定図（２）	1/300	88	15 - 10	詳細図（１０）展開図２	1/100	137	29 - 6	舞台機構設備図（６）	1/50				
40	7 - 1	仕上共通事項・材料表・外部仕上表	-	89	15 - 11	詳細図（１１）階段１	1/50,1/100	138	29 - 7	舞台機構設備図（７）	1/50				
41	7 - 2	内部仕上表（１）	-	90	15 - 12	詳細図（１２）階段２	1/50	139	29 - 8	舞台機構設備図（８）	1/50				
42	7 - 3	内部仕上表（２）	-	91	15 - 13	詳細図（１３）階段３	1/50	140	29 - 9	舞台機構設備図（９）	1/50				
43	8 - 1	ピット平面図	1/200	92	15 - 14	詳細図（１４）便所	1/50	141	29 - 10	舞台機構設備図（１０）	1/50				
44	8 - 2	地下１階平面図	1/200	93	16 - 1	部分詳細図（１）	図示	142	29 - 11	舞台機構設備図（１１）	1/50				
45	8 - 3	１階平面図	1/200	94	16 - 2	部分詳細図（２）	図示	143	29 - 12	舞台機構設備図（１２）	1/25				
46	8 - 4	２階平面図	1/200	95	16 - 3	部分詳細図（３）	図示	144	29 - 13	舞台機構設備図（１３）	-				
47	8 - 5	３階平面図	1/200	96	17 - 1	標準詳細図（１）	図示	145	29 - 14	舞台機構設備図（１４）	図示				
48	8 - 6	４階平面図、４階＋2500平面図	1/200	97	17 - 2	標準詳細図（２）	図示	146	29 - 15	舞台機構設備図（１５）	1/50				

工事概要書 (J240623-D)

1.工事概要

項目	内容
1-1 工事名称	木更津市吾妻公園文化芸術施設新築工事
1-2 発注者	木更津市
1-3 設計者	株式会社　日建設計
1-4 監理者	未定
1-5 工事対象	a.建築物　（本棟　　）（⊙新築　・増築　・改築　・その他（　）） b.工作物　（　　）（⊙新築　・増築　・改築　・その他（　）） c.外構　（常設駐車場　）（⊙新築　・増築　・改築　・その他（　））
1-6 工事期間	工事着手 2027年　2月　17日　完成引渡し　2029年　2月　16日（延べ　24カ月）
1-7 部分使用・部分引渡し	・あり　⊙なし 範囲： 期日：　年　月　日
1-8 工事範囲（工事項目）	※「1-5　工事種目」すべて本工事範囲 ・「1-5　工事種目」のうち、下記以外を本工事範囲とする （　　）

1-9 敷地及び法的規制等

a.工事場所　：千葉県木更津市吾妻一丁目647番15の一部、647番17の一部、
（地名地番）　二丁目647番16の一部、647番32、647番34、647番35の一部、647番40の一部、647番43の一部

b.地域・地区
- 1)都市計画区域等　⊙都市計画区域（⊙市街化区域　・市街化調整区域　・区域区分非設定）・準都市計画区域　・都市計画区域及び準都市計画区域外
- 2)防火地域　・防火地域　・準防火地域　⊙指定なし
- 3)用途地域　（近隣商業地域）
- 4)その他　（都市機能誘導区域、建築基準法第２２条指定区域、都市計画法第53条指定区域、海岸法（一部））

c.道路
- 1)前面道路の種類　（東：県道87号袖ヶ浦中島木更津線）
- 2)前面道路の幅員　（東：25m）
- 3)接道長さ　（268.96m）

d.容積率制限　（ 200)%　（　　）
e.建蔽率制限　（ 80)%　（　　）
f.建築基準法の主要用途　（08140図書館、08550集会場、08990公民館、08490自動車車庫）
g.主要構造部の耐火種別　⊙耐火建築物　・準耐火建築物（　）・（　）・その他
h.消防法の防火対象物　（16)項イ
i.その他　（　　）
- 1)BEI　（0.50）
- 2)CASBEE目標ランク　・S　・A　・B+　⊙なし

1-10 面積

a.敷地面積(境界線確定　・済　⊙未）（ 25,631.17）㎡　工事範囲　（7,768.44）㎡
b.建築面積　（ 4,182.68）㎡　建蔽率　（16.32)%
c.建築物全体の面積　（ 8,359.27）㎡
d.容積対象外面積　（ 466.06）㎡
- 1)エレベーターの昇降路の部分　（ 100.22）㎡
- 2)共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分（ ー ）㎡
- 3)自動車車庫等の部分　（ 352.50）㎡
- 4)備蓄倉庫の部分　（ ー ）㎡
- 5)蓄電池の設置部分　（ 13.34）㎡
- 6)自家発電設備の設置部分　（ ー ）㎡
- 7)貯水槽の設置部分　（ ー ）㎡
- 8)宅配ボックスの設置部分　（ ー ）㎡
- 9)その他　（ ー ）㎡
- ・バリアフリー法での容積対象外面積　・あり（　㎡）　⊙なし

e.延べ面積（容積対象面積）　（ 7,893.21）㎡　容積率　（30.80)%
f.各階床面積の内訳

階	c.建築物全体の面積（㎡）（c＝d+e）	d.容積対象外面積（㎡）	e.延べ面積（㎡）（容積対象面積）
PHF	27.34	ー	27.34
４F	96.71	24.48	72.23
３F	1,605.52	22.36	1,583.16
２F	2,096.82	22.36	2,074.46
１F	3,903.86	22.36	3,881.50
B１F	629.02	374.50	254.52
合計	8,359.27	466.06	7,893.21

1-11 建築物の高さ等

a.基準地盤面 SGL　TP ＋（ 4.990 ）m
b.平均地盤高さ　領域1 TP＋(3.920) m　領域2 TP＋(2.140) m
c.1階床高　SGL＋（ 0.010）m＝　HGL(領域1) ＋（ 1.080 ）m
d.最高の軒の高さ　SGL＋（ 19.510）m＝　HGL(領域1) ＋（ 20.580 ）m
e.最高の高さ　SGL＋（ 20.910）m＝　HGL(領域1) ＋（ 21.980 ）m
f.基礎底深さ　SGL－（ 5.990）m＝　HGL(領域1) －（ 5.020 ）m

1-12 構造・規模

a.地業：　場所打ちコンクリート杭
b.構造種別：　⊙SRC造　⊙RC造　⊙S造　・
c.構造形式：　⊙耐震　・制振　・免震　・
d.階数：　地下　１階　地上　４階　塔屋　１階
e.棟数：　１棟

1-13 その他の工事概要

・

a. 主要用途概要
＜図書館、公民館＞
- 1)標準階高　（ 4,200）mm
- 2)会議室標準天井高さ　（ 2,700）mm
- 3)施設事務室OAフロア高さ　（ 100）mm　有効寸法（ 65)mm以上
- 4)床積載荷重　（※2-2 構造設計条件 a. 1）による　）
- 5)閲覧室標準内装　床　（ タイルカーペット　）　壁　（ せっこうボード＋ビニルクロス　）　天井　（ RC-B＋EP　）

＜ホール＞
- 1)収容人数（座席数）　（ 684）席

1-14 主要設備の概要

a.電気設備：
受電方式：高圧1回線受電
受電電圧・周波数：3Φ3W 6.6kV 50Hz
発電機仕様：非常用発電機 400kVA ディーゼル
　燃料小出層 1,950L、オイルタンクスペース 8,000L
配電方式：電灯 1Φ3W 210/105V、動力 3Φ3W 210V、ケーブル＋ケーブルラック方式
主たる照明器具：LED
通信・情報設備：構内情報通信用配管、構内交換用配管、情報表示用配管、電気時計
　映像・音響、誘導支援、テレビ共同受信、監視カメラ用配管
　駐車場管制用配管、防犯・入退室管理用配管
防災設備：非常照明、誘導灯、自動火災報知、非常放送
雷保護設備：外部雷保護、内部雷保護(SPD)
その他設備：直流電源装置、舞台照明、舞台音響

b.機械設備
(空気調和設備):空冷ヒートポンプモジュールチラー、全熱交換器付冷温水コイル形外気処理空調機、直膨コイル形空調機、パッケージエアコン（マルチ型含む）、全熱交換器、給排気ファン、機械排煙設備、中央監視設備、自動制御設備
(衛生設備):直結直圧給水・直結増圧給水併用方式、上水1系統給水
汚水雑排水合流方式(建物内)、汚水雨水分流方式(敷地内)、
電気温水器(貯湯式、瞬間式)、重力排水方式、ポンプアップ排水方式、
屋内消火栓設備、移動式粉末消火設備
c.その他設備：　(昇降機設備):（建築工事）

1-15 特殊設備の概要

⊙舞台機構設備：（建築工事）
⊙舞台音響設備：（電気工事）
⊙舞台照明設備：（電気工事）

1-16 関連工事（別途工事）

⊙既存解体工事
⊙電気設備工事
⊙機械設備工事
⊙木更津市吾妻公園整備工事
⊙図書館閲覧エリア書架等家具工事
⊙図書館セキュリティシステム工事
⊙図書館管理検索システム工事
⊙構内情報通信網設備工事（LAN）
⊙施設サイン工事
⊙入室管理設備工事

2.設計条件等

2-1 立地条件等

a.設計降雨量
1)降雨条件（降雨強度）
- イ.一般降雨条件　（ 153)mm/時間
　（気象庁 過去の気象データより／千葉県香取市　観測史上最大1時間降水量）
- ロ.瞬間降雨条件　（ 174)mm/時間　設定根拠：（ 29)mm/10分
　（気象庁 過去の気象データより）
- ハ.敷地排水設計条件　（ 111)mm/時間（木更津市開発事業指導要綱より）
- ニ.雨水放流先の公共下水道等の整備条件と流出抑制
　①下水道等計画降雨強度　・（　)mm/時間　⊙設定なし
　②雨水流出抑制の設定　・要　⊙不要
　③流出抑制の方法　・雨水貯留　必要貯留量　（　）m³　・浸透施設　（　）

2)とい設計条件
- イ.一般降雨条件によるとい設計箇所：下記ロ. 以外の箇所
- ロ.瞬間降雨条件によるとい設計箇所：（　特になし　）

b.設計用地下水位　SGL－(4.31)m　＝TP+0.68
c.浸水対策　⊙要　・不要
1)設定浸水深　SGL-(0. 99)m　＝TP＋4.00
- イ.想定浸水の種類　(⊙河川氾濫　・内水氾濫　⊙高潮　⊙津波　・　）
- ロ.想定降雨　（・想定最大規模降雨　・計画規模降雨　⊙最大クラス津波）
- ハ.引用資料　(ちば情報マップ「津波防災地域づくりに関する法律に基づく）津波浸水想定」）

2)浸水防止レベル　SGL-(2.16)m＝TP＋2.83（防潮板備品対応（高潮浸水深による）
　※浸水防止レベルは、開口部のほか外壁部を含めた建築物全周を対象とする。

d.寒冷地対策　・要　⊙不要
- 1)凍結深さ　地表仕上面－（　)m　〇設定なし
- 2)その他の凍害等対策と範囲は、設計図による。

e.塩害対策　⊙要　・不要
f.卓越風風向　(方角：南南西　出典：拡張アメダス気象データ（EA気象データ））
g.その他
・

2-2 構造設計条件

a.設計荷重
1)主要部分積載荷重

棟	階	室名	積載荷重(N/㎡) 床用	架構用	地震力用	備考
文化芸術施設	RFL	屋上	980	600	400	
文化芸術施設	4階	機械置場	4900	2400	1300	
文化芸術施設	3階	開架書庫	11800	10300	7400	
文化芸術施設	2階	集密開架	11800	10300	7400	
文化芸術施設	1～3階	一般書架、郷土資料室	7800	6900	4900	
文化芸術施設	1～3階	舞台、スタジオ	4900	3200	2100	
文化芸術施設	1階	多目的ホール座席	3500	3200	2100	
文化芸術施設	B1階	駐車場	5400	3900	2000	

2)積雪荷重
- イ.垂直積雪量　(0.3)m
- ロ.積雪荷重(水平面に対して) (600)N/㎡
- ハ.積雪の単位重量　(2000)N/m³
- ニ.多雪地域指定の有無　・あり　⊙なし
- ホ.勾配面における積雪荷重並びに他の外力との組合せによる応力計算の扱い方は、建築基準法施行令第3章第8節及び同告示（平19建告第594号）による。

3)風圧力（特記仕様書各章に別の記載があるものを除く）
設計用風圧力算定基準は、建築基準法・同施行令第82条の4及び同告示（平12建告第1454号・同第1458号）により、条件等は次による。

イ.算定条件
- ① V_0　（ 38 ）m/s　（告示第1454号）
- ② 非構造部材、設備機器設計用風圧力の割増し（次によりV_0を割増して算定する）
　＜割増し＞
　・ なし（V_0 × 1.0、再現期間50年相当）
　※ V_0 × 1.07 （再現期間100年相当）
　・ V_0 × 1.15 （再現期間200年相当）
　・ V_0 ×（　）
　＜割増し適用範囲＞
　・ 指定以外は割増しなし（V0 × 1.0）
　※ 建築物（昇降機、煙突以外の建築設備を除く）
　※ 全ての屋外工作物（フェンス、庇、サイン等）
　・ 建築設備（昇降機、煙突を除く）
　・
- ③ 地表面粗度区分　・Ⅰ　⊙Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ(*)　（告示第1454号）
　注）(*) 非構造部材及び設備機器設計用は、Ⅲとする。
- ④ 風力係数　※告示による　・風洞実験による

ロ.設計用風圧力の最小値
　※±1,200Pa　・

ハ.1階又は高さ13m以下の部分の設計用風圧力
　※上記イ・ロを適用する。
　・設計図により、最小値はロを適用する。

ニ.屋内における風圧力の適用
　適用箇所　（ 風除室、1階ホワイエ1　）
　設計用風圧力　・上記イ～ハにより算定　⊙（ 1,200 ）N/㎡

ホ.他の外力との組合せによる応力計算の扱い方は、建築基準法施行令第3章第8節による。

4)地震荷重
- イ.地域係数　Z　⊙1.0　・0.9　・0.8　・0.7
- ロ.地盤種別　・第1種　⊙第2種　・第3種
- ハ.耐震安全性の割増し
　①割増しの種別　※地震力の割増し係数　・重要度係数　・
　②係数　・1.0　⊙1.25　・1.5　・
　③適用範囲　※2次設計のみ考慮　・1次設計および2次設計とも考慮
- ニ.他の外力との組合せによる応力計算の扱い方は、建築基準法施行令第3章第8節による他、関連規定に基づく。

b.構造耐震性能
1)確認の方法は、次による。
　⊙許容応力度計算又は保有水平耐力計算
　・限界耐力計算
　・時刻歴応答解析
　・

2)許容応力度等計算又は保有水平耐力計算による場合の耐震計算ルート等

棟		耐震計算ルート	一次設計用ベースシャー係数	備考
	X	ルート2-1	0.2	
	Y	ルート2-1	0.2	
	X			
	Y			

3)長周期地震動対策
　・あり　（　）
　⊙なし

2-3 総合耐震クライテリア

a.構造体の耐震安全性の分類は、次による。

分類法	内容
⊙耐震安全性の分類法1	・Ⅰ類　⊙Ⅱ類　・Ⅲ類　・ Ⅰ類～Ⅲ類の定義は「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年版）」及び、「建築構造設計基準の資料(令和3年版)の大地震動時の変形制限及びその計算方法」の考え方に基づく。
・耐震安全性の分類法2a	・特級　・上級　・基準級　・その他（　） 特級～基準級の定義は「JSCA性能設計説明書2017年版【耐震性能編】」の考え方に基づく。
・耐震安全性の分類法2b	・免震特級　・免震上級　・免震基準級 ・その他（　） 免震特級～免震基準級の定義は「JSCA性能設計説明書2017年版【耐震性能編】」の考え方に基づく。
・上記以外	・建築基準法に準拠（・告示免震（建告第2009号）・左記以外） ・中間層免震（免震層上部：　免震層下部：　） ・（　）

b.建築非構造部材及び設備機器にかかわる設計用層間変位、設計用地震力等の設計条件は、次による。
1)設計用層間変位

設定レベル	ケース1	ケース2
設計用層間変位（H=階高）	・H/200　・H/150 ⊙H/（ 400 ）	・H/100　・H/75 ⊙H/（ 200 ）
備考		

2)設計用地震力
ア.設計用地震力
　設計用地震力 = 部材又は機器の自重（W）× 設計用震度
　部材又は機器の自重：各部材又は機器そのものの自重及び付属する部品等を含む.
　設計用震度　：下記イにより、特定天井を除く非構造部材及び設備機器等の設計用震度は、ケース2への適用とする。ケース1の場合は、当該数値の（※1/5　・1/2　・　）を目安とする。

イ.設計用震度
①建築非構造部材及び各固定部の設計用震度（告示第771号による特定天井を除く）
　水平震度　：　下表の　K_H
　鉛直震度　：　下表の　K_V
　水平＋鉛直同時作用　・考慮する　K_H ＋（・1/2　・　）× K_V
　（適用部位:　）
　⊙考慮しない
　ただし特仕3章以降において指定がある場合には、各章での記載による。

②設備機器固定の設計用震度
　水平震度　：　下表の　K_S　（機器の耐震クラスに応じた値とする）
　鉛直震度　：　下表の　1/2・K_S　又は　K_V　の大きい方

建築物各部での設計用震度（告示第771号による特定天井を除く）

階	水平震度 床面	非構造部材 K_H 共通	非構造部材 K_H 吊天井	設備機器 K_S S	設備機器 K_S A	鉛直震度 K_V	備考
塔屋（ PHF ）	1.0	1.5	2.0	2.0 (2.0)	1.5 (1.5)	0.8	設備機器の()内は受水槽および高置水槽に適用する
上層階（ 4F ）	1.0	1.5	2.0	2.0 (2.0)	1.5 (1.5)	0.8	設備機器の()内は受水槽および高置水槽に適用する
中間階（ 2～3F ）	0.8	1.2	1.6	1.5 (1.5)	1.0 (1.0)	0.6	設備機器の()内は受水槽および高置水槽に適用する
地　階（B1～1F）	0.5	0.75	1.0	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	0.4	設備機器の()内は受水槽および高置水槽に適用する

注1)階の定義は、次による。
　⊙上記表中の記載による
　・次による。
　　塔屋：　塔屋部分
　　上層階：　最上階から数えて4層の階（階数：12階建超の場合）
　　　同　3層の階（階数：10階～12階建の場合）
　　　同　2層の階（階数：7階～9階建の場合）
　　　最上階（1層）のみ　（階数：6階建以下の場合）
　　中間階：　地階、上層階及び塔屋階を除く階
　　地　階：　1階及び地下階
注2)吊天井は、軽量鉄骨天井下地を用いた天井に適用し、天井面での震度とする。それ以外の構造躯体に直接取付けた天井材、天井吊り設備等は、「共通」の震度を適用する。
注3)設計用震度は、設置階にかかわらず、当該部材が取付けられた、あるいは吊られた床面の階の値を適用する。複数階にまたがる非構造部材の震度は数値の大きい方の階による。
注4)設備機器の区分は、日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版における耐震クラスに準拠するものとし、下記の耐震要求性能における耐震クラスの区分に応じて適用する。
注5)建築非構造部材及び設備機器における設計用震度の割増し等の適用
　・する　（※2-2構造設計条件a.4)ハ.による係数　・　）
　※しない

③告示第771号による特定天井の設計用震度

告示第771号に基づく特定天井の設計用震度

特定天井を有する室名	階（階区分）	検証ルート	水平震度 K_H	鉛直震度 K_V	クリアランス	備考
	階（ 層階）				mm	
	階（ 層階）				mm	
	階（ 層階）				mm	
	階（ 層階）				mm	

注1) 天井の設計用震度は床面ではなく、天井面での数値を示す。階は天井が存在する階を示す。
注2) 階の区分は、告示第771号による。
注3) 備考欄に「告示外」とある部分は、告示第771号には該当しないが告示に基づく構造方法とする天井をいう。

c.敷地及び建築物各部の耐震要求性能は、次の各項目による。
1)地盤及び構造躯体の耐震要求性能は、極めて稀に発生する地震動の場合であっても人命を守ることを前提とし、地震規模の想定における損傷の度合いを次に定める。

地震規模の想定	稀に発生する地震動	極めて稀に発生する地震動
地盤の液状化	液状化の危険度が高い地点がある	液状化の危険度が極めて高い
構造躯体	主要構造体は、短期許容応力度以下にとどまり、コンクリート非構造壁等にも仕上げ材がはく離する様な大きなひび割れが発生しない。構造骨組に有意な残留変形や傾斜が認められない。	構造部材の一部に若干の強度低下を伴う損傷が生じるが、直ちに補修を要しない。主要構造体は、一部を除き終局強度に達しない。肉眼ではっきりと見える程度のひび割れが発生する。

2)建築非構造部材及び設備機器の耐震要求性能は、ケース2の場合であっても人命を守ることを前提とし、設定レベルにおける建築物各部位各設備ごとの損傷の度合いと機能継続の状況を、次に定める。各章に耐震要求性能の記述がある場合は、より高い方の要求性能を採用する。非構造用部材及び設備機器における設計用地震力に対し、各部は短期許容応力度以下となることを原則とする。

	設定レベル	ケース1	ケース2
建築非構造部材	外装CW	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまる。
	断熱複合パネル	軽微な破損にとどまる。	軽微な破損にとどまる。
	ALCパネル（内外装）	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまる。
	押出成形セメント板（内外装）	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまる。
	シーリング	シーリング切れなし。	打ち換えが困難な部分でのシーリング切れなし。
	構造シーリング	シーリング切れなし。	シーリング切れなし。
	ガラス	何ら損傷がない。	脱落なし。
	タイル（内外装）	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまる。
	乾式間仕切壁（一般）	何ら損傷がない。	軽微なひび割れ以下にとどまる。
	乾式間仕切壁（耐震上重要）	ー	ー

	一般用建具	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまる。
	防災用建具	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまり、必要な開閉機能等を保持する.
	特定天井に準ずる対応を行う天井	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまり、破片の脱落がない。
	一般天井	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまる。
	避難経路の内装（壁･天井）	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまり、避難上支障のある損傷や変形,脱落なし。
	OAフロア	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまる。
	その他の一般内装	何ら損傷がない。	軽微な損傷にとどまる。
	昇降機設備 エレベーター	何ら損傷がない。 設計図による数値(Gal)まで自動診断・復旧。	軽微な破損にとどまるが､使用可能. 設計図による数値(Gal)以上は、保守員の点検が必要。
	煙突	何ら損傷がない。	軽微な損傷にとどまる。

注1）軽微な破損とは、簡単な補修で復旧可能な程度であり、建築物の継続的な使用に支障をきたさない程度の破損をいう。
注2）一定の破損とは、応急的な処理で建築物の一定期間の使用が可能な程度の破損をいう。

設定レベル / 耐震(ｸﾗｽ)	ケース1	ケース2
電気設備 受変電設備 S	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間、機能維持する。
発電機設備 (防災用) S	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間、機能維持する。
蓄電池設備 (防災用) S	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間、機能維持する。
照明設備 S (一般分電盤等)	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまり、一定期間、機能維持する。
非常照明・誘導灯 (防災分電盤等) S	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間、機能維持する。
自火報・非常放送 (受信機､防災ｱﾝﾌﾟ) S	何ら損傷がない。	軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間、機能維持する。

設定レベル / 耐震(ｸﾗｽ)	ケース1	ケース2
機械設備 熱源設備 S	何ら損傷がない	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能
空調設備 S	何ら損傷がない	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能
排煙設備 S	何ら損傷がない	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能
監視制御設備 S	何ら損傷がない	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能

設定レベル / 耐震(ｸﾗｽ)	ケース1	ケース2
給水設備 S	何ら損傷がない	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能
排水設備 S	何ら損傷がない	軽微な破損にとどまり、一定期間使用可能
消火設備（その他） S	何ら損傷がない	軽微な破損にとどまり、必要な機能は避難等に必要な一定期間維持する

注1)設備機器における設備耐震クラスとその耐震措置は、原則として日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版における設備耐震クラス S,A,Bに準拠する。
注2)防振装置を設置した設備機器は耐震クラスを1ランク増しとする。ただし設計用震度は2.0を上限とする。
注3)設備機器に接続される電気配線、配管、ダクト類については、機器の設備耐震クラスに応じて「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版に記載された耐震措置を行う。

d.免震建物における各種クリアランスと目標性能

e.盛土法面及び宅地擁壁の耐震関連設計条件及び耐震要求性能は、次による。
1)設計用水平震度（kh）
・次による。ただし、2-3 総合耐震クライテリア　b. 2）イ. 設計用震度 の表の建築物各部での設計用震度/地階/床面の値を下回らないものとする。
適用範囲（ 該当なし ）
・次による。
適用範囲（ 該当なし ）
kh = cz × k0
cz：地域別補正係数（建築基準法施行令第88条第1項に規定するZの数値）
2-2構造設計条件　a.設計荷重 4)地震荷重 イ. 地域係数Z　による。
k0：標準設計水平震度
稀に発生する地震動：0.20　　極めて稀に発生する地震動：0.25
2)安全率（下表の値以上を確保する）
イ.盛土法面

地震規模の想定	常時	稀に発生する地震動	極めて稀に発生する地震動
滑り	※1.5 ・	－	※1.0 ・

ロ.擁壁

地震規模の想定	常時	稀に発生する地震動	極めて稀に発生する地震動
転倒	※1.5 ・	－	※1.0 ・
滑動	※1.5 ・	－	※1.0 ・
支持力	※3.0 ・	－	※1.0 ・
部材応力	長期許容応力度	短期許容応力度	終局耐力

3)耐震要求性能は、極めて稀に発生する地震動の場合であっても人命を守ることを前提とし、地震規模の想定における損傷の度合を次に定める。

地震規模の想定	稀に発生する地震動	極めて稀に発生する地震動
盛土法面	崩落せず、宅地（敷地地盤）の機能に重大な支障が生じない。	崩落せず、人命及び宅地（敷地地盤）の存続に重大な影響を与えない。
擁壁	有害な残留変形が生じない。	転倒、滑動及び沈下が生じず、躯体にもせん断破壊或いは曲げ破壊が生じない。

2-4 主要法令概要

a.建築基準法及び同施行令
⊙法第18条「計画通知」
適用建築物：（文化芸術施設 ）
・法第6条の3「構造計算適合判定」
適用建築物：（ ）
・法第7条の6「仮使用認定申請」（予定）
適用建築物：（ ）
・法第23条「延焼のおそれのある外壁の範囲」
適用範囲　：（ ）
⊙法第35条の2「特殊建築物等の内装制限」
適用範囲　：（文化芸術施設 ）
⊙法第35条の3「無窓居室等の主要構造部」
適用範囲　：（図書館事務作業室2、会議室6,7、調整室等防火防煙区画図による）
・法第48条「用途規制上の危険物数量」
数量　：（ ）
・法第56条第7項「建築物の各部の高さ制限」緩和措置（天空率）
適用建築物：（ ）
・法第56条の2「日影による中高層の建築物の高さ制限」
適用建築物：（ ）
・法86条「一定の複数建築物に対する制限の特例」
適用制度　：（ ）
緩和規定等：（ ）
・令第108条の3「耐火性能検証法」
適用範囲　：（ ）
除外規定等：（ ）
・令第114条「防火上主要な間仕切り壁の構造」
適用箇所　：（ ）
・令第129条等「避難安全検証法」（・全館避難　・階避難　・区画避難）
適用範囲　：（ ）
除外規定等：（ ）
・敷地内の既存建築物とその遵法性の確認
既存建築物：（ ）
遵法性確認：（・済　・未 ）
遵法性関連の発注者への伝達事項：（ ）
・増築等が発生する場合の既存不適格部分と遡及適用の範囲
既存不適格事項　：（ ）
遡及適用事項と範囲：（ ）
・その他
（ ）
b.関係条例等
⊙千葉県建築基準法施行条例
適用範囲　：（敷地内全て ）
⊙千葉県福祉のまちづくり条例
適用範囲　：（敷地内全て ）
c.消防関係法令
・消防法施行令第8条区画「防火対象物別棟と見なす区画」
適用範囲：（ ）
・その他
（ ）
d.その他の関係法令、許認可申請関連、官庁指導等
⊙エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）
⊙高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
・医療法
・大規模倉庫法
・旅館業法
⊙興業場法
⊙海岸法（適用範囲：海岸保全区域）

e.建築士法
⊙第3条「建築士でなければできない設計又は工事監理」
対象建築物：（ ）
⊙第18条「設計の委託者に対する設計の内容に関する説明」
・基本設計完了時　説明及び検証（実施日：令和7年3月31日）
・実施設計完了時　説明及び検証（実施日：令和8年6月30日）
⊙第21条「建築士が行うその他の業務」
対象業務　：（建築関連法令・条例に基づく手続きの代理）
⊙第24条の7「建築士事務所の開設者が行う重要事項説明」　の適用
実施日　：（2025年 5月30日 ）
・その他
（ ）

2-5 その他の建築設計条件

a.駐車場等
1)附置義務駐車台数
四輪車　合計　（　任意　）台
普通車対応　（　）台
車いす使用者対応　（　）台
小型車対応　（　）台
荷さばき対応　（　任意　）台
自動二輪車　（　任意　）台
自転車　（　任意　）台
2)駐車場収容空間の制限
普通車　：長さ5.5m×幅2.5m×高さ2.1m(HR車で2.6m)
小型車　：長さ5.0m×幅2.5m×高さ2.1m
3)一般車最大制限高さ
車路面 +(　2.3　)m（設計高さ）
車路面 +(　－　)m（制限バーの高さ）
車路面 +(　2.2　)m（制限サイン表示・呼称高さ）
4)搬出入車最大制限高さ
車路面 +(　3.2　)m（多目的ホール用 設計高さ）
車路面 +(　－　)m（制限バーの高さ）
車路面 +(　3.0　)m（制限サイン表示・呼称高さ）
5)路外駐車場適用の有無　・なし　⊙あり(収容台数　165 台)
6)搬入ルートの最大開口　幅（ 5.0 ）m×高さ（ 3.5 ）m
b.各用途の設計密度　・事務所（　）人/㎡　・（　）人/㎡
c.テナント関連官方基準書　⊙なし　・あり（ ）
d.主要室の許容騒音値　⊙あり　（ F50.1.2 音響性能目標値」による）
e.BCP対策　⊙要　・不要
1)非常用発電機電源の連続供給時間　・2時間　・24時間　⊙72時間　・
2)受水槽容量　⊙なし　・
3)汚水排水槽容量　⊙なし　・
4)帰宅困難者対応　⊙あり（ 400 ）人（滞在エリア 3.5㎡/人で算定）
5)その他　（ ）
f.その他の設計条件　・（ ）
・ガス消火等による間仕切壁、天井等の耐圧仕様が必要となる箇所
⊙なし

3.設計者・監理者等及び確認申請関連事項

3-1 設計者

a.代表となる設計者
（ 髙橋　央 ）一級建築士　第（296711）号

b.その他の設計者
（ 甚内 有紀 ）一級建築士　第（ 344510 ）号
（ 柳澤　彩 ）一級建築士　第（ 357453 ）号
（ 大場　卓 ）一級建築士　第（ 391154 ）号
(小板橋　裕一）一級建築士　第（ 222715 ）号、
構造設計一級建築士　第（ 956 ）号
（ 上野　梧 ）一級建築士　第（ 336394 ）号、
構造設計一級建築士　第（ 9287 ）号
(杉原　浩二 ）一級建築士　第（334691）号
(上田　智士 ）一級建築士　第（377915）号
(霜藤　翔馬 ）一級建築士　第（393341）号

c.構造設計図書の法適合確認
（ 小板橋 裕一 ）一級建築士　第（222715）号、
構造設計一級建築士　第（ 956）号

d.設備設計図書の法適合確認
(長谷川　巌） 一級建築士　第（267454）号、
設備設計一級建築士　第（ 1415 ）号

3-2 建築設備の設計に関し意見を聴いた者

a.代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者
(坂本　真史） 建築設備士　第(16CI-0932KG) 号
(大高　恵 ） 建築設備士　第(23CI-0647WN) 号
(山口　慶 ） 建築設備士　第(29CI-0180NU) 号

3-3 監理者

a.代表となる工事監理者
（　未定　）一級建築士　第（　）号

b.その他の工事監理者
（　未定　）一級建築士　第（　）号

3-5 計画通知等

a.計画通知確認済証番号年月日
1)建築物　番号（第ERI-26002636号　）・2026年 6月23日
2)工作物　番号（ ）・　年　月　日
3)昇降機　番号（ ）・　年　月　日
b.適合判定通知書(構造計算適合性判定) 番号年月日
番号（ ）・　年　月　日
c.適合判定通知書(建築物エネルギー消費性能適合性判定)　番号年月日
番号（第004-01-2026-1-4-00057号）・2026年 6月23日
d.検査済証番号年月日
1)建築物　番号（ ）・　年　月　日
2)工作物　番号（ ）・　年　月　日
3)昇降機　番号（ ）・　年　月　日

4.非構造部材、建築設備機器及び同架台等の共通特記仕様

4-1 非構造部材

a.屋根葺材（長尺金属板葺、折板葺、粘土瓦葺）、特定天井、外装材、屋外に面する帳壁及び屋内外のすべての非構造部材の支持構造部及び建築物の構造耐力上主要な部分に緊結する部位は、施行令第83～88条の規定による固定荷重、積載荷重、積雪荷重、風圧力、地震力、及び層間変位を考慮し、施行令第82条による組合せ応力に対して、構造耐力上安全であることとする。また、避難の支障となる損傷がないものとする。
b.外力は、次による。
1)積載荷重は、2-2 a. 1）による。
2)積雪荷重は、2-2 a. 2）による。
3)風圧力は、2-2 a. 3）による。
4)地震力は、2-3 b. による。
5)層間変位は、2-3 b. におけるケース2の設計用層間変位による。
c.支持金物(取付けボルトやナット含む)は、該当各章の規定により、ステンレス、亜鉛めっき、錆止め塗装等の防錆処置を施したものとする。

4-2 設備機器及び同架台等

a.建築設備（昇降機設備を除く）の支持構造部及び構造本体との緊結金物は、次による。
1)施行令第83～88条の規定による固定荷重、積載荷重、積雪荷重、風圧力、地震力を考慮し、施行令第82条の組合せ応力に対して、構造耐力上安全なものとする。
2)耐震の措置は､原則として日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版に準拠して行う。また、機器本体の耐震性能は、製造者により確認されているものとする。
3)地震荷重は、2-3 b.　による。
4)風圧力及びその他の荷重は、2-2 a. による。
5)建築設備の支持構造部及び構造本体との緊結金物等は、所定の防錆処置を行う。
b.屋上から突出する水槽、煙突、冷却塔その他これらに類するものの支持構造部及び建築物の構造耐力上主要な部分に緊結する部位は、次による。
1)前項「建築設備の支持構造部及び構造本体との緊結金物」に規定した荷重による応力に対し、構造耐力上安全なものとする。ただし、採用する荷重は、平12建告第1389号に定める規定値を下回ってはならない。
2)支持構造部及び緊結金物の防錆仕様は、前項「建築設備の支持構造部及び構造本体との緊結金物」と同一とする。
c.屋上から突出する煙突の高さは、鉄製の補強がない場合は900mm以下とする。また、室内の煙突部分の鉄筋のかぶり厚さは50mm以上とする。
d.建築物に設ける給水、排水その他の配管設備（給湯設備を除く）その他これらに類するものの支持構造部及び建築物の構造耐力上主要な部分に緊結する部位は、次による。なお、給湯設備とは、建築物に設ける電気給湯器その他の給湯設備で、屋上水槽等のうち給湯設備に該当するもの以外とする。
1)風圧、土圧、水圧、地震その他の震動及び衝撃に対して、安全上支障のない構造とする。
2)風圧力及び地震力により建築物に生ずる層間変形に対しても追従でき、安全上支障のない構造とする。
3)建築物の部分を貫通して配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設けるなど、有効な管の損傷防止のための措置を講ずる。
4)管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は可とう継手を設けるなど、有効な損傷防止のための措置を講ずる。
5)管を支持又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いるなど、有効な地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置を講ずる。
e.法第20条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上水槽等にあっては、平成12年建設省告示第1389号により、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとする。
f.給湯設備は、風圧、土圧、水圧、地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とする。満水時の質量が15kgを超える給湯設備については、地震に対して安全上支障のない構造として、平成12年建設省告示第1388号第5（平成25年4月1日一部改正施行）に規定する構造方法による。

髙橋　央　一級建築士
甚内　有紀　一級建築士
柳澤　彩　一級建築士
大場　卓　一級建築士
小板橋　裕一　一級建築士・構造設計一級建築士（法適合確認）
長谷川　巌　設備設計一級建築士（法適合確認）

日建設計

2026.06.30　検図者：砂田 哲正

木更津市吾妻公園文化芸術施設
新築工事（建築）

工事概要書（2）

（通し番号 2）
1 － 2

No. J－240623－D

工事名称：木更津市吾妻公園文化芸術施設新築工事

● 週休2日制(発注者指定方式)
・本工事は、週休２日促進工事である。
・受注者は、原則週休２日制で施工すること。
・工事の実施にあたっては、「木更津市営繕工事週休２日促進工事実施要領」に基づき行うこと。

○ 週休2日制(受注者希望方式)
・本工事を週休２日促進工事として実施することを希望する場合は、受注者は、現場着手前に発注者と協議すること。
・上記の協議により、週休２日促進工事とした場合、工事の実施にあたっては、「木更津市営繕工事週休２日促進工事実施要領」に基づき行うこと。

Ⅰ.工事概要 （下記の概要は、前記の01-01図の工事概要書に記載の内容を優先する。）

1.工事場所　千葉県木更津市吾妻一丁目647番15の一部、647番17の一部、二丁目647番16の一部、647番32、647番34、647番35の一部、647番40の一部、647番43の一部

2.敷地面積　25,631.17㎡

3.主要用途　08140図書館、08550集会場、08990公民館、08490自動車車庫

4.建物概要

建物名称	構造	階数	建築面積(m2)	延べ面積(m2)	備考
吾妻公園文化芸術施設	RC・SRC・S	B1/4/P1	4,182.68㎡	8,359.27㎡	

5.工作物、外構等　常設駐車場

Ⅱ.建築工事仕様

1.共通仕様

図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書による。
「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版」（以下、「標仕」という。）

2.提出様式

本工事で用いる提出書類の様式は、「木更津市建設工事適正化指導要領」及び「木更津市営繕課提出書類一覧」によるほか、監督職員の指示による。

3.特記仕様
1) 項目は、●のついたものを適用する。
2) 特記事項は、●のついたものを適用する。（●印が付かない場合は⊠印の付いたものを適用する）（●印と⊠印の両方が付いた場合は●印を適用し、⊠や○は適用しない）
3) 特記事項に記載の（　　）内表示番号は標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
4) G印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12 年法律第100 号)」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和4年2月25日変更閣議決定）」に定める判断の基準を満たすものを示す。
5) 建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項については、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（令和3年版）一般社団法人　公共建築協会」による。
6) 「設計図書による」とあるのは、設計図書 02-11～ 02-27 図にある特記仕様書に記載の内容を優先する。

章	項目	特記事項

1 各章共通事項

● 1.適用基準等

● 建築工事標準詳細図　（令和4年版）
● 営繕工事写真撮影要領　（令和5年版）
● 建築工事安全施工技術指針　（平成27年）
● 建設工事公衆災害防止対策要綱　（令和元年）
● 千葉県福祉のまちづくり条例　施設整備マニュアル　（平成30年）
● 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）　（令和7年度版）
● 建築物解体工事共通仕様書　（令和4年版）
● 公共建築木造工事標準仕様書　（令和7年版）
● デジタル工事写真の小黒板情報電子化について（国営建技第14号　令和5年3月1日）
● 建設工事請負契約に係る設計変更等ガイドライン令和４年４月（木更津市）

● 2.工事実績情報の登録

本工事の最終請負代金(消費税込)が、500万以上となる場合には、工事実績情報システム（CORINS）に、基づき工事実績データを作成する。また、作成した内容について監督職員の確認を受けた後、以下に示す期間内に（一財）日本建設情報総合センターに所定の手続きにより登録するとともに、登録内容確認書の写しを提出する。(1.1.4)
1)　工事受注時　　契約締結後10日以内
2)　登録内容の変更時　　契約事項の確定日から10日以内
3)　工事完成時　　工事完成後10日以内

● 3.電気保安技術者

● 自家用電気工作物、　○ 一般電気工作物　(1.3.3)
ただし、自家用電気工作物の場合は1.3.3の他、次によるものとする。
工事現場に置く電気保安技術者は、各施設の保安規定に定める
工事管理者（　　木更津市　　）の任命する監督職員の指示に従い保安業務を行う。

● 4.工事電力設備の保安責任者

工事用電力設備の保安責任者は、各施設の保安規定により
使用区域を変更しようとする場合において保安監督者（電気監督職員）に「自家用電気工作物使用区域変更届書」を提出すること。(1.3.4)

● 5.保険

本工事の完成引渡まで工事目的物及び工事材料を火災保険、建設工事保険その他の保険に附すること。
1)　被保険者　　発注者、受注者及びその全下請負人
2)　保険金額　　請負代金全額
3)　保険期間　　工事着手のときから工事引渡しまでの期間＋１４日間
なお、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものの写しを直ちに監督職員に提出する。

● 6.設計GL

※ 図示、○　設計GL = TP+4.99

● 7.施工条件

(1.3.5)
関連工事
・01－01図　工事概要書に記載のとおり
・
・

● 8.環境への配慮

(1.4.1)
(1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の 1) から 4) を満たすものとする。
1)　合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗装、仕上塗材は、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
2)　接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
3)　接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
4)　1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
(2) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の 1) 又は 2)に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の3) 又は4) に該当する材料を指す。
1)　建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
2)　建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
3)　建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
4)　建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

1 一般共通事項

● 9.材料の品質等

(1.4.2)
(1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。
(2) 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。
(3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
(4) 本工事に使用する材料のうち、(5) に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し等）を監督職員に提出して承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。
①品質及び性能に関する試験データが整備されていること
②生産施設及び品質の管理が適切に行われていること
③安定的な供給が可能であること
④法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること
⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること
⑥販売、保守等の営業体制が整えられていること
(5) 製造業者等に関する資料の提出を求める材料
床型枠用鋼製デッキプレート、鉄骨柱下無収縮モルタル、無収縮グラウト材、乾式保護材、既調合モルタル、既調合目地材、ルーフドレン、吸水調整材、錠前類、クローザ類、自動ドア機構、自閉式上吊り引戸機構、重量シャッター、軽量シャッター、オーバーヘッドドア、防水剤、現場発泡断熱材、フリーアクセスフロア、可動間仕切、移動間仕切、トイレブース、天井点検口、床点検口、グレーチング、屋上緑化システム、トップライト、ポリマーセメントモルタル、鋳鉄製ふた

● 10.技能士

現場常駐報告書を提出すること。(1.5.2)

適用工事種別	技能検定作業	
● 仮設工事	● とび作業	
● 鉄筋工事	● 鉄筋組立作業	
● コンクリート工事	● 型枠施工	● コンクリート圧送工事作業
● 鉄骨工事	● 構造物鉄工事作業	● とび作業
○ コンクリートブロック、ALCパネル、押出成形セメント板工事	○ コンクリートブロック工事作業 ○ ALCパネル工事作業	
● 防水工事	● アスファルト防水工事作業 ● ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ○ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ○ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ● セメント系防水工事作業 ○ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ○ FRP防水工事作業	● シーリング防水工事作業
○ 石工事	○ 石張り作業	
○ タイル工事	○ タイル張り作業	
● 木工事	● 大工工事作業	
● 屋根及びとい工事	● 内外装板金作業	
● 金属工事	● 鋼製下地工事作業	● 内外装板金作業
● 左官工事	● 左官作業	
● 建具工事	● ビル用サッシ施工作業 ● 自動ドア施工作業	● ガラス工事作業
○ カーテンウォール工事	○ 金属製カーテンウォール工事作業 ○ ビル用サッシ施工作業	○ ガラス工事作業
● 塗装工事	● 建築塗装作業	
● 内装工事	● カーペット系床仕上作業 ● プラスチック系床仕上げ工事作業 ● ボード仕上げ工事作業	● 壁装作業
● 排水工事	● 建築配管作業	
● 舗装工事	● 溶融ペイントハンドマーカー工事作業 ● 加熱ペイントハンドマーカー工事作業	
○ 植栽工事	○ 造園工事作業	

● 11.化学物質の濃度測定

・施工完了時に室内空気中の揮発性有機化合物の濃度を測定し、報告すること。(1.5.9)
● ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン
● パラジクロロベンゼン~~(用途が学校の場合、上記項目に追加する。)~~、その他設計図書による
測定はパッシブ型採集機器により行う。
着工前の測定　● 行わない、 ○ 行う
測定対象室　●設計図特記図示（　　　　）
測定箇所数　●設計図特記図示（　　　　）
測定数値が厚生労働省指針値を超えた場合は、換気後再測定し報告書を提出すること。

● 12.材料試験

コンクリート圧縮試験及び鉄筋の引張等試験については、公益財団法人千葉県建設技術センター等の試験機関で実施すること。
変更する場合は、監督職員の承諾を得ること。

● 13.発生材の処理

別記-1による。(1.3.11)

● 14.設備工事との取合い

設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。
施工範囲は別記-2（工事区分表）による。

● 15.安全対策

・受注者相互の緊密な連絡調整を図り、協力して工事を安全円滑に実施することを目的とする「工事関係者連絡会議」を設置すること。
・発注者で組織する安全対策委員会が行う安全審査、施工条件検討、安全点検等に協力すること。

● 16.過積載による違法運行の防止

工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。
1) 積載重量制限を超過して土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。
2) さし枠装着車、不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。
3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受けるなど、過積載を助長することのないようにすること。
4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5) 建設発生土の処理及び骨材等の購入にあたって、下請事業者及び骨材等納入者の・利益を不当に害することのないようにすること。
6) 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

● 17.環境対策

・受注者は、環境保全対策関係法令に従い工事現場地域の保全と、円滑な工事施工を図ること。
・建設機械は、排ガス対策車及び、低騒音型を使用すること。
・特定粉じん排出等作業（法定外建築物・作業を含む）は、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に基づき施行する。
・本工事で使用する軽油については、ＪＩＳ規格軽油を使用すること。
・受注者は、県税事務所がその他の機関と合同で行う建設機械及び本工事に係る車両等を対象とする燃料の抜取調査に対しては、監督員の指示により協力しなければならない。
・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（「資材の梱包及び容器は可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄物の負荷低減に配慮されていること。」）に留意すること。

● 18.工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、不法・違法無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。

● 19.施工図等の取扱

施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

● 20.中間検査

・回数　：（　1　）回
・実施時期：（　協議による　）

● 21.創意工夫等

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫に関する項目、または地域・社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに任意様式により提出することができる。

● 22.設計図CADデータ

・設計図CADデータ　：⊠　貸与する、 ● 貸与しない
（施工図作成に必要な設計図データのみ貸与する）
貸与する設計図CADデータを当該工事の施工図または完成図の作成以外の目的に使用してはならない。

● 23.完成時の提出図書等

工事完成時の提出図書等は以下のものとする。(1.8.1～3)

提出図書等	仕様		部数
● 完成図面	● 図面（検査用） ● 図面（A1版）見開き製本 ● 図面（A3版）見開き製本	サイズ　● A3版　● A2版　● A4版	● 1 部 ● 2 部 ● 1 部
● 工事関係図書	● 本工事中に作成した工事関係書類等をまとめたもの ● 工事写真（検査用） ● 工事写真　写真用高画質紙 ※ 契約検査課の検査後提出		● 1 部 ● 1 部 ● 1 部
● 完成写真	● キャビネ判 ● JPG等の画像データ	撮影箇所　○ 2 箇所　● 監理者より	● 1 部 ○ 部
● 保全に関する資料	－		● 2 部 ○ 部
● 電子成果品	● CD-RまたはDVD-R ※保存する工事書類、データ形式などは工事監督員と協議		● 2 部 ○ 部

● 24.施設点検

本工事完成（「工事目的物の引渡し」を行った日）後、1年目及び2年目に関係者（営繕課、工事監理事務所、施設管理者、受注者）による施設点検（不具合の有無を確認し、その処理について協議）を行うので、当課からの依頼により施設点検に立会い協力するものとする。

● 25.建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

本工事は、中東情勢の変化等による供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要となる経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。

(1) 調達検討資材は塗料（さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む）、防水材（シーリングを含む）、断熱材（押出法ポリスチレンフォーム等）、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板などの資材を想定している。なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。
(2) 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
①調達検討資材の代替資材を調達した場合
②調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
③調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)
(3) 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、妥当性が確認された別途調達経費について設計変更の対象とする。受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
(4) 本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第 26 条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）の対象外とする。
(5) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

● 26.各工事の総合調整

受注者は工事施工において、別途工事の受注者との総合調整を行うこと。

2 仮設工事

● 1.監督職員事務所

● 設計図書による　　○下記による　(2.3.1)
・監督職員用のスペース　：
規模(㎡)　：　○10程度、○20程度、 ○35程度、 ○ 65程度、○100程度、 ○（　　）程度
・備品等の種類及び数量
○ 書棚、○ 図面架、 ○見本棚、○ 机及びいす、 ○ 更衣ロッカー（ ）、
○ ゴム長靴（ ）、 ○雨合羽（ ）、 ○ヘルメット（ ）、 ○ 墜落制止用器具（ ）

● 2.工事用水

構内既存の施設　　⊠ 利用できない、 ○ 利用できる（ ※ 有償、　○無償）

● 3.工事用電力

構内既存の施設　　⊠ 利用できない、 ○ 利用できる（ ※ 有償、　○無償）

● 4.仮囲い等

● 設計図書による　　○下記による
仮囲い　※成型鋼板（H=　　m、L=　　m）
出入口　○シートゲート　　（W=　　m、H=　　m）
　　　　○キャスターゲート（W=　　m、H=　　m）
　　　　○（　　　　）

● 5.仮設通路

● 設計図書による　　○下記による
○ 鋼板敷き（長さ6.0m、幅1.5m、厚さ22mm、　　枚）

● 6.交通誘導員

配置人数　：（　4　）人
配置期間　：（　24か月　　）
配置場所　：（　東側2か所各１名、西側1名各2か所　）

● 7.仮設足場

(2.2.4)
枠組足場の設置に当たっては、「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省　平成21年 4月）により、手すり先行工法の種類は、別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2(2)手すり据置き方式、又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。
手すり先送り方式は不可とする。
また、別紙2「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とすること。
なお、別契約の関係業者がある場合は、当該業者に無償で使用させること。

3 土工事

● 1.埋め戻し及び盛り土

● 設計図書による　　○下記による　(3.2.3)(表3.2.1)
○ 材料及び工法　：
⊠ 標準仕様書表3.2.1による
○ A 種　適用場所（　　　）
⊠ B 種　適用場所（　　　）
○ C 種　適用場所（　　　）、土質（　　　）、受渡場所（　　　）
○ D 種　適用場所（　　　）
○ 材料（　　　　）、工法（　　　　）

● 2.建設発生土の処理

(3.2.5)
○ 構内指示の場所に堆積、● 構内指示の場所に敷き均し、○（　　　）
○ 構外搬出適切処理（別記-1による）

4～7

「4　地業工事」、「5　鉄筋工事」、「6　コンクリート工事」、「7　鉄骨工事」は、構造関係特記仕様書による。

8 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事

○ 1.補強コンクリートブロック造

(8.2.2,3,5,7,8)
・ブロックの種類　：

断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ(mm)	モデュール呼び寸法(mm) 長さ	高さ	化粧の有無	適用箇所	備考
○				○ 無、○有		
○				○ 無、○有		

・モルタルの調合（容積比）　：
⊠ 標準仕様書表8.2.1による　　○ セメント（　　　）：砂（　　　）
・各部の配筋　：⊠ 図示、 ○（　　　　）
・目地仕上げ　：○ 押し目地仕上げ、 ○ 化粧目地仕上げ
・まぐさを受ける開口部両側のブロックのモルタル又はコンクリートで充填する
・範囲　：　⊠ 図示、○（　　　　）

○ 2.コンクリートブロック帳壁及び塀

(8.3.2～4)
・ブロックの種類　：

断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ(mm)	モデュール呼び寸法(mm) 長さ	高さ	化粧の有無	表8.3.1以外の適用箇所	備考
⊠空洞ブロックC(16)				○ 無、○有		
○ 型枠状ブロック 20				○ 無、○有		
○				○ 無、○有		

・モルタルの調合（容積比）　：
⊠ 標準仕様書表8.2.1による、 ○ セメント（　　　）：砂（　　　）
・塀の厚さ(mm)　：
壁の高さが2m以下　⊠120、○（　　　　）
壁の高さが2m超え　⊠150、○（　　　　）
・壁鉄筋の継手、定着及び末端部の折り曲げ形状　：　⊠図示、 ○（　　　）
・各部の配筋　：⊠ 図示、 ○（　　　）

○ 3.ALCパネル

(8.4.2～5)
・ALCパネルの区分等　：

区分			単位荷重(N/㎡) 正荷重	負荷重	厚さ(mm)	幅及び長さ	耐火性能(時間)	構法の種別
○ 外壁用	○ 一般 ○ コーナー	○ 平 ○ 意匠				図示による	○ なし ○ 1	○ A種 ○ B種
○ 間仕切壁用	○ 一般 ○ コーナー	○ 平 ○ 意匠	－	－		図示による	○ なし ○ 1	○ C種 ○ D種 ○ E種
○ 屋根用	－	－				図示による	0.5	⊠ F種
○ 床用	－	－				図示による	○ 1 ○ 2	

・パネルの相互の接合部に充填する耐火目地材　：○（　　　　）
・外壁、屋根パネルの構法における耐風圧性能　：
建築基準法に基づき定まる風圧力の（○1、○1.15、 ○1.3）倍の耐風圧性能
・外壁パネル、間仕切りパネルにおける耐震性能　：
地震力に対する安全性

設計用震度	帳壁（仕上面及び構造体から仕上面までの接合部材）の性能
設計用水平震度（KH） ⊠ 1.0 ○ 設計用鉛直震度（KV） ⊠ 0.5 ○	設計用震度の地震力に対して、部材に生じる応力度が所定の応力度内にあり、有害な残留ひずみが生じないこと。 ただし、所定の応力度以内にあることの確認が困難な場合は、試験等により設計用震度の地震力に対して有害な残留ひずみが生じないことを確認する。 なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。 所定の応力度は、短期許容応力度とし、短期許容応力度が定められていない材料については、関連基準（製造者等により構成される協会等が定める指針等を含む）が定める値とする。

構造体の層間変形に対する追従性

層間変形角	帳壁（仕上面及び構造体から仕上面までの接合部材）の性能
○ 1/100 ○ 1/200	左記の層間変形角に対して、脱落しないこと

・パネル幅の最小限度を300mm未満とする場合：　⊠ 図示、 ○（　　　　）
・パネル短辺小口相互の接合部、外壁、間仕切壁パネルの出隅及び入隅のパネル接合部、並びにパネルと他部材との取り合い部の目地幅(mm)　：　⊠ 10～20、○（　　　　）
・外壁、間仕切壁パネルの伸縮目地への耐火目地材の充填　：　○ 適用する、 ○ 適用しない

○ 4.押出成形セメント板（ECP）

(8.5.2～5)
・ECPの種類等　：

パネルの種類	形状	厚さ(mm)	幅(mm)	工法の種別	備考
○ 外壁パネル	○ F	○ 50、○ 60、○	⊠ 600 ○	○ A種 ○ B種	
	○ D	○ 50、○ 60			
	○ T	60			
○ 間仕切壁パネル	○ F	○ 50、○ 60、○	⊠ 600 ○	○ B種 ○ C種	
	○ D	○ 50、○ 60			
	○ T	60			

形状　F：フラットパネル、D：デザインパネル、T：タイルベースパネル

・外壁パネルの工法における耐風圧性能　：
建築基準法に基づき定まる風圧力の（○1、○1.15、 ○1.3）倍の耐風圧性能
・外壁パネル、間仕切りパネルにおける耐震性能　：
地震力に対する安全性

設計用震度	帳壁（仕上面及び構造体から仕上面までの接合部材）の性能
設計用水平震度（KH） ⊠ 1.0 ○ 設計用鉛直震度（KV） ⊠ 0.5 ○	設計用震度の地震力に対して、部材に生じる応力度が所定の応力度内にあり、有害な残留ひずみが生じないこと。 ただし、所定の応力度以内にあることの確認が困難な場合は、試験等により設計用震度の地震力に対して有害な残留ひずみが生じないことを確認する。 なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。 所定の応力度は、短期許容応力度とし、短期許容応力度が定められていない材料については、関連基準（製造者等により構成される協会等が定める指針等を含む）が定める値とする。

構造体の層間変形に対する追従性

層間変形角	帳壁（仕上面及び構造体から仕上面までの接合部材）の性能
○ 1/100 ○ 1/200	左記の層間変形角に対して、脱落しないこと

・パネル幅の最小限度を300mm未満とする場合：　⊠ 図示、 ○（　　　　）
・パネル相互の目地幅（mm）：　⊠長辺（　　　mm）、⊠ 短辺（　　　mm）
・出隅及び入隅のパネル接合目地の目地幅(mm)：　⊠ 15mm程度、○（　　　　）
・耐火構造以外の目地及び隙間の処理　：　⊠ パネル製造所の仕様、○（　　　　）
やむを得ず欠き込み等を行う場合は、下表の寸法を限度とし、欠損部分を考慮した強度を確認した資料を提出する。

		孔あけ及び欠き込みの大きさ	切断後のパネルの残り部分の幅
パネルに孔あけを設ける場合	短辺	パネル幅の1/2以下、かつ、300mm以下	150mm以下
	長辺	500mm以下	300mm以下
パネルに欠き込みを設ける場合	短辺	パネル幅の1/2以下、かつ、300mm以下	300mm以下
	長辺	500mm以下	300mm以下

章	項目	特記事項
9 防水工事	● 1.アスファルト防水	(9.2.2～5)(表 9.2.3～9)

屋根保護防水 ：●設計図書による　○下記による

・防水層の種別

種別	施工箇所	断熱材 G	絶縁用シート
○ A-1			☒ ポリスチレンフィルム厚さ0.15mm以上又はフラットヤーンクロス70g/㎡程度 ○
○ A-2			
○ A-3			
○ B-1			
○ B-2			
○ A1-1		JIS A 9521に基づく押出ポリスチレンフォーム断熱材3種bA(スキン層付き) 厚さ　mm	☒ フラットヤーンクロス70g/㎡程度 ○
○ A1-2			
○ A1-3			
○ B1-1			
○ B1-2			

・改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ　：
　☒　標準仕様書表9.2.3から表9.2.4による
　○　JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
　　用途による区分　　○(　　)
　　材料構成による区分　☒R種
　　厚さ　　○(　　) mm以上
・部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ　：
　☒　標準仕様書表9.2.5から表9.2.6による
　○　JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
　　用途による区分　　○(　　)
　　材料構成による区分　☒R種
　　厚さ　　○(　　) mm以上
・部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ　：
　☒　標準仕様書表9.2.7及び表9.2.8による
　○　JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
　　用途による区分　　○(　　)
　　材料構成による区分　☒R種
　　厚さ　　○(　　) mm以上
・立上り部への断熱材及び絶縁用シート　：
　○　設計図示　　○　設置する
・平場の保護コンクリートの厚さ　：
　こて仕上げ　　○ 水下　80mm以上、○ (　　)
　床タイル張り　　☒ 水下　60mm以上、○ (　　)
・立上り部の保護方法　：
　○　乾式保護材（品質・性能及び試験方法は、建築材料等品質性能表による）
　　窯業系パネル I 類　厚さ (　　) mm、幅 (　　) mm
　○　れんが押え (　☒ JIS R 1250、○　　)
　○　コンクリート押え
　○　設計図示

屋根露出防水 ：●設計図書による　○下記による

・防水層の種別　：

種別	施工箇所	断熱材 G	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水 G
○ D-1			☒ アスファルトルーフィング類の製造所の仕様 ○	☒ アスファルトルーフィング類の製造所の仕様 ○	○ 適用する
○ D-2					○ 適用する
○ D1-1		標準仕様書9.2.2(9)ｳ 種類： 厚(mm)：			○ 適用する
○ D1-2					○ 適用する

・改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ　：
　☒　標準仕様書表9.2.8による
　○　JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
　　用途による区分　　○(　　)
　　材料構成による区分　☒R種
　　厚さ　　○(　　) mm以上
・部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ　：
　☒　標準仕様書表9.2.7及び表9.2.8による
　○　JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
　　用途による区分　　○(　　)
　　材料構成による区分　☒R種
　　厚さ　　○(　　) mm以上
・絶縁断熱工法のルーフドレイン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置　：
　☒　図示、○(　　)
・絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量　：
　種類　　☒ アスファルトルーフィング類の製造所の指定、○(　　)
　設置数量 ☒ アスファルトルーフィング類の製造所の指定、○(　　個)

屋内防水

・防水層の種別　：●設計図書による　○下記による

種別	施工箇所
○ E-1	
○ E-2	

・保護層　：※ 設ける (　　図示、　　)、　設けない
・E-1の工程3を行う部位　：
　☒　貯水槽、浴槽等常時水に接する部位
　○　図示図書
・防水層の下地の立上り　：
　☒ コンクリート打放し仕上げ　標準仕様書表6.2.4[打放し仕上げ種別]のB種
　○ (　　)
・立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法　：設計図示
　☒ アルミニウム製　L-30*15*2.0mm程度、○ (　　)
・防水層の下地のモルタル塗り　：
　○ 適用する（施工範囲：☒ 図示、○　　)、○ 適用しない
・屋根排水溝　：☒ 図示、○ (　　)

○ 2.改質アスファルトシート防水　(9.3.2,3)(表 9.3.1～3)

屋根露出防水

・防水層の種別　：

種別	施工箇所	断熱材 G	防湿用シート	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水 G
○ AS-T1				☒ 改質アスファルトシートの製造所の仕様 ○	☒ 改質アスファルトシートの製造所の仕様 ○	○ 適用する
○ AS-T2						○ 適用する
○ AS-T3						○ 適用する
○ AS-T4						○ 適用する
○ AS-J1						○ 適用する
○ ASI-T1		標準仕様書9.3.2(3) 種類：	○ 設ける 改質アスファルトシートの製造所の仕様 ○ 設けない			○ 適用する
○ ASI-J1		厚(mm)：				○ 適用する

・改質アスファルトシートの種類及び厚さ　：
　☒　標準仕様書表9.3.1から表9.3.3による
　○　JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
　　用途による区分　　○(　　)
　　材料構成による区分　☒R種
　　厚さ　　○(　　) mm以上
・粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ　：
　☒　標準仕様書表9.3.2から表9.3.3による
　○　JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
　　用途による区分　　○(　　)
　　材料構成による区分　☒R種
・部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ　：
　☒　標準仕様書表9.3.2から表9.3.3による
　○　JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
　　用途による区分　　○(　　)
　　材料構成による区分　☒R種
・立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法　：
　☒　アルミニウム製　L-30*15*2.0mm程度、○ (　　)
・絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量　：
　種類　　☒ 改質アスファルトシートの製造所の指定、○(　　)
　設置数量 ☒ 改質アスファルトシートの製造所の指定、○(　　個)

章	項目	特記事項
9 防水工事	○ 3.合成高分子系ルーフィングシート防水	(9.4.2～4)(表 9.4.1～3)

屋外防水

・防水層の種別　：

種別	施工箇所	可塑剤移行防止シートの材質	断熱材 G	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水 G
○ S-F1				☒ ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様 ○	☒ ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様 ○	○ 適用する
○ S-F2						○ 適用する
○ S-M1				☒ ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様 ○	☒ ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様 ○	○ 適用する
○ S-M2						○ 適用する
○ S1-F1			標準仕様書9.4.2(3)ｴb 種類： 厚(mm)：	☒ ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様 ○	☒ ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様 ○	○ 適用する
○ S1-F2						○ 適用する
○ S1-M1			標準仕様書9.4.2(3)ｴa 種類：	☒ ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様 ○	☒ ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様 ○	○ 適用する
○ S1-M2		☒ 発泡ポリエチレンシート ○	厚(mm)：			○ 適用する

・S1-F1、S1-F2、S1-M1及びS1-M2の仕様置　：
　☒　非歩行仕様、○　軽歩行仕様
・S1-M1及びS1-M2における防湿用フィルム　：
　○ 設置する、○ 設置しない

屋内防水

・防水層の種類　：

種別	施工箇所	保護層 平場のモルタル塗り厚	保護層 立上り部の保護モルタル塗り厚さ
○ S-C1		mm	☒ 7mm以下、○

平場の保護モルタル床塗りにおける目地の目地割及び種類　：
　目地割　　☒ 目地割2m程度、最大目地間隔3mm程度、○ (　　)
　目地の種類 ☒ 押し目地、○(　　)
合成高分子系ルーフィングシートの種類及び厚さ　：
　☒　標準仕様書表9.4.1、表9.4.2、及び表9.4.3による
　○　JIS A 6008に基づく種類及び厚さ
　　種類 (　　)、厚さ (　　mm)
固定金具の材質及び寸法形状　：
　☒ 厚さ0.4mm以上の防錆処理した鋼板、ステンレス鋼鈑及びそれらの片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもの
　○ (　　)
接着工法の場合の脱気装置の種類及び設置数量　：
　☒ ルーフィングシートの製造所の仕様
　○ 種類 (　　)、設置装置 (　　個)
接着工法の場合のPCコンクリート部材下地の目地処理　：
　○ 行う (　○　図示、○　　)、　○ 行わない
PCコンクリート下地の入隅部の増張り（種別　S-F1、S1-F1の場合）　：
　○ 行う (　○　図示、○　　)、　○ 行わない
機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け　：
　建築基準法に基づき定まる風圧力の（○1、○ 1.15、○1.3）倍の風圧力に対応した工法

● 4.塗膜防水　(9.5.3)(表 9.5.1、2)

・防水層の種別　：●設計図書による　○下記による

種別	施工箇所	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	保護層	高日射反射率防水 G
○ X-1		○ 主材料の製造所の仕様 ○	☒ 主材料の製造所の仕様 ○		○ 適用する
○ X-2		○ 主材料の製造所の仕様 ○	☒ 主材料の製造所の仕様 ○		○ 適用する
○ Y-1	☒ 地下外壁防水 ○				
○ Y-2	☒ 屋内防水 ○			☒ 適用する ○ 適用しない	

・ウレタンゴム系塗膜防水X-1の脱気装置の種類及び設置数量　：
　種類　　☒ 主材料の製造所の指定、○(　　)
　設置数量 ☒ 主材料の製造所の指定、○(　　個)

● 5.ケイ酸質系塗布防水　(9.6.1、3、4)(表9.6.1)

・防水層の種別　：●設計図書による　○下記による

種別	施工箇所	備考
☒ C-SUI		
○ C-SUP		

・防水層の下地　：
　壁　　：☒ コンクリート打放し仕上げ（表6.2.4 B種）、　○ (　　)
　天井部　：☒ コンクリート打放し仕上げ（表6.2.4 B種）、　○ (　　)
・下地処理　：
　コンクリートの打継ぎ箇所の処理　：
　☒ 打継ぎ部分に対し、幅30mm及び深さ30mm程度の目地棒を用いる。目地棒の除去後、水洗い清掃し、ケイ酸質系塗布防水材の製造所の仕様により、ポリマーセメントモルタルを充填する。
　○ 図示、○(　　)
　標準仕様書9.6.4(2)の(ｲ)、(ｳ) 以外の下地処理
　○ 図示、○(

● 6.シーリング　(9.7.2～5)(表 9.7.1)

・シーリングの種類 ●設計図書による　○下記による
　下表以外は、標準仕様書表 9.7.1による。
　ただし、外壁タイル接着剤張りの場合のシーリングは11章に、カーテンウォール目地の場合のシーリングは17章による。

施工箇所	シーリング材の種類（記号）

・仕上げを行わない施工箇所　：☒図示、　○(　　)
・シーリング材の目地寸法　：
　☒ 標準仕様書9.7.3(1)(ｱ)～(ｳ)による、　○図示、○ (　　)
・接着試験　：　☒ 簡易接着性試験、○ 引張接着性試験

章	項目	特記事項
10 石工事	○ 1.施工	(10.1.3)

・石材の割付け：　☒図示、○(　　)

章	項目	特記事項
10 石工事	○ 2.石材等	(10.2.1、3)(表10.2.1、2)

・天然石　：

施工箇所	岩石の種類	形状及び寸法(mm)	表面仕上げの種類	バフ仕上げの有無	備考
○ 床石		☒ 図示			

・テラゾブロック　：

施工箇所	種石の種類	種石の大きさ(mm)	形状による区分	仕上げ面による区分	寸法(mm)	表面仕上げの種類	備考
	☒ 大理石	☒ 1.5～12	○ 平もの	○ 片面			
	○ 花こう岩	○	○ 役もの	○ 両面			

・テラゾタイル　：

施工箇所	種石の種類	種石の大きさ(mm)	寸法による区分	表面仕上げの種類	備考
	☒ 大理石	☒ 1.5～12	○ 300型		
	○ 花こう岩	○	○ 400型		

・取付け用モルタル、既調合の目地用モルタル、浸透性吸水防止剤、石裏面処理材、裏打ち処理材、金物の固定に使用する充填材料等　：
　☒ 専門工事業者の指定する製品、○(　　)

○ 3.外壁湿式工法　(10.2.2、3)(10.3.2、3)

・石材の厚さ　☒図示　　○(　　mm)
・受金物　材質　　：☒ SUS304、○ (　　)
　　形状及び寸法　：○ L-75×75×6(mm)の加工　L=100mm
　　○ L-75×75×6(mm)の加工　L=150mm
・アンカーの材質及び径　：☒ SS400　M12、○ (　　)
・あと施工アンカーの材質、寸法等　：○ (　　)
・ドレインパイプの材質　：○ 樹脂ネット製パイプ　クロスメッシュ巻き　25～35φ ○ (　　)
・石裏面処理　：○ 適用する、○ 適用しない
・裏打ち処理　：○ 適用する、○ 適用しない
・下地ごしらえ　：☒ あと施工アンカー　横筋横流し工法
　　○ あと施工アンカー工法
　　○ 流し筋工法
・目地　：
　一般目地　　目地幅(mm)　　☒ 6mm以上、　○ (　　)
　　シーリング材　　○ 適用する、　○ 適用しない
　伸縮調整目地　位置　　☒ 標準仕様書表11.1.1による、○ 図示
　　シーリング材の目地寸法 ☒ 幅・深さとも10mm以上、　○ 図示

○ 4.内壁空積工法　(10.2.2)(10.4.2、3)

・石材の厚さ　☒図示　　○(　　mm)
・受金物　材質　　☒ SUS304、○ (　　)
　　形状及び寸法　○L-75×75×6(mm)の加工　L=100mm
　　○L-75×75×6(mm)の加工　L=150mm
・あと施工アンカーの材質、寸法等　：○ (　　)
・石裏面処理　：○ 適用する、○ 適用しない
・裏打ち処理　：○ 適用する、○ 適用しない
・下地ごしらえ　：☒ あと施工アンカー・横筋流し工法
　　○ あと施工アンカー工法
・目地　：
　一般目地　　目地幅(mm)　　☒ 6mm以上、　○ (　　)
　　シーリング材　　○ 適用する、　○ 適用しない
　伸縮調整目地　位置　　☒ 6m程度ごと、　○ 図示
　　シーリング材の目地寸法 ☒ 幅・深さとも10mm以上、○図示

○ 5.外壁乾式工法　(10.2.2)(10.5.2、3)(表10.2.4)

・石材の厚さ　☒図示　　○(　　mm)
・乾式工法の方式による金物の種類、形状、寸法等　：
　☒　標準仕様書 表10.2.4による（方式　○スライド方式、　○ロッキング方式）
　○　図示
・あと施工アンカーの材質及び寸法等　：　(　　)
・だぼ用の穴の位置　：☒ 標準仕様書10.5.2(2)(ｱ)による、　○(　　)
・裏打ち処理　：○ 適用する、○ 適用しない
・外壁の工法　：
　建築基準法に基づき定まる風圧力の（○1、○1.15、　○1.3）倍の風圧力に対応した工法
・目地　：　目地幅(mm)　　☒ 8mm以上、○ (　　)
　　シーリング材 ☒ 標準仕様書表9.7.1により幅・深さとも8mm以上　○図示

○ 6.床及び階段の石張り　(10.6.2、3)

・石材の厚さ　☒図示　　○(　床　　mm、階段　　mm　)
・浸透性吸収防水剤
　(床石張り) ○ 適用する　○ 適用しない
・石裏面処理
　(床石張り) ○ 適用する　○ 適用しない
　(階段張り) ○ 適用する　○ 適用しない
・裏打ち処理
　(床石張り) ○ 適用する　○ 適用しない
・一般目地　　目地幅(mm)　　屋外　☒ 4以上、　○(　　)
　　屋内　☒ 3～6 、　○(　　)
　　シーリング材　　○ 適用する、○ 適用しない
・伸縮調整目地　位置　　○ 図示、　○ 標準仕様書10.6.2(5)(ｲ)
　　シーリング材の目地寸法 ☒幅・深さとも10mm以上　○ 図示

章	項目	特記事項
10 石工事	○ 7.笠木、甲板等の石張り	(10.2.2) (10.7.1、3)

・石材の厚さ　☒図示　　○(　　mm)
・取付け工法　：○　外壁湿式工法、○　乾式工法
・特殊部位用金物　：
　材質　　☒ステンレス(SUS304)　　、○(　　)
　寸法等　　引金物　☒標準仕様書10.2.2(3)による　、○(　　)
　　だぼ　　☒標準仕様書10.2.2(3)による　、○(　　)
　　かすがい　☒標準仕様書10.2.2(3)による　、○(　　)
　　受け金物　☒標準仕様書10.2.2(1)(ｴ)による、○(　　)
・乾式工法の方式による金物の種類、形状、寸法等　：
　☒　標準仕様書表10.2.4に準ずる（方式　○スライド方式、　○ロッキング方式）、○図示
・あと施工アンカーの材質、寸法等　：○ (　　)
・石裏面処理　：　○適用する、○適用しない
・乾式工法の場合の取付け代　：☒ 10mm程度、○ (　　)
・石材裏面の補強用モルタル　：○ 適用する、○ 適用しない
・目地　：
　湿式工法の場合
　　一般目地　　目地幅　　☒ 6mm以上　、○ (　　)
　　シーリング材　　○ 適用する、　○ 適用しない
　　伸縮調整目地　位置　　☒ 標準仕様書表11.1.1による、　○ 図示
　　シーリング材の目地寸法 ☒ 幅、深さとも10mm以上　、　○ 図示
　乾式工法の場合
　　目地材　　☒　8mm以上、　○ (　　)
　　シーリング材 ☒　標準仕様書9.7.1により目地幅・深さとも8mm以上　○ (　　)

章	項目	特記事項
11 タイル工事	○ 1.伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地	(11.1.3)(表11.1.1)

・位置　：☒ 標準仕様書表11.1.1による、　○ 図示
・目地寸法　：☒ 標準仕様書9.7.3による、　○(　　)

○ 2.見本焼き試験施工　(11.1.4)

見本焼き：
　○　行う（施工箇所：　　）　○行わない
試験張り：
　○　行う（　範囲、仕様等は図示　　）　○行わない

○ 3.セメントモルタルによるタイル張り　(11.2.2、6)

・タイルの形状、寸法等　：　標準的な曲がりの役物は一体成形とする

施工箇所				
種類				
形状寸法(mm)				
再生材料 G	○適用する	○適用する	○適用する	○適用する
吸水率による区分	○ I ○ II　○ III	○ I ○ II　○ III	○ I ○ II　○ III	○ I ○ II　○ III
うわぐすり	○有　○無	○有　○無	○有　○無	○有　○無
役物	○有　○無	○有　○無	○有　○無	○有　○無
色	○標準　○特注	○標準　○特注	○標準　○特注	○標準　○特注
耐凍害性	○有　○無	○有　○無	○有　○無	○有　○無
耐滑り性	○	○	○	○
備考				

・既調合モルタル　：
　モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。
　（品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表による）
・既調合目地材　：
　（品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表による）
・下地モルタル塗りのコンクリート素地面の処理　：
　　☒ 目荒し工法（高圧水洗処理）、○/MCR工法、○ (　　)
・壁タイル張りの工法　：
　内装タイル　☒　密着張り、　○ 改良圧着張り
　外装タイル　○　密着張り、　○ 改良圧着張り
　内装タイル以外のユニットタイル　○マスク張り、　○モザイクタイル張り

○ 3.有機系接着剤によるタイル張り　(11.3.2～5)

・タイルの形状、寸法等　：　標準的な曲がりの役物は一体成形とする

施工箇所				
種類				
形状寸法(mm)				
再生材料 G	○適用する	○適用する	○適用する	○適用する
吸水率による区分	○ I ○ II　○ III	○ I ○ II　○ III	○ I ○ II　○ III	○ I ○ II　○ III
うわぐすり	○有　○無	○有　○無	○有　○無	○有　○無
役物	○有　○無	○有　○無	○有　○無	○有　○無
色	○標準　○特注	○標準　○特注	○標準　○特注	○標準　○特注
耐凍害性	○有　○無	○有　○無	○有　○無	○有　○無
耐滑り性	○	○	○	○
備考				

・内装タイル接着剤張りの接着剤のホルムアルデヒド放散量　：☒ F☆☆☆☆　○ (　)
・下地調整塗りを行うコンクリート素地面の処理　：
　○ MCR工法、　○目荒し工法（高圧水洗処理）、　○ (　　)
・目地のシーリング材　：
　打継ぎ目地　　☒ポリウレタン系シーリング材　、○(　　)
　ひび割れ誘発目地　☒ポリウレタン系シーリング材　、○(　　)
　伸縮調整目地　　☒変成シリコーン系シーリング材、○(　　)
　その他の目地　　☒変成シリコーン系シーリング材、○(　　)

・外装タイルの目地詰め
　☒　行う　　○　行わない

看工	. .	. .	
現工	. .	. .	
監理		. .	
		. .	
施工		. .	

高橋　央　　一級建築士
髙内　有紀　一級建築士
柳澤　彩　　一級建築士
大場　卓　　一級建築士

日建設計

2026.06.30　　検図者：砂田 哲正

木更津市吾妻公園文化芸術施設
新築工事（建築）

特記仕様書（2）（木更津市）　A1：1/xx　A3：1/xx

（通し番号　4　）
2 － 2

No. J－240623－D

章	項目	特記事項
12 木工事	● 1.施工一般	(12.2.1) 材料のホルムアルデヒド放散量 ： ☒ F☆☆☆☆ ○（ ）
	● 2.製材Ⓖ	(12.2.1)（12.4.1）（12.5.1）（12.6.1）（12.7.1）

・JAS 1083-5 製材-第5部に基づく下地用製材 ： ●設計図書による ○下記による

施工箇所	寸法(mm)	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用
		☒ 2級 ○	☒ A種 ○ B種 ○		○ する ○ しない
		☒ 2級 ○	☒ A種 ○ B種 ○		○ する ○ しない

・JAS 1083-2 製材-第2部に基づく造作用製材

施工箇所	寸法(mm)	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用
見え掛り面		☒ 上小節 ○	☒ A種 ○ B種 ○		○ する ○ しない
見え掛り面以外		☒ 小節以上 ○	☒ A種 ○ B種 ○		○ する ○ しない
			☒ A種 ○ B種 ○		

・JAS 1083-6 製材-第6部に基づく広葉樹製材

施工箇所	寸法(mm)	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用
		☒ 1等 ○	☒ 10%以下 ○ A種 ○ B種		○ する ○ しない
		☒ 1等 ○	☒ 10%以下 ○ A種 ○ B種		○ する ○ しない

・JAS 1083（製材）以外の製材

施工箇所	寸法(mm)	材面の品質	防虫処理の適用	含水率	間伐材等の適用
		○ ○ 造作材 （☒ A種、○ B種）	○ する ○ しない	☒ A種 ○ B種 ○	○ する ○ しない
		○ ○ 造作材 （☒ A種、○ B種）	○ する ○ しない	☒ A種 ○ B種 ○	○ する ○ しない

章	項目	特記事項
	○ 3.造作用集成材Ⓖ	(12.2.1)

・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材 ：

施工箇所	品名	樹種名	寸法(mm)	見付け材面	見付け材面の品質	間伐材等の適用
					☒ 1等 ○ 2等	○ する ○ しない
					☒ 1等 ○ 2等	○ する ○ しない

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材 ：

施工箇所	品名	樹種名	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面	見付け材面の品質	間伐材等の適用
		化粧薄板： 芯材：				☒ 1等 ○ 2等	○ する ○ しない
		化粧薄板： 芯材：				☒ 1等 ○ 2等	○ する ○ しない

・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材 ：

施工箇所	樹種名	寸法(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
				☒ 15%以下 ○	○ する ○ しない
				☒ 15%以下 ○	○ する ○ しない

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材 ：

施工箇所	品名	樹種名	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
		化粧薄板： 芯材：				☒ 15%以下 ○	○ する ○ しない
		化粧薄板： 芯材：				☒ 15%以下 ○	○ する ○ しない

章	項目	特記事項
	● 4.造作用単板積層材Ⓖ	(12.2.1)

・JAS 0701 に基づく造作用単板積層材 ： ●設計図書による ○下記による

施工箇所	品名	寸法(mm)	表面の化粧加工	防虫処理の適用	間伐材等の適用
			○ 有り（加工 ○ 天然木加工 ○ 塗装加工 ） ○ 無し（等級 ○ 1等、○ 2等、○ 3等）	○ する ○ しない	○ する ○ しない
			○ 有り（加工 ○ 天然木加工 ○ 塗装加工 ） ○ 無し（等級 ○ 1等、○ 2等、○ 3等）	○ する ○ しない	○ する ○ しない

・JAS 0701 以外の造作用単板積層材 ：

施工箇所	寸法(mm)	表面の化粧加工	含水率	防虫処理の適用	間伐材等の適用
		○ 有り（加工 ○ 天然木加工、 ○ 塗装加工 ） ○ 無し（ ）	☒ 14%以下 ○	○ する ○ しない	○ する ○ しない
		○ 有り（加工 ○ 天然木加工、 ○ 塗装加工 ） ○ 無し（ ）	☒ 14%以下 ○	○ する ○ しない	○ する ○ しない

・JAS 3079 に基づく直交集成板 Ⓖ ：

施工箇所	品名	曲げ性能（強度等級）	種別	接着性能（使用環境）	樹種	寸法(mm)	間伐材等の適用
							○ する ○ しない
							○ する ○ しない

章	項目	特記事項
12 木工事	● 5.合板等	(12.2.1)

・「合板の日本農林規格」による普通合板Ⓖ ： ●設計図書による ○下記による

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理の適用	間伐材等の適用
	☒ 5.5 ○		☒ 1類 ○ 2類	広葉樹☒ 2等以上、○ 1等 針葉樹☒ C-D以上、○	○ する ○ しない ○ する ○ しない	○ する ○ しない ○ する ○ しない

・「合板の日本農林規格」による構造用合板Ⓖ ：●設計図書による ○下記による

施工箇所	厚さ(mm)	等級	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	保存処理	防虫処理の適用	間伐材等の適用
	☒ 12 ○	☒ 2級以上 ○ 1級		☒ 1類 ○ 特類	☒ C-D以上 ○		○ する ○ しない ○ する ○ しない	○ する ○ しない ○ する ○ しない

・「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板Ⓖ ：

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理の適用	間伐材等の適用
			☒ 1類 ○ 特類	○ する ○ しない ○ する ○ しない	○ する ○ しない ○ する ○ しない

・「合板の日本農林規格」による天然木化粧用合板Ⓖ ：

施工箇所	厚さ(mm)	化粧板に使用する単板の樹種名	接着の程度	防虫処理の適用	間伐材等の適用
			☒ 1類 ○ 2類	○ する ○ しない ○ する ○ しない	○ する ○ しない ○ する ○ しない

・「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板Ⓖ ：

施工箇所	品目	厚さ(mm)	単板の樹種名	化粧加工の方法	接着の程度	防虫処理の適用	間伐材等の適用
					☒ 1類 ○ 2類	○ する ○ しない ○ する ○ しない	○ する ○ しない ○ する ○ しない

・パーティクルボードⓖ ：

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分	間伐材等の適用
	☒ 15 ○		☒ 13タイプ ○	☒ P又は M ○		○ する ○ しない ○ する ○ しない

・JAS 0360 に基づく構造用パネル ：

施工箇所	品名	寸法(mm)

・MDF Ⓖ ：

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	間伐材等の適用
						○ する ○ しない
						○ する ○ しない

章	項目	特記事項
	● 6.接合具等	○設計図書による ●下記による (12.2.2)

・造作材の化粧面の釘打ち
☒ 適用する（ ☒隠し釘打ち ○ ） ○ 適用しない
・請金物の形状、寸法及び材質 (12.2.2) （表12.2.3～表12.2.5）
☒ 標準仕様書12.2.2(2)(7)による
・接着剤（木れんが用接着を含む）のホルムアルデヒド放散量 ： (12.2.2、3)
☒ F☆☆☆☆

章	項目	特記事項
	● 7.防腐・防蟻処理	○設計図書による ●下記による (12.3.1、2)

・防腐、防蟻処理が不要な樹種による製材 ：
適用部位 ○（ ）
・薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理 ：

適用部材	保存処理性能区分
	○ K2、○ K3、○ K4
	○ K2、○ K3、○ K4

・薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理 ：

適用部材	処理の方法	薬剤の種類
	☒ 薬剤の製造所の仕様による ○	☒ JIS K 1571に適合又は同等品 ○

・薬剤の接着剤への混入による防腐、防蟻処理
適用部位 ○（ ）
・合板等の加圧注入処理の適用
適用部位 ○（ ）

章	項目	特記事項
	● 8.内部間仕切軸組及び床組	○設計図書による ●下記による (12.4.1)

・間仕切軸組に用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）
☒杉又は松 ・○
・床組みに用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）
☒杉又は松 ・○

章	項目	特記事項
	● 9.窓、出入口その他	○設計図書による ●下記による (12.5.1)

・窓、出入口その他に用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）
☒吊元枠、水掛りの下枠及び敷居はひのき、その他は松又は杉
○

章	項目	特記事項
	● 10.床板張り	○設計図書による ●下記による (12.6.1)

・縁甲板及び上がりかまちに用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）
☒ひのき ・ ○

章	項目	特記事項
	○ 11.壁及び天井下地	(12.7.1)

・壁胴縁、野縁受桟、野縁及び吊木に用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）
☒杉又は松 ・○

章	項目	特記事項
13 屋根及びとい工事	○ 1.長尺金属板葺	(13.2.2、3)

施工箇所	板及びコイルの種類	塗膜の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号	厚さ(mm)	屋根葺形式	備考
	☒ JIS G 3322の屋根用コイル ○			○ 心木なし瓦棒葺 ○ 立平葺 ○ 蟻掛葺 ○ 横葺	

・下葺材料 ： ○ アスファルトルーフィング 940
○ 改質アスファルトルーフィング下葺材
（ ○ 一般タイプ、 ○ 複層基材タイプ、 ○粘着層付タイプ）
・横葺きの場合のけらば納め
○ つかみ込み納め ○ けらば包み納め
・工法 ：
建築基準法に基づき定まる風圧力の（○1、○1.15、 ○1.3）倍の風圧力に対応した工法
・雪止め ： ○ 設置する（設置箇所：☒図示、○ ）
○ 設置しない

章	項目	特記事項
	● 2.折板葺	●設計図書による ○下記による (13.2.2)(13.3.2、3)(表 13.2.1)

施工箇所	形式	山高	山ピッチ による区分 山ピッチ	耐力による区分	材料による区分	厚さ(mm)	軒先面戸板	耐火性能
	○ 重ね形 ○ はぜ締め形 ○ かん合形			（ ）種	☒ 鋼板製 ○ アルミニウム合金板製		○ 有り ○ 無し	○ 30分 ○ 無し

・材料 ： 板及びコイルの種類 （ ☒JIS G 3322の屋根用 ○ ）
塗膜の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号 ○（ ）
・断熱材張り ○ 行う（種別. 、厚さ(mm). 、防火 性能. 時間）
○ 行わない
・工法 ：
建築基準法に基づき定まる風圧力の（○1、○1.15、 ○1.3）倍の風圧力に対応した工法
耐雪性能に対応した工法の適用
○ 適用する ○ 適用しない
折板のけらば納め
☒ けらば包みによる方法、 ○ （ ）

章	項目	特記事項
	○ 3.粘土瓦葺	(13.4.2、3)

施工箇所	種類 製法による区分	形状による区分	寸法による区分	大きさ	産地	役物瓦の種類	雪止め瓦の採用
							○ する ○ しない
							○ する ○ しない

・JIS A 5208に基づく凍害試験等 ： ☒行わない、○行う
・瓦桟木 ： 材質 ☒ 杉、○ ひのき、○（ ）
寸法 ☒ 幅21×高さ15(mm)、○ （ ）
・棟補強用心材 ： 材質 ☒ 杉、○ ひのき、○（ ）
寸法 ☒ 幅40×高さ30(mm)、○ （ ）
・瓦緊結用釘及びねじ
種類（ ） 径（ ） 長さ（ ）
・棟補強等に使用する金物等 ：
材質 ○ ステンレス製、 ○ 亜鉛めっき処理を行った鋼製
形状、寸法、留め付け等 ☒ 図示、○（ ）
・工法 ：
建築基準法に基づき定まる風圧力の（○1、○1.15、 ○1.3）倍の風圧力に対応した工法
・瓦桟木の留付け工法 ☒図示、○（ ）
・棟の工法 標準仕様書13.4.3(4)による、 ○ 7寸丸伏せ棟又はF形用冠瓦伏せ棟
○ のし積み棟
・面戸、雀口、葺土の露出する瓦接合部に仕上げを施す場合
○ モルタル ○ 瓦葺き用しっくい

章	項目	特記事項
	● 4.とい	●設計図書による ○下記による (13.5.2、3)(表 13.5.1～4)

・といその他の材種 ：
○ 配管用鋼管、 硬質ポリ塩化ビニル管、 ○ルーフドレイン、
○ 表面処理鋼板（ ○ 表面及び裏面の塗膜の種類： ○ 耐酸被覆鋼板 ）
・とい受金物
材種 ☒ 表13.5.2による（溶融亜鉛めっきを行ったもの）、○（ ）
形状 ☒ 表13.5.2による、○（ ）
取付け間隔 ☒ 表13.5.2による、○（ ）
・足金物 ：
材種 ☒ 表13.5.2による（溶融亜鉛めっきを行ったもの）、○（ ）
形状 ☒ 表13.5.2による、○（ ）
取付け間隔 ☒ 表13.5.2による、○（ ）
・多雪地域の場合の軒どいの取付間隔 ： ☒ 0.5m以下 、 ○（ ）
・防露材のホルムアルデヒド放散量 ： ☒ F☆☆☆☆、 ○（ ）
・鋼管製といの防露巻き ：
☒ 適用する（工法 ☒標準仕様書表13.5.4による、○ ）
○ 適用しない
・ルーフドレン

種別	施工箇所
○ ろく屋根用（ ○ 縦型、○ 横型）	
○ バルコニー用	
○ バルコニー中継用	

章	項目	特記事項

着工	. .	. .	
竣工	. .	. .	
監理		. .	
		. .	
施工		. .	

高橋 央 一級建築士
甚内 有紀 一級建築士
柳澤 彩 一級建築士
大場 卓 一級建築士

日建設計
2026.06.30 検図者： 砂田 哲正

木更津市吾妻公園文化芸術施設
新築工事（建築）
特記仕様書（3）（木更津市） A1:1/xx A3:1/xx

意 （通し番号 5）
2 － 3
No. J－240623－D

章	項目	特記事項

14 金属工事

● 1. アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理

●設計図書による　○下記による　(14.2.1)(表14.2.1)

種別	色合い等	施工箇所（成形板、笠木、建具以外）
○ AB-1種		
○ AB-2種		
○ AC-1種		
○ AC-2種		
○ BA-1種		
○ BA-2種		
○ BB-1種		
○ BB-2種		
○ BC-1種		
○ BC-2種		
○ C種		

色合い等（シルバー、アンバー、ブロンズ、ブラック系、ステンカラー、特注色）

・陽極酸化皮膜の着色方法　：⊠ 二次電解着色、○ 三次電解着色

● 2. 鉄鋼の亜鉛めっき

●設計図書による　○下記による　(14.2.2)（表14.2.2）

表面処理方法	種別	施工箇所（手すり、タラップ以外）
○ 溶融亜鉛めっき	○ A種	
	○ B種	
	○ C種	
○ 電気亜鉛めっき	○ D種	
	○ E種	
	○ F種	

● 3. 軽量鉄骨天井下地

●設計図書による　○下記による　(14.4.2～4)(表14.4.1)

・野縁等の種類　：　屋外（ ⊠ 25形、○ 19形）
　屋内（ ⊠ 19形、○ 25形）
・屋外の軒天井、ピロティ天井等の工法　：
　建築基準法に基づき定まる風圧力の（○1、○1.15、 ○1.3）倍の風圧力に対応した工法
　野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔　○ 図示、○（　　）
　周辺部の端からの間隔　○ 図示、○（　　）
　野縁の間隔　○ 図示、○（　　）
・吊りボルトの間隔が900mmを超える場合　：
　補強方法　⊠ 図示、 ○（　　）
・天井のふところが3.0mを超える場合　：
　補強方法　⊠ 図示、 ○（　　）
・天井下地材における耐震性を考慮した補強　：
　補強箇所　⊠ 図示、 ○（　　）
　補強方法　⊠ 図示、 ○（　　）
・特定天井　：
　範囲　○ 図示、 ○（　　）
　特定天井の設計用震度及びクリアランス
　特定天井告示（平成25年国土交通省告示第771号）による特定天井の設計用震度
　検証ルート（　　）

室名	階	設計用水平震度（KH）	設計用鉛直震度（KV）	クリアランス（mm）

・特定天井以外の在来工法による吊り天井のうち天井材の落下により著しい影響がある室のもの（緊結吊天井）　：
　範囲　○ 図示、 ○（　　）
　補強方法
　標準仕様書14.4.2～14.4.4に加えて、天井下地材における耐震性を考慮した補強は、以下の1)～4)のとおりとする。
　1)　野縁受けは、相互にジョイントを差し込んだ上でねじ留め。
　2)　野縁や野縁受けの隣り合うジョイントの位置は、互いに 1m 以上離し、千鳥状に配置。
　3)　野縁受けと吊ボルトの接合に用いるハンガーは、ねじ留め等の措置（開き止め）を講じる。
　4)　野縁と野縁受けの接合に用いるクリップは、特定天井告示第3第3項に適合する天井に用いられるもの、または、耐風圧クリップ相当の緊結度合を「新たな特定天井の技術基準（天井と周囲の壁等との間に除間を設けない仕様の追加）の解説（平成28年7月版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所他）の「付録1 クリップの接合部の衝撃試験」により確認されたものを使用する。
　なお、当該クリップは、JIS A 6517によらなくてもよいものとする。
・システム天井　：
　範囲　○ 図示、 ○（　　）
　種別　⊠ グリッドタイプ
　耐震性
　以下の設計用震度の地震力及び層間変形角に対して、脱落しないものとする。
　なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。
　設計用水平震度（KH）　⊠ 1.0 、○（　　）
　設計用鉛直震度（KV）　⊠ 0.5 、○（　　）
　層間変形角　○ 1/100、○ 1/200、 ○（　　）

● 4. 軽量鉄骨壁下地

●設計図書による　○下記による　(14.5.3,4)(表14.5.1)

・スタッド、ランナーの種類　：
　⊠ 標準仕様書表14.5.1によるスタッドの高さによる区分に応じた種類、 ○ 図示
・スタッドの高さが5.0mを超える場合　：⊠ 図示、○（　　）
・出入口及びこれに準ずる開口部の補強　：
　⊠ 標準仕様書14.5.4(5)による、 ○(　　)

● 5. 金属成形板張り

●設計図書による　○下記による　(14.6.2,3)

・種別　：⊠図示、 ○（　　）
・表面処理　：　○図示、 ○（　　）
・取付け用下地　：　○標準仕様書14.4による、 ○ 図示
・伸縮調整継手　：　○設ける（施工箇所 ○ 図示、○（　　））
　○設けない

● 6. アルミニウム製笠木

●設計図書による　○下記による　(14.7.2、3)(表 14.2.1)(表 14.7.1)

・種類　：○ 250形、○ 300形、 ○ 350形
・表面処理　：○ 種別（　　）種
　色合等　○ 標準色（ ○ アンバー、○ ブロンズ、○ ブラック系、○ ステンカラー）
　○ 特注色（　　）
・笠木の固定金具の工法等　：
　建築基準法に基づき定まる風圧力の（○1、○1.15、 ○1.3）倍の風圧力に対応した工法

15 左官工事

● 1. ラス系下地

●設計図書による　○下記による　(15.2.4)

・下地の種類
　○　通気構法（　○二層下地　　○ 単層下地　）
　○　直張り構法（　○ラスモルタル下地　　○　ラスシートモルタル下地　）
　○　図示による（外張断熱工法で断熱材の外側に野縁を施工する形式の通気構法を行う場合）
・材料
　ラス材及び補強用平ラス
　種類記号（ ⊠K　○　　）
　種類及び単位面積当たりの質量
　○二層下地通気構法
　○波形ラス（W700）　○ こぶラス（K800）　○ 力骨付きラス（ＢＰ700）
　○単層下地通気構法
　○リブラスＣ（ＲＣ800）にターポン紙などの裏打ち材と一体化したラス
　○（　　）
　ラスシートの山高、山ピッチ、質量及び溶接ピッチによる区分
　⊠ＬＳ４（耐力壁の場合）　○（　　）

○ 2. せっこうボードその他のボード下地

(15.2.5)

・せっこうボード及びせっこうラスボードの種類及び厚さ
　種類（OGB-R　○GB-L　○　　）厚さ（　　mm）
・木質系セメント板の種類及び厚さ
　種類（○　　）厚さ（　　mm）

○ 3. こまい下地

(15.2.6)

・建築基準法に基づく耐力壁の指定　○なし　　○あり

○ 4. 木ずり下地

(15.2.7)

・材料
　木ずり用小幅板の材種　⊠ 杉（芯去り材）　○（　　）

● 5. モルタル塗り

(15.3.2、5)

●設計図書による　○下記による
・モルタル　：○ 現場調合材料、○ 既調合材料（　　）
・既製目地材　：○ 設ける（施工箇所（　　）、形状（ ⊠図示、　　）
　○ 設けない
・床の目地　：○ 設ける（目地割り ⊠2㎡程度（最大目地間隔3m程度）、○　　）
　（種類　⊠ 押し目地、○　　）
　○ 設けない
・外装タイル張り下地等の下地モルタル等塗り及び下地調整塗材塗りの接着力試験　：
　○ 適用する、 ○ 適用しない
・防水剤　：　品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表による

● 6. 仕上塗材仕上げ

(15.6.2)

●設計図書による　○下記による
・建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量　：⊠ Ｆ☆☆☆☆、 ○(　　)
・仕上塗材の種類　：
薄付け仕上塗材

種類（呼び名）	防火材料	仕上げの形状及び工法等
○ 外装薄塗材 Si	○	仕上げの形状
○ 可とう形外装薄塗材 Si	○	○ 砂壁状
○ 外装薄塗材 E	○	○ ゆず肌状（ ○ 吹付け、○ ローラー塗り）
○ 可とう形外装薄塗材 E	○	○ さざ波状
○ 防水形外装薄塗材 E	○	○ 平たん状
○ 外装薄塗材 S	○	○ 凹凸状（ ○ 吹付け、○ こて塗り）
○ 内装薄塗材 C	○	○ 着色骨材砂壁状（ ○ 吹付け、○こて塗り）
○ 内装薄塗材 L	○	○ 砂壁状じゅらく
○ 内装薄塗材 Si	○	○ 京壁状じゅらく
○ 内装薄塗材 E	○	工法
○ 内装薄塗材 W	○	吸放湿性　○ 適用する、○ 適用しない

厚付け仕上塗材

種類（呼び名）	防火材料	仕上げの形状及び工法等
○ 外装厚塗材 C	○	仕上げの形状
○ 外装厚塗材 Si	○	○ 吹放し、 ○ 凸部処理、 ○ 平たん状
○ 外装厚塗材 E	○	○ 凹凸状、 ○ ひき起こし、○ かき落とし
○ 内装厚塗材 C	○	
○ 内装厚塗材 L	○	工法等
○ 内装厚塗材 G	○	吸放湿性　○適用する、 ○ 適用しない
○ 内装厚塗材 Si	○	上塗材　○適用する、 ○ 適用しない
○ 内装厚塗材 E	○	

複層仕上塗材

種類（呼び名）	防火材料	仕上げの形状及び工法等
○ 複層塗材 CE	○	仕上げの形状
○ 可とう形複層塗材 CE	○	○ ゆず肌状、 ○ 凸部処理、 ○ 凹凸状
○ 複層塗材 Si	○	工法等
○ 複層塗材 E	○	耐候性　⊠ 耐候形３種、 ○
○ 複層塗材 RE	○	上塗材
○ 防水形複層塗材 CE	○	溶媒　⊠ 水系、 ○ 溶剤系、○ 弱溶剤系
○ 防水形複層塗材 E	○	樹脂　⊠ アクリル系、○
○ 防水形複層塗材 RE	○	外観　⊠ つやあり、○ つやなし、
○ 防水形複層塗材 RS	○	○ メタリック

軽量骨材仕上塗材

種類（呼び名）	防火材料
○ 吹付用軽量塗材	○
○ こて塗用軽量塗材	○

○ 7. マスチック塗料塗り

(15.7.2)

・種別　：○ A種、 ○ B種

○ 8. しっくい塗り

(15.10.1～4)

・下地の種類 ○(　　)
　○ 標準仕様書15.10.1による場合以外の下地への適用（　　）
・材料
　○ 標準仕様書15.10.2(1)(ｱ)、(ｲ)による
　色しっくい　：○ 適用する　○適用しない
　○（　　）
・調合及び塗厚
　既調合しっくい　⊠標準仕様書15.10.3(1)による　○（　　）
　現場調合しっくい　⊠標準仕様書15.10.3(2)による　○（　　）
・既調合しっくいの上塗り仕上げ工法
　○なで切り仕上げ　○パターン仕上げ

○ 9. ロックウール吹付け

(15.12.2、3)

・ロックウールのホルムアルデヒド放散量　：⊠ Ｆ☆☆☆☆、 ○(　　)
・接着剤のホルムアルデヒド放散量　：⊠ Ｆ☆☆☆☆、 ○(　　)
・吹付け厚さ(mm)　：　○図示、 ○25、 ○(　　)

16 建具工事

● 1. 防火戸

●設計図書による　○下記による　(16.1.3)
○ 設計図書の建具表による、 ○（　　）

● 2. 見本の製作等

(16.1.4)

● 設計図書による
・建具見本の製作　：　○ 行う（建具符号：　　）、 ○ 行わない
・建具見本の程度　：　○ 工事に使用するものとして、あらかじめ製作する
　○ 納まり等が分かる程度のもの
・特殊な建具の仮組　：　○ 行う（建具符号：図示）
　○ 行わない

○ 3. 防犯建物部品

(16.1.6)

○ 適用する（ ○ 建具表による、 ○ 図示）、 ○ 適用しない

● 4. アルミニウム製建具

●設計図書による　○下記による　(16.2.2、4、5)（表14.2.1)(表16.2.1、2)

・性能値等　：
　耐風圧性の等級（○　　）、建具符号（ ○建具表による、 ○　　）
　気密性の等級　（○　　）、建具符号（ ○建具表による、 ○　　）
　水密性の等級　（○　　）、建具符号（ ○建具表による、 ○　　）
外部に面する建具の種別
○　A種（建具符号　○建具表による、○　　）
○　B種（建具符号　○建具表による、○　　）
○　C種（建具符号　○建具表による、○　　）
○　D種（建具符号　○建具表による、○　　）
○　E種（建具符号　○建具表による、○　　）

●設計図書による　○下記による
防音ドア、防音サッシとする場合
○　遮音性の等級（　　）、建具符号（ ○ 建具表による、 ○　　）
断熱ドア、断熱サッシ G1とする場合
○　断熱性の等級（　　）、建具符号（ ○ 建具表による、 ○　　）
・耐震性能（特定室等及び避難経路の扉）　：
RC壁に設置する特定室等及び避難経路の扉
○　耐震ドア（面内変形追随性の等級（　　）、建具符号（ ○建具表による、○　　））
重量がある扉
以下の設計用震度の地震力及び層間変形角に対して、脱落しないものとする。
なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。
設計用水平震度（KH）　⊠ 1.0、 ○(　　)
設計用鉛直震度（KV）　⊠ 0.5、 ○(　　)
建具符号（ ○建具表による、○　　）
・材料、形状及び仕上げ、工法　：
ステンレス鋼板（ ⊠　SUS304、SUS430JIL又はSUS443JI、 ○　　）
枠の見込み寸法　○ 建具表による、○(　　)
アルミニウムの表面処理
外部に面する建具　種別 ○ BB-1種、 ○ BB-2種（標準仕様書 表14.2.1）
　着色 ○ 標準色、 ○ 特注色
屋内の建具　種別 ○ BC-1種、 ○ BC-2種（標準仕様書 表14.2.1）
　着色 ○ 標準色、 ○ 特注色
ステンレス製のくつずりの仕上げ　⊠ HL程度、 ○ No.2B程度、○（　　）
結露水の処理方法　⊠　排水式、　○(　　)
水切り板、ぜん板　⊠　図示、 ○　（　　）
木下地の場合の内付け建具　○適用する　○適用しない

○ 5. 網戸等

(16.2.3)

種類	材質	線径	網目
○ 防虫網	⊠ 合成樹脂製 ○ ガラス繊維入り合成樹脂製 ○ ステンレス(SUS316)製	⊠ 0.25mm以上 ○	⊠ 16～18メッシュ ○
○ 防鳥網	ステンレス(SUS304)線材	1.5mm	網目寸法15mm

○ 6. 樹脂製建具

(16.3.2～5)

・性能値等　：
　耐風圧性の等級（○　　）、建具符号（ ○建具表による、 ○　　）
　気密性の等級　（○　　）、建具符号（ ○建具表による、 ○　　）
　水密性の等級　（○　　）、建具符号（ ○建具表による、 ○　　）
外部に面する建具の種別　：
○　A種（建具符号　○ 建具表による、○　　）
○　B種（建具符号　○ 建具表による、○　　）
○　C種（建具符号　○ 建具表による、○　　）
○　D種（建具符号　○ 建具表による、○　　）
○　E種（建具符号　○ 建具表による、○　　）
防音ドア、防音サッシ
○　遮音性の等級　○ T-1種、　○ T-2種
　建具符号（ ○ 建具表による、○　　）
断熱ドア、断熱サッシ G1
　断熱性の等級　○ H-4種、　○ H-5種、　○H-6種、　○H-7種、　○H-8種
　建具符号（ ○ 建具表による、○　　）
外部に面する建具の日射熱取得性の等級
　○ N-1種、　○ N-2種、　○N-3種
・材料、形状及び仕上げ、工法
ガラス　⊠　複層ガラス、 ○（　　）
枠の見込み寸法　○　建具表による、○（　　）
表面色　○　標準色、　○　特注色
ステンレス製のくつずりの仕上げ　⊠　HL程度、 ○　No.2B程度、○（　　）
水切り板、ぜん板　⊠　図示、　○（　　）
木下地の場合の内付け建具　○適用する　○適用しない

● 7. 鋼製建具

●設計図書による　○下記による　(16.2.2)（16.4.2～4)（表16.4.2)

・性能値等　：
　簡易気密型ドアセット　○ 適用する（建具符号（ ○ 建具表による、 ○　　）
　○ 適用しない
外部に面する建具の耐風圧性　○ S-4、建具符号（ ○ 建具表による、 ○　　）
　○ S-5、建具符号（ ○ 建具表による、 ○　　）
　○ S-6、建具符号（ ○ 建具表による、 ○　　）
・耐震性能
RC壁に設置する特定室等及び避難経路の扉
○　耐震ドア（面内変形追随性の等級（　　）、建具符号（ ○建具表による、○　　））
重量がある扉
以下の設計用震度の地震力及び層間変形角に対して、脱落しないものとする。
なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。
設計用水平震度（KH）　⊠ 1.0、 ○(　　)
設計用鉛直震度（KV）　⊠ 0.5、 ○(　　)
建具符号（ ○建具表による、○　　）
防音ドア、防音サッシとする場合
○　遮音性の等級（　　）、建具符号（ ○ 建具表による、 ○　　）
断熱ドア、断熱サッシ G1とする場合
○　断熱性の等級（　　）、建具符号（ ○ 建具表による、 ○　　）
・大型建具　：⊠ 適用しない（表16.4.2による）
　○ 適用する（建具符号、枠の見込み寸法：建具表による）
・材料、形状及び仕上げ
ステンレス鋼板　⊠SUS304・SUS430JIL・SUS443JI、 ○（　　）
鋼板の厚さ　⊠ 標準仕様書表16.4.2による、
　○ （　　使用箇所　　））
ステンレス製のくつずりの仕上げ　⊠HL程度、 ○No.2B程度、 ○(　　)
標準型鋼製建具の形式及び寸法　⊠建具表による、 ○(　　)

● 8. 鋼製軽量建具

●設計図書による　○下記による　(16.2.2)（16.5.2～4)
・性能値等　：
　簡易気密型ドアセット　○ 適用する（建具符号（ ○ 建具表による、 ○　　）
　○ 適用しない
防音ドア、防音サッシとする場合
○　遮音性の等級（　　）、建具符号（ ○ 建具表による、 ○　　）
断熱ドア、断熱サッシ G1とする場合
○　断熱性の等級（　　）、建具符号（ ○ 建具表による、 ○　　）
・耐震性能
RC壁に設置する特定室等及び避難経路の扉
○　耐震ドア（面内変形追随性の等級（　　）、建具符号（ ○建具表による、○　　））
重量がある扉
以下の設計用震度の地震力及び層間変形角に対して、脱落しないものとする。
なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。
設計用水平震度（KH）　⊠ 1.0、 ○(　　)
設計用鉛直震度（KV）　⊠ 0.5、 ○(　　)
建具符号（ ○建具表による、○　　）
・材料、形状及び仕上げ　：
鋼板　○ 亜鉛めっき鋼板、 ○ ビニル被膜鋼板、○ カラー鋼板、
　○ ステンレス鋼板（ ⊠　SUS304、SUS430JIL又はSUS443JI、○　　）
召合せ、縦小口包み板の材質　○　鋼板、 ○　建具表による
鋼板の厚さ　⊠ 標準仕様書表16.5.1による
　○ （　　使用箇所　　））
ステンレス製のくつずりの仕上げ　⊠HL程度、 ○No.2B程度、 ○(　　)
標準型鋼製軽量建具の形式及び寸法　⊠建具表による、 ○(　　)

● 9. ステンレス製建具

●設計図書による　○下記による　(16.2.2)(16.4.2)(16.6.2～5)

・性能値等　：
　簡易気密型ドアセット　○ 適用する（建具符号（ ○建具表による、 ○　　）
　○ 適用しない
外部に面する建具の耐風圧性　○ S-4、建具符号（ ○ 建具表による、 ○　　）
　○ S-5、建具符号（ ○ 建具表による、 ○　　）
　○ S-6、建具符号（ ○ 建具表による、 ○　　）
防音ドア、防音サッシとする場合
○　遮音性の等級（　　）、建具符号（ ○ 建具表による、 ○　　）
断熱ドア、断熱サッシ G1とする場合
○　断熱性の等級（　　）、建具符号（ ○ 建具表による、 ○　　）
・耐震性能
RC壁に設置する特定室等及び避難経路の扉
○　耐震ドア（面内変形追随性の等級（　　）、建具符号（ ○建具表による、○　　））
重量がある扉
以下の設計用震度の地震力及び層間変形角に対して、脱落しないものとする。
なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。
設計用水平震度（KH）　⊠ 1.0、 ○(　　)
設計用鉛直震度（KV）　⊠ 0.5、 ○(　　)
建具符号（ ○建具表による、○　　）
・材料、形状及び仕上げ　：
ステンレス鋼板　⊠SUS304・SUS430JIL・SUS443JI、 ○（　　）
鋼板の厚さ　⊠ 標準仕様書表16.9.1による、○ 以下による
　○ （　　使用箇所　　））
ステンレス製のくつずりの仕上げ　⊠HL程度、 ○No.2B程度、 ○(　　)
標準型鋼製建具の形式及び寸法　⊠建具表による、 ○(　　)

● 10. 木製建具

●設計図書による　○下記による　(16.7.2～4)
・建具材の加工、組立時の含水率　：　⊠A種、 ○(　　)
・建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量　：
　⊠　Ｆ☆☆☆☆、 ○（　　）
・フラッシュ戸　：
　表面材の合板の種類

合板の種類	表面材の品質等	備考
○ 普通合板 G1	板面の品質（ ⊠広葉樹1等　　）	
○ 天然木化粧合板 G1	樹種名（　　）	
○ 特殊加工化粧合板 G1	化粧加工の方法 （ ○ オーバーレイ、 ○プリント、 ○ 塗装） 表面性能（　　）タイプ	
○ ミディアムデンシティファイバーボード（MDF）	表裏面の状態による区分（　　） 曲げ強さによる区分（　　） 接着剤による区分（　　） 難燃性による区分（　　）	

　表面板の厚さ　：⊠　表16.7.6による、○（　　）
・かまち戸　：
　かまち樹種 ○(　　)、鏡板樹種 ○（　　）
　見込み寸法 ⊠ 36mm、　○ 建具表による、 ○（　　）
・ふすま　：
　張りの種別（ ○ Ｉ型、 ○ Ⅱ型）
　上張り（押入等の裏側以外）　○ 鳥の子、　○ 新鳥の子又はビニル紙程度
　上張り（押入等の裏側）　　雲花紙程度
　縁仕上　○ 塗り縁、　○生地縁（素地）、　○ 生地縁（ウレタンクリヤー塗装）
　見込み寸法 ⊠ 19.5mm、 ○ 建具表による、○(　　)
・戸ぶすま　：
　見込み寸法 ⊠ 30.0mm、 ○ 建具表による、 ○(　　)
・紙張り障子　：
　見込み寸法 ⊠ 30.0mm、 ○ 建具表による、 ○(　　)
・枠、くつずりの材料　：　○ 建具表による、○(　　)

● 11. 建具用金物

●設計図書による　○下記による　(16.8.2,3)（表16.8.1)
・金物の種類・見え掛り部の材質等　：
　⊠　標準仕様書表16.8.1及び適用は建具表による、○（　　）
・金属製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ　：
　⊠　標準仕様書表16.8.2及び適用は建具表による、○（　　）
・樹脂製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ　：
　⊠　標準仕様書表16.8.3による、 ○ 建具表による
・木製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ　：
　⊠　標準仕様書 表16.8.4による、 ○ 建具表による
・木製建具に使用する戸車及びレール　：
　⊠　標準仕様書 表16.8.5による、 ○ 建具表による
・握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセントの取付位置　：
　○　建具表による、○　図示
・錠前類（シリンダ箱錠及びシリンダ本締り錠）　：
　（品質・性能及び試験方法）建築材料等品質性能表による
・クローザ類　：
　（品質・性能及び試験方法）建築材料等品質性能表による

● 12. 鍵

●設計図書による　○下記による　(16.8.4)
・マスターキー　：⊠　製作する（　　）、 ○　製作しない
・その他の鍵　：⊠　各室 3本 1組（室名名札付き）、○（　　）
・鍵箱　：⊠　有り、 ○　無し

● 13. 自動ドア開閉装置

●設計図書による　○下記による　(16.9.2、3)
・性能　：
　引き戸用駆動装置
　性能等　⊠ 標準仕様書表16.9.1による、○ 以下による

種類・開閉方式		耐電圧	
温度上昇		耐久性（サイクル）	
防錆	○ 適用する○適用しない	電源	

　車椅子使用者用便房出入口引き戸用駆動装置　：
　性能等　⊠ 標準仕様書表16.9.2による、○ 以下による

耐電圧		温度上昇	
耐久性（サイクル）		防錆	○ 適用する○適用しない
電源			

　引き戸用検出装置
　性能等　⊠ 標準仕様書表16.9.3による、○ 以下による

放射無線周波電磁界耐性			
耐電圧		防錆	○ 適用する○適用しない
防滴		電源	

・機構　：

戸の開閉方式	○図示、 ○（　　）
引き戸検出装置の種類	○光線(反射)センター、 ○　熱線センサー、　○音波センサー、 ○光電センサー、　○ 電波センサー、 ○タッチスイッチ（○無線式　　○光電式　） ○ 押しボタンスイッチ、 ○ 車椅子使用者用便房スイッチ（○大形押しボタン　　○非接触　）
凍結防止装置	○適用する（建具表による）、 ○適用しない

● 14. 自閉式上吊り引戸装置

●設計図書による　○下記による　(16.10.3)(表16.10.1)
・引戸装置
　性能等　⊠ 表16.10.1による、○以下による

手動開き力		手動閉じ力	
閉じ速度の調整		制動区間	
開閉繰返し		耐衝撃性	

着工	. .	. .	
竣工	. .	. .	
監理		. .	
施工		. .	

高橋　央　一級建築士
基内　有紀　一級建築士
柳澤　彩　一級建築士
大場　卓　一級建築士

日建設計

2026.06.30　検図者：砂田 哲正

木更津市吾妻公園文化芸術施設
新築工事（建築）

特記仕様書（４）（木更津市）　A1:1/xx　A3:1/xx

（通し番号 ６）
２ － ４

No. J－240623－D

章	項目	特記事項

16 建具工事

● 15. 重量シャッター

●設計図書による　○下記による　(16.11.2、3)

・シャッターの種類　：
　○　管理用シャッター（耐風圧強度（　　）N/m）
　○　外壁用防火シャッター（耐風圧強度（　　）N/m）
　○　屋内用防火シャッター
　○　防煙シャッター
・開閉方式による種類　：　⊠ 電動式（手動併用）、　○ 手動式

・急降下制動装置、急降下停止装置を設けた電動シャッターの設置箇所　：
　○　建具表による、○（　　）
・障害物感知装置を設けた電動式シャッターの設置箇所　：
　○　建具表による、○（　　）
・危害防止機構を設けた屋内用防火シャッターもしくは防煙シャッターの設置箇所
　○　建具表による、○（　　）
　機構　a)　危害防止装置
　　b)　「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」（昭和48年12月28日建設省告示第2563号）に定める基準に適合するもの
・管理用シャッターのシャッターケース　：　⊠ 設ける、　○ 設けない
　ただし、外壁用防火シャッター、屋内用防火シャッター及び防炎シャッターには設けること
・スラット及びシャッターケース用鋼板　：
　鋼板の種類　　○ JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板)
　　○ JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板)
　めっきの付着量　⊠ Z12またはF12、○（　　）
・スライドレール、まぐさ、雨掛りに用いる座板及び座板のカバー、雨掛りに用いるスイッチボックス類のふたの材質
　ステンレス鋼板　⊠ SUS304、SUS430JIL又はSUS443JI、○（　　）

○ 16. 軽量シャッター

(16.12.2～4)

・開閉方式による種類　：　⊠ 手動式、　○ 電動式（手動併用）
・耐風圧強度　：　○（　　）N/㎡
・障害物感知装置を設けた電動式シャッターの設置個所　：
　○　建具表による、○（　　）
・スラットの材質　：　○ JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板）
　　めっき付着量（ ⊠ Z06又はF06、 ○　　）
　　○ JIS G 3322（塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板）
　　めっき付着量（ ⊠ AZ90　　、 ○　　）
・スラットの形状　：　○ インターロッキング形、○　オーバーラッピング形

○ 17. オーバーヘッドドア

(16.13.2、3)

セクション材料による区分	耐風圧性能の区分	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材質
⊠ スチールタイプ ○ アルミニウムタイプ ○ ファイバーグラスタイプ	○ 125 ○ 100 ○ 75 ○ 50	⊠ バランス式 ○ チェーン式 ○ 電動式	⊠ スタンダード形 ○ ローヘッド形 ○ ハイリフト形 ○ バーチカル形	⊠ 溶融亜鉛めっき鋼板 ○ ステンレス鋼板

　ステンレス鋼板　⊠ SUS304、SUS430JIL又はSUS443JI、○（　　）
・障害物感知装置を設けた電動式オーバーヘッドドアの設置場所　：
　⊠　建具表による、○（　　）

● 18. ガラス

●設計図書による　○下記による　(9.7)（16.14.2～4）(図16.14.1)

・適用は以下によるほか、ガラスの種類・厚さは建具表及び図面による。
・フロート板ガラスの品種、厚さの呼びによる種類　⊠ 建具表による、　○図示
・型板ガラスの厚さによる種類　⊠ 建具表による、 ○ 図示
・網入板ガラス、線入板ガラスの鋼、線の形状、板の表面の状態、厚さの呼びによる種類
　⊠　建具表による、○ 図示
・合わせガラス　：

材料板ガラスの種類、厚さの組合せ、合わせガラスの合計厚さ	⊠ 建具表による、　○ 図示
形状による種類	○ 平面合わせガラス、○ 曲面合わせガラス
落球衝撃はく離特性及びショットバック衝撃特性による種類	○ Ⅰ類、○ Ⅱ-1類、 ○Ⅱ-2類、 ○Ⅲ類

・強化ガラス　：

形状による種類、材料板ガラスの種類による名称	⊠ 建具表による、　○ 図示
破片の状態及びショットバック衝撃特性による種類	○ Ⅰ類、○ Ⅲ類

・熱線吸収板ガラス　：

板ガラスの種類、厚さによる種類	⊠ 建具表による、　○ 図示
性能による種類	○ 1類、 ○ 2類

・複層ガラス　：

材料板ガラスによる種類及び厚さの組合せ、並びに複層ガラスの厚さ	⊠ 建具表による、　○ 図示
断熱性による区分	○ T1、○ T2、○ T3、○ T4、○ T5、○ T6
日射取得性、日射遮蔽性	○ G、 ○ S
乾燥気体の種類	○ 空気　　、○アルゴン

・熱線反射ガラス　：

材料板ガラスの種類及び厚さによる種類	⊠ 建具表による、○ 図示
日射熱遮へい性による区分	○ 1種、 ○2種、 ○ 3種
耐久性による区分（日射熱遮蔽性が2種の場合）	○ A種、　○B種

・倍強度ガラス　：

材料板ガラスの種類及び厚さによる種類	⊠ 建具表による、○ 図示

・ガラスの留め材及び溝の大きさ　：

建具の種類	ガラス留め材	ガラス溝の大きさ(mm)
○ アルミニウム製	⊠ グレイジングチャンネル ○ シーリング材	○ 建具の製造所の仕様による ○ 図示
○ 樹脂製	○ グレイジングビート ○ グレイジングチャンネル	○ 建具の製造所の仕様による ○ 図示
○ 鋼製及び鋼製軽量	○ シーリング材 ○	○ 建具の製造所の仕様による ○ 図示
○ ステンレス製	○ シーリング材 ○	○ 建具の製造所の仕様による ○ 図示

・構造体の層間変形角に対する追従性　：
　以下の構造体の層間変形角に対して、破損、脱落が生じないよう取り付けられているものとする。
　○　1/100、○ 1/200、○（　　）

16 建具工事

○ 19. ガラスブロック

(16.14.5)

表面形状	呼び寸法	厚さ	色調	目地幅(mm) 平積み	目地幅(mm) 曲面積み	伸縮調整目地(mm)	防火性能
○ 正方形	○ 125×125	80	○ クリア ○ 乳白	⊠ 8～15 ○	外側 ⊠ 標準仕様書表16.4.5(2)(ｳ)(a)② 内側 ⊠ 標準仕様書表16.4.5(2)(ｳ)(a)② ○	⊠ 6mm以下ごとに幅1～25 ○ 図示 ○	⊠ 無し ○ 有り
	○ 160×160	○ 95 ○ 125	○ クリア ○ 乳白				
	○ 200×200	○ 95 ○ 125	○ クリア ○ 乳白				
	○ 320×320	95	○ クリア ○ 乳白	○ 15～25			
○ 長方形	○ 250×125	80	○ クリア ○ 乳白				
	○ 320×160	95	○ クリア ○ 乳白				

・壁用金属枠及び補強材の材料、形状　：　⊠ 図示、○（　　）
・力骨　：　材質　⊠ ステンレス鋼(SUS304)、○（　　）
　　寸法　⊠ 径5.5mm、○（　　）
　　形状　⊠ はしご形状複筋及び単筋、　○(　　)
・化粧目地モルタルの色　：　○（　　）
・シーリングの種類　：（ ○ ＳＲ－１　　○ ＰＳ－１）
・金属製化粧カバー　：　材質　○ステンレス製、 ○ アルミニウム製
　　寸法　⊠ 図示、○（　　）
　　形状　⊠ 図示、○（　　）
・木下地の場合のアンカー等の取付け間隔　　※⊠図示　、○（　　）
・工法
　建築基準法に基づき定まる風圧力の（O1、O1.15、 O1.3）倍の風圧力に対応した工法
・目地筋の横力骨の納まり　：
　⊠　ガラスブロック製造所の仕様による、 ○ 図示

17 カーテンウォール工事

○ 1. 取付方法、性能等

(17.1.3)（17.2.2）(17.3.2)

適用は以下によるほか、カーテンウォール図による
・取付方法　：○ 層間方式、 ○ 柱・梁方式、 ○方立方式、 ○スパンドレル方式、
　　○　（　　）
・性能　：

水密性	気密性	遮音性	断熱性	耐火性能	耐温度差性(℃)
				○ 30分 ○ 1時間	○ 30 ○ 40 ○ 60

・耐風圧性能　：
　建築基準法に基づき定まる風圧力の（O1、O1.15、 O1.3）倍の風圧力に対応した工法
・主要部材の耐風圧性能（ガラスを除く）　：

支点間距離(h)	耐風圧性能
4m以下	○ たわみ量が±(1/150)×h かつ絶対量20mm以下であること ○
4mを超える	○

・地震力に対する安全性　：

設計用震度	帳壁（仕上面及び構造体から仕上面までの接合部材）の性能
設計用水平震度（KH） ⊠ 1.0 ○	設計用震度の地震力に対して、部材に生じる応力度が所定の応力度内にあり、有害な残留ひずみが生じないこと。 ただし、所定の応力度以内にあることの確認が困難な場合は、試験等により設計用震度の地震力に対して有害な残留ひずみが生じないことを確認する。
設計用鉛直震度（KV） ⊠ 0.5 ○	なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。 所定の応力度は、短期許容応力度とし、短期許容応力度が定められていない材料については、関連基準（製造者等により構成される協会等が定める指針等を含む）が定める値とする。

構造体の層間変形に対する追従性

層間変形角	帳壁（仕上面及び構造体から仕上面までの接合部材）の性能
○ 1/100 ○ 1/200	左記の層間変形角に対して、脱落しないこと 層間変形角1/300に対して、ほとんど補修の必要がなく、継続使用に耐えること。

・性能の確認方法及び判定方法　：
　⊠　性能の確認及び判定方法が確認できる資料を提出し、監督職員の承諾を受ける

○ 2. メタルカーテンウォール

(17.2.2、3、5)

適用は以下によるほか、カーテンウォール図による。
・金属系材料の種類　：
　○　アルミニウム材　　規格等　　標準仕様書16.2.3による
　　種別　　標準仕様書 表14.2.1による
　　着色　　○標準色、　○特注色
　　映像調整　○行う、 ○ 行わない

　○　鋼材
　○　ステンレス鋼材
・形状及び仕上げ　：
　製品の寸法許容差　　⊠ 標準仕様書 表17.2.1.による、 ○(　　)
　見え掛かり部の仕上げ　○（　　）
　ガラス溝の寸法、形状等　⊠ カーテンウォールの製造所の仕様、○（　　）
・取付け　：
　躯体付け金物の取付け位置の寸法許容差
　　鉛直方向　　⊠　±10mm、　○（　　）
　　水平方向　　⊠　±25mm、　○（　　）
　カーテンウォール部材の取付け位置の寸法許容差
　　目地の幅　　⊠　±3mm、　○（　　）
　　目地の芯の通り　　⊠　0～＋2mm、○（　　）
　　目地両側の段差　　⊠　0～＋2mm、○（　　）
　　各階の基準墨から各部材までの距離　⊠　±3mm、　○（　　）
・シーリング材の種類（目地）　：○（　　）
・ガラスの取付け材料　：○ シーリング　　種類（　　）
　　○ 構造ガスケット　形状・寸法等 ⊠ 図示、　○(　　)
・断熱材 Ⓖの種類　：○（　　）
・ガラスの取付け方法　：
　ガラスの取付け材料がシーリングの場合のガラスの支持方法
　　⊠　４辺支持　　○（　　）

17 カーテンウォール工事

○ 3. PCカーテンウォール

(17.3.2～5)（表17.3.1.2）

適用は以下によるほか、カーテンウォール図による
・材料　：
　コンクリート　　種類　○(　　)
　　品質　設計基準強度(Fc)　⊠ 30N/mm2、○(　　)
　　スランプ　⊠ 12cm　、 ○(　　)
　　気乾単位容積質量
　　○ 普通コンクリートの場合　2.1t/m3 を超え2.5t/m3 未満
　　○（　　）
　　単位水量の最大値　⊠ 185kg/m3、○(　　)
　鉄筋　　種類記号 ⊠ SD295A（　　）、○(　　)
　補強鉄線　　径(mm)　○ 3.2、 ○ 4.0、 ○ 5.0、○ 6.0
　　網目寸法 ○（　　）
・シーリング材の種類（目地）　：○（　　）
・耐火目地材の種類　：○（　　）
・断熱材 Ⓖの種類　：○（　　）
・ガラスの取付け材料　：○ シーリング　　種類（　　）
　　○（　　）
　　○ 構造ガスケット　形状・寸法等 ⊠ 図示、　○(　　)
・先付けの材料　：
　○　表面仕上げ材　○ セラミックタイル
　　○ 石材（ ○花こう岩、 ○大理石、　○　　）
　○　建具枠（　　）
　○　ゴンドラ用ガイドレール（　　）
　○　図示による
・形状及び仕上げ　：
　製品の見え掛り部の寸法許容値

辺長	⊠ ±3mm 、○	対角線長の差	⊠ 0～+5mm、○
版厚	⊠ ±2mm 、○	開口部内法寸法	⊠ ±2mm 、○
ねじれ、反り	⊠ 0～+5mm、○	曲がり	⊠ 0～+3mm、○
面の凹凸	⊠ 0～+3mm、○	先付け金物の位置	⊠ 0～+5mm、○

・PCカーテンウォールの仕上げ（　　）
・構造ガスケットを用いる場合のアンカー溝の寸法及び寸法許容差(mm)（　　）
・製作
　PC鋼の配筋　⊠図示による
・取付け　：
　躯体付け金物の取付け位置の寸法許容差
　　鉛直方向　　⊠　±10mm、　○（　　）
　　水平方向　　⊠　±25mm、　○（　　）
　カーテンウォール部材の取付け位置の寸法許容差
　　目地の幅　　⊠　±5mm、　○（　　）
　　目地の芯の通り　　⊠　0～＋3mm、○（　　）
　　目地両側の段差　　⊠　0～＋4mm、○（　　）
　　各階の基準墨から各部材までの距離　⊠　±5mm、　○（　　）
　ガラスの取付け方法
　　ガラスの取付け材が構造用ガスケットで複層ガラス等を使用する場合は排水機能の設置及びガラスの封着処理の強化を行う

18 塗装工事

● 1. 材料

●設計図書による　○下記による　(18.1.3)

・屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量　：　⊠ Ｆ☆☆☆☆、○(　　)
・防火材料　：⊠ 屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする
　　○ 仕上げ表による

● 2. 素地ごしらえ

●設計図書による　○下記による　(18.2.2～7)

下地面等		種別
木部	不透明塗料塗りの場合	⊠ A種、○ B種
	透明塗りの場合	⊠ B種、○ A種
鉄鋼面	DP以外	⊠ C種、○ A種、 ○B種
	DPのみ	⊠ B種、○ A種、 ○C種
亜鉛めっき鋼面		⊠ A種、○ B種
モルタル面及びプラスター面		⊠ B種、○ A種
コンクリート面（DP以外）、ALCパネル面		⊠ B種、○ A種
コンクリート面（DPのみ）		⊠ A種、○ B種
押出成形セメント板面		○ A種、○ B種
せっこうボード面及びその他ボード面	目地：継目処理工法	⊠ A種、○ B種
	目地：継目処理工法以外	⊠ B種、○ A種

● 3. 錆止め塗料塗り

●設計図書による　○下記による　(18.3.2、3)

下地面等		さび止め塗料の種別	工程の種別
鉄鋼面	見え掛り部分	ＳＯＰ	A種	⊠ A種、○B種
		ＤＰ	1回目　C種 2、3回目　D種	標準仕様書表18.3.4
		ＥＰ－Ｇ	⊠ B種、○ A種	⊠ A種、○B種
	見え隠れ部分	ＳＯＰ	A種	⊠ B種、○ A種
		ＤＰ	1回目　C種 2、3回目　D種	標準仕様書表18.3.4
		ＥＰ－Ｇ	⊠ B種、○ A種	⊠ B種、○ A種
亜鉛めっき鋼面	鋼製建具等	ＳＯＰ	⊠ A種、○ B種	⊠ A種、○B種
		ＤＰ	B種	標準仕様書表18.3.6
		ＥＰ－Ｇ	C種	⊠ A種、○ B種
	鋼製建具以外	ＳＯＰ	⊠ B種、○ A種	⊠ B種、○ A種
		ＤＰ	B種	標準仕様書表18.3.6
		ＥＰ－Ｇ	C種	鋼製建具等　A種 上記以外　B種

● 4. 塗装

●設計図書による　○下記による　(18.4.1～18.12.2)

塗装		種別	塗料の種類
合成樹脂調合ペイント塗り (SOP)	木部屋外	⊠ A種、○ B種	－
	木部屋内	⊠ B種、○ A種	－
	鉄鋼面	⊠ B種、○ A種	－
	亜鉛めっき鋼面	(表18.4.3)	－
クリヤラッカー塗り(CL)		⊠ B種、○ A種	－
アクリル樹脂系非水分散型塗料塗り(NAD)		⊠ B種、○ A種	－
耐候性塗料塗り (DP)	鉄鋼面	(表18.7.1)	○ 上塗り等級(　)級
	亜鉛めっき鋼面	(表18.7.2)	○ 上塗り等級(　)級
	コンクリート面及び押出成形セメント板面	○ A種、○ B種、 ○ C種	－
つや有合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-G)	コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面、その他ボード面等	⊠ B種、○ A種	－
	屋内の鉄鋼面	⊠ B種、○ A種	－
	木部	(表18.8.2)	－
	亜鉛メッキ鋼面	(表18.8.4)	－
合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)		⊠ B種、○ A種	－
ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)		⊠ B種、○ A種	－
ステイン塗り		○ ﾋﾟｸﾞﾒﾝﾄｽﾃｲﾝ塗り ○ ｵｲﾙｽﾃｲﾝ塗り	－
木材保護塗料塗り(WP)		⊠ B種、○ A種	－

・クリヤラッカー塗りＡ種の工程2の適用　：
　○　適用する(着色剤：　○ 溶剤系着色剤　　○油性染料着色剤)
　○　適用しない
・ウレタン樹脂ワニス塗りの工程1の着色の適用　：
　○　適用する
　○　適用しない
・オイルステン塗りの工程等　：
　※製造所の仕様による

19 内装工事

● 1. 接着剤

●設計図書による　○下記による　(19.2.2)

・接着剤のホルムアルデヒド放散量　：　⊠ Ｆ☆☆☆☆ 、○（　　）
・接着剤の可塑剤（難揮発性の可塑剤を除く）　：　添付されていないものとする。
・施工箇所の下地セメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別　：
　○　図示、○（　　）

● 2. 下地の工法

●設計図書による　○下記による　(19.2.3)

・標準仕様書19.2.3(1)～(3)以外の下地の工法　：　⊠図示　、○(　　)

● 3. ビニル床シート Ⓖ

●設計図書による　○下記による　(19.2.2、3)

種類の記号	色柄	厚さ(mm)	備考
⊠ FS（複層ビニル床シート） ○	○ 無地 ○ マーブル柄 ○ 柄物	⊠ 2.0 ○	

・目地処理をする場合の工法　：○　熱溶接工法、○（　　）

● 4. ビニル床タイル Ⓖ

●設計図書による　○下記による　(19.2.2)

種類の記号	色柄	寸法(mm)	厚さ(mm)	備考
⊠ KT（コンポジションビニル床タイル） ○ TT（単層ビニル床タイル） ○ FT（複層ビニル床タイル） ○ F0A（置敷きビニル床タイル） ○ F0B（薄型置敷きビニル床タイル）	○ 無地 ⊠ 柄物	○ 300×300 ○ 450×450 ○ 500×500 ○	⊠ 2.0 ○ 2.5 ○ 3.0 ○	

● 5. 特殊機能床材

●設計図書による　○下記による　(19.2.2)

シートの種類	厚さ・寸法(mm)、形状	性能	種類
○ 帯電防止床シート			
○ 帯電防止床タイル			
○ 視聴覚障害者用床タイル		ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列はJIS T 9251による	
○ 耐動荷重性床シート			
○ 防滑性床シート			
○ 防滑性床タイル			

● 6. ビニル幅木

●設計図書による　○下記による　(19.2.2)

・材質の種類：○　軟質、　○ 硬質
・高さ(mm)　：⊠　60、○75、○ 100、 ○(　　)
・厚さ(mm)　：⊠　1.5以上、○（　　）

● 7. ゴム床タイル

●設計図書による　○下記による　(19.2.2)

・種類　：○　単層、　○ 積層
・色柄　：○（　　）
・厚さ(mm)　：○ 3.0、 ○ 4.5、 ○ 6.0、○ 9.0
・寸法(mm)　：○（　　）

● 8. カーペット敷き Ⓖ

●設計図書による　○下記による　(19.3.2、3)(表 19.3.1)

・織じゅうたん　：

織り方	パイル形状
○ ウェルトンカーペット ○ ダブルフェースカーペット ○ アキスミンスターカーペット	○ カットパイル ○ ループパイル ○ カット、ループ併用

　色柄　　⊠　模様のない無地、○（　　）
　パイル糸の種類　⊠ 標準仕様書表19.3.1による（ ○A種、○ B種、 ○C種）
　　○（　　）
　帯電性　　○　適用する、 ○ 適用しない
　縦じゅうたんの接合方法　○ ヒートボンド工法、○（ つづりぬい　　）
　下敷き材 ⊠ 反毛フェルト（JIS L 3204第2種2号、呼び厚さ8mm）、 ○(　　)
・タフテッドカーペット　：

パイル形状	パイル長さ(mm)	工法	帯電性の適用	備考
○ カットパイル ○ ループパイル ○ カット、ループ併用		○ 全面接着工法 ○ グリッパー工法	○ する （　　） ○ しない	

　下敷き材（グリッパー工法の場合）
　⊠　反毛フェルト（JIS L 3204第2種2号、呼び厚さ8mm）、○（　　）
・タイルカーペット　：　●設計図書による　○下記による

パイル形状	種別	施工箇所	寸法(mm)	総厚さ(mm)	備考
⊠ ループパイル	⊠ 第一種 ○ 第二種		⊠ 500×500 ○	⊠ 6.5 ○	
○ カットパイル	○ 第一種 ○ 第二種		⊠ 500×500 ○	⊠ 6.5 ○	
○ カット・ループ併用	○ 第一種 ○ 第二種		⊠ 500×500 ○	⊠ 6.5 ○	

　タイルカーペットの敷き方　　平場　　⊠ 市松敷き、 ○ 模様流し、 ○(　　)
　　階段部分 ⊠ 模様流し、 ○ 市松敷き、 ○(　　)
　見切り、押え金物　　材質（　　）
　　種類（　　）
　　形状等　⊠ 図示、○（　　）

● 9. 合成樹脂塗床

●設計図書による　○下記による　(19.4.2、3)(表 19.4.4、5)

種別	施工箇所	工法	仕上げの種類
○ 厚膜型塗床材（弾性ウレタン樹脂系塗床）			⊠ 平滑仕上げ ○ 防滑仕上げ ○ つや消し仕上げ
○ 厚膜型塗床材（エポキシ樹脂系塗床）		○ 薄膜流しのべ工法 ○ 厚膜流しのべ工法 ○ 樹脂モルタル工法	○ 平滑仕上げ ○ 防滑仕上げ
○ 薄膜型塗床材（エポキシ樹脂系塗床）			⊠ 平滑仕上げ
○ アクリル樹脂塗床(JIS K 5970)（防塵塗料塗り）		⊠ 製造所の指定による	工程 塗布量(kg/㎡) ⊠ 0.25kg/㎡以上 表面仕上げ ⊠ 平滑、 ○ 防滑 溶剤 ⊠ 水性、 ○ 溶剤系、 ○ 無溶剤系 仕上げ色 ⊠ 標準色、○

・塗料のホルムアルデヒド放散量　：　⊠ Ｆ☆☆☆☆ 、○(　　)

看工	・・	・・	
検工	・・	・・	
監理		・・	
		・・	
施工		・・	
		・・	

高橋　央	一級建築士
甚内　有紀	一級建築士
柳澤　彩	一級建築士
大場　卓	一級建築士

日建設計

2026.06.30　　検図者：砂田 哲正

木更津市吾妻公園文化芸術施設
新築工事（建築）

特記仕様書（５）（木更津市）　A1：1/xx　A3：1/xx

（通し番号　７）
２－５

No. J－240623－D

章	項目	特記事項

19 内装工事

● 10. フローリング張り Ⓖ

●設計図書による　○下記による　(19.5.2～6)(表 19.5.1～6)
・単層フローリング　：
○ フローリングボード1等

工法	○ 釘止め工法（ ○ 根太張り、 ○ 直張り）、 ○ 接着工法
樹種	⊠ なら　○
厚さ、大きさ	⊠ 標準仕様書表19.5.1による、 ○
仕上塗装	⊠ 塗装品、　○ 無塗装品
間伐材等の適用	○ 適用する、 ○ 適用しない

○ フローリングブロック 1等

工法	⊠ 接着工法
樹種	⊠ なら　○
厚さ、大きさ	⊠ 標準仕様書表19.5.1による、 ○
仕上塗装	⊠ 塗装品、　○ 無塗装品
間伐材等の適用	○ 適用する、 ○ 適用しない

・複合フローリング　：
○ 天然木化粧複合フローリング

工法	○ 釘留め工法（ ○ 根太張り、 ○ 直張り）、 ○ 接着工法
樹種	⊠ なら　○
種別（表19.5.2）	○ A種、 ○ B種、 ○ C種
仕上塗装	⊠ 塗装品、　○ 無塗装品
間伐材等の適用	○ 適用する、 ○ 適用しない

・フローリング及び接着剤のホルムアルデヒド放散量　：　⊠ F☆☆☆☆、　○（　　）
・接着工法の場合の裏面緩衝材　：　⊠合成樹脂発泡シート、 ○（　　）
・現場塗装仕上げ　：　施工箇所（　　）
⊠ウレタン樹脂ワニス塗り
○ オイルステインの上、ワックス塗り
○ 生地のままワックス塗り

● 11. 畳敷き

●設計図書による　○下記による　(19.6.2)(表 19.6.1)
・種別　：　○ A種、 ○ B種、 ○ C種、 ○ D種
（畳床：　○KT-Ⅰ、 ○ KT-Ⅱ、 ○KT-Ⅲ、 ○ KT-K、　○KT-N）
・下地の種類　：　○ 標準仕様書12.6.1による床組
○ ポリスチレンフォーム床下地（ノンフロン Ⓖ）
○（　　）
・畳表及び畳床　：　ホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
・衝撃緩和型畳（畳表：　○C1、○C2）

● 12. せっこうボードその他のボード及び合板張り

●設計図書による　○下記による　(19.7.2、3)(表 19.7.1)
・適用　：　以下によるほか、図示による。
・合板類、MDF及びパーティクルボード、接着剤のホルムアルデヒド発散量　：
⊠ F☆☆☆☆、 ○(　　)
・木質系セメント板　：

種類	厚さ(mm)、規格等
○ 硬質木毛セメント板 Ⓖ	○ 15、○ 20、 ○ 25、○
○ 中質木毛セメント板 Ⓖ	○ 15、 ○ 20、 ○ 25、○
○ 普通木毛セメント板 Ⓖ	○ 15、 ○ 20、 ○ 25、○
○ 硬質木片セメント板 Ⓖ	○ 12、 ○ 15、 ○ 18、○ 21、 ○
○ 普通木片セメント板 Ⓖ	○ 30、○

・繊維強化セメント板　：

種類	厚さ(mm)、規格等
○ けい酸カルシウム板	普通ボードO0.8FK　タイプ 2（無石綿）　○6、　○8
○ 化粧けい酸カルシウム板	普通ボードO0.8FK　タイプ 2（無石綿）　○6、　○8 表面への化粧張り等の加工　○ アクリル樹脂系焼付け ○

・火山性ガラス質複層板　：

種類	厚さ(mm)、規格等
○ 火山性ガラス質複層板	○ 図示による　○

・繊維板　：

種類	厚さ(mm)、規格等
○ ハードボード（素地） Ⓖ	○ 無研磨板（ ○ スタンダード、 ○ テンパード） RN ○ 研磨板　（ ○ スタンダード、 ○ テンパード） RS ○ 2.5、 ○3.5、○ 5、 ○7
○ ハードボード（化粧） Ⓖ	○ 内装用、　○ 外装用 ○ 2.5、 ○3.5、○ 5、 ○7
○ ミディアムデンシティファイバーボード Ⓖ	○ 3 、 ○7 、○ 9、 ○12
○ インシュレーションボード Ⓖ	A級（ ○ 天井仕上、 ○ 内装仕上、○　　） ○ 9 、 ○12、 ○15、 ○18

・パーティクルボード　：

種類	厚さ(mm)、規格等
○ 単板張りパーティクルボード Ⓖ	○ 無研磨板 VN、　○研磨板 VS ○ 10、 ○ 12、○ 15、 ○ 18、 ○
○ 化粧パーティクルボード Ⓖ	○ 単板オーバーレイ DV ○ プラスチックオーバーレイ DO ○ 塗装 DC ○ 10（難燃）、 ○12（難燃）、○

・吸音材料　：

種類	厚さ(mm)、規格等
○ ロックウール化粧吸音板	○ フラットタイプ（ ○ 9（不燃）、○ 12(不燃)、○　　） ○ 凹凸タイプ　（ ○ 12(不燃)、○ 15(不燃)、○　　）
○ ロックウール吸音ボード1号	○ 25、○
○ グラスウール吸音ボード32K	○ 25(ガラスクロス包) 、○

・せっこうボード製品　：

種類	厚さ(mm)、規格等
○ せっこうボード	○ 12.5（不燃）、○15（不燃）、 ○
○ 不燃積層せっこうボード	○ 9.5（不燃）、○ ○ 化粧無（下地張り用）、○化粧有（トラバーチン模様）
○ シージングせっこうボード	○ 12.5 （ ⊠ 不燃、　○準不燃 ）
○ 強化せっこうボード	○ 12.5（不燃）、 ○ 15（不燃）
○ せっこうラスボード	○ 9.5
○ 化粧せっこうボード（木目）	○ 12.5（不燃）幅440mm程度 模様（ ○ 柾目、 ○ 板目）　専用下地材有り
○ 化粧せっこうボード（トラバーチン模様）	○ 9.5（準不燃） ○

・合板、化粧板　：

種類	厚さ(mm)、規格等
○ 普通合板 Ⓖ	表面の樹種 生地　透明塗料塗り　（ ⊠ ラワン合板程度、 ○　　） 不透明塗料塗り（ ⊠ しな合板程度　、　○　　） 板面の品質（　　） 厚さ(mm)　（ ⊠ 図示による　○　　） 防水処理　（ ○ する、○ しない　　）
○ 天然木化粧合板 Ⓖ	化粧板の樹種名（　　） 厚さ(mm)　（ ⊠ 図示による　○　　） 防水処理　（ ○ する、○ しない　　）
○ 特殊加工化粧合板	化粧加工の方法（　○オーバーレイ、　○プリント、　○塗装） 表面性能（　　）タイプ 厚さ(mm)　（ ⊠ 図示による　○　　） 防水処理　（ ○ する、○ しない　　）
○ メラミン樹脂化粧板	JIS K 6903 による厚さ（ ⊠ 1.2、○　　）
○ ポリエステル樹脂化粧板	

19 内装工事

・遮音シール材　：　○ 適用する
（　○シーリング材、 ○ ジョイントコンパウンド）
○ 適用しない
天井のボード類(ロックウール吸音板を除く)の重ね張りを行う場合
⊠ 図示　○
・合板類の張付け　：　○ B種 、 ○ A種
・せっこうボードの目地工法　：　⊠ 仕上げ表による、○(　　)

突付け工法のエッジの種類	○ ベベルエッジ　　○スクエアエッジ
目透かし工法のエッジの種類	○ ベベルエッジ　　○スクエアエッジ

● 13. 壁紙張り

●設計図書による　○下記による　(19.8.2、3)
・ホルムアルデヒド放散量　：　⊠　F☆☆☆☆、 ○（　　）

施工箇所	壁紙の種類	防火性能	備考
	○ 紙、 ○繊維、○ プラスチック、 ○ 無機質、○ 塩化ビニル	○ 不燃、　○準不燃 ○ 難燃	
	○ 紙、 ○繊維、○ プラスチック、 ○ 無機質、○ 塩化ビニル	○ 不燃、　○準不燃 ○ 難燃	
	○ 紙、 ○繊維、○ プラスチック、 ○ 無機質、○ 塩化ビニル	○ 不燃、　○準不燃 ○ 難燃	

・モルタル、プラスター面の素地ごしらえ　：　⊠ B種、 ○A種
・コンクリート面の素地ごしらえ　：　⊠ B種、 ○A種
・せっこうボード面の素地ごしらえ　：　⊠ B種、 ○A種

● 14. 断熱材 Ⓖ

●設計図書による　○下記による　(19.9.2、3)
・フェノールフォームを使用した断熱材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量　：
⊠　F☆☆☆☆、○（　　）
・断熱材打込み工法　：

種類	厚さ(mm)	施工箇所
○ ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材		
○ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材(スキン層なし) （ ○ 2種bA　○ 3種bA　○ 3種bC　○ 3種bD ）		
○ 硬質ウレタンフォーム断熱材		
○ フェノールフォーム断熱材		

・断熱材現場発泡工法　：
断熱材の種類 ○ A種1、 ○ A種1H
厚さ (mm)　○ 25、 ○30、 ○ (　　)
施工箇所　○ 図示、○ (　　)
・現場発泡断熱材　：
（品質・性能及び試験方法）　建築材料等品質性能表による

20 ユニット及びその他の工事

● 1. フリーアクセスフロア

●設計図書による　○下記による　(20.2.2)

施工箇所			
構法	○ 置敷式 ○ 支柱調整式 ○	○ 置敷式 ○ 支柱調整式 ○	○ 置敷式 ○ 支柱調整式 ○
寸法(mm)	○ 500×500 ○	○ 500×500 ○	○ 500×500 ○
高さ(mm)			
耐震性能	○ 1.0G、　○ 0.6G	○ 1.0G、　○ 0.6G	○ 1.0G、　○ 0.6G
所定荷重	○ 3,000N、 ○ 5,000N	○ 3,000N、 ○ 5,000N	○ 3,000N、 ○ 5,000N
表面仕上材	○ 帯電防止床タイル ○ タイルカーペット ○	○ 帯電防止床タイル ○ タイルカーペット ○	○ 帯電防止床タイル ○ タイルカーペット ○
備考			

（品質・性能及び試験方法）　建築材料等品質性能表による
・寸法精度　：
⊠　標準仕様書20.2.2(2)(オ)(a)～(c)による
○　以下による
パネルの長さ　(　　)
パネルの平面形状（角度）　(　　)
フリーアクセスフロアの高さ　(　　)
・帯電防止性能　：　○ 評価値（U値）≧0.6以上　　○評価値（U値）≧1.2以上
・感電防止性能　：　⊠　漏えい抵抗（R）≧1×10^6Ω

● 2. 可動間仕切

●設計図書による　○下記による　(20.2.3)

構造形式	○ スタッド式（内蔵）、　○スタッド式(露出)、　○パネル式 ○ スタッドパネル式
構成基材の種類	スタッド パネル
表面仕上げ材 (パネル表面仕上げ)	○ メラミン樹脂焼付又はアクリル樹脂焼付、　○ 壁紙張り ○
遮音性(dB/500Hz)	○ 0、 ○ 12、 ○ 20、 ○ 28、 ○ 36
防火性能	○ 不燃、○

・パネル内に取付ける建具　：　○あり（ ⊠　図示、　○　　）、 ○ なし
・ドアクローザー、丁番、錠前、上げ落とし　：
⊠　標準仕様書16章8節の建具用金物に対応する材質
・表面仕上材を壁紙張りとする場合の品質、性能　：
⊠　標準仕様書19章による
・パネル材のホルムアルデヒド放散量　：　⊠　F☆☆☆☆
○（　　）

● 3. 移動間仕切

●設計図書による　○下記による　(20.2.4)

走行方法	○ 平行方向移動式、 ○ 二方向移動式	
操作方法による種別	○ 手動式、　○ 電動式、　○ 部分電動式	
圧接装置の操作方法	○ プッシュ式、○ ハンドル式、○	
総厚さ(mm)		
パネル表面材	材質	○ 鋼板、　○
	仕上げ	○ 焼付塗装、 ○ 壁紙張り、 ○
遮音性(dB/500Hz)	○ 36未満、　○ 36以上	

（品質・性能及び試験方法）　建築材料等品質性能表による
・パネル表面仕上げの壁紙張りの品質、性能　：　標準仕様書19章による
・ハンガーレールの取付け下地の補強　：
⊠　取付け全重量の5倍以上の荷重に対して、使用上支障のない耐力及び変形量となるように補強する
○　図示
・パネルをランナーに取り付ける部品　：
※ランナーに加わる重量の5倍以上の荷重に耐えられるもの
○　(　　)
・ハンガーレール　：
⊠　ランナーを取り付けた状態で、パネル重量の5倍以上の荷重を、パネル1枚に使用するランナー数で除した値に対して、耐力及び変形量が使用上支障のないものとする
○　(　　)
・ランナー　：
⊠　パネル重量の5倍以上の荷重を、パネル1枚に使用するランナー数で除した値に対して、耐力及び変形量が使用上支障のないものとする
○　(　　)

20 ユニット及びその他の工事

● 4. トイレブース

●設計図書による　○下記による　(20.2.5)

表面材の種類		○ メラミン樹脂系化粧板、　○ ポリエステル樹脂系化粧板
脚部	形状	⊠ 幅木タイプ、　○
ドアエッジ	材質	○ アルミニウム製、　○ ステンレス製、 ○ 表面材と同材　、 ⊠　製造所の仕様
	形状	○ 標準、○　Rタイプ

（品質・性能及び試験方法）　建築材料等品質性能表による
・パネル材のホルムアルデヒド放散量　：　⊠ JIS A 6512によりF☆☆☆☆以上
○（　　）

● 5. 手すり

●設計図書による　○下記による
材料の種類及び仕上　(20.2.6、12)
：　○ ステンレス製　SUS304（表面処理　⊠HL程度、○（　　））
○　鋼製　　(表面処理　○溶融亜鉛めっき種別（　　））
○　アルミニウム　表面処理（ ⊠標準仕様書 表14.2.1による種別（　　種）
色合等　○標準色（　　）　　○特注色（　　）
・手すりの握り部分

材種	表面仕上げ	直径(mm)	取付箇所	備考
○ 集成材 （材種：　　）	○ クリアラッカー ○	○ 30、○ 35、 ○ 45		
○ ビニル製ハンドレール		○ 30、○ 35、 ○ 45		
○				

● 6. 階段滑り止め

●設計図書による　○下記による　(20.2.7)

材種		○ ステンレス製、　○ 黄銅製押出型材、　○アルミニウム製押出型材、 ○（　　）
滑り止め材	形状	⊠ タイヤ型、　○ タイヤレス型
	材質	○ ゴム　、 ○ 合成樹脂、　○（　　）
取付け	工法	⊠ 接着工法、　○ 埋込み工法
	寸法(幅)(mm)	○ 35　○ 40　○ 50
	端部フラットエンド	○ あり、　○なし

● 7. 黒板及びホワイトボード Ⓖ

●設計図書による　○下記による　(20.2.9)

○ 黒板	区分	⊠ 焼付け　、○（　　）
	種類	⊠ ほうろう黒板、○（　鋼製黒板　）
	色	⊠ 緑　　、○（　　）
○ ホワイトボード		

● 8. 鏡

●設計図書による　○下記による　(20.2.10)

取付箇所	
寸法(mm)	○ 図示、○
厚さ(mm)	⊠ 5　、○

● 9. 表示

●設計図書による　○下記による　(20.2.11)
・衛突防止表示　：
設置場所　⊠ 図示　　○(　　)
形状、寸法　○ 30φ　　、○（　　）
材質　○ ステンレス製、○（　　）
・案内用図記号　：　JIS Z 8210による
・誘導標識、非常用進入口等の表示　：　⊠ 消防法に適合する市販品、○(　　)
・室名札、ピクトグラフ、案内板等の形状、寸法、材質、
色、書体、印刷等の種別、取付け形式等(案内用図記号はJIS Z 8210による)：⊠ 図示による
・その他の表示　：　図示による

● 10. タラップ

●設計図書による　○下記による　(20.2.12)
・材質及び仕上げ　：⊠ステンレス製　SUS304（スリップ止め加工　⊠あり、 ○なし　）
○鋼製　　(表面処理　○溶融亜鉛めっき種別（　　））

○ 11. 煙突ライニング

(20.2.13)
・適用安全使用温度　：○400℃、○650℃、　○（　　）
・工法
⊠　鋼製ユニット煙突(煙突用成形ライニング材)
○　(　　)

○ 12. ブラインド

(20.2.14)

形式	操作方法	操作方法の種類	スラットの材種	スラット幅(mm)	ボックス・レールの材種
○ 横形	○ 手動	⊠ ギヤ式 ○ コード式 ○ 操作棒式	⊠ アルミニウム合金製 Ⓖ ○	⊠ 25 ○	⊠ 鋼製 ○
	○ 電動	ー			
縦形	○ 手動	⊠ 2本操作コード式 ○ 1本操作コード式	○ アルミスラット ○ クロススラット ○	○　80 ○ 100 ○	⊠ アルミニウム合金製
	○ 電動	ー			

・縦型ブラインドのスラットの材質　：
○ アルミスラット　焼付け塗装仕上げ
○ クロススラット　消防法で定める防炎性能の表示がある特殊樹脂加工
・ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合は、
Ⓖとする
・寸法、取り付け箇所　：　⊠ 図示、○（　　）
・幅・高さ　：⊠　図示　　○（　　）

○ 13. ロールスクリーン Ⓖ

(20.2.15)

操作方式	○ スプリング式、 ○ コード式、 ○ 電動式
幅、高さ	○ 図示、○
材種	○ ガラス繊維製、 ○ 合成・天然繊維製、　○
品質等	
その他の材料	⊠ ロールスクリーンの製造所の仕様、○

・スクリーンの仕様
消防法で定める防炎性能の表示があるもの
ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合は Ⓖとする

○ 14. カーテン

(20.2.16)

形式	○ シングル、 ○ ダブル	
	○ 片引き　、 ○ 引分け	
開閉操作	○ 手引き　、 ○ ひも引き ○ 電動	
ひだの種類	○ つまみひだ ○ 箱ひだ、片ひだ ○ プレーンひだ	
生地の種別、品質、特殊加工等		
取付箇所	○ 図示　、 ○	○ 図示　、 ○
備考		（暗幕）

・生地の仕様
消防法で定める防炎性能の表示があるもの
・ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合は、
Ⓖとする
・暗幕カーテンの両端、上部及び召合せの重なり　：
⊠　300mm以上、 ○(　　)
・カーテン付属物　フック（ひるかん）
⊠ 鋼製　○樹脂製

20 ユニット及びその他の工事

● 15. カーテンレール

●設計図書による　○下記による　(20.2.16)

材料による区分	⊠ アルミニウム及びアルミニウム合金の押出し成型材 ○ ステンレス製
強さによる区分	⊠ 10-90　、 ○
仕上げ	⊠ アルマイト、 ○
形状	⊠ 角形　、 ○

● 16. ブラインドボックス及びカーテンボックス

●設計図書による　○下記による

溝幅×深さ (mm)	○ 90×150、 ○ 120×80、 ○120×150、　○150×80、　○ 図示
材質	○ 集成材（仕上げ：　　） ○ アルミニウム製　押出し型材（市販品） 種別（標準仕様書 表14.2.1）　○ BC-1種、　○ BC-2種 色合い　○標準色（　　）、 ○ 特注色（　　） ○ 鋼製　（仕上げ：　　）

● 17. 天井点検口

●設計図書による　○下記による

材種	寸法	形式		外枠	内枠
⊠ アルミニウム製 ○	○ 450×450 ○ 600×600 ○	○ 一般形 ○ 気密形	○ 屋内外用 ○ 屋内用	○ 額縁タイプ ○ 目地タイプ	○ 額縁タイプ ○ 目地タイプ

（品質・性能及び試験方法）　建築材料等品質性能表による

● 18. 床点検口

●設計図書による　○下記による

材種	寸法	形式		備考
○ アルミニウム製 ○ ステンレス製 ○ 鋼製	○ 450×450 ○ 600×600 ○	○ 一般形 ○ 密閉形	○ 屋内外用 ○ 屋内用	○ 鍵付き ○

密閉形とはボルト、ナット等メカニカル構造にパッキンを装着したものとする
（品質・性能及び試験方法）　建築材料等品質性能表による

○ 19. 耐震スリット

方向	幅(mm)	タイプ	耐火性能	防水性能	備考
○ 垂直方向 ○ 水平方向	⊠ 図示 ○	○ 完全（全貫通型） ○	○ 耐火型 ○ 非耐火型	○ 有り ○ 無し	

・目地　：

目地	内壁	外壁
目地材	○ シーリング材(見え掛かりのみ) ○	○ シーリング材(見え掛かりのみ) ○ シーリング材（内外とも）
目地寸法 (幅mm×深さmm)	○ スリット幅×10 ○	○ スリット幅×10 ○

目地材の材質は標準仕様書表9.7.1による

○ 20. 止水板

○設計図書による　○下記による

形状	○ 差込式、 ○ 据置式、 ○壁張り式
施工箇所	○ 図示　、 ○別途工事

○ 21. エキスパンション ジョイント金物

○ 施工箇所	
材質	○ アルミニウム製、 ○ ステンレス製
建築物間のクリアランス(mm)	○ 50、　○100、 ○150、　○
変位追従量(mm)	避難経路の床等　　以上、その他　　以上
耐火性能	○ 有り、（　　）、 ○ 無し
断熱性能	○ 有り、（　　）、 ○ 無し
備考	
○ 施工箇所	
材質	○ アルミニウム製、 ○ ステンレス製
建築物間のクリアランス(mm)	○ 50、　○100、 ○150、　○
変位追従量(mm)	避難経路の床等　　以上、その他　　以上
耐火性能	○ 有り、（　　）、 ○ 無し
断熱性能	○ 有り、（　　）、 ○ 無し
備考	

外部に設置するものは防水型とする
エキスパンションジョイントカバーには脱落防止措置を講ずる

● 22. くつふきマット

●設計図書による　○下記による

材種	受け枠	備考
○ 塩化ビニル又はゴム製 ○ 硬質アルミニウム合金製 ○ ステンレス鋼（SUS304）製 ○	○ ステンレス鋼（SUS304） ○ 硬質アルミニウム合金 ○	

着工	. .	. .	
竣工	. .	. .	
監理		. .	
		. .	
施工		. .	

高橋　央　一級建築士
甚内　有紀　一級建築士
櫛澤　彩　一級建築士
大場　卓　一級建築士

日建設計
2026.06.30　検図者：砂田 哲正
木更津市吾妻公園文化芸術施設
新築工事（建築）
特記仕様書（6）（木更津市）　A1:1/xx　A3:1/xx
意　（通し番号 8）
2 － 6
No. J－240623－D

章	項目	特記事項

20 ユニット及びその他の工事

● 23. 流し台ユニット

●設計図書による　○下記による

ユニット分類	寸法(mm) W	寸法(mm) D	寸法(mm) H	備考
○ 流し台	○ 1,200 ○ 1,500 ○ 1,800 ○	○ 550 ○ 600 ○ 650 ○	○ 800 ○ 850 ○	市販品 トラップ付き 天板ステンレス製
○ コンロ台	○　600 ○	○ 550 ○ 600 ○ 650 ○	○ 620 ○ 670 ○	市販品 バックガード有り 天板ステンレス製
○ つり戸棚	○ 1,200 ○　900 ○	○ 450 ○	○ 500 ○ 700 ○	市販品
○ 水切り	○ 1,200 ○　900 ○　600 ○	－	－	市販品 ステンレス製 ○ 1段式、○

・品質・性能　：　JIS A 4420による
・形状　　：☒ 図示、○(　　)

○ 24. 旗竿

材種	形式	高さ(mm)	操作方法	固定方法	備考
○ アルミニウム合金製 ○	○ テーパー式 ○ 同一断面式		○ ハンドル式 ○ ロープ式	○ 埋込式 ○ ベース式 ○ バンド式	

● 25. 旗竿受金物

●設計図書による　○下記による
・材種　:○ ステンレス製 (SUS 304) 、○(　　)

○ 26. 車止め支柱

形式		材種	柱径、肉厚(mm)	高さ(mm)
○ 上下式鎖内蔵式	○ 標準品 ○ スプリング式	○ ステンレス製 ○		
○				

○ 27. フェンス

フェンスの種類	○ ビニル被覆エキスパンドフェンス、○ 樹脂塗装メッシュフェンス ○ 鋼管フェンス、○ アルミフェンス、　○ (　　)
高さ	○ 図示、○

○ 28. プレキャストコンクリート

(20.3.3、4)
・コンクリートの設計基準強度　：
　☒ 水セメント比55%以下、単位セメント量の最小値300kg/m3を満足する調合強度
　○ 図示
・配筋　：
　☒ 配筋を定めた計算書を監督職員に提出する、○ 図示
・取付け方法　：
　☒ 図示、○(　　)

○ 29. 間知石及びコンクリート間知ブロック積み

(20.4.2、3)

材種		種類	質量区分	備考
○ 間知石	○ 花こう岩 ○ 凝灰岩	－	－	
○ コンクリート間知ブロック	－		○ A ○ B	

・積み方　：☒ 谷積み、 ○ 布積み
・目塗り　：○ 図示 、○ (　　)
・伸縮調整目地　：　材種 ○ 図示、○ (　　)
　　厚さ ○ 図示、○ (　　)

○ 30. 鋼製書架及び物品棚

種類	規格等	JISによる種類
○ 鋼製書架 ○ 鋼製物品棚 ○	JIS S 1039 の規格による	○ 1種、○ 2種、○ 3種 ○ 4種、○ 5種、○ 6種、○

○ 31. 屋内掲示板

・枠の材質　　：☒ アルミニウム製　、 ○(　　)
・表面の材質　：☒ 塩ビ発泡シート張り、 ○(　　)

○ 32. 洗面カウンター

・材種　　：○ メラミン樹脂化粧板張り（心材：集成材）、○ 人工大理石
・奥行き(mm)　：○ 約 450、 ○ 約 600

● 33. 防煙垂れ壁

●設計図書による　○下記による
・固定式

材質	厚さ(mm)	高さ(mm)	備考
☒ 網入り磨板ガラス ○ 線入り磨板ガラス	☒ 6.8 ○	☒ 500 ○	アルミ製枠付き

・可動式　：

種類	材質	高さ(mm)	備考
○ 垂直降下式 （巻取り型）	不燃布（不燃認定品）	☒ 500 ○ 800 ○	ガイドレール ☒ 固定式（壁埋込型） ○ 可動式（天井収納型）
○ 回転降下式	鋼板製又はアルミ製	☒ 500 ○ 800 ○	表面仕上げ ☒ 天井材張り ○

降下機構　　煙感知器連動及び手動開放装置（埋込型）

○ 34. 屋外掲示板

・照明器具　：☒ 有り、 ○ 無し
・施錠　　：☒ 有り、 ○ 無し

● 35. 収納家具

●設計図書による　○下記による
・材質、形状、寸法　：
　☒ 図示、○(　　)
・合板類、MDF 及びパーティクルボードのホルムアルデヒドの放散量　：
　☒ F☆☆☆、 ○(　　)
・壁等に固定する家具　：☒ 固定方法、寸法は家具表による　○下表による

家具名称	設置場所	固定方法	備考
		○ 壁固定（図示） ○ 床固定（図示）	
		○ 壁固定（図示） ○ 床固定（図示）	
		○ 壁固定（図示） ○ 床固定（図示）	
		○ 壁固定（図示） ○ 床固定（図示）	

軽量鉄骨壁下地等への補強 ☒ 図示、○ (　　)
収納物の散乱防止措置（ラッチ機構、ロック機構等）　講ずる
地震力に対する安全性

設計用震度	性能
設計用水平震度（KH） ☒ 1.0 ○ 設計用鉛直震度（KV） ☒ 0.5 ○	設計用震度の地震による引抜き力に対して、固定金具に生じる応力度が所定の応力度内にあり、有害な残留ひずみが生じないものとする。 ただし、所定の応力度以内にあることの確認が困難な場合は、試験等により設計用震度の地震力に対して有害な残留ひずみが生じないことを確認する。 なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。 所定の応力度は、短期許容応力度とし、短期許容応力度が定められていない材料については、関連基準（製造者等により構成される協会等が定める指針等を含む）が定める値とする。

21 排水工事

● 1. 屋外雨水排水

●設計図書による　○下記による　(21.2.1、2)(表 21.2.1、2)
・排水管用材料　：

材種	管の種類	形状	呼び径	備考
○ 遠心力鉄筋コンクリート管	外圧管（1種）	○ B形管 ○	☒ 図示、○	
● 硬質ポリ塩化ビニル管	○ RF-VP Ⓖ		☒ 図示、○	
	○ RS-VU Ⓖ		☒ 図示、○	
	○ VP		☒ 図示、○	
	● VU		☒ 図示、○	

・基床の厚さ及び種類　：● 図示、○ (　　)
・硬質ポリ塩化ビニル管の継手に用いる材料　：☒ 接着剤、 ●ゴム輪
・側塊の形状及び寸法　：● 図示、○ (　　)
・排水桝、ふたの種類　：● 図示、○ (　　)
・砂地業に用いる材料 (6.4.2(2))　：
　○ シルト、 ● 山砂、 ○ 川砂、 ○砕砂
・砂利地業に用いる材料 (6.4.2(1))　：
　● 再生クラッシャラン Ⓖ、 ○ 切込砂利、 ○ 切込砕石
・現場打ちの場合のコンクリート　：
　種類　　☒ 普通コンクリート、○ (　　)
　設計基準強度 ☒ 18N/mm2、○(　　)
　スランプ　○ 15cm又は18cm、 ●（設計図による　　)
・現場打ちの場合の鉄筋　：
　種類の記号　☒ SD295A、 ○(　　)
・排水桝が現場打ちの場合の足掛け金物　：
　材料　　☒ 標準仕様書21.2.2(6)(ｵ)による
　　(材質 ○ ステンレス製、 ○ 鋼製、 ● 合成樹脂被覆加工されたもの)
　　○ (　　)
・凍上抑制層の厚さ　：○ 図示、 ○ (　　)
・凍上抑制層に用いる材料　：○(　　)
　　(砂を用いる場合の砂の粒度試験　○行う、 ○ 行わない)

● 2. 鋳鉄製ふた

(21.2.1)
●　設計図書による
・鋳鉄製マンホールふた　：

種類	適用荷重	鍵	備考
○ 水封形 ○ 簡易密閉形（パッキン式） ○ 密閉形（テーパ・パッキン式） ○ 中ふた付き密閉形 （テーパ・パッキン式） ○	○ T-2 用 ○ T-6 用 ○ T-20用 ○	○ 有り ○ 無し	左記以外の品質等は（公社）空気調和衛生工学会 SHASE-S209による

● 3. グレーチング

●設計図書による　○下記による　(21.2.1)
・鋼製　：

形式	用途	適用荷重	メインバーピッチ	亜鉛めっき（付着量）	上面形状
○ 受枠付き、ボルト固定 ○	○ 溝ふた（横断用） ○ 溝ふた（側溝用） ○ 桝ふた用 ○ U 字溝用	○ 歩行用 ○ ○ T- 2用 ○ T- 6用 ○ T-14用 ○ T-20用	○ 細目 ○ ○ 普通目 ○ 細目		○ 凹凸形 ○ ○ 平形 ○

・ステンレス製　：

形式	用途	適用荷重	メインバーピッチ	亜鉛めっき（付着量）	上面形状
○ 受枠付き、ボルト固定 ○	○ 溝ふた（横断用） ○ 溝ふた（側溝用） ○ 桝ふた用 ○ U 字溝用	○ 歩行用 ○ ○ T- 2用 ○ T- 6用 ○ T-14用 ○ T-20用	—	—	○ 凹凸形 ○ ○ 平形 ○

（品質・性能及び試験方法）　建築材料等品質性能表による

● 4. 街きょ、縁石、側溝

●設計図書による　○下記による　(21.3.1、2)(表21.3.1)
・街きょ、縁石、側溝　：

種類	形状、寸法
○ 縁石	☒ 図示、○
○ L 形側溝	☒ 図示、○
○ U 形側溝	☒ 図示、○
○ U 形側溝ふた	☒ 図示、○
○	☒ 図示、○

・砂地業の材料　：
　○ シルト、 ○ 山砂、 ○ 川砂、 ○砕砂
・砂利地業に用いる材料　：
　○ 再生クラッシャラン Ⓖ、 ○ 切込砂利、 ○切込砕石
・砂利地業の厚さ　：
　☒ 100 (mm) 、 ○ 図示
・現場打ちの場合のコンクリート　：
　種類　　☒ 普通コンクリート、○ (　　)
　設計基準強度 ☒ 18N/mm2、○(　　)
　スランプ　　☒ 15cm又は18cm、○ (　　)
・現場打ちの場合の鉄筋　：
　種類の記号　☒ SD295A、 ○(　　)
・凍上抑制層の厚さ　：○ 図示、 ○ (　　)
・凍上抑制層に用いる材料　：○(　　)
　　(砂を用いる場合の砂の粒度試験　○行う、 ○ 行わない)

● 5. 埋戻し土

●設計図書による　○下記による　(21.2.1)
・埋戻し土　：☒ B種、○ (　　)

22 舗装工事

● 1. 路床

●設計図書による　○下記による　(22.2.2、3、5)(表22.2.1)
・路床の材料　：

種別	材料	厚さ(mm)
○ 盛土	○ A種、 ○ B種、 ○ C種、 ○ D種 ○ 建設汚泥から再生した処理土 Ⓖ	○ 図示 ○
○ 凍上抑制層	○ 再生クラッシャラン Ⓖ、 ○ クラッシャラン ○ 切込み砂利 ○ 砂（標準仕様書表21.2.2による） ○	○ 図示 ○
○ フィルター層	○ 砂（標準仕様書表22.2.3(3)による） ○	○ 図示 ○

（凍上抑制層に用いる材料に砂を用いる場合の粒度試験）
・行う
・行わない
・路床安定処理　：
　安定処理の方法　○　置き換え工法、●安定処理工法
　路床安定化処理用添加材料
　　種類　○ 普通ポルトランドセメント、 ● 高炉セメントB種 Ⓖ
　　○ フライアッシュセメントB種
　　○ 生石灰（ ○ 特号、 ○1号 ）、 ○ 消石灰（ ○ 特号、　○1号）
　　○ 固化剤（ ○ セメント系、 ○ 石灰系）
　　添加量　（　70kg/m3（目標CBR ● 3以上、 ○　　））
・路床置換処理　：
　置換厚　　☒ 図示、○ (　　)
　置換材料の種類、品質　☒ 図示、○ (　　)
・不織布（ジオテキスタイル）　：
　単位面積質量　○ 60g/m2以上　　、○ (　　)
　厚さ(mm)　　○ 0.5～1.0　　、○ (　　)
　引張強さ　　○ 98N/5cm (10kgf/5cm) 以上、○ (　　)
　透水係数　　○ 1.5×10-1cm/sec以上　、○ (　　)
・試験　：
　路床土の支持力比（CBR）試験 ○ 行う（　　箇所）　、 ● 行わない
　現場CBR試験　　○ 行う（　　箇所）　、 ● 行わない
　安定処理土のCBR試験　○ 行う　　、 ● 行わない
　路床締固めの度の試験　○ 行う（　　箇所）　、 ● 行わない
　六価クロム溶出試験　○ 行う　　、 ● 行わない

● 2. 路盤

●設計図書による　○下記による　(22.3.2、3、5)(表 22.3.1)
・アスファルト舗装の構成及び厚さ　：☒ 図示、○ (　　)
・路盤材料の種類（標準仕様書22.3.1による種別）　：

砕石	○ クラッシャラン ○ 粒度調整砕石
再生材	○ 再生クラッシャラン Ⓖ ○ 再生粒度調整砕石 Ⓖ
鉄鋼スラグ	クラッシャラン鉄鋼スラグ Ⓖ ○ 粒度調整鉄鋼スラグ Ⓖ ○ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ Ⓖ

● 3. アスファルト舗装

●設計図書による　○下記による　(22.4.2～6)(表22.4.4)
・アスファルト舗装の構成及び厚さ　：☒図示、○ (　　)
・舗装の平たん性　：☒通行の支障となる水たまりを生じない程度、○ (　　)
・材料　：
　アスファルト ○　再生アスファルト Ⓖ
　　(標準仕様書表22.4.1による種類　○60～80、　○80～100)
　　●　ストレートアスファルト
　骨材　　●　道路用砕石
　　○　アスファルトコンクリート再生骨材 Ⓖ
・加熱アスファルト混合物等の種類（配合は標準仕様書22.4.4による）　：
　●　密粒度アスファルト混合物(13)
　○　細粒度アスファルト混合物(13)
　○　密粒度アスファルト混合物(13F)

・試験　：
　アスファルト混合物等の抽出試験　○行う、 ○　行わない

○ 4. コンクリート舗装

(22.5.2～4、6)(表22.5.1、3)
・コンクリート舗装の構成及び厚さ　：

舗装の種類	部位	構成	厚さ(mm)
コンクリート舗装	○ 車路、駐車場 ○ 歩行者用通路	☒ 図示、○ ☒ 図示、○	☒ 図示　○ ☒　70、 ○

・舗装の平たん性　：☒通行の支障となる水たまりを生じない程度、○ (　　)
・材料　：
　コンクリート ☒ 普通コンクリートで標準仕様書表22.5.1による
　　○　以下による
　　コンクリートの種類　(　　)
　　設計基準強度(N/mm2)　(　　)
　　所定スランプ(cm)　　☒ 8、○ (　　)
　　粗骨材の最大寸法(mm)　(　　)
　早強ポルトランドセメント　○ 使用する、　○使用しない
　注入目地材料　　☒ 低弾性タイプ、　○高弾性タイプ
　アスファルト乳剤　　プライムコート(1.5L/m2)
　目地　　☒ 標準仕様書 表22.5.3及び図22.5.1による
　　○　以下による
　　種類　(　　)
　　間隔　(　　m程度ごと)
　　構造　○ 図示による、○ (　　)

○ 5. カラー舗装

(22.6.2～4)
○　加熱系カラー舗装
　構成及び厚さ　　☒ 図示、○ (　　)
　加熱系混合物結合材　○ アスファルト混合物
　　○ 石油樹脂系混合物（顔料添加量　　%）
　添加材
　　着色骨材　(　　)
　　自然石　(　　)
○　常温系カラー舗装
　工法　　○　ニート工法、　　○塗布工法
　着色部の下部　　○　アスファルト舗装、○コンクリート舗装
・舗装の平たん性　：○通行の支障となる水たまりを生じない程度、○ (　　)

○ 6. 透水性アスファルト舗装

(22.7.2、3、6)
・舗装の構成　　：☒　図示、○ (　　)
・舗装の平たん性　：☒　著しい不陸がないもの、○ (　　)
・材料　：　骨材　　○　道路用砕石
　　○　アスファルトコンクリート再生骨材 Ⓖ
　　(標準仕様書表22.4.1による種類 ○ 60～80、○80～100)
・試験　：　開粒度アスファルト混合物等の抽出試験　○行う、 ○行わない
　　砂の粒度試験　　○行う、 ○行わない
　○　透水性コンクリート舗装　：　(22.5.2～4.6)
　　コンクリート舗装に対する基準値

項目	基準値
最大粒径　(mm)	13
空隙率　(%)	20以上
透水係数　(cm/s)	0.01以上
目地の間隔	版厚の20倍程度

　　構成、厚さはコンクリート舗装による
　　不織布（ジオテキスタイル）
　　敷設位置　☒　フィルター層と路床の間に敷設、　○図示
　　透水性コンクリート平板舗装舗装　(22.8.2、3)
　　透水性コンクリート平板舗装は、ブロック系舗装による
　　透水性インターロッキングブロック舗装　(22.8.2、3)
　　透水性インターロッキングブロック舗装は、ブロック系舗装による

○ 7. 半たわみ性舗装

区分	種類	厚さ(mm)
表層	半たわみ性舗装用アスファルト混合物Ⅰ型(13)	40
基層	再生粗粒度アスファルト混合物(20)	40

・試験　：
　半たわみ性舗装用アスファルト混合物等の抽出試験　　○行う、　○行わない
・材料　：
　浸透用セメントミルクの標準的な性状

項目	性状	試験方法
フロー値（プロート）砂	10　～　14	舗装調査・試験法便覧（C041）
圧縮強度（7日養生）MPa	9.8　～　29.4	JIS R 5201
曲げ強度（7日養生）MPa	2.0以上	舗装調査・試験法便覧（C042）

・配合　：
　半たわみ性舗装用アスファルト混合物の標準配合

ふるいの呼び名	ふるいの通過質量百分率（%）
19　mm	100
13.2　mm	95　～　100
4.75　mm	10　～　35
2.36　mm	5　～　22
600　μm	4　～　15
300　μm	3　～　12
75　μm	1　～　6
アスファルト量（%）	3.0 ～　4.5

　半たわみ性舗装用アスファルト混合物のマーシャル安定度試験に対する基準値

項目	基準値
密度　(g/cm3)	1.90以上
安定度　(kN)	2.94以上
フロー値　(1/100cm)	20～40
空隙率（%）	20～28
突き固め回数　(回)	50

・施工
　アスファルト混合物等の施工は、標準仕様書22.4.5による。
　浸透用セメントミルクの施工は、（1）から（5）による。
　(1) 浸透用セメントミルクの製造は、一般に移動式ミキサによって行うが、工事規模が大きい場合には専用の移動式や固定式の混合プラントを用いることもある。
　(2) 浸透用セメントミルクの施工は、一般に舗装体表面の温度が50℃程度以下になってから行う。その場合、舗装体にごみ、泥、水などが残っていないことを確認する。
　　浸透作業は、一般に振動ローラー等により行う。
　(3) セメントミルクが舗装表面に残っていると、路面のすべり抵抗値を低下させることがあるので、舗装表面の骨材の凹凸が現れる程度にセメントミルクをゴムレーキ等で除去する。特にすべり止め対策を必要とするところは、硅砂の使用及び余剰セメントミルクのよりいっそうの除去等、材料や施工法等で対処するか、場合によっては施工後ショットブラスト等で表面を粗くすることが必要である。
　(4) 交通開放までの一般的な養生期間は、下記に示すとおりである。

セメントミルクの種類	養生期間
普通タイプ	約3日
早強タイプ	約1日
超速硬タイプ	約3時間

　(5) 浸透用セメントミルクを注入する前に交通開放すると、骨材の剥奪や飛散、またはごみ、泥等による汚れが生じることがあるので、基本的に注入前に交通解放は行わないようにする。
締固め度　　標準仕様書22.4.2(2)による
舗装厚さの許容差　　標準仕様書22.4.2(3)による
舗装の平たん性　　通行の支障となる水たまりを生じない程度

着工	. .	. .	
竣工	. .	. .	
監理		. .	
		. .	
施工		. .	
		. .	

高橋　央　　一級建築士
甚内　有紀　　一級建築士
柳澤　彩　　一級建築士
大場　卓　　一級建築士

日建設計

2026. 06 . 30　　検図者： 砂田 哲正

木更津市吾妻公園文化芸術施設
新築工事（建築）

特記仕様書（7）（木更津市）　A1：1/xx　A3：1/xx

（通し番号 9 ）
2 － 7

No. J － 240623 － D

章	項目	特記事項

22 舗装工事

○ 8. 弾性舗装

・弾性舗装（歩行者用通路）の構成及び厚さ　：⊠ 図示、○(　　)

区分	種類	厚さ(mm)
表層	弾性塗装材	15～20
基層	再生密粒度アスファルト混合物(13)	30

加熱アスファルト混合物は、アスファルト舗装による

○ 9. ブロック系舗装　(22.9.2、3)

○ コンクリート平板舗装 G

構成および厚さ　⊠ 図示、○(　　)

種類	寸法(mm)	厚さ(mm)	目地材	備考
○ 普通平板(N) ○ 透水性平板(P) ○ 保水性平板(M) ○	○ 300角 ○	⊠ 60 ○	⊠ 砂 ○ モルタル	表面加工 ○ 研ぎ出し ○ 洗い出し ○ たたき出し

クッション材　⊠ 砂、○ 空練りモルタル
普通平板　⊠ 再生材料を用いた舗装用ブロック G
透水性平板　⊠ 透水性コンクリート G
仕上り面の平たん性　⊠ 歩行に支障となる段差がないものとし、コンクリート平板間の段差は3mm以内とする
○ (　　)

○ インターロッキングブロック舗装 G

構成および厚さ　⊠ 図示、○(　　)

種類	部位	厚さ(mm)	形状寸法	横断面勾配	曲げ強度(N/mm²)	備考
⊠ 普通ブロック(N) ○ 透水性ブロック(P) ○ 保水性ブロック(M)	車路、駐車場	⊠ 80 ○	○ 図示 ○	2%	5.0以上	表面加工
⊠ 普通ブロック(N) ○ 透水性ブロック(P) ○ 保水性ブロック(M)	歩行者用通路	⊠ 60 ○	○ 図示 ○	1.5～2%	3.0以上	表面加工

歩行者用通路に使用する普通ブロック　⊠ 再生材料を用いた舗装用ブロック G
透水性ブロック　⊠ 透水性コンクリート G
舗装の割付（車路、駐車場）　○ ヘリンボンボンド(45°)、○ ヘリンボンボンド(90°)
仕上り面の平たん性　⊠ 走行、歩行に支障となる段差がないものとし、ブロック間の段差は3mm以内とする
○ (　　)

区分	部位	厚さ(mm)	種類
敷砂層	○ 車路、駐車場	20	砂
	○ 歩行者用通路	30	
フィルター層		100	川砂、海砂又は良質な山砂（75μmふるい通過量6%以下）

○ 舗石舗装（歩行者用通路）

構成および厚さ⊠　図示、○(　　)

種類	形状・寸法(mm)	厚さ(mm)	張り方	基層	基層の厚さ(mm)
○ 花崗岩 ○	○ 割石○図示 ○		○ うろこ張り ○	○ コンクリート版 ○ アスファルト混合物	⊠ 70、○ ⊠ 50、○

クッション材　⊠ 砂、○ 空練りモルタル
仕上り面の平たん性　⊠ 歩行に支障となる段差がないものとし、舗石間の段差は3mm以内
○ (　　)

○ 10. 砂利敷き　(22.9.2)

・種別　：
○ A種（施工範囲 ○ 図示、○通路、○　　)
○ B種（施工範囲 ○ 図示、○建物周囲他、○　　)

○ 11. 路面標示用塗料

JIS K 5665（路面標示用塗料）による

種類	施工	適用	色	幅(mm)	塗布厚さ(mm)	備考
⊠ 3種1号 ○ 1種 G ○ 2種 G	溶融 常温 加熱	粉体状 液状	● 白 ○	○ 150 ○ 100 ○	● 1.0 ○	

低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料 G

23 植栽及び屋上緑化工事

○ 1. 植栽地の確認等　(23.1.3)

・土壌の水素イオン濃度（pH）試験　：　○行う、○ 行わない
・電気伝導度（EC）の試験　：　○行う、○ 行わない

○ 2. 植栽基盤の整備　(23.2.2、4)

樹木の植栽基盤の整備　（ ○適用する　○適用しない ）

植栽	工法	有効土層の厚さ(cm)	整備範囲	土壌改良材
⊠ 樹木	⊠ A種 ○ B種 ○ C種 ○ D種	樹高12m以上 （⊠ 100、○120、○150） 樹高7m以上～12m未満 （⊠ 80、○100） 樹高3m以上～7m未満 （⊠ 60、○ 80） 樹高3m未満 （⊠ 50、○ 60）	○ 葉張り部分 ○ 植栽部分 ○ 図示	○ 適用する ○ 適用しない
⊠ 芝、地被類	⊠ B種 ○	⊠ 20 ○	○ 植栽部分 ○ 図示 ○	○ 適用する ○ 適用しない

植栽基盤の排水設備　（ ○設ける（ ⊠図示　○　　）○設けない ）
・植込み用土　：○ 現場発生土の良質土、○ 客土　(23.2.3)
・土壌改良材　：　(23.2.3)
パーク堆肥 G
施工箇所　⊠植栽範囲、○ 図示
使用量　植栽基盤面積1m²あたり（ ○50L、○　　）
汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）G
施工箇所　⊠植栽範囲、○ 図示
使用量　植栽基盤面積1m²あたり（ ○10L、○　　）
材料　：
「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」の別表第1の基準に適合する原料を使用したもので、植害試験の調査の結果、害が認められないものとする

○ 3. 樹木　(23.3.2)

・樹種、寸法、株立数等　：⊠ 図示、○(　　)

○ 4. 支柱　(23.3.2、3)

・支柱材　：⊠ 丸太（間伐材）G、○ 真竹、○(　　)
・防腐処理方法　：⊠ 加圧式防腐処理丸太材、○(　　)
・形式　：○ 図示、○(　　)

○ 5. 幹巻き用材料　(23.3.2)

・材料　：⊠ 幹巻き用テープ、○ わら及びこも

○ 6. 芝　(23.4.2、3)

・種類　：⊠ コウライシバ、○ノシバ、○(　　)
・芝張りの工法　：　平地 ⊠ 目地張り、○ べた張り
法面 ⊠ べた張り、○ 目地張り

○ 7. 吹付けは種　(23.4.2)

種子の種類	発芽率	種子の量(g/m²)	備考
⊠ 洋芝類（採取後2年以内） ○	⊠ 発芽率80%以上		

○ 8. 地被類　(23.4.2)

樹種	コンテナ径	単位面積当たりのコンテナ数	芽立数

○ 9. 新植、芝等の枯補償、移植樹木の枯損処置　(23.3.4、6)(23.4.7)

・新植樹木（芝張り、吹付けは種及び地被類を含む）の枯補償の期間　：
⊠ 引渡しの日から 1年、○ 無し、○(　　)
・移植樹木の枯損処置を行う期間　：
⊠ 引渡しの日から 1年、○ 無し、○(　　)

○ 10. 屋上緑化 G　(23.5.2～4)

・植栽基盤及び材料　：
○ 屋上緑化システム
土壌層の厚さ　○ 図示、○(　　)
排水層　○ 軽量骨材（層の厚さ：　　）、○ 板状成型品
植込み用土　⊠ 改良土、○ 人工軽量土
樹木、芝及び地被類の樹種並びに種類、寸法、株立数等 ⊠ 図示、○(　　)
見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等　⊠ 図示、○(　　)
（品質・性能及び試験方法）　建築材料等品質性能表による
○ 屋上緑化軽量システム
樹木、芝及び地被類の樹種並びに種類、寸法、株立数等 ⊠ 図示、○(　　)
見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等　⊠ 図示、○(　　)
（品質・性能及び試験方法）　建築材料等品質性能表による
・工法　(23.5.4)
建築基準法に基づき定まる風圧力の（ ○1、○1.15、○1.3）倍の風圧力に対応した工法
支柱　○ 設置する（形式　⊠ 図示、○　　）
かん水装置　○ 設置する（種類　⊠ 図示、○　　）

別記1 建設副産物の処理

1. 共通事項

1)「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を建設副産物情報交換システム（COBRIS+）により作成し、施工計画書に含め、各1部提出すること。
また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「建設副産物情報交換システム登録証明書」を同システムにより作成し、各 1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後 1年間保存しておくこと。
・作成対象工事
「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100 万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

2)「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基き、建設副産物の処理に先立ち「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を 1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約書を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。
建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提出し確認を受けること。

3)建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票の D票及び E票を提示すること。
また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

4)以下の項目の数量については、積算のための参考数量を示す。

2. 建設発生土

● 指定(A)(工事間流用)の場合
本工事により発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土については、工事間流用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。

搬出先（相手先工事名、場所等）	吾妻公園整備工事（同一敷地内）
土質及び処理量	第 ── 種建設発生土　5,961.7m3
搬出時期	2027 年　6 月　～　2028 年　9 月

なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。
○ 指定(A)(その他)の場合
建設発生土(　　m3)は、(　　)地先に搬出するものとする。
なお、詳細については監督職員の指示によること。
○ 指定(B)の場合
建設発生土(　　m3)は、(　　)地先に搬出するものとする。

1) 上記、指定(A)及び指定(B)については、「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」による。
2) 建設発生土を搬出又は搬入する場合は「建設発生土管理基準」に基づき「建設発生土の管理調書」を作成・保管する。
3) 建設発生土に係る留意事項
・利用先の確保
他の工事現場での利用を促進するため、ストックヤード、土質改良プラント及び「建設発生土情報交換システム」を積極的に活用し、利用先の確保に努める。
・中間処理施設の選定
中間処理施設の選定に当たっては、利用先の品質要件にあう発生処理土を確保するため、他の残土と混ざらないようにいかに再生処理できるかが大きな要素となる。このため、経済性を含めて、総合的に判断する必要がある。
また、リサイクル原則化ルールに基づき、「建設副産物情報交換システム -COBRIS- 」(JACIC)の登録処理業者を活用して、50km範囲で検索する。
・品質・安全性の確保
処理土の品質・安全性を確認するため、土質試験、土壌分析試験などを行う。
・一時保管
利用先との工程調整のため一時保管する場合には廃棄物処理法等の手続きが必要となるので注意する。

3. 路盤廃材

	数量	搬出先	片道運搬距離	処分方法	備考
● 路盤廃材	91.4 t	袖ケ浦市 南袖28-1	9.5 km	⊠ 中間処理場 ○ 最終処分場	袖ケ浦アスコン㈱

4. 建設廃棄物等

	数量	搬出先	片道運搬距離	処分方法	備考
● コンクリート塊（無筋）	160 t	木更津市潮浜 1-1-5	5.0 km	⊠ 中間処理場 ○ 最終処分場	ジャパンクリーンテック㈱ かずさエコ・プラント
● コンクリート塊（有筋）	11.5t	木更津市潮浜 1-1-5	5.0 km	⊠ 中間処理場 ○ 最終処分場	ジャパンクリーンテック㈱ かずさエコ・プラント
● アスファルト塊	28.1t	袖ケ浦市 南袖28-1	9.5 km	⊠ 中間処理場 ○ 最終処分場	袖ケ浦アスコン㈱
○ その他がれき類	m3	郡市 町地先	km	⊠ 中間処理場 ○ 最終処分場	
○ 廃プラスチック	m3	郡市 町地先	km	⊠ 中間処理場 ○ 最終処分場	
○ 金属くず	m3	郡市 町地先	km	⊠ 中間処理場 ○ 最終処分場	
○ その他くず類	m3	郡市 町地先	km	⊠ 中間処理場 ○ 最終処分場	
○ 廃石膏ボード	m3	郡市 町地先	km	⊠ 中間処理場 ○ 最終処分場	
○ 混合廃棄物	m3	郡市 町地先	km	⊠ 中間処理場 ○ 最終処分場	
○ 建設汚泥	m3	郡市 町地先	km	⊠ 中間処理場 ○ 最終処分場	
○ カッター汚泥	m3	郡市 町地先	km	⊠ 中間処理場 ○ 最終処分場	
○		郡市 町地先	km	⊠ 中間処理場 ○ 最終処分場	
○		郡市 町地先	km	○ 中間処理場 ○ 最終処分場	
○		郡市 町地先	km	○ 中間処理場 ○ 最終処分場	
○		郡市 町地先	km	○ 中間処理場 ○ 最終処分場	
○ スクラップ控除	t		km	⊠ 有価物処理	

工事発注後、事情により上記の指定処理により難い場合は、監督職員と協議するものとする。
なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。

有価物、スクラップ処分は、許可（金属くず商許可、古物商許可など）がある処分先とする。
処分する前に処分先、許可証の写しを監督員に提出すること。また、処分後、処分数量が分かる書類の写し（計量票など）を提出すること。

別記2 工事区分

●設計図書による　○下記による

	工事内容		施工区分 建築	電気	機械
開口部	はり、床、壁貫通部	鉄筋補強	⊠	○	○
		スリーブ、型枠	○	⊠	⊠
	埋込形（分電盤、端子盤、プルボックス）	鉄筋補強	⊠	○	○
	風道、埋込形消火栓ボックス、吹出口、吸込口、換気扇、大便器等	スリーブ、型枠	○	⊠	⊠
	軽量鉄骨下地天井、壁ボード類の切込み	補強とも	⊠	○	○
		補強のない場合	○	⊠	⊠
	スリーブ穴埋め、型枠穴埋め		⊠	⊠	⊠
	鉄骨、PC板等への穴開け、補強、スリーブ入れ（工場加工）		⊠	○	○
基礎 屋内	配電盤、制御盤、発電機、キュービクル、受水槽、サービスタンク	躯体と一体のもの	⊠	○	○
		上記以外	○	⊠	⊠
基礎 屋外	配電盤、制御盤、キュービクル、受水槽、消火水槽	鉄筋基礎	○	⊠	⊠
		無筋基礎	○	○	○
基礎 屋上	テレビアンテナ、避雷針、高架水槽、クーリングタワー、消化栓補給水槽	躯体と一体のもの	⊠	○	○
		上記以外	○	⊠	⊠
	架台、アンカーボルト		○	⊠	⊠
点検口	床、壁、天井		⊠	○	○
	配線ピット、トレンチピット		⊠	○	○
	その他		○	○	○
配管配線	機器付属の制御盤（接地とも）	一次側	○	⊠	○
		二次側	⊠	⊠	⊠
	制御盤と動力盤の間（接地とも）	電源供給	○	⊠	○
		操作　配管	○	○	○
		回路　配線(　　)	○	○	○
	天井吊り型FCU 及び全熱交換形換気扇（接地とも）	電源供給	○	⊠	○
		操作　配管	○	○	○
		回路　配線(　　)	○	○	○
	煙感知器から連動制御盤を経て防火ダンパーに至る配線配管		○	○	○
			○	○	○
防油堤			⊠	○	○
インサート、吊りボルト（設備機器、器具、背反、ダクト用）			○	⊠	⊠
インサート、吊りボルト（天井）			⊠	○	○
換気扇枠			○	○	○
外部取り付けガラリ（ダクト、チャンバー接続用フランジを含む）			⊠	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○

着工	. .	. .	
検査	. .	. .	
監理		. .	
		. .	
施工		. .	

高橋　央　一級建築士
髙内　有紀　一級建築士
緑澤　彩　一級建築士
大場　卓　一級建築士

日建設計

2026. 06 . 30　検図者：砂田 哲正

木更津市吾妻公園文化芸術施設
新築工事（建築）

特記仕様書（8）（木更津市）　A1:1/xx　A3:1/xx

（通し番号 10）
2 － 8

No. J － 240623 － D

木更津市　建築材料等品質性能表

章	項目	特記	品質・性能、試験方法
9 防水工事	1 アスファルト防水	乾式保護材	

・乾式保護材　：

窯業系パネル　無石綿の繊維質原料等を主原料として、板状に押出成形しオートクレーブ養生したもの
金属台板　　金属板と樹脂を積層一体化したもの

・品質・性能　：

分類・規格		窯業系パネルⅠ類（耐衝撃性に優れ、また寒冷地仕様）	窯業系パネルⅡ類（一般地仕様）	金属複合板
寸法の許容差		厚さ　+10%、-5%、幅　±1%		
外観		割れ、貫通、き裂がない。	異物の混入、汚れ、はく離など使用上支障がない。	
含水率		出荷時において10%以下		ー
曲げ強さ・曲げモーメント(N・cm)（スパン40cmにおける単位幅1cmあたりの曲げモーメント）	標準時	550N・cm以上	450N・cm以上	300N・cm以上
	凍結融解完了時（試験サイクル数）	400N・cm以上 (300)	320N・cm以上 (200)	250N・cm以上 (300)
吸水率(%)		20以下	20以下	1以下
吸水による長さ変化率(%)		0.07以下	0.07以下	0.01以下
難燃性		不燃	不燃	表面材は不燃
耐凍結融解性能		300 サイクル後、著しい割れ、剥離がなく、外観上の異常がないこと。	300 サイクル後、著しい割れ、剥離がなく、外観上の異常がないこと。	300 サイクル後、著しい割れ、剥離がなく、外観上の異常がないこと。（明らかに吸水しないと認められるものは耐凍結融解試験を省略できる。）
耐衝撃性能		質量1.000gのなす形おもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落としたとき、裏面に達する穴があかないこと。	ー	質量500gのなす形おもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落としたとき、裏面に達する穴があかないこと。残留変形量1/100以下
剛性(E×I)（スパン40cm幅30cmの中央曲げ時に荷重720Nの時、たわみ4mm以下となる剛性）		ー	ー	80,000N・cm2以上

・試験方法　：

1)寸法の測定方法
厚さ　供試体の周辺から20mm以上内側の四隅を0.05mmまで測定できる測定器で測り、4点の平均値を求めてパネルの厚さとする。
幅　供試体を平らなところに置き、供試体のほぼ中央 1箇所の幅寸法を、JIS B 7512 「鋼製巻尺」に規定する目量が1mmの1級コンベックスルール又は、JIS B 7516 「金属性直尺」に規定する目量が 1mmの1級直尺を用いて測定する。

2)曲げ強度試験は、JIS A 1408「建築用ボード類の曲げ及び衝撃試験方法」による。試験体は3号試験体とする。幅及び厚さは製品寸法とし、支持スパン長さは400mmとする。試験方法は試験体の表面からスパン中央全幅に集中荷重を載荷し、試験体が破壊した時の最大荷重を測定する。同時に破壊時の中央部のたわみ量について、変位計を用いて測定する。測定項目については、凍結融解試験前と、同試験100、200、300サイクル完了後の合計4項目に亘って測定する。（窯業系パネルⅡ類は200サイクルまでとする。）
なお、荷重を加える時の平均速度は、1～3分間で予想最大荷重に達する程度とする。

3)吸水率試験は、JIS A 5430「繊維強化セメント板」に準じて行う。

4)難燃性試験は、JIS　A 1321「建築物の内装材料及び工法の難燃性試験方法」に準じて行う。

5)吸水による長さ変化率試験は、試験体(幅40mm×長さ160mm×素材厚さ)を乾燥機に入れ、その温度を60±3℃に保ち24時間経過した後取り出してJIS K 8123「塩化カルシウム（試薬）」に規定する塩化カルシウム又はJIS K 1464「工業用乾燥剤」に規定する品質に適合するシリカゲルで調湿したデシケータに入れ、常温まで冷却する。次に、試験体の標線間隔が140mmになるように標線を刻む。
その後、1/150mm以上の精度をもつコンパレータを用いて標線間の長さを測定し、それを基準(L1)とする。
次に試験体の長さ方向を水平にこば立てし、その上端が水平下約30mmとなるように保持して、常温の水中に浸せきする。
24時間経過した後、試験片を水中から取り出して湿布で表面に付着した水を拭き取り、再び標線間の長さ(L2)を測る。
吸水による長さ変化率　(ΔL)は、次式によって求める。
(ΔL) = (L2 - L1) / L1 * 100
ΔL　吸水による長さ変化率(%)、L1　乾燥時の標線間の長さ(mm)、L2　吸水時の標線間の長さ(mm)

6)耐凍結融解性能試験は、JIS A 5422「窯業系サイディング」の気中凍結水中融解法によって行う。
100、200、300各サイクル完了時の曲げ強度測定及び外観の状態を観察する。（窯業系パネルⅡ類は200サイクルまでとする。）
凍結融解操作の試験条件は、試験片の切断小口面をあらかじめシールし、5～35℃の清水中に24時間浸せきさせた後、凍結融解試験装置の槽内に設置し、-20±3℃の気中で約2時間の凍結、20±3℃の水中で約1時間の融解を行う約3時間を1サイクルとする。

7)耐衝撃性能試験は、JIS A 1408「建築用ボード類の曲げ及び衝撃試験方法」の衝撃性試験に準じて行う。
試験体の支持装置は、記号S2対　辺単純支持方法による。
試験体の大きさは、4号（長さ400mm、幅300mm）とする。おもりは、鋼製のなす形おもり又は球形おもりとし、記号（W1-1000）、質量1.000gとする。試験体を支持装置で支持して、堅固な床に水平に置き、おもりを試験体のほぼ中央の鉛直上1.0mから試験体の弱点部に自然落下させ、裏面に達する穴の「有・無」を確認する。金属複合板の残留変形量は、最大くぼみ深さを測定する。

章	項目	特記	品質・性能、試験方法
11 タイル工事	2 セメントモルタルによるタイル張り	既調合モルタル	

・既調合モルタル　：
モルタルを下地としたタイル工事に使用する強付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。

・品質・性能　：

項目		品質・性能
保水率		70.0　%以上
単位容積質量		1.80 kg/L以上
接着強さ	標準時	0.60 N/mm2以上
	温冷繰り返し後	0.40 N/mm2以上
長さ変化率		0.20 %以下
曲げ強さ		4.0　N/mm2以上

・試験方法　：

1)試料の調製
製造業者の定める、正味質量と標準練り上がり量より換算して、所定量の試料を練り上げるのに要する材料と練り混ぜ水を計算して用意する。練り混ぜは、JIS R 5201「セメントの物理試験方法」の10.2に規定する練り混ぜ機を使用し、練りげちに用意した水を入れ、撹拌しながら30秒間に材料を投入し、3分間練り混ぜて試料とする。

2)保水率の試験方法
JIS R 3202「フロート板ガラス及び磨き板ガラス」に規定する磨き板ガラス（縦150mm、横150mm、厚さ5mm）の上にJIS P 3801「ろ紙（化学分析用）」に規定する5 A ろ紙（直径11cm）をのせ、その中央部に真ちゅう製リング型わく（内径50mm、高さ10mm、厚さ 3mm）を設置し、1)で調製した試料を金ベらで平滑に詰込む。その後、直ちにリング型わく上部にガラス板を当てて上下を逆さまにし、ろ紙部分が上部になるようにして静置する。60分後にろ紙へにじみ出した水分の広がりが最大と認められた方向とこれに直角な方向の長さをノギスを用いて、1mmの単位まで測定する。試験は3回実施し、その平均値を用いて次式により保水率を求める。
保水率 = 50/平均値*100　　(注) 50 リング型わくの内径(mm)

3)単位容積質量の試験方法
JIS A 1171「ポリマーセメントモルタルの試験方法」に準ずる。

4)接着強さ（標準時）の試験方法
イ)適用タイルが「モザイクタイル」の場合
（試験体の作製）
JIS A 5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」の附属書B(規定)のうち推奨仕様B-1 規定する普通平板N-300を下地板とし、表面をサンドペーパーを用いて軽く研磨した後、水湿しを行い直ちに1)で調製した試料を厚さ5mmになるように塗付ける。直ちにJIS A 5209「セラミックタイル」に規定するタイルで押出し又はプレス成形による施ゆうの「50角ユニットタイル（外のり寸法約 300mm*300mm）」を圧着する。その後、28日間、温度20±2℃、湿度80%以上の状態で湿空養生を行い、これを試験体とする。
（試験方法）
JIS A 6909「建築用仕上塗材」の7.10付着強さ試験に準じて行う。試験体をダイヤモンドカッターを用いて、タイル周辺に沿って下地板に達するまで切り込みを入れ、エポキシ樹脂接着剤で鋼製アタッチメントを接着し、引張試験機を用いて接着強さ試験を行う。なお、接着強さの測定箇所は、試験体の中からまんべんなく5箇所を選び抜き取る。
また、試験後の部材破断位置の表示を下記の中から選び明記する。
T　タイルの母材破断
TM　既調合モルタルとタイルの界面破断
M　既調合モルタルの母材破断
MG　既調合モルタルと下地板の界面破断
G　下地板の母材破断
（なお、標準時の接着強さは、抜き取った試験片5箇所とも全て0.6N/mm2以上を確保していること。）

ロ)適用タイルが「小口タイル、二丁掛けタイル」の場合
（試験体の作製）
JIS A 5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」の附属書B(規定)のうち推奨仕様B-1 規定する普通平板N-300を下地板とし、表面をサンドペーパーを用いて軽く研磨した後、水湿しを行い直ちに1)で調製した試料を厚さ7mmになるよう塗付ける。直ちにJIS A 5209「セラミックタイル」に規定する外装壁モザイクタイルで乾式成形の1 類(施ゆう)「小口タイル108mm×60mm×12mm」を4枚2列、計8枚を圧着する。その後、28日間、温度20±2℃、湿度80%以上の状態で湿空養生を行い、これを試験体とする。
（試験方法）
「モザイクタイル」の場合と同様に行う。

5)接着強さ（温冷繰返し後）の試験方法
（試験体の作製）
「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」とも、各々「4)接着強さ（標準時）の試験方法」の「試験体」と同様とする。
（温冷繰返し試験）
「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」とも、各々JIS A 6909に規定する「建築用仕上塗材」に規定する7.10温冷繰返し試験に準じて行う。試験の手順は、試験体を20±2℃の水中に18時間浸せきした後、直ちに－20±2℃の恒温器中で3時間冷却し、次いで50±3℃の別の恒温器中で3時間加温し、この24時間を1サイクルとする操作を10回繰返した後、試験室に2時間静置し、ひび割れ及び膨れの有無を目視によって調べる。
（温冷繰返し後の接着強さ試験方法）
「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」とも、各々温冷繰返し試験完了後の試験体を標準状態で2日間静置養生した後、標準時の接着強さ試験方法と同様に行う。
なお、温水繰返し後の接着強さは、抜き取った試験片5か所とも全て0.4N/mm2以上を確保していること。

6)長さ変化率の試験方法
JIS A 6203「セメント混和用ポリマーディスパージョン及び再乳化形粉末樹脂」9.9 長さ変化率に準ずる。

7)曲げ強さの試験方法
JIS A 6916「建築用下地調整塗材」の7.11 曲げ強さ試験に準ずる。
（試験室の状態　試験室は、温度20±2℃、湿度65±10%とする。）

章	項目	特記	品質・性能、試験方法
		既調合目地材	

・品質・性能　：

項目	品質・性能
保水率	30.0　%以上
単位容積質量	1.80 kg/L以上
長さ変化率	0.20 %以下（収縮）
吸水量	50　g以下

・試験方法　：

1)試験の条件
試験室は、温度20±2℃、湿度65±5% RHの標準状態とする。また、試験に使用する材料、器具などを、予め24時間以上標準状態に置いた後使用する。

2)試料の調整
正味質量と標準練り上がり量より、1.0～1.2Lの試料を練り上げるのに要する材料に相当する量を計算して用意し、さらに標準加水量より用意した材料に相当する量の練り混ぜ水を計算して用意する。
練り混ぜは、JIS R 5201「セメントの物理試験方法」11.2に規定する練り混ぜ機を使用し、練りばちに用意した水を入れ、撹拌しながら30秒間に材料を投入し3分間練り混ぜて試料とする。

3)保水性（ろ紙法）
JIS R 3202「フロート板ガラス及び磨き板ガラス」に規定する磨き板ガラス（縦200mm、横200mm、厚さ5mm）の上にJIS P 3801「ろ紙（化学分析用）」に規定する5 Aろ紙（直径18.5cm）をのせ、その中央部に真鍮製リング型わく（内径50mm、高さ10mm、厚さ3mm）を設置し、2)で練り混ぜた試料を金ベらで平滑に詰め込む。その後、直ちにリング型わく上部にガラス板を当て上下を逆さにし、ろ紙部分が上部になるようにして静置する。10分後にろ紙へにじみ出した水分の広がりが最大と認められた方向とこれに直角な方向の長さをノギスを用いて1mmまで測定する。試験は3回実施し、その平均値を用いて次式により保水率を求める。
保水率(%) = 50/平均値*100　　(注) 50 リング型わくの内径(mm)

4)単位容積質量
2)で練り混ぜた試料を、JIS A 1171「ポリマーセメントモルタルの試験方法」の6.4に規定する方法で求める。

5)長さ変化率
2)で調整した試料を用いてJIS A 1171の7.8長さ変化率試験に従って行う。

6)吸水量
2)で調整した試料を用いてJIS A 1404「建築用セメント防水剤の試験方法」10に規定する方法で24時間の吸水量を求める。試験体数は3個とし、その平均値とする。

章	項目	特記	品質・性能、試験方法
15 左官工事	1 モルタル塗り	防水剤	

・品質・性能　：

項目	品質・性能
防水剤の種別	建築用のモルタルに用いるセメント防水剤
混合割合	セメント重量の5%以下
凝結及び安定性	凝結時間　始発：1時間以上　終結：10時間以内 安定性　収縮性、膨張性のひび割れ及びそりがない
曲げ及び圧縮強度比	防水剤を混入したもの、しないものの曲げ強度比及び圧縮強度比　70%以上
吸水比	防水剤を混入したもの、しないものの吸水比　95%以下
透水比	防水剤を混入したもの、しないものの透水比　80%以下

・試験方法　：
JIS A 1404「建築用セメント防水剤の試験方法」による。ただし、透水試験における水圧は、3.0×105Paとし1時間行う。

章	項目	特記	品質・性能、試験方法
16 建具工事	11 建具用金物	錠前類（シリンダ箱錠及びシリンダ本締まり錠）	

・品質　：
デッドボルトの出寸法は17mm以上とする。
鍵付きのものはマスターキー、グランドマスターキー、コンストラクションキーなどのキーシステムが構築できるものとする。

・性能　：

使用頻度による性能		1)（シリンダ箱錠のみ）ラッチボルトの開閉繰り返し試験(40万回)を行った後、ハンドルでの開閉操作及びラッチングが試験前の2倍未満であり、動作に支障がない。 2)キーによるデッドボルトの施解錠繰り返し試験(10万回)を行った後、試験前の回転トルクの2倍未満であり、施解錠操作に支障がない。（シリンダ本締り錠のみ）シリンダ単体の施解錠繰り返しの評価は、シリンダだけの回転トルクが10N･cm以下とする。 3)キーによる施錠機構の施解錠繰り返し試験(10万回)を行った後、試験前の回転トルクの2倍未満であり、施解錠操作に支障がない。 4)キーの抜き差し繰り返し試験(10万回)を行った後、キーの抜き差しに要する荷重は10Nは下である。また、未使用の合鍵でシリンダが回転でき、かつ、1箇所1段差浅い刻みをもつ異なるキーでは、シリンダが回転しないこと。（キーに加えるトルクは、150N･cmとする。）
外力に対する性能		1)デッドボルトの押込み強度試験(10KN)を行なった後、荷重を除いたときのデッドボルトの出寸法は8mm以上 であること。 2)デッドボルトの側圧強度試験(10KN)を行なった際、加圧板がデッドボルトを通過しない。 3)デッドボルトの押込み強度（衝撃荷重）試験(58.8J)の衝撃荷重を加えたとき、解錠状態（デッドボルトが突出量が8mm未満）にならないこと。 4)デッドボルトの側圧強度（衝撃荷重）試験(58.8J)の衝撃荷重を加えたとき、解錠状態（加圧板がデッドボルトを通過した状態）にならないこと。 5)（シリンダ本締り錠はグレード3以上の彫込錠の場合）ストライクプレートの厚さ1.5mm以上のステンレス鋼製とし、トロヨケ厚さ1.6mm 以上の鋼製の一体絞りとする。又はストライクの強度と同等以上の強度をもつものとする。
使用扉の質量に対する性能（シリンダ箱錠のみ）		1)ラッチボルトの側圧強度試験(4KN)を行い、荷重を除いたとき、ハンドル操作及びラッチングに支障がない。 2)レバーハンドルのねじり強度試験(3.5KN・cm)を行なった後、トルクを除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。 3)握り玉のねじり強度試験(3KN・cm)を行なった後、トルクを除いたとき、握り玉が正常に作動していること。また、施錠時握り玉が固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。 4)ハンドルの引張強度試験(2KN以上)を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。 5)ハンドルの垂直荷重強度試験(2KN以上)を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。
鍵違い		1)鍵違い数は、1.5万以上とする。ただし、異なるキーウェイ形状であっても、共通のキーセクションが存在する場合は、有効かず（鍵）違い数とみなさないものとする。 2)同一タンブラーの使用数は、60%以下とする。また、6本タンブラーにおいては、キーの同一刻みは、最大2連続までとしていること。

・試験方法　：
JIS A 1541-1（建築金物-錠-第1部：試験方法）による。

章	項目	特記	品質・性能、試験方法
16 建具工事	11 建具用金物	クローザ類	

・品質・性能　：

区分 / 性能試験項目		番手	ドアクローザ 閉じモーメント(N・m)	ドアクローザ 効率(%)	ヒンジクローザ 閉じモーメント(N・m)	ヒンジクローザ 効率(%)	フロアヒンジ 閉じモーメント(N・m)	フロアヒンジ 効率(%)
初期値 閉じ力及び効率による区分(注1)(注2)	Grade2	1	5以上	30以上	5以上	30以上	5以上	30以上
		2	10以上	30以上	10以上	30以上	10以上	30以上
		3	15以上	35以上	15以上	35以上	15以上	35以上
		4	25以上	40以上	25以上	40以上	25以上	40以上
		5	35以上	45以上	35以上	45以上	35以上	45以上
		6	45以上	45以上	45以上	45以上	45以上	45以上
閉じ速度(秒)			常温(5～35℃)無風状態において、開扉(70°)から全開(0°)までの時間を5～8秒に調整できること。					
温度依存性(℃)			緩衝油の流動品は、JIS K 2269（原油及び石油製品の流動点並びに石油製品蓋り点試験方法）により測定し、-15℃以下であること。					
ストップ力	ストップ入力		60 N･m以下 但しコンシールド型は 200 N･m以下		100 N･m以下		100 N･m以下	
	ストップ解除力		8 N･m以上		3 N･m以上		10 N･m以上	
バックチェック性能(秒)（バックチェック機能を有する機種のみ適用）			ドア開扉方向で荷重60 N/㎡を開扉50°から負荷する。 バックチェック開始角度（70～85°）から更に20°まで開く間の時間は0.8秒以上としていること。		ー		ー	
ディレードアクション性能(秒) ディレードアクション解除角度(60～75°)（ディレードアクション機能を有する機種のみ適用）			開扉90°の位置からディレードアクション解除角度までの時間が10 秒以上確保でき、また、その時間の調整が可能であること。		ー		ー	
戸の閉鎖位置（中心吊り込み周自由のみに適用）			ー		ー		±3mm以内	
耐久性	繰返し開閉後の閉じモーメント(N･m)	Grade2	耐久試験後も上記初期値を満足していること。					
	繰返し開閉後の効率(%)							
	繰返し開閉後の閉じ速度(秒)		耐久試験後も上記初期値を満足していること。					
	繰返し開閉後のバックチェック性能(秒)		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		ー		ー	
	繰返し開閉後のディレードアクション性能(秒)		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		ー		ー	
	繰り返し開閉後の戸開鎖位置(mm)		ー		ー		耐久試験後±6mm以内	
耐久性の試験回数（繰り返し開閉回数）		Grade 2	20万回		10万回		30万回	

Grade1を選定する場合は、図示による。
注1.　パラレル取付けは、右記の開じモーメントの70%程度までとする。
注2.　コンシールド型は右記の開じモーメントの50%程度までとする。

・試験方法　：
1)性能試験は、JIS A 1510-3（建築用ドア金物の試験方法-第3部　フロアヒンジ、ドアクローザ及びヒンジクローザ）に規定する試験方法による。
2)試験ドアの質量は、1番手は25kg、2番手は40kg、3番手は60kg、4番手は80kg、5番手は100kg、6番手は120kgとする。

章	項目	特記	品質・性能、試験方法
	14 自閉式上吊り引戸装置	自閉式上吊り引戸装置	

・試験方法　：
(1)耐久性（開閉繰り返し）試験
JIS A 5545(2011)「サッシ用金物」の7.1(戸車の試験)開閉繰り返しに準じる。ただし、閉については、外力によらず、試験体の自閉制装置及び御装置のみにより扉を開端位置から開端位置までの作動を確認できる試験を行う。
1)同試験に用いる試験体は片引戸とし、開口内法有効高さ2.000mm、幅は最大寸法とする。
2)適用戸総質量の区分毎に試験を行う。自閉装置、制御装置は10万回以上の時点で1回のみ調整を行えるものとする。
3)その他の制御装置については、メーカーの耐久性能試験成績書において2万回以上の耐久性能を確認できるものとする。
(2)耐衝撃性試験
JIS A 1518(1996)「ドアセットの砂袋による耐衝撃性試験方法」に準じ、重量30kgの砂袋を用い落下高さ17mmで、ドアの中央部にドアが外れる方向に衝撃を与える。耐衝撃性試験に用いる試験体は片引戸、開口内法有効寸法は高さ2.000mm、幅900mmとする。適用戸総質量の区分毎に試験を行う。
(3)気密性能試験
JIS A 1516「建具の気密性試験方法」による。

章	項目	特記	品質・性能、試験方法
19 内装工事	13 断熱材	現場発泡断熱材	

・品質・性能　：

項目	品質・性能
難燃性	下記のいずれかによっていること。 1)JIS A 1321「建築物の内装材及び工法の難燃性試験方法」による難燃2級表面加熱試験又は難燃3級表面加熱試験に適合していること。 2)法定準不燃材料、難燃材料の評価方法に使用している発熱性試験（コーンカロリー試験）に適合していること。
発熱性	準不燃材料試験の加熱時間は10分、難燃材料試験の加熱時間は5分において次の1)～3)に適合していること。 1)総発熱量が8MJ/m2以下であること。 2)防火上有害な裏面まで貫通する亀裂及び穴がないこと。 3)最高発熱速度が、10秒以上継続して200KW/㎡を超えないこと。

・試験方法　：
1)原液試験（原液粘度試験）
JIS K 7117-1「プラスチック　液状、乳濁状または分散状の樹脂　ブルックフィールド形回転粘度計による見掛け粘度の測定方法」による。
2)発泡品試験
イ)試料の作製は、JIS A 9526「建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム」の6.2.1による。
ロ)試料の状態調節は、JIS A 9526の6.2.2による。
ハ)試験片の作製はJIS A 9526の6.2.3による。
ニ)試験場所は、JIS A 9526の6.2.4による。
ホ)圧縮強さ試験は、JIS A 9526の6.2.5による。
ヘ)熱伝導率試験は、JIS A 9526の6.2.6による。
ト)接着強さ試験は、JIS A 9526の6.2.7による。
チ)透湿率試験は、JIS A 9526の6.2.8による。
3)難燃性試験
下記に規定する表面試験及び発熱性試験による。
イ)表面試験については、JIS A 1321に規定する試験方法に準じる。
ロ)発熱性試験は、建築基準法に基づく指定性能評価機関が準不燃材料、難燃材料の評価方法に使用している試験方法に準じる。

看工	. .	. .	
検工	. .	. .	
監理		. .	
		. .	
施工		. .	

高橋　央	一級建築士
甚内　有紀	一級建築士
柳澤　彩	一級建築士
大場　卓	一級建築士

日建設計

2026.06.30　　検図者：砂田 哲正

木更津市吾妻公園文化芸術施設
新築工事（建築）

特記仕様書（9）（木更津市建築材料等品質性能表）　A1:1/xx　A3:1/xx

意　（通し番号 11）
2 － 9

No. J－240623－D

木更津市　建築材料等品質性能表

章	項目	特記	品質・性能、試験方法
20 ユニット及びその他の工事	1 フリーアクセスフロア	フリーアクセスフロア	（下記）

20 ユニット及びその他の工事 ／ 1 フリーアクセスフロア ／ 特記：フリーアクセスフロア

標準仕様書20.2.2によるほか以下とする。

・性能　：
1)耐震性能
ｲ)固定台試験による耐震性能（設計床高さH=300mm超え、600mm以下の場合）

項目	性能
① ベースプレート又はアンカーが耐力に達したとき又はコンクリート接着面が剥離したとき	水平荷重の1/2が下記の＜適用地震時水平力＞以上
② 上記①以外の部分が耐力に達したとき	水平荷重の1/1.5が下記の＜適用地震時水平力＞以上
③ 適用地震時水平力を加力した時の支柱頂部の変位	構造床面からの高さの1/50以下

＜適用地震時水平力＞
・3,000N 0.6Gタイプ　支柱一本が負担する床加重{(㎡当り自重+3,000N)/㎡当りの支柱本数}×0.6
・3,000N 1.0Gタイプ　支柱一本が負担する床加重{(㎡当り自重+3,000N)/㎡当りの支柱本数}×1.0
・5,000N 0.6Gタイプ　支柱一本が負担する床加重{(㎡当り自重+5,000N)/㎡当りの支柱本数}×0.6
・5,000N 1.0Gタイプ　支柱一本が負担する床加重{(㎡当り自重+5,000N)/㎡当りの支柱本数}×1.0
ﾛ)振動台試験による耐震性能（設計床高さ≦300mmの場合のみ）
パネルの脱落や使用上支障をきたす損傷、せり上がり、隙間及び水平移動がない。
2)歩行感
通常の歩行において空洞音やがたつきがなく、歩行感に違和感がない
3)メンテナンス性
交換が必要な部品については交換できるよう設計されている

・試験方法　：
1)耐震性能
ｲ)設計床高さ≦300mmの場合
試験体ユニット1000mm×2500mm程度
所定の重りの質量　3000N 200kg、5000N 350kg
加振　0.6G：所定加速度600cm/S2、1.0G：所定加速度1000cm/S2
ﾛ)300mm＜設計床高さ≦600mmの場合
①固定台による耐震性能試験
a.支柱調整式－支柱分離型・支柱固定タイプの全てのタイプ共、下記の試験方法-1　又は、試験方法-2による。
b.原則として、試験方法-1はパネル単体設置（Aタイプ）に適用し、試験方法-2はパネル連結設置（Bタイプ）に適用するものとする。
②試験方法-1
a.試験は、コンクリート(JIS A 5371プレキャスト無筋コンクリート製品　種類 N300)に接着した支柱の頂部に対し、水平方向に適用地震時水平力及び水平最大耐力まで加力し、各測定点における水平力、支柱頂部の変形量を測定する。
b.加力方向は、支柱要素に対して最も不利な方向とする。試験体数は、3個とする。
③試験方法-2
a.試験は、コンクリート(JIS A 5371プレキャスト無筋コンクリート製品　種類 N300)に接着した数ユニットの支柱の頂部に対し、水平方向に数ユニット分相当の、適用地震時水平力及び水平最大耐力まで加力し、各測定点における水平力、支柱頂部の変量を測定する。加力方向は、支柱要素に対して最も不利な方向とする。
b.最終的に水平力を支持する支柱の本数で除した値を、支柱1本当たりの水平力とする。また、800mm×800mmに荷重板荷重板3,200 N（5,000 N/m2相当）を1箇所設ける。試験体数は、1セットとする。
④零点補正及び測定記録
試験体と試験機の隙間等を除去するため、始めに適用地震時水平力の1/2程の水平力を加力した後、速やかに除荷して"0"にした状態を零点とする。また、水平力による各測定点の荷重及び変形曲線を測定し記録する。
ﾊ)共通事項
試験に使用する表面仕上材
種類：タイルカーペット、　繊維素材：ナイロン100%、　パイル携帯：ループパイル、
パイル長：3.0mm～4.0m、　パッキング素材：塩化ビニル樹脂、全厚：6.0mm～7.0mm、
単位質量：4.0kg/㎡～6.0kg/㎡、人体耐電圧：2KV以下

3 移動間仕切 ／ 特記：移動間仕切

標準仕様書表20.2.4によるほか以下とする。

・品質　：
1)パネル（表面材、心材、フレーム材、幅木、笠木及び補強材）及びハンガーレール
JIS A 6512「可動間仕切」の表9材料又はこれらと同等以上の品質性能を有し、かつ、接触腐食をおこさないもの又は防食処理を施したものとする。
2)パネルの外観
JIS A 6512「可動間仕切」の5.a) ～ c) による。

・性能及び試験方法　：
1)パネルの操作性
パネル操作の初動力は98N以下とする。
2)パネル圧接装置の耐久性
パネル圧接装置の固定・解除は、7,500回の繰返し耐久試験実施後、質量50kg衝撃試験で異常のないものとする。
3)耐衝撃性
質量50Kgにおける衝撃試験において構造部材の折れ、曲りの異常がなく、表面の割れ、はがれがないものとする。また、接点・接床部が外れないこと及び多少のずれがあっても圧接装置の調整で元に戻せるものとする。
4)レールの耐久性
レールは普通パネルで吊り車2個が通過する部分を1m以上とし、吊り車の通過回数が30,000回以上で異常のないものとする。
5)吊り車の耐久性
吊り車は、走行距離60Kmで操作性に異常がなく、レールに大きな変形がないものとする。
6)ランナーの引張強度
引張試験を実施し、普通パネル重量の5倍の荷重を、パネル1枚に使用するランナーの数で除した値以上の強度があるものとする。
7)吊りボルトの引張強度
一本にかかる荷重の15倍以上の引張強度があるものとする。
8)遮音性能
遮音性試験はJIS A　6512に規定する透過損失単位による各区分ごとに、500Hzの音について透過損失の規定値に適合するものとする。
9)ホルムアルデヒド等
JIS A 6512「可動間仕切」7材料による。

20 ユニット及びその他の工事 ／ 4 トイレブース ／ 特記：トイレブース

標準仕様書表20.2.5によるほか以下とする。

・品質・性能　：
1)付属金物

項目	品質・性能
ヒンジ ラッチセット	耐蝕性のあるものとする。
戸当り	腐蝕の恐れのある材料には防錆処理を施してあるものとする。 戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質であるものとする。

2)外観
JIS A 6512「可動間仕切」の5.b)による。
3)パネル表面材の耐薬品性・耐汚染性・耐ひっかき性・開閉耐久性

項目	品質・性能		
	耐薬品性及び耐汚染性	耐引っかき性	開閉耐久性
メラミン樹脂系化粧板　及び メラミン樹脂系単一材	JIS K 6903(2008)「熱硬化性樹脂高圧化粧板」の表8品質による耐汚染性（B法）の規定を満足していること。	－	JIS A 4702「ドアセット」9.4 開閉繰り返し試験によるスイングドア（開閉回数10万回）を満足すること及び試験終了時点で構造金物、固定金具等に緩みのないこと。
低圧メラミン樹脂系化粧板	下記項目のポリエステル樹脂系加工化粧合板、ポリエステル樹脂系化粧MDF、ポリエステル樹脂系化粧パーティクルボードのいずれかの品質に適合していること。		
ポリエステル樹脂系加工化粧合板	JAS「合板の日本農林規格」第9条（特殊加工化粧合板の規格）に示された耐汚染性B試験を満足していること。	JAS「合板の日本農林規格」第9条（特殊加工化粧合板の規格）に示された耐引っかき硬度B試験を満足していること。	
ポリエステル樹脂系化粧MDF	JIS A 5905「繊維板」に規定する表18の化粧MDFの品質に適合していること。		
ポリエステル樹脂系化粧パーティクルボード	JIS A 5908「パーティクルボード」に規定する表11の化粧パーティクルボードの品質に適合していること。		

・試験方法　：
1)ヒンジは、JIS A 1510-2「建築用ドア金物の試験方法－第2部：ドア用金物」の規定による。
2)戸当りの衝撃試験は、JIS A 1510-2の規定による。

11 煙突ライニング ／ 特記：煙突用成形ライニング材

・品質・性能　：

種類	ゾノトライト系けい酸カルシウムライニング材
加熱線収縮率	2.0%以下
曲げ強度	0.8N/mm2以上
圧縮強度	1.0N/mm2以上
スポーリング性	試験体に亀裂の発生、剥離あるいは脱落等がないものとする。
透水性	試験体裏面に水滴が生じないものとする。
耐酸性	試験体に形状変化が見られず、崩壊する危険性がないものとする。
石綿	使用不可。
ライニング材とコンクリートの境界温度	100℃以下とする。

加熱線収縮率、曲げ強度、圧縮強度の確認は、社内試験成績書によることができる。

・試験方法　：
1)スポーリング性試験
適用安全使用温度（300℃）から適用安全使用温度まで100℃間隔で30分間加熱冷却を繰り返し、各温度設定時の加熱後及び冷却時の試験体亀裂、剥離、脱落の状況を観察する。（試験体は完成品とし、サイズは内径600mm×長さ1000mm程度とする。）
2)透水性試験
JIS A 5430「繊維強化セメント板」8.6透水性試験による。
3)耐酸性試験
1.0%濃度の硝酸及び硫酸水溶液に下記の方法で浸せきした後、試験体の外観を調べる。試験は、試験体を温度20℃、湿度60%の試験室に24時間以上静置した後、酸水溶液に1週間（168時間）浸せきする。（ただし、酸水溶液は48時間毎に交換する。）その後、48時間以上温度20℃、湿度60%の試験室に静置した後に外観観察を行う。（試験体のサイズは、100mm×50mmとする。）
4)熱伝導率測定
JIS R 2616「耐火断熱れんがの熱伝導率の試験方法」による。試験設定温度は100℃、150℃、300 ℃、450℃、600℃とする。

17 天井点検口 ／ 特記：天井点検口

・品質・性能　：
1)内外枠の材質は、アルミニウム製とする。
ｲ)JIS H 4100「アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材」に規定するA6063St5 又は同等の性能を有するものとする。
ﾛ)表面処理は、JIS H 8601「アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化皮膜」に規定するAA6又は同等の性能を有するものとする。
2)内枠及び外枠のコーナーピース
鋼板に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったもの又は同等の性能を有するものとする。
3)外枠の取付け金物
ｲ)吊り金具
鋼板に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったもの又は同等の性能を有するものとする。
ﾛ)吊り金具取付けボルト
鋼板に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったもの又は同等の性能を有するものとする。
4)内枠の仕上材留付金物
アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材、亜鉛めっき鋼板の類い又は同等以上の品質並びに仕上げ材を固定する性能を有するものとする。
5)寸法許容差（枠の許容差）
枠の寸法許容差　±0.5mm
外枠と内枠のクリアランス　片側2.0mm以内
6)耐久性能（繰り返し開閉試験）
ｲ)50回、100回、300回の内蓋の垂れ下がりが、0.5mm以内とする。
ﾛ)開閉試験後、使用上支障をきたす異常がないこと。

・試験方法　：
内蓋（内枠）の繰り返し開閉試験
1)試験体は、枠見込み40mm程度のものとする。
2)吊り金物は、外枠を天井下地取付用補強材に直接留付ける方式（天井ボードなどの仕上材を挟んで固定しない方式）とする。標準仕様書14章4節により製作した試験体固定用天井下地開口補強に試験体の天井点検口450mm×450mmを吊り金具4箇所にて各メーカー仕様に従い取付ける。
3)野縁の種類は、19形とし仕上材は、せっこうボード厚さ9.5mm（JIS A 6901「せっこうボード製品」のGB-Rの難燃2級又は発熱性2級以上）二重張りとする。
4)試験は、内蓋を閉じた状態から自由開放状態にする動作を繰り返し行う。
5)測定は、上記繰り返し試験において、各50回、100回、300回毎に内蓋の垂れ下がり状態を測定する。

20 ユニット及びその他の工事 ／ 18 床点検口 ／ 特記：床点検口

・品質・性能　：　以下のもの又は同等のものとする。

部材名	材質	屋内外用	屋内用
受枠材 蓋枠材	アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材	JIS H 4100「アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材」に規定するA6063S-T5（表面処理）JIS H 8602「アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化塗装複合被膜」に規定するB種又はJIS H 8601「アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化塗装被膜」に規定するAA15	
	ステンレス製	JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定するSUS304、SUS430J1L、SUS443J1 表面処理：HL又は2B仕上げ程度	JIS G 4305のSUS430 表面処理：HL又は2B仕上げ程度
	鋼製	－	鋼板又はJIS G 3313「電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」の類いにメラミン樹脂焼付塗装等若しくは、公共建築工事標準仕様書表18.3.1及び表18.3.2のさび止め塗料塗り等の防錆処理を行ったもの
二重蓋の中蓋	鋳鉄	JIS G 5501「ねずみ鋳鉄品」に規定するFC150、FC200	
	その他	塩化ビニル樹脂製等	
目地材	黄銅	JIS H 3100「鋼及び銅合金の板及び条」に規定するC2600、C2720、C2801 JIS H 3250「鋼及び銅合金の棒」に規定するC3602、C3604	
	ステンレス	JIS G 4305に規定するSUS304、SUS430J1L、SUS443J1 JIS G 4308「ステンレス鋼線材」に規定するSUS304	
底板材、コーナーピース、底板補強材	ステンレス鋼板	JIS G 4305に規定するSUS304、SUS430J1L、SUS443J1 JIS G 4308に規定するSUS304	JIS G 4305に規定するSUS430
	アルミニウム板	JIS H 4000「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」に規定するA1100P H24 表面処理：陽極酸化塗装複合被膜 JIS H 8601に規定するAA15 JIS H 8602に規定するB	－
	鋼材	－	鋼板又はJIS G 3313「電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」の類いに鋼板にメラミン樹脂焼付塗装若しくは、標準仕様書表18.3.1及び表18.3.2のさび止め塗料塗り等の防錆処理を行ったもの

パッキン材	塩化ビニル系ゴム、軟質塩化ビニル、クロロプレン、スポンジラバー、エチレンプロピレン等枠の材質、形状に適した弾力性、密着性、気密性を有するもの
アンカー材	鋼製に電気亜鉛めっき又は防錆塗料を行ったもの
取手	黄銅鋳鉄製、黄銅製、アルミニウム押出形材・合金鋳鉄製、ステンレス鋳鋼品、ステンレス製等ステンレス鋼材、アルミニウム押出形材などで被覆した、合成樹脂製のものは、衝撃による変形・割れが生じないもの
鍵	黄銅製、ステンレス製、亜鉛合金製 施錠・開錠は、鍵又は開閉用ハンドル式

1)許容差
ｲ)受け枠基準寸法　　600角程度まで
ﾛ)受け枠寸法の許容差　±0.5mm
ﾊ)蓋付き寸法の許容差　±0.5mm
ﾆ)受け枠と蓋枠のクリアランス　片側2mm以内
2)蓋の耐荷重性能
ｲ)加圧する荷重値Pn=1,000N
ﾛ)蓋中央部の残留たわみが点検口の有効径の0.08%以内
ﾊ)受け枠、蓋その他の使用上支障がないこと
ﾆ)破壊荷重が、加圧荷重値Pnの2倍以上

・試験方法　：
1)試験体
ｲ)貼物用とし、600mm角程度とする。
ﾛ)枠見込みは、40mm以下とする。
2)試験
ｲ)試験は、蓋枠の四周を支持させ、蓋の中央部にφ50mmの加圧板を設置し、加圧する。
ﾛ)本試験前に200Nを加圧した後、本試験を行う。
ﾊ)本試験は、1,000Nで加圧、荷重除去を3回繰り返し行った後、その後試験体が破壊する（終局荷重）まで加圧する。
3)測定
蓋中央部にかかる加圧を200N増す毎にたわみと受け枠の変形その他の異常について1,000Nまで3回繰り返す。

21 排水工事 ／ 3 グレーチング ／ 特記：グレーチング

・品質・性能　：　以下のもの又は同等のものとする。
鋼製グレーチング

項目	品質・性能
メインバー、サイドバー及びエンドプレート	JIS G 3101「一般用構造用圧延鋼材」に規定するSS400
クロスバー	JIS G 3101に規定するSS400及びJIS G 3505「軟鋼線材」に規定するSWRM
受け枠用アングル材	JIS G 3101に規定するSS400及びJIS G 3132「鋼管用熱間圧延炭素鋼鋼帯」に規定するSPHT
溶融亜鉛めっきの付着量	JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規程する溶融亜鉛めっきの付着量がHDZ40以上又はHDZ 50以上又は2種50(HDZ50)以上のもの
受け枠用アングル材	塗装仕上げとする場合は、樹脂系塗料

ステンレス製グレーチング（表面仕上げは2B程度）

メインバー、クロスバー	JIS G 4303「ステンレス鋼棒」、JIS G 4304「熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」、JIS G 4308「ステンレス鋼線材」、JIS G 4318「冷間仕上ステンレス鋼棒」に規定するSUS304又はJIS G 4304、JIS G 4305に規定するSUS430J1L
サイドバー、エンドバー	JIS G 4303、JIS G 4304、JIS G 4305、JIS G 4308、JIS G 4318に規定するSUS304、又はJIS G 4304、JIS G 4305に規定するSUS430J1L及びJIS G 4317「熱間成形ステンレス鋼形鋼」、JIS G 4320「冷間成形ステンレス鋼形鋼」に規定するSUS304
受け枠用アングル材	JIS G 4304、JIS G 4305、JIS G 4317、JIS G 4320に規定するSUS304又はJIS G 4304、JIS G 4305に規定するSUS430J1L
アンカー	JIS G 3101に規定するSS400の類いとし、塩害の多い地区は塩害に対する防錆処理を行っているもの

1)組み立て加工
ｲ)アンカーの間隔は、側溝の場合500mm内外とする。
ﾛ)平坦性は、変形がなく据付けに支障がないものとする。
ﾊ)ふたの幅及び長さの許容差は、±3.0mmとする。
2)耐荷重性能
設計荷重の1.5倍までの加力に対して、溶接部のはずれ等その他の異常がないものとする。

・試験方法　：
設計荷重は以下の通りとする。

歩車道区分	荷重種別	側溝用(KN)	横断溝用(KN)	加圧面積(cm)
車道	T-20	78.5	109.8	20×50
	T-14	54.9	76.9	20×50
	T- 6	23.5	33.0	20×24
	T- 2	7.8	11.0	20×16
歩道	4,903N/㎡の等分布荷重			

1)試験体
溝ふた、U字溝ふたとし、下記の種別ごとに強度計算における応力度が最大となる製品について試験を行う。
ｲ)溝ふた　横断用　T-20～T-2のうち1体
歩道用　1体
側溝用　T-20～T-2のうち1体
ﾛ)U 字溝用　側溝用　T-14～T-2のうち1体
歩道用　1体
2)試験体への加力
ｲ)設計荷重を基準として一方向繰り返し加力を行う。加力速度は、4,903N/sとする。
ﾛ)繰り返し加力は3回行った後、残留ひずみ等がないか確認する。その後設計荷重の1.5倍まで加力し、溶接部のはずれ等異常の有無について確認する。

23 植栽及び屋上緑化工事 ／ 10 屋上緑化 ／ 特記：屋上緑化システム

・品質・性能　：

項目	品質・性能
透水フィルターの材質及び透水性能	材質は、合成樹脂等で耐腐食性及び耐久性のあるもの。 透水性能は、その週の数値が直前の週の数値より高い値を維持し、透水係数の上昇傾向を確認できること。
透水、排水層等構成材の主要材質	合成樹脂等で耐腐食性及び耐久性のあるものであること。 （保水層を有する場合は、保水層共）
排水層	植物の生育に必要な排水性能を持ち、通気性及び植込み土壌を支え、流出しない構造をもつこと。
排水層の鉛直方向の排水性能	240L/㎡･h以上
耐荷重性能（排水層の許容圧縮強度）	最大土壌層厚の単位面積当たりの重量の1.5倍以上、かつ、3×104N/㎡の載荷重で破損・有害なひずみなど異常のないこと。また、一般メンテナンス時の上部歩行に際し破壊しないこと。（保水層を有する場合は保水層共）
耐根層	重ね合わせ部を含め、クマザサ等の地下茎伸長力の強い植物に対して3年以上の耐根性能（貫通防止能力）を有し、かつ、耐腐食性及び耐久性のあるものであること。
耐根層保護層	材質は合成樹脂等とし、耐腐食性及び耐久性を有し、かつ、施工中及び施工後の耐根層を保護するものであること。ただし、耐根層を保護コンクリート（絶縁シートも含む）の下に設ける場合は省略することができるものとする。

・試験方法　：
1)透水フィルタの透水性能
ｲ)JIS A 1218「土の透水試験方法」の定水位透水試験に準じたインターロッキングブロックの透水性試験装置の下部に試験体(透水フィルタ)をセットし、その上に砂（JIS A 5308「レディミクストコンクリート」付属書Aに規定する砂）及びシルト#250を容積比9：1の割合で混合し、高さ80mmの試験容器に加圧せずに均一に充填する。（試験体1体）
ﾛ)常温で1日置いた後、上部より給水する。給水5日間連続後取り出して自然水切り2日とした給水サイクルを繰り返す。週2回を下回らない測定回数で圧力差の水頭差110mmを保持したまま、1分間の透水量を計量し、透水係数を算出する。なお、乾燥工程の試験室は室温20±3℃、湿度60±5%とする。
ﾊ)水切り工程は、試験体の入った試験装置を取り出し、試験室内に水が切れる状態で保管する。
ﾆ)各サイクルごとの透水係数の推移をグラフ化し、6週間を過ぎるまでにその週の数値が直前の週の数値より高い値を維持し、透水係数の上昇傾向を確認できれば目詰まりが解消方向にあると判断し、合格とする。
ﾎ)試験開始後6週間、流水時間合計が30日を越えた時点で透水係数がまだ上昇に転じない場合は、その後も透水量が増加する方向へ向かうまで流水時間を延長して確認することも可とする。
2)排水層の耐荷重性能
ｲ)最大土壌層厚の単位面積当たりの重量の1.5倍かつ3×104 N/㎡の等分布荷重による加圧試験を行ない、排水層及び耐根層等に有害な変形・破壊の起きないことを確認する。又その時の圧縮応力に対する歪み(%)を測定する。（保水層を有する場合は保水層も対象とする。）
ﾛ)試験体は耐根層から透水層までを通常使用状態にセットした3体とする。加圧速度は10mm/min以下とする。

特記：屋上緑化軽量システム

・品質・性能　：

項目	品質・性能
透水、排水層等構成材の主要材質	合成樹脂等で耐腐食性及び耐久性のあるものであること。 （保水層を有する場合は、保水層共）
透水層	目詰まりにより植物の生育に支障を生じることがなく、植え込み用土を流出させない構造であること。
排水層	植物の生育に必要な排水性能を持ち、通気性及び植込み土壌を支え、流出しない構造をもつこと。
排水層の鉛直方向の排水性能	240L/㎡･h以上
耐荷重性能（排水層の許容圧縮強度）	3×104N/㎡以上の載荷重で破損・有害なひずみなど異常のないこと。 また、一般メンテナンス時の上部歩行に際し破壊しないこと。
耐根層	重ね合わせ部を含め、クマザサ等の地下茎伸長力の強い植物に対して3年以上の耐根性能（貫通防止能力）を有し、かつ、耐腐食性及び耐久性のあるものであること。
耐根層保護層	材質は、合成樹脂等とし、耐腐食性及び耐久性を有し、かつ、施工中及び施工後の耐根層を保護するものであること。ただし、耐根層を保護コンクリート（絶縁シートも含む）の下に設ける場合は省略することができるものとする。

・試験方法　：
排水基盤の耐荷重性能
ｲ)3×104N/㎡の等分布荷重による加圧試験を行ない、排水層及び耐根層等に有害な変形・破壊の起きないことを確認する。また、その時の圧縮応力に対する歪み(%)を測定する。
（保水層を有する場合は保水層も対象とする。）
ﾛ)試験体は耐根層から透水層までを通常使用状態にセットした3体とする。加圧速度は10mm/min以下とする。

特記仕様書の適用　追補

a.各特記事項の適用に関するルールは、次による。
1)○印の付いたものを適用する。
2)＊印は、他の選択肢に○印の無い場合に適用する。ただし、＊の内容が標仕の内容を示すものである場合は標仕として扱い、他の設計図書に異なる記載がある場合は、その記載を優先する。
3)◉印は⊙印と同義とする。
4)○印と◉印の両方が付いた場合は、両方とも適用する。
b.各章の章、節、項の番号は、公共建築協会編「民間(七会)連合協定工事請負契約約款に適合した　工事共通仕様書　令和8年版　建築工事編」(以下、「共仕」という。)、及び国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版」(以下、「標仕」という。)の当該番号に対応する。
c.特記仕様書(以下、特仕という)のうち、構造関連の3章から7章及び26章については、別紙の「特記仕様書・建築工事(構造)編」による。
d.章、節、項のタイトル部分に示される注記の意味は、次による。なお、［　　］はその章、節又は項の全体に対する注記を示し、［　　］は、それを付された項目(号)のみに対する注記を示す。次に例示する。なお、[付加M]等のように、M又はPの文字を付された注記も、その意味はMやPを付されていない注記と変わらない。
1)［置換］:「共仕」、「標仕」の当該章・節・項の規定全体を特仕の当該規定と置換する。
2)[(b)(2)置換]:「共仕」、「標仕」の(b)(2)号の規定を、特仕の当該規定と置換する。「特仕」本文で置換内容を示した場合は、[置換]とする場合がある。
3)［付加］:「共仕」、「標仕」に「特仕」の当該規定を新規追加する(新設の章、節、項)。
4)[付加]:「共仕」、「標仕」に特仕の当該規定を号単位で追加する。
ただし「標仕」の当該号が明らかな場合は[(c)付加]のように表示することもある。
5)［追補］:「共仕」、「標仕」にない当該規定を新規追加する(新設の章、節、項)。
e.「特仕」において、「共仕」又は「標仕」等の項番号を引用する場合は、"共仕[○, ○, ○]"、"標仕[○, ○, ○]"等と表記する。
f.「共仕」、「標仕」及び「特仕」において、「共仕」又は「標仕」の項番号等を引用している場合で、引用された「共仕」又は「標仕」の規定に対して「特仕」で追加、読替え等を行っている場合は、それらも併せて適用する。
g.特記事項に示す[表・・・][図・・・]の番号は、「共仕」又は「標仕」の当該表、又は図の番号を表す。
h.「特仕」の27章シックハウス対応の特記内容と、他の部分(建築工事(構造)編を含む)の特記内容に相違がある場合は、他の部分の特記が優先する。また、「特仕」27章と「標仕」の各章の規定に相違がある場合は、「特仕」27章の規定が優先する。

1章　各章共通事項

1節　共通事項

1.1.1　［置換］
a.共仕[1.1.1(4)]を、次に読み替える。

一般事項
原則は木更津市工事特記仕様書による。
(4)契約図書類とその優先順位
(ｱ)～(ｹ)の「契約図書類」は、相互に補完する。ただし、契約図書類間に相違がある場合の適用の優先順位は、次の順番のとおりとし、これにより がたい場合は、共仕[1.1.7]による。
(ｱ)工事請負契約書
(ｲ)質問回答書((ｳ)から(ｹ)に対するもの)、追加変更指示書
(ｳ)見積要項書、現場説明書
(ｴ)木更津市工事特記仕様書
(ｵ)設計図特記仕様書及び工事概要書
(ｶ)設計図（以下、特仕各所における「設計図面」「設計図書」も同義とする。）
(ｷ)国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版」
(ｸ)見積区分表
(ｹ)共仕（2章 仮設工事 から 23章 植栽及び屋上緑化工事 までは、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年度版」によると読み替えて適用する。

1.1.2　用語の定義
a.特仕及び標仕において用る用語の定義は,共仕[1.1.2]に定める用語の定義のほか、次による。
[付加]　1)「設計者」とは、この工事の設計図書等を作成し、発注者より工事施工段階における設計意図伝達業務、又は変更設計業務を委託された者をいう。
[置換]　2)「設計図書等」については、共仕[1.1.2](ｷ)を次に読み替える。
(ｷ)「設計図書等」とは、この工事のために必要な設計図面及び仕様書のうちこの契約に添付されたもの（以下「設計図書」という。）、見積要項書、現場説明書及びこれらに対する質問回答書（追加変更指示書を含む。）で、特仕【1.1.1 a】の(ｲ)から(ｹ)までをいう。
ただし、構造計算書及び設備にかかる計算書その他各種計算書は含まない。
なお、2章以降の「設計図書」は、「設計図書等」と読み替える。
[付加]　3)「説明用図書」とは、設計図書等の内容を説明するために監督職員が作成した図書をいう。
[置換]　4)「監督職員の承認」については、共仕[1.1.2](ｽ)を次に読み替える。また監理者の承認の位置付けは、特仕[1.1.15]による。
(ｽ)「監督職員の承認」とは、受注者等が契約図書に基づき提出した書類、又は書面で申し出た事項について必要に応じて工事約款の規定に基づく発注者との協議を経て、監理者が設計図書の内容に適合しているかについて検討した範囲に対し、書面をもって了解することをいう。設計図書等において監督職員の承認を受ける必要のある書類、図面、見本等は、監理者に提出し受領印を受ける。受領印を受けたのち、10日営業日までに訂正又は保留に関する監理者の指示がない場合は、提出された書類、図面、見本等は監督職員の承認を受けたものとする。
[置換]　5)「監理者の指示」については、共仕[1.1.2](ｾ)を次に読み替える。
(ｾ)「監理者の指示」とは、監理者が必要に応じて工事約款の規定に基づく監督職員との手続きを経て、受注者等に対し工事の施工上必要な事項を書面によって示すことをいう。受注者等は、書面の控えに押印し、監理者に提出する。また、監理者が口頭にて示した内容を記録した書面を監理者に提出し、確認を受けたものについては、指示したものとみなす。なお、監理者の指示が、工事目的の品質、性能、機能上あるいは工事の施工において明らかに適当でないと判断される場合は、監理者に報告したうえで、監督職員に申し出る。
[置換]　6)「監理者に報告」については、共仕[1.1.2](ﾃ)を次に読み替える。
(ﾃ)「監理者に報告」とは、受注者等が監理者に対し、工事の状況又は結果、あるいはその者の責任において調査、計画、立案、選択、確認等のほか、実施した内容を、監理者に書面をもって知らせることをいう。なお、工事約款の規定により、当該報告が監督職員への報告事項となる場合がある。
[置換]　7)「監理者に提出」については、標仕[1.1.2](ﾄ)を次に読み替える。
(ﾄ)「監理者に提出」とは、受注者等が、契約図書類に基づき事前に設計図書等との整合を確認したうえで、工事にかかわる書面（施工図を含む）、見本、計算書、報告書又はその他の資料等を説明し、日付を明記し押印のうえ、監理者に対し差し出すことをいう。なお、工事約款の規定により、当該提出が監督職員への提出事項となる場合がある。
[付加]　8)「自主検査」とは、受注者等が工事の各段階で、材料又は施工等について設計図書等との照合、確認等を行い、その適否について自ら判断し、検査記録を作成して監督職員に提出することをいう。
[付加]　9)「製造者」とは、工事に使用する機器、材料、製品等を製造（製作、加工、組立て等を含む）している会社等をいい、共仕及び標仕における「製造所」「製作所」は、いずれも「製造者」に読み替える。
[付加]　10)「専門工事業者」とは、設計図書等で定める工事において豊富な実績を持ち、本工事で要求される施工品質を確保するための高い技術力及び品質管理能力を有するとともに、施工品質の保証を行うことができる工事業者をいう。取り付ける機器、材料、製品等を当該専門工事業者が製造する場合は、「製造者」を含むものとする。
[付加]　11)「材料」とは、工事に使用する機器、材料、製品等を総称していう。これらの機器、材料、製品等は、設計図書等に示された性能、形状等の仕様以外の詳細仕様、構造等については社会通念上の条件を考慮して、各製造者による専門的な知見、及び技術力をもって、各製造者の仕様により製造されたものをいう。
[付加]　12)「関連工事」とは、発注者の発注にかかる第三者の施工するほかの工事で、この工事と密接に関係するものをいう。ただし、この工事の発注者以外の発注によるほかの工事であっても、見積要項書で指定した工事は、関連工事として扱う。
[付加]　13)「屋外に面する」、「外気に面する（接する）」、「外部の」等の表現で示される部位は、雨掛かりの有無を問わず、直接屋外となる箇所のほか次に示す空間を含む。
⊙設計図で範囲を指定した部位
⊙自走式の外部駐車場　・免震ピット　・
・OAチャンバー、EAチャンバー等のガラリ等を介して外気が流入する空間
[付加]　14)「防火区画等」とは、防火区画又は防火上主要な間仕切りをいう。

1.1.3　付加　官公署への他への届出手続等
a.工事の各段階に必要な官公署その他への各種申請又は届出の種別、手続、時期等をあらかじめ調査する。
b.施工に直接必要な官公署その他への手続は、運搬など行うほか、発注者等が行う手続に協力する。手続を代行する場合は、その経緯を適宜、監督職員に報告する。
c.工事の各段階に必要な官公署その他関係機関の立会検査や審査のうち、発注者が申請者となるもの(以下、法定検査という)について、その種別、手続、時期、実施内容等をあらかじめ調査する。法定検査には、次を含む。
＊建築基準法に基づく中間検査及び完了検査
＊建築物省エネ法に基づく完了検査
＊所轄消防の検査
・(　　)
d.建築基準法87条の2による昇降機設備の確認申請手続きは、昇降機設備工事専門工事業者が発注者の代理として行う。申請及びこれにかかわる検査に要する費用は、当該昇降機設備工事を請け負う者の負担とする。
e.建築基準法に基づく中間検査、完了検査及び計画変更確認申請の手続きに必要な一般図等については、監督職員の指示により、1.7.2 完成図　の一部として必要な時期に作成の協力を行う。
[付加M]　f.昇降機設備に関する省エネ法（エネルギーの合理化に関する法律）による届出は昇降機設備専門工事業者が発注者の代行者として行う。また、届出かかわる費用は当該昇降機工事を受注する者の負担とする。

1.1.5　付加　設計図書等の取扱い
a.設計図書等は、主要な部位、事項についての設計意図を示すものであり、必ずしも工事の完成に必要なすべての情報を網羅するものではない。
b.受注者は、製造者、専門工事業者等の特定を経て、設計図書等に示された情報及び通常有すべき性能を考慮したうえで、工程や下地等を適切に確保し、専門的な知見、仕様及び技術力をもって生産設計、製作、施工を行うとともに、工事の適切な遂行と完成に必要なものの処置を施す。
c.設計図書等に示された製品名、製造者名又はこれらに類するものは設計の仕様、程度を示すものであり、製品や製造者等を特定するものではない。
d.情報共有システムの適用及び機能要件は1.1.16による。

1.1.6　付加　関連工事の調整
a.別に定めのない限り、関連工事の受注者に対し、次のものについて供与する。これらに要する費用の負担は、この工事の見積要項書及び見積区分表の記載によるほか、当該関連工事の受注者と協議し、対応する。
1)関連工事を行う場所への出入り及び安全管理
2)足場、運搬設備、揚重設備、工事用電力、工事用給排水等の利用
3)障害となる仮設物の取除き、貫通孔等の設置、ボルトやインサート等の取付け
4)関連工事用の機器、材料の取込みに必要な搬入口、通路等の設置及び確保
5)その他（　　）
b.施工図、施工計画書等の作成に際し、関連工事との取合い、納まり等について必要な記載を行う。
[付加P]　c.設計与件についての主体的な理解、情報の統合、情報の発信、監督職員・監理者・構造設計者・電気設備設計者・機械設備設計者との施工情報の共有を行うこと。
建築工事の受注者は、意匠設計図および設備設計図に記載の内容の内、構造計画、構造設計に大きな影響を与え得る以下の1）～4）に関して、当該部分の工事と構造計画、構造設計との関連性について、主体的な理解に努めること。また、それらの工事において設計図書の設計品質を確保し工期を遵守するために必須となる各種情報を統合し、設計者、監督職員をはじめとする関係者に積極的かつ確実に伝達し共有すること。
なお、当該情報の統合、伝達、共有においては、製造、工事着手に先立ち遅滞ないよう適切な時期に遂行すること。
1)内装(床、天井、壁)
2)外装(壁、軒天、乾式屋根、サイン面等)
3)外構(路盤、舗装、植栽土留、基礎、オイルタンク等の設備関連躯体、サイン基礎等（建物躯体に影響を与えないものは除く））
4)エレベーター、エスカレーター、機械式駐車場設備、特殊設備、設備機器、設備基礎等の重量、およびそれに付帯する仕上げ材・支持部材の重量、地震時にそれらに生じる水平荷重・鉛直荷重および変形
[付加P]　d.関連工事・別途工事の受注者との施工図情報の連携
1)建築工事の受注者は、電気設備工事・機械設備工事等の関連工事および別途工事の受注者から求められた場合には、速やかに建築工事の最新工事工程を提示すること。
2)建築工事の受注者は、関連工事や別途工事の受注者から建築工事に必要な情報を受領するため、関連工事の受注者が検討を行うために必要な検討期間を確保した上で、主体的に情報提供を行うこと。その際に、建築工事を遅滞なく行うための受領期限を明確に示すこと。

1.1.13　追補　設計変更
a.共仕[1.1.7](2)に該当する場合、並びに発注者による工事内容の変更又は工期の変更があった場合は、設計変更とし、b、c号による。
b.設計変更の通知を受けた場合は、請負代金額の増減を明示した請負代金増減内訳書(以下、「増減内訳書」という。)を監理者を通じて監督職員に提出し、監督職員の承認を受ける。監督職員の承認を受けた増減内訳書は、監理者の確認を受け、そののち工事の着手を行う。なお、設計変更範囲における増減調整で請負代金額が変更とならない場合も、同様に扱う。
c.変更設計は設計者が行う。ただし受注者は、設計変更の内容確定に必要な図面、書類等の作成について、工事用図書作成に繋がる範囲において協力する。
[付加P]　d.下地などの構造関連工事の設計変更および工事費の協議請算について
建築工事の受注者は、工事の進捗に伴って行う詳細検討や調整事項、あるいは設計変更等により、構造関連工事（土工事、地業工事、鉄筋工事、コンクリート工事、鉄骨工事）もしくは内装、外装の支持に関連する下地鉄骨、金属工事に変更が生じる場合は,変更内容を明確にし、概算費用の算出および工期の見直しを行った上で、監督職員及び監理者・設計者と当該工事着手前に工事費、工期に関する協議を行うこと。
その協議は工事期間中継続しておこなうものとし、監督職員又は監理者・設計者から求められた場合は精算、精査を行うものとする。
工事費または工期に変更がある場合には、監督職員及び監理者・設計者に報告し、監督職員の承認をもって工事に着手すること。監督職員及び監理者が合意した場合を除き、工事着手後の工事費の増額請求および工期の延長は認めない。

1.1.14　追補　工事に付帯する作業、材料
a.本工事を完成させるために必要な次の工事及び費用は、工事請負契約に含まれる。
1)施工、材料及び製品の検査、試験（支給材料、貸与品の場合の検査及び試験を除く）、見本等の作成及び検査に要する費用
2)敷地周辺において施工計画上必要な、構築、側溝、舗装、外灯、樹木、設備盤類ほか各種施設等の移設と復旧
3)工事期間中の、工事に付帯する作業に関する官公署その他関係機関の手続及びその費用
4)工事用機器、材料等の取入れに必要な搬入口及び通路の設置とそれに伴う補強、復旧及び後片付け

1.1.15　追補　監督職員の承認・検査・試験等
a.機器、材料、施工及び工事について施工図等、見本等に対する監督職員及び監理者の承認は、1.1.2 a、4)によるほか、次による。
1)承認は、受注者による品質管理及び設計図書等との適合性確認の適正さを確認するために行うものである。
2)承認は、受注者から提出された施工図等、見本等に示される範囲の内容に対してなされる。
3)施工に用いられた、又は工事目的物に組み込まれた材料、製品について施工図等、見本等に対する承認は、その外観や受注者から提出される書面による情報に基づいてなされる。
b.機器、材料、施工及び工事に対する監督職員及び監理者の検査、試験及び確認は、共仕[1.1.2](ﾀ)（ﾂ)によるほか、次による。
1)検査又は試験は、工事請負契約及び設計図書等に基づいて、受注者等による品質管理、確認及び自主検査の適正さを確認するために行うものである。
2)検査は、立会いにより、又は受注者等の自主検査記録、工事写真その他の提出物の審査等の合理的方法により行う。なお、監理者の立会検査は、原則として抽出により行う。
3)施工に用いられた、又は工事目的物に組み込まれた製品に対する検査又は試験は、その外観や受注者等から提出される情報、各種記録に基づいてなされる。
c.監督職員及び監理者の承認、検査、確認等は、前 a、b 号に基づいて実施するため、監督職員又は監理者が承認、検査又は確認した対象範囲であっても、承認、検査、確認の対象として抽出されなかったもの又は提出されなかったものに起因する、あるいは受注者等による自主検査で発見できていなかった内容等に起因する次の事象の責は受注者等が負う。
1)材料、製品、機器及びそれらの施工が工事請負契約、工事用図書に適合しない場合
2)施工に用いられた又は工事目的物に組み込まれた材料、製品、機器の欠陥又はこれに類する原因による品質、性能及び安全上の不具合がある場合
[付加P]　d.施工図、製作図、施工計画書、製作要領書等の確認、チェックバック、承認の期間
工事受注者は、製作、施工を行う前に作成する施工図、製作図、施工計画書、製作要領書等を監督職員及び監理者・設計者にチェックバック、確認、承認を求める際は、返却希望日の10日営業日前までに提出すること。施工図、製作図、施工計画書、製作要領書等を承認する前の発注、製作着手および施工は認めない。
ただし、諸事情により施工図、製作図、製作要領書等を承認する前に発注、製作着手及び施工を行う場合は、受注者の全責任において行うものとし、施工図、製作図、施工計画書、製作要領書等の承認までの過程で内容に変更があった場合は、承認版に合わせた製品の製作、施工を行うこと。

1.1.16　追補　書類の電子情報化等
a.監督職員及び監理者及び監理者に提出する書類（図面を含む）の運用は、次による。
・発注者及び監理者との協議による。
b.施工図や完成図を作成するために設計図面のCAD、BIMデータ等を利用する場合は、監督職員及び設計者に申し出る。
データの貸与に係る契約及び費用については、監督職員及び設計者と協議する。
なお、貸与された設計図面のCAD、BIMデータ等の著作権は、設計者に帰属し、これを目的外に利用してはならない。

1.1.17　追補　建物経年調査
a.工事目的物を発注者へ引き渡したのち、工事請負契約書に定める契約不適合責任期間内に、発注者及び監理者と協議のうえ、工事全般について契約不適合及び損耗に関する調査を行う。なお、調査の回数及び時期は、特仕他章の記載によるほか、次による。
1)契約不適合に関する調査
＊1年目及び2年目の2回行う
・次の時期に行う（全　　回）
(　　)年目（対象部位：　　）
(　　)年目（対象部位：　　）
(　　)年目（対象部位：　　）
2)損耗に関する調査は1.7.3「保全に関する資料」による。
b.前 a 号の調査の実施時期及び具体的な実施要領は、受注者等が立案し、発注者及び監理者と協議する。
c.調査終了後、速やかに調査の結果及び対応策を記録し、発注者及び監理者に提出する。
d.前 a 号の調査の結果、工事目的物に契約不適合が認められた場合は、受注者等は発注者及び監理者と協議のうえ、速やかに工事請負契約に基づいて適切な対応を行う。

1.1.18　付加　遠隔臨場の実施
a.遠隔臨場を適用する場合は、会議体の出席及び現場検査にリモート対応を併用し、工事の施工上必要な確認、指示、承認及び検査を実施する。
b.遠隔臨場の実施は、工事施工段階業務計画書による。

2節　工事関係図書

1.2.1　［付加］　実施工程表
a.実施工程表は、着手から完成引渡しに至る工事全般の手順と日程の計画を表したもので、本工事の工程のほか、次の内容を記載する。
1)主要な総合図、施工図、施工計画書等の作成、提出、承認の日程
2)官公署その他の関係機関への届出等手続の日程
3)建築主事又は民間確認検査機関、所轄消防署その他の関係機関による中間検査等関係法令に基づく官公署の諸検査の日程
4)完成時の諸検査の日程
5)部分使用、部分引渡しの日程及び関係する諸検査の日程
6)出来高目標
7)関連工事の主要な工程
8)そのほか、工事の進行に関係する重要事項(受電、試験、計量の開始時期、主要な材料の見本決定等)
b.実施工程表は、全体工程や完成後の設備工事品質に影響する可能性の高い、次に示す設備工事の施工期間が適正に確保されているものとする。
1)天井内のダクト、配管、ケーブルラック、配線の施工期間
2)屋上設備の施工期間
3)上記1)、2)の工事品質を確認するための検査期間
4)総合試運転調整の期間

1.2.2　［付加］　施工計画書
a.総合施工計画書は、工事全体を通じて受注者等が行う工事組織の編成と運用、工事環境の整備と維持、工事請負契約に基づく監督職員への対応等について、本工事の固有の条件に適応した具体的な方策を定めたものとし作成する。また、監理者が監理方針書を提示した場合は、それに基づいたものとする。
[付加]　b.工種別の施工計画書は、監理者が提示する「提出書類作成要領」により作成する。
施工計画書は、設計図書に定めるもの及び監督職員の指示するものの内、品質計画に係る部分について、監督職員の承認を受ける。
[付加]　c.施工要領書は、受注者等が機器・材料製造者、専門工事業者等と協議のうえ、施工計画書記載の各項目の工事を実行するための詳細要領を定めたもので、監理者が指示した場合は、これを監督職員及び監理者に提出する。
d.施工計画書や施工図に付随する各種計算書における設計図書等への適合結果は、監理者の確認を受ける。

1.2.3　付加　施工図
a.施工図の作成に先立ち、監理者が提示する「提出書類作成要領」により総合図を作成し、監理者に提出する。
b.総合図の作成に先立ち、基本的納まり、特殊な納まり、関係工事等との調整を必要とする事項、その他監理者の指示する事項について基準施工図を作成し、監理者の確認を受け監督職員の承認を受ける。
c.施工図は、監理者が提示する「提出書類作成要領」により、総合図及び基準施工図に基づいて作成する。施工図のうち、設計図書等の内容に適合していることの確認が必要なものは、その範囲において監理者の確認を受け、監督職員の承認を受ける。
d.監理者の指示する現寸図、型板等は、施工に先立つ適切な時期に作成し、監理者の確認を受け監督職員の承認を受ける。
e.模型、モックアップ、モデルルームの作成、見本施工、先行施工は、次による。これらの実施時期の記載がない場合は、施工に先立つ適切な時期に実施するものとし、監理者と協議する。これらの確認、承認の扱いは、1.4.2による材料見本に準ずる。
1)模型の作成
＊しない　・する(・設計図による　・　　)
2)モックアップの作成
＊しない　・する(＊各所手すり　＊各所段差　・設計図による　・　　)
モックアップとは、工事目的物のある部分の設計意図と内容を確定するための実物大模型又は縮尺模型のことをいう。使用材料は、本設と同じでなくてもよく、監理者との協議による。また、設置場所についても監理者との協議による。
3)モデルルームの作成
＊しない　・する(・設計図による　・　　)
モデルルームとは、設計品質を確定するために工事目的物のある一室又は室の一部を試作することをいい、原則として仕様は設計図書等による。設置場所については、監督職員及び監理者との協議による。モデルルームは、本設として使用しない。
4)見本施工
＊しない　⊙する(・設計図による　⊙RC-B打ち放し壁900x900)
見本施工とは、工事目的物のある部分を、その施工方法、取合い、出来ばえ等を確認するために、承認された施工図、施工計画書のとおりに施工することをいう。場所、仕様については、本設と同じとするが、見本施工は、原則として本設として使用しない。
5)先行施工
＊しない　⊙する(・設計図による　⊙　ホール内装壁W3600H2400程度)
先行施工とは、工事目的物のある部分を、その施工方法、取合い、出来ばえ等を確認するために、他の同様部分の着手に先立って、承認された施工図、施工計画書のとおりに施工することをいう。先行施工された部分は、原則として本設として使用する。
f.総合図、施工図等、模型、モックアップ、見本等を監督職員に提出するに当たっては、あらかじめ、それらの内容を設計図書等と十分照合し、それらが設計図書等に適合していることを確認する。
g.施工図調整担当者は、本工事に類似の工事での施工図調整経験が豊富な者とし、次により置く（作図のみの担当者は含まない）。ただし、次のいずれの場合であっても、着工後直ちに施工図調整体制を立ち上げ、その体制、運用、並びにコスト調整のタイミングとその方法等監理者と協議する。
＊受注者の判断と責任により、適切な者を必要な人数置く。
⊙(　2　)名以上。原則として一級建築士の資格を有する者とし、本工事に専任とする。
h.各部材及び各部位の施工図は、設計図書等の詳細図等で示された基準部分のほか、工事目的物を完成させるにあたり必要となるコーナー部等、特殊部位の納まりや固定方法、他部材との取合い等についても漏れなく作成する。これらの部位は基準部に準じて所定の性能を確保できるものとし、製造者又は専門工事業者の仕様により調整する。
[付加P]　i.設計図書の図面修正
建築工事の受注者は、監督職員及び監理者・設計者との工事費、工期、品質等を調整する協議、あるいは施工図、製作図を作成するための詳細検討等により設計図書の内容に変更が生じた場合は、その都度受注者の責任において正確な図面修正を行い、提出を求められた場合は速やかに更新された設計図書をＤＷＧデータおよびＰＤＦデータで発行すること。

1.2.4　付加　工事の記録等
a.報告に用いる書式等は次による。
＊工事の全般的な経過を記載した書式。
b.検査、試験又は設計図書等に定められた確認等を行った場合は、終了後速やかに記録を作成し、監督職員又は監理者に提出する。
c.発注者又は監督職員の検査（受注者の品質管理記録等の確認による検査を含む）又は施工、試験等への監督職員又は監理者の立会いを受けた場合は、終了後速やかに記録を作成して発注者又は監督職員に提出する。
d.工事写真は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「営繕工事写真撮影要領(令和5年版)」に準じて撮影、整理する。

1.2.6　追補　工事着手時及び工事期間中の提出書類
a.工事の着手、進行に当たり、発注者又は監督職員に提出する書類の種別、内容、書式等は、監理者が提示する「提出書類作成要領」による。

3節　工事現場管理

1.3.1　付加　施工管理
a.監理者が監理業務方針書を提示した場合は、それに基づいて工事運営及び施工管理を行う。

1.3.3　電気保安技術者　［付加］
a.電気保安技術者
⊙適用する　・適用しない
b.建築物電力設備の電気主任技術者
＊発注者が選任又は不必要
⊙受注者が工事中の必要な時期に選任し、その費用を負担する。期間は、（⊙完成引渡し　・受電　・　　）までとする。

高橋　央　一級建築士
甚内　有紀　一級建築士
柳澤　彩　一級建築士
大場　卓　一級建築士

日建設計
2026.06.30　検図者：砂田 哲正

木更津市吾妻公園文化芸術施設
新築工事（建築）

意　（通し番号 13）
2 －11

特記仕様書（11）　A1:1/xx　A3:1/xx
No. J－240623－D

1.3.5 ［付加］ 施工条件

a.施工日、施工時間に関する条件は、契約書の記載によるほか、次による。
1)設計図書等又は工事現場近隣の住民との間で交わされる工事に関する協定(以下、近隣協定という)に、作業内容、作業日、時間等についての定めがある場合は、それを遵守する。
2)契約書及び設計図書等に施工日又は施工時間が定められてない場合で、日曜又は祝日に施工する場合は、あらかじめ理由を付した書面を監督職員及び監理者に提出し、監督職員の承認を受ける。
b.施工日、施工時間 以外の施工条件は、次による。
※なし ・あり( )

1.3.7 付加 製造者及び専門工事業者の選定

a.機器・材料製造者及び専門工事業者は、設計図書等に記載された品質を確保するに同等のものの中から選定し、選定届を監理者及び監督職員に提出する。
b.設計図書等に記載された機器・材料製造者や専門工事業者以外のものを選定する場合は、機器・材料製造者や専門工事業者の能力、経歴等を証明する資料を監理者に提出し、監督職員の承認を受ける。
c.設計図書等に製造者名の記載がない機器、材料で、設計図書等に製造者の条件が示される場合は、これに適合する製造者を選定して、条件に適合することを証明する資料を監理者に提出し、監督職員の承認を受ける。
d.設計図書等に専門工事業者名の記載がない工種について、設計図書等で「専門工事業者による」としている工種については、選定について監理者と協議する。
［付加M］ e.機器・材料製造者及び専門工事業者の選定は速やかに行い工程に影響のないようにする。

1.3.8 付加 施工中の安全確保

a.工事現場の運営・管理にあたり、感染症拡大防止対策に最大限の配慮を行う。

1.3.10 付加 災害等発生時の安全確保

a.災害、公害又は事故のおそれがある場合は、速やかに適切な処置を講じ、直ちにその経緯を監督職員及び監理者に報告する。

1.3.12 発生材の処理等

a.引渡しを要するもの ※なし ・あり( )
b.特別管理産業廃棄物 ※なし ・あり( )
「あり」の場合の処理方法は、監督職員指示による。
［付加］ c.汚染土壌 ⊙なし ・あり( )
・受注者が土壌調査を行う( )
「あり」の場合の場所、数量 ※設計図による ・
「あり」の場合の処理方法 ※設計図による ・
「受注者が土壌調査を行う」の場合の対象範囲、調査方法等の詳細は、設計図による。
d.現場で再利用を図る発生材
・
e.再資源化を図る発生材
※建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）による特定建設資材廃棄物
［付加P］ f.予期せぬ地中障害、汚染土壌、埋蔵文化財、埋設インフラ配管が発見された場合は、速やかに発注者、監督職員へ報告し対応を協議すること。事象の記録を行い、対応によって請負代金の増額が生じる場合、変更を行う。監督職員への連絡後に、諸官庁確認の上、合法的適切に処理する。上記の手続きを伴わない請負代金の増額は発生しないものとする。

1.3.13 付加 養生

a.既存施設部分、工事目的物の施工済み部分等が汚損を受けた場合は、速やかに監督職員及び監理者に報告し、復旧方法について監理者と協議のうえ、復旧する。
b.工事施工に際し、既存施設部分を汚損した場合は、監督職員及び監理者に報告し、補修方法、時期について監督職員の承認を受けたうえで、原状に準じて補修、復旧する。

1.3.14 付加 後片付け

a.工事の完成に際し、次の事項は、1.6.1による「発注者検査」までに対応する。
1)工事に伴い損傷を生じた既存の施設、工作物、樹木等は、原状に復旧する。
2)工事目的物の施設又は設備の一部を工事用に使用した場合は、設計図書等の定める条件のとおりに復旧する。

1.3.15 追補 現場代理人、監理技術者等

a.工事の着手に先立ち、建設業法に基づき現場代理人及び有資格者である主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐等を選任する。
b.現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐の設置は、次による。
1)現場代理人
※本工事現場に専任（常駐）とする現場代理人を置く
・他現場等との兼任を可とする現場代理人を置く
2)監理技術者（監理技術者の設置が必要な工事の場合）
※本工事現場専任の監理技術者補佐の設置により、他現場との兼任を可とする
⊙本工事現場に専任（常駐）とする
3)主任技術者又は監理技術者（監理技術者の設置を要しない工事の場合）
※本現場に専任かつ常駐とする ・他現場との兼任を可とする
・
c.現場代理人は、原則として一級建築士、一級建築施工管理技士又は技術士（建設部門）の資格を有する者とする。
d.現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐の有する工事経験等は次による。
※同種、同規模の工事経験を有する
・特に要しない
・次の経験を要する（ ）

1.3.16 追補 会議等

a.監督職員及び監理者が指示する各種会議又は打合せに出席する。出席者については、監督職員及び監理者と協議のうえ選任する。また、会議場所、会議用機材、会議用資料を提供するなど、その開催に協力する。
b.特殊な技術を必要とする次の工事は、専門部会を設けて施工図や施工計画に関する技術的な検討を行い、検討結果を工事に反映する。専門部会には原則として、受注者の本社等の技術部門に属する専門家や専門工事業者の技術者を加える。
⊙鉄骨 ・大屋根 ⊙ホールスタジオ音響 ⊙防振遮音
⊙化粧打放しコンクリート ・
c.前 a、b 号の会議又は打合せを行った場合は、終了後速やかに記録を作成し、監督職員及び監理者に提出する。
d.定例会議等において、予定されている作業内容、スケジュール及び予測される事故とその予防策等について、監督職員及び監理者の確認を受け、その内容を工事関係者に周知徹底する。

1.3.17 追補 識別

a.機器、材料、製品等の誤用、混用を防止するための識別管理を行う。また、検査、試験の実施状況、不適合製品についても識別管理する。
b.識別管理が必要な対象と管理の方法について、あらかじめ監督職員及び監理者に報告する。

1.3.18 追補 トレーサビリティ

a.工事目的物に組み込まれた機器、材料、施工等について、その履歴、使用又は所在をたどるためにトレーサビリティ管理を行い、その記録を監理者に提出する。
b.トレーサビリティ管理の対象は、受注者等の仕様によるほか、設計図書等及び次の1)に定めのあるものについて実施する。
具体的な対象項目と管理方法については、あらかじめ監理者と協議のうえ定める。
1)※鉄筋 ※生コン ※鉄骨 ・カーテンウォール（ガラスを含む） ・免震部材
・強化ガラス ・倍強度ガラス ・海外工場製作品 ・

1.3.19 追補 測定機器及びモニタリング機器の管理

a.検査、測定、試験等の測定及びモニタリングに使用する計測用機器等は、適切な精度のものを用いる。
b.前 a 号に該当する機器は、適正に維持、管理、校正し、その計画は当該試験等の計画書に記載するとともに、記録はその報告書に記載する。ただし、監視及び測定に使用する機器が、公的試験所又はこれに準ずる試験所の管理の下にある場合は、省略することができる。

1.3.20 追補M 工事運営にかかわる事項

a.施工図・完成図、書類の統一
1)施工図書(施工計画書、施工要領書、総合図、施工図、製作図)、書類(工程、調査資料、打合せ記録等)等の作成様式は、各工事間で統一を図り、かつ各施工区分が明確になるようにルール化する。
2)施工図、完成図のCAD作成データは統一する(AUTO-CAD(dwg及びdxfファイル))
3)各工区とも、施工図書管理担当を選任し体制表の中で明確にする。
b.竣工引渡し前後の施工管理体制
1)完成引渡し約1ヶ月前以前に発注者に対して、建築物及び諸設備の主要要件資料と取扱い説明書を提出してその説明を行い、建築物・設備の本格稼働に支障ないように引継ぎを行う。
2)引渡し後(特に瑕疵担保期間の2年間)は、建築工事、外構工事、基幹設備工事とも、施設管理者が円滑に建築物の運営管理を行えるよう対応する。
3)建築物が実際の使用に入った段階において、冷房及び暖房設備の初期の運転開始時及び終了時に点検・調整を受注者にて実施する。なお、引渡し後2年間は発注者から指示がある場合は、速やかに点検、調整を行う。
4)設備機器類の試運転(総合試運転)開始時は、室内の粉塵等を除去してから行う。

4節 材料

1.4.1 付加 環境への配慮

a.トルエン、キシレン等厚生労働省指針値の揮発性有機化合物含有量調査のため、揮発性材料及び監督職員の指示する材料について、安全データシート(SDS)、放散量測定報告を事前に監督職員及び監理者に提出する。
b.工事に使用する材料は、石綿を含有しないもの(含有率＝0%)とする。
c.前b号に関連して、耐火材、板状製品、床材等及び監督職員の指示する材料については、安全データシート(SDS)を事前に監督職員及び監理者に提出する。

1.4.2 ［付加］ 材料の品質等

a.工事に使用する材料（機器、材料、製品等を含む）は、設計図書等に示された性能、形状等の仕様以外の詳細仕様、構造等について、通常有すべき性能を考慮した各製造者の専門的な知見及び技術力による仕様により製造されたものとする。
［付加］ b.設計図書等が準拠した日本産業規格(以下、JISという)、日本農林規格(以下、JASという)、その他規格類、官公署及び電力、ガス、水道等の供給会社の各種規格等は、原則として工事請負契約時の最新のものを適用する。
［付加］ c.機器、材料に関する設計図書等の記載に「同等」「程度」等とある場合は、選定された機器、材料が所定の品質及び性能を有することの証明となる資料を監理者に提出し、監督職員の承認を受ける。
［付加］ d.設計図書等において指定された機器、材料が入手困難な場合は、前 b 号により監督職員の承認を受けたうえで、それと同等以上の品質、性能を有する代替品を使用することができる。
［付加］ e.共仕[1.4.2](2)及び前 b 号において、建築材料･設備機材等品質性能評価事業及び公共住宅用資機材品質性能評価事業の確認を受けた機器、材料については、当該評価書の写しを「品質及び性能を有することの証明となる資料」とみなす。
［置換］ f.共仕[1.4.2](4)を、次に読み替える
(4)材料の色、柄等については、監督職員又は設計者（この工事契約に関し設計意図伝達業務を委託されている者。以下同じ。）の指示を受ける。
［置換］ g.共仕[1.4.2](5)を、次に読み替える。
(5)設計図書等に定められた材料の見本を提出又は提示する。材質、仕上げの程度、色合、柄等については、あらかじめ監督職員又は設計者に確認を受け、監督職員の承認を受ける。
［付加］ h.JIS-Q-17050-1(JIS-Q-1000)による自己適合宣言をつけられた機器、材料、製品は、JISのマーク表示のあるものとはみなさない。
［付加］ i.材料、製品、機器類の色合いに関する見本塗板作成に際し、各製造者等への色調指示用の色見本帳として、次を準備する。
⊙日建設計「基準色2010」（・切取判 1冊 ・小型判 冊 ⊙大型判 1冊）
⊙日本塗料工業会「塗料用標準色 最新版」（ワイド版） 1冊
［付加］ j.機器本体又はその構成部品が電気用品(電線類、ヒューズ類、配線器具、ブレーカー、変圧器、電動機、電熱器等)に該当する場合はPSE表示のあるものとする。
［付加］ k.外装仕上げの材料（機器、製品を含む）及び施工の共通品質として、総合耐震クライテリア及び各章の規定によるほか、次に示す必要最小限の性能を設定する。これを満たすよう、当該材料の製造者としての専門的知識及び技術力をもって設計、製造（製作、加工、組立てを含む）を行い、専門工事業者としての技術力をもって取り付ける。ただし性能維持のため経年劣化等による点検や部品の交換、再施工が必要なものについては、1.7.3「保全に関する資料」としてまとめ、発注者に提出する。
①工事概要書に示された地震力（設計用震度）及び層間変位を超えない事象においては、脱落がない。
②建築物の法定耐用年数の期間に、工事概要書に示された風圧力の算定条件を超えない状態においては、風の影響による脱落がない。
③工事概要書に示された条件を超えない風雨の事象においては、漏水がない。ただし、建具等において水密性能を規定したものを除く。
④日常的な日射の影響及び温度変化の状態においては、脱落及び社会通念上有害な異音の発生がない。
［付加］ l.内装仕上げの材料（機器、製品を含む）及び施工の共通品質は、総合耐震クライテリア及び各章の規定によるほか、次に示す必要最小限の性能を満たすものとして、当該材料の製造者としての専門的技術力をもって設計、製造（製作、加工、組立てを含む）され、専門工事業者としての技術力をもって取り付けられたものとする。ただし性能維持のため経年劣化等による点検や部品の交換、再施工が必要なものについては、1.7.3「保全に関する資料」としてまとめ、発注者に提出する。
①工事概要書に示された地震力（設計用震度）及び層間変位を超えない事象においては、脱落がない。
②日常的な日射の影響及び温度変化の状態においては、脱落及び社会通念上有害な異音の発生がない。

1.4.4 ［付加］ 材料の検査等

a.機器、材料を現場に搬入した時点、あるいは必要に応じて製作工場における機器、材料の製造又は組立が完了した時点で、種別ごとに自主検査を行い、検査記録を監督職員及び監理者に提出する。
［付加］ b.量産品あるいは標準品で実測値等が整備されているものは、性能表又は能力計算書等性能の証明となるものの確認をもって前 a 号の検査とすることができる。
［付加］ c.配線、配管、小型器具、雑材料その他の軽微なものは、こん包等の表示による材質、呼称寸法等の確認をもって前 a 号の検査とすることができる。
［付加］ d.監督職員又は監理者が指示する機器、材料の自主検査には、監督職員又は監理者の立会いを受ける。
［付加］ e.設計図書等に監督職員又は監理者の検査の定めがある場合、前 a 号の検査に合格後、検査記録を提出し、監督職員又は監理者の検査を受ける。なお、これらの検査に必要な資機材、労務等を提供する。

1.4.5 ［付加］ 材料の検査に伴う試験

a.機器、材料の試験及び施工検査に伴う試験は、次の場合に行う。
1)設計図書等に定められた場合
2)試験によらなければ、設計図書等に定める品質又は性能、機能に適合することが証明できない場合
［付加］ b.前 a 号の試験の結果に疑義が生じた場合は、監理者と協議する。
［付加］ c.供試体の製作要領は、設計図書等の定めによる。定めがない場合は、試験方法に基づいた適切なものを監理者が提案し、監督職員及び監理者の確認を受ける。
［置換］ d.共仕[1.4.5](3)を、次に読み替える。
(3)試験は、原則として、監督職員及び監理者の立会いを受けて行う。ただし、公的試験所又はこれに準ずる試験所で行う場合、あるいはあらかじめ監督職員の承認を受けた場合は、この限りでない。なお、監督職員及び監理者の立会いに必要な資機材、労務等を提供する。

1.4.7 付加 支給材料・貸与品

a.支給材料、貸与品
※なし ・あり( )
b.支給材料、貸与品の引渡しに際しては、その種別、数量、破損等の不具合の有無及び発注者が行った検査又は試験の結果を確認のうえ、受け入れる。
c.支給材料、貸与品について、工事契約の定めにより受注者等が品質確認検査又は試験を実施する場合は、次による。
種別：( ) 試験方法等：( )
d.当該工事の施工後、支給材料の使用箇所、数量及び残量を監督職員に報告し、残材の処置方法について監理者の指示を受ける。

1.4.8 追補 材料の検査に伴う不適合の管理、是正処置

a.1.4.4の材料の検査等及び試験により不合格となった機器、材料等については、その処置の手順をあらかじめ定め、それにより管理する。
b.不合格又は不適合の内容に対して、修補又は改造を行う処置としたものは、修補又は改造後、監督職員又は監理者の検査を受ける。
c.不適合製品の処置において、規定の品質に合致しないが、特定の逸脱範囲内にあるものを限られた部位、数量について使用する場合(「材料の特別採用」という。)は、監督職員又は監理者の承認を受ける。
d.発生した不適合製品について、同一場所又は同様の場所における再発を防止するため、不適合の原因を除去する是正処置を講ずる。品質に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの、又は監督職員及び監理者の指示するものの是正処置の方法については、監督職員及び監理者に報告する。

1.4.9 追補 海外調達

a.海外製の機器、材料、製品等を使用する場合は、あらかじめそれらが日本国の関係法令に適合し、設計図書等に定められた品質、性能を有していることを証明する資料を監理者に提出し、監督職員の承認を受ける。
b.消耗品、支給材料又は貸与品及び設計図書等に海外製品としての仕様が明記されている場合、及び機器、製品において、国内の製造者が、海外製の部品等を使用して国内製品として組立販売又は取扱いをし、補修、定期点検等のアフターサービスができる体制にある場合は、海外製とは見なさない。
c.海外製の機器、材料、製品等を使用する場合は、完成引渡し後、通常の維持管理条件下で発生した不具合は受注者の責任において対応する。この場合の保証期間は次のとおりとする。
1)設備機器、設備システム等(システム構成素材、部品を含む)
ⅰ)保証期間5年とする。仕様書規定性能の保証は騒音レベル等の付帯的与条件を含む。ただし、性能、品質安定性に関する不具合の発現率が、機器台数又は部品数量の5%を超えた場合は、全数を保証対象とし、保証期間5年を追加延伸し、合計10年とする。
ⅱ)維持管理、補修、定期点検等のアフターサービスについては、修理、部品交換の対応可能期間、取替え部品の対応可能期間は10年とする。
2)設備機器以外の製品等
ⅰ)保証期間10年とする。
ⅱ)維持管理、補修、定期点検等のアフターサービスについては、修理、部品交換の対応可能期間、取替え部品の対応可能期間は10年以上とする。
3)素材、材料等
ⅰ)基本素材性能等の仕様の保証期間は10年とする。ただし、素材性能、品質安定性に関する不具合の発現率が5%を超えた場合は、全数を保証対象とし、保証期間5年を追加延伸し、合計15年とする。
ⅱ)修理、取替え材料の対応可能期間は10年とする。
d.設計図書等に記載の海外製の機器、材料、製品等が所定の品質、性能に適合しないと認められる場合、又は前ｃ号の保証に耐えるものではないと認められる場合は、速やかに監督職員及び監理者と協議する。

5節 施工

1.5.1 付加 施工

a.工事に使用する材料（機器、材料、製品等を含む）を取り付ける施工は、設計図書等に示された性能を満たすほか、通常有すべき性能を考慮したうえで専門工事業者がその専門的な知見及び技術力をもって行う。
［付加］ b.建築工事や機械設備工事で、配線敷設や配線接続その他の電気工事が含まれる工事の施工は、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」による。

1.5.2 技能士

a.技能士の適用は、次による。
⊙とび ⊙鉄筋施工 ⊙型枠施工 ⊙コンクリート圧送
・ブロック建築 ・ALCパネル施工
⊙防水施工(⊙アスファルト防水 ・改質アスファルトシート防水 ⊙塗膜防水
⊙シート防水 ⊙シーリング防水 ・FRP塗膜防水 ・)
・石材施工 ・タイル張り ⊙建築大工 ⊙建築板金 ⊙左官 ⊙塗装
⊙建具製作 ⊙サッシ施工 ⊙自動ドア施工
⊙ガラス施工 ・ガラス用フィルム施工
・カーテンウォール施工
⊙内装仕上げ施工(⊙プラスチック系床仕上げ ⊙カーペット系床仕上げ
⊙天井鋼製下地 ⊙ボード仕上げ ⊙表装(壁装作業))
・造園 ⊙樹脂接着剤注入施工 ・

1.5.4 付加 一工程の施工の確認及び報告

a.自主検査における確認項目及び検査記録の書式については、あらかじめ監理者と協議のうえ決定する。
b.電気工事を含む工種では、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」に基づいて配線敷設や接続等が行われたことを確認した検査記録を、監理者に提出する。

1.5.5 付加 施工の検査等

a.共仕[1.5.5]による施工の確認（自主検査）に合格後、検査記録を監理者に提出し、監督職員又は監理者の検査を受ける。なお、これらの施工記録、検査記録及び資料等は、監理技術者の確認、署名を受けたものとする。
b.自主中間検査
※受注者の判断、社内規定等により、必要に応じて行う
⊙次により行う
契約内容の履行を確実なものにするために、監理者の指示する時期に、受注者の本社等の検査要員（現場関係者を除く）による自主中間検査を行い、関係法令又は設計図書等に適合しない箇所等がある場合は、速やかに修補又は改造を行ったうえで、監理者に報告する。

1.5.7 ［置換］ 施工の立会い

a.共仕[1.5.7](1)を、次に読み替える。
(1)設計図書等に定められた場合及び監理者の指示を受けた場合の施工は、監理者の立会いを受ける。この際、適切な時期に監理者に対して立会いの請求を行うものとし、立会いの日時について監理者と協議する。なお、監督職員の指示により、監督職員が立ち会うことがある。
［付加］ b.監理者が指示した場合には、監理者の立会いに代えて工事写真等の記録を整理して監理者の確認を受ける。

1.5.9 化学物質の濃度測定

a.建築物の室内空気中に含まれる揮発性有機化学物質等の濃度測定は、27章による。
b.測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室及び測定箇所数は、27章による。
［付加］ c.施工中における接着剤等の有機溶剤や使用材料相互の干渉による臭気について、発生のおそれのある場合は、事前に臭気測定計画書を監理者に提出のうえ、施工中の必要な時期に監理者の立会いのもと測定を行い、その結果を監督職員、建物管理者及び監理者に報告する。測定方法は、携帯型臭いセンサーによる簡易測定程度とし、測定箇所数及び判定基準は、次による。
測定箇所数 ※各対象室の中央部1箇所 ・
判定基準(6段階表示法による臭気強度) ・1.0以下 ※2.0以下 ・

1.5.10 追補 工法等の選定

a.設計図書等に記載のない施工の手段、手法については、受注者が決定し、その内容を監理者に報告する。ただし、これによる工事費の追加や工期の延伸は認められない。
b.関係法令等により特定の基準によって施工することが定められている場合、及び認定工法である場合は、これに従う。

1.5.11 追補 プロセスの妥当性確認

a.事後の検査、試験では結果が十分に検証できない工程については、認定された者が認定された設備を使用して、定められた方法及び手順により作業を行い、その工程を監視、管理し、記録を監理者に提出する。
b.前 a 号の対象となる工程は、鉄筋の圧接、鉄骨の溶接等のほか、完成後隠ぺい部となる耐火被覆や防火区画等の処理、カーテンウォールファスナー、天井内耐震ブレース等の固定部等、建築物の性能に重大な影響を及ぼすおそれがあるものが該当し、対象となる工程を要員、設備、方法、手順、管理及び記録の方法と併せて、あらかじめ監理者と協議のうえ定める。
c.記録は、確認チェックのみではなく、形状寸法の測定結果及び写真等により、確認した内容が把握できるものとし、受注者の検査に合格したものとする。

1.5.12 追補 施工の検査に伴う不適合の管理、是正処置

a.1.5.5施工の検査等により不合格となった箇所については、その処置の手順を定める。
b.監督職員又は監理者による検査の結果、工事用図書のとおりに実施されていないこと及び工事用図書に示された性能が満たされていないことが認められ、修補又は改造を行う処置とした箇所は、修補又は改造後、監督職員又は監理者の検査を受ける。
c.不適合箇所の処置において、規定の品質に合致しないが、特定の逸脱範囲内にあるものを限られた部位、状態について採用する場合(「施工の特別採用」という。)は、監督職員又は監理者の承認を受ける。
d.発生した不適合箇所について、同一場所又は同様の場所における再発を防止するため、不適合の原因を除去する是正処置を講ずる。品質に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの、又は監督職員及び監理者の指示するものの是正処置の方法については、監督職員及び監理者に報告する。

6節 完成、検査

1.6.1 ［付加］ 完成、検査

a.この工事の完了に当たり発注者に求める検査を「発注者検査」といい、この検査を発注者に求めるときは、次の1)から4)までに示す要件を満たすものとする。
1)工事用図書に適合していることを確認し、すべての工事が完了している。
2)監督職員及び、設計者及び監理者からの指示を受けた事項がすべて完了している。
3)特仕[1.6.1] c.からi.の各種検査及び検査結果に基づく必要な修補等がすべて完了している。
4)設計図書等に定められた、工事完成時の提出図書の整備がすべて完了している。ただし、設計図書の定め又は監督職員及び監理者の承認を受けて後日提出とするものを除く。
［付加］ b.契約図書に規定する部分引渡しに係る工事の完了により、監督職員に対して監理者の立会いのもとに検査を求めるときは、部分引渡しに係る工事について、前ａ号の1)から4)までの要件を満たすものとする。ただし、特仕[1.6.1]f.の検査の時期は、監理者と協議し、工事完成時の提出図書の範囲は、監督職員及び監理者と協議する。
［付加］ c.工事の完成に当たって、受注者等の自主検査を行ったうえで、受注者の本社等の検査員（現場関係者を除く）による「自主検査」を行う。自主検査に先立ち、自主検査計画書を監理者に提出する。検査の結果は、関係法令又は工事用図書に適合しない箇所等がある場合は、速やかに補正を行ったうえで、監理者に報告する。なお、自主検査報告書作成については監理者が提示する「提出書類作成要領・受注者検査要領」による。
［付加］ d.前 c 号の報告ののち、監督職員及び監理者による「監督職員竣工検査」を受ける。
［付加］ e.前号の検査の結果、修補又は改造が必要であると指摘された箇所がある場合は、監督職員及び監理者の指示により速やかに修補又は改造し、監督職員及び監理者の再検査を受けるとともに、官公署その他関係機関に対し必要な手続を行う。
［付加］ f.前 c、d、e 号の各検査により、すべての工事が完了していること、及び設計図書等と契約条件並びに関係法令等の規定に適合していることが確認されたのち、監理者の本社等の検査員(現場組織関係者を除く)による「完成検査」を受ける。
［付加］ g.前 f 号の検査の結果､修補又は改造が必要であると指摘された箇所がある場合は､監督職員及び監理者の指示により速やかに修補又は改造し､監督職員及び監理者の再検査を受ける。
［付加］ h.完成時の諸検査の日程、方法については、関連工事との調整を行い、必要により関連工事の受注者等同席のうえ、協同して検査を受ける。
［付加］ i.工事の完成に際し、すべての機器及び装置について、原則として稼働確認、試運転調整を完了した状態で、受注者等による次の検査、試験を行う。また、検査結果について報告書を監督職員及び監理者に提出し、監督職員及び監理者竣工検査を受ける。
1)外観検査(出来形検査)
目視、聴音又は手で触るなどにより、各機器、装置が設計図書等に示す構造、材料、安全、耐久、保守、衛生等についての要求に合致することを確認する。
2)個別性能機能検査:
次により各機器及び各装置の個別の性能、機能を設計図書等と照合し、その適合性を確認する。
イ.機能検査:運転、作動状態での試験に先立ち、稼働、通水、通気、通電等の試験を行う。次に各機器、装置の単体の動作試験を行い、運転状態及び各種動作が正常であることを確認する。
ロ.性能検査:各機器、装置の単体での性能が、設計図書等に定められた流量、圧力、温度、電圧、電流、稼働力等と合致することを確認する。
ハ.水質検査:飲料水は、水道法施行規則による水質基準に適合することを確認する。雑用水は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定される建築物環境衛生管理基準に適合することを確認する。
3)総合性能・機能検査
複数の工種にまたがって性能、機能を発揮する機器、装置について、関連工事の受注者と協同して総合的な性能機能検査を行い、その適合性を確認する。主な確認項目は、次による。なお、検査に先立ち検査計画書を作成し、監督職員の承認を受ける。
※停電・復電総合検査（検査の要領等は、監理者が提示する「提出書類作成要領・受注者検査要領」による。）
※防災総合検査
※自動制御設備総合検査(設備工事のみ)
※中央監視盤設備総合検査
※セキュリティ設備性能検査
※水槽関連設備総合検査
※計量・課金総合検査（設備工事のみ）
※総合運転による騒音、振動検査
※完成時の室内環境測定
※排煙連動試験
※そのほか、監督職員及び監理者の指示する検査
なお、防災総合検査、停電・復電総合検査を実施する場合は、各総合検査完了後に行う。
4)設計図書等に定める環境下における設備機器の性能、機能、室内環境の検査について夏季及び冬季の各気象条件が設計条件に近い日における測定結果が、それぞれ満足していることを確認する。建築物の完成時期等により発注者への引渡しまでに実施できない場合は、監督職員及び監理者の承認を受け、1.7.9による完成後の性能機能検査として実施する。
5)BEMS(ビルエネルギー管理システム)、FMS(ファシリティ管理システム)等の機能検査管理システムが設計図書等の仕様のとおりに機能することを確認する。
6)自然換気システムの作動確認、取扱い説明及び自然換気性能の確認
自然換気システムの作動確認を行う。風速、降雨等による制御を行うシステムの場合は、所定の条件で作動することを確認する。また、建築物利用者向けの自然換気利用取扱い説明書を作成し、説明のうえ監督職員及び建物管理者に提出する。
なお、自然換気性能の確認は、次による。
※行わない
7)模擬負荷による冷暖房機能検査
※行わない

1.6.2 置換
法定検査

a.共住[1.6.2]による他、次による。
1)建築基準法第7条から同法7条の4までに定められる検査その他設計図書等に定める法令上必要とされる関係機関による検査のうち,発注者が申請者となっているものの検査に先立つ適切な時期に,工事の内容が設計図書等（計画変更確認申請ほか、変更の協議や申請が行われた場合は、確認済みの図書を含む）のとおりに実施されていることを確認して、監督職員及び監理者の検査を受ける。
2) 1)の検査に合格したのち、監督職員及び監理者の立会いのもとに発注者及び監督職員の検査を求め、これを受ける。
3)発注者が受ける法定検査に監督職員及び監理者とともに立ち会い、検査の記録を作成する。また、検査の申請に必要な工事関連書類作成及び資料提供のほか、検査に必要な資機材や労務を提供するなど受検に協力する。
4) 1)の検査又は法定検査に合格しないときは、修補、改造その他必要な処置を行う。
これらの処置への対応は、工事約款の定めによる。

1.6.4 追補
部分使用

a.工事中に工事目的物の一部を発注者が使用する「部分使用」がある場合は、当該部分について、共住[1.5.5]に定める監督職員及び監理者による施工の検査、1.6.1項及び1.6.2項に準じた請検査を受ける。部分使用に関して必要な官公署その他への手続については、発注者に協力する。

7節　完成図等

1.7.1 [付加]
完成時の提出図書

a.工事完成時の提出図書は、次による。
＊完成図
＊保全に関する資料
＊竣工写真
＊工事関係図書
＊以下の1.7.1 c.1)による　・
＊その他、監理者が提示する「提出書類作成要領・受注者検査要領」に示す図書
[付加] b.工事完成時に提出する図書類の種別、内容、書式、提出部数等は、監理者が提示する「提出書類作成要領」による。
[付加] c.工事関係図書は次により各1部を監督職員及び監理者に提出するとともに、工事完成引渡し後も自ら保管する。ただし、クラウドサーバーの運用により提出及び保管済みのケースで、発注者への提出が必要な場合は、監督職員を介して行う。
1)提出、保管する工事関係図書
＊施工図、製作図等
（＊すべて　・監督職員の指示する施工図、製作図等　・　）
＊施工計画書、製作要領書、施工要領書、試験計画書
（＊すべて　・監理者の指示する施工計画書等　・　）
＊検査記録
（工事中のすべての受注者等、監督職員、監理者、官公署による検査等の記録を含む）
＊施工報告書、試験報告書
＊工事写真
＊会議記録、打合せ記録
2)提出・保管媒体
＊デジタルデータ(PDF、TIFF等)　・原本(　・
[付加] d.前 a、c 号により発注者に提出された図書等の著作権にかかわる当該建築物に限定する使用権は、発注者に無償で委譲するものとする。

1.7.2 付加
完成図

a.完成図は、完成した工事目的物に関する情報を整理、記録し、完成時の状態を表現したものであり、工事目的物の維持保全及び将来の改修、増改築等のための基本情報として使用することを目的とし、受注者が作成する。
b.完成図は、完成した工事目的物との整合を受注者にて事前に確認したうえで、工事目的物の完成時に、発注者及び監理者に提出する。完成図への記載事項は、監理者が提示する「提出書類作成要領・受注者検査要領」により、記載内容は設計図面に準ずる。
ただし、図面枠等の書式は監理者と協議により決定する。
c.完成図の種類は共住［表1.7.1］によるほか次により、監理者が指示するものを含む。
建築意匠図：◎工事概要書　◎特記仕様書　⊙矩計図
◎防火防煙区画図（確認申請書（計画変更確認申請を含む）の内容に準ずる）
◎断熱範囲図　⊙平面詳細図　⊙各部詳細図　⊙天井伏図
建築構造図：◎特記仕様書（構造編）　◎伏図　◎軸組図　◎断面表
⊙積載荷重図　⊙構造関連詳細図
設備図　：◎各室条件リスト　⊙設計図書に準拠して作成する。
完成図とする主要な詳細図等は、次による。
建築意匠図：⊙舞台音響照明詳細図　⊙防音防振詳細図
建築構造図：⊙構造積載荷重範囲図
設備図　：⊙各種防災設備プロット図
また、完成図に添えて、保全に関する次の図面を提出する。体裁等は1.7.3に準ずる。
⊙各種防災設備プロット図
⊙防耐火構造種別図、同構造詳細図(大臣認定証の写し等)
⊙建築基準法12条5項の報告に必要な各種図面
⊙設備更新時の搬出入計画図
⊙取扱説明書作成と説明
⊙総合図
⊙防火区画部、遮音区画部の区画形成材料を記載した施工図
[置換] d.共住[1.7.2（2）]を次に読み替える。
（2)完成図の様式、サイズ、体裁、提出部数等は、監理者が提示する「提出書類作成要領」によるとともに、次による。原図及び電子媒体の各1部は設計者用とし、監理者を通じて発注者に提出する。

種類	サイズ	製本等の体裁	紙質等	部数	備考
原図	A1判	－	普通紙 または トレーシングペーパー	1	3つ折り図面ケース入り
製本1	A1判	2つ折り製本	普通紙	1	表紙及び背表紙にタイトル入り
製本2	A3判（縮小）	2つ折り製本	普通紙	8	表紙及び背表紙にタイトル入り
原図のCADデータ	－	電子媒体（CD-R、DVD-R等）	－	4	媒体にタイトル印刷
原図のPDFデータ	－	電子媒体（CD-R、DVD-R等）	－	4	媒体にタイトル印刷

1)原図及び製本用紙への印刷は、原則としてそれぞれCAD出力プリントとする。
2)CADデータのファイル形式はdwgとし、作成要領は監督職員の指示による。
e.完成図は、施工中の変更点を網羅し完成の姿を正確に表示する。
f.貸室等で、工事目的物の完成後に、テナント工事等の別途工事により出来形が変わる場合で、次に示すものは、工事目的物の完成状態を示す完成図と別途工事完了後の状態を示す完成図の両方を作成する。
・適用する(範囲：　)
＊適用しない
g.実際の施工に使用した仕上げ材料の製造者、品名、品番、色番等のデータは、完成図仕上表の備考欄に記載する。

1.7.3 [置換]
保全に関する資料

a.保全に関する資料は次により、発注者に提出する。
◎建築物等の利用に関する説明書（保証書を含む）
◎機器取扱い説明書（主要機器一覧表を含む）
◎機器性能試験成績書
◎官公署届出書類
◎総合試運転報告書
◎主要な材料一覧表等
◎保守及び緊急連絡先
◎監督職員の指示する機器完成図
◎敷地境界立会い記録
◎地中仮設残存物記録
◎設備関係測定報告書
⊙長期修繕計画書
⊙保全マニュアル
b.保全に関する資料の部数等は、監理者が提示する「提出書類作成要領」による。
c.次に該当する建築物部位、設備、部品等については、建築物等の利用、維持管理、保全に関する説明書及び機器取扱い説明書を作成し、監督職員に提出したのち、監督職員又は発注者の指定する建物管理者等に対して取扱い説明を行う。部材締結部の経年による緩み等の確認が重要となる箇所がある場合は、点検要領を記載した維持管理計画書を作成して監督職員に提出する。
取扱い説明が完了した場合は、その記録を添えて監理者に報告する。
また、点検に際して別部材の取り外し等が必要となる場合は、関連部分の工事に先立ち、監督職員及び建物管理者に対して説明を行う。
1)特殊な操作を必要とするもの
2)特殊な手入れを必要とするもの
3)使用上、保全上特別な注意を必要とするもの
4)専門工事業者への保全管理委託を必要とするもの
5)定期的に状態や機能を点検する必要があるもの
6)経年劣化等により更新、取替え等が必要なもの
7)その他、事故、早期の損耗や劣化等を避けるために必要と思われるもの

1.7.4 付加
図書の保管

a.1.7.1c号により受注者が保管する工事関係図書の保管期限（工事完成引渡し日から起算）は、次による。
＊15年　・

1.7.5 追補
竣工写真

a.竣工写真の提出は、次によるほか、監理者が提示する「提出書類作成要領」による。
1)提出写真カット数　外観（ 40 ）　室内（ 60 ）　空撮写真（ 8 ）
2)カラープリント提出部数等

区分	提出先	アルバムの形式	提出部数
◎アルバム１	発注者 監督職員	◎フォトブック形式 ⊙台紙アルバム形式	8
⊙アルバム２	監理者	＊フォトブック形式	2

注)1.フォトブックは下記程度とし、表紙のデザイン、写真のサイズ、レイアウト等詳細は、監督職員及び監理者と協議する。その他詳細は監理者が提示する
「提出書類作成要領」による。
サイズ　：＊内面260mm×260mm　・
装丁　：＊ハードカバータイプ　フルフラット製本
紙質等　：＊シルク紙高画質印刷　・印画紙　・
参考　：エスエス企画　建築写真PR026スクエア　程度
2.フォトブック形式のアルバムを作成した場合は、フォトブックのPDFデータ（高品質、200pixel/inch以上）も提出する。（発注者用 1部、監理者用 1部）
3.台紙アルバム形式の詳細は、監理者が提示する「提出書類作成要領」による。
b.竣工写真のデジタル画像データ等は、次による。
1)提出部数　2 部　（発注者提出用 1 部、監督職員提出用 1 部）
2)解像度　キャビネ判フルカラー400dpi(長辺方向2,600pixel)以上
フォトブックの体裁にかかわらず、データはキャビネ版サイズのものとする。また、提出するデータにおいて、各画像が横向きとならないようにする。
3)ファイル形式　◎TIFF(圧縮　LZW)　⊙JPG(圧縮　最高画質)
4)カラーモード　RGB
5)記録媒体　CD-R、DVD-R等
フォルダ形式及びファイル名は、監理者の指示による。
6)その他　通し番号と標題及び各写真の撮影者を記した写真一覧表のExcel等のデータを添付する。やむを得ず画像データが上記仕様を満たすことができない場合は、画像データのほか、キャビネ版カラープリントによるバラ写真全数（1部）を監督職員に提出する。
c.撮影者は、次による。
＊監督職員の承認する撮影者　⊙建築写真専門家(監理者又は設計者と協議のうえ選定)
d.撮影時期その他の撮影条件は、次による。
・家具什器搬入前、搬入後の撮影
e.竣工写真の著作財産権を持つ者を明確にして、監督職員、設計者、監理者、工事関係者が、竣工写真を使用する場合の許諾先、手続き、使用範囲等を添付書類に記載する。

1.7.6 追補
鍵合わせ等

a.鍵合わせ、各種計量器確認等を行う。その日程、方法は、監理者と協議のうえ決定する。
b.鍵の提出に当たっては、鍵に整理札を付け、それに整合した建具配置図及び鍵明細書とともに、鍵箱に整理、収納して発注者に提出する。必要により設備関係、操作ボックス関係の鍵類も併せて収納する。
c.鍵箱の仕様　＊必要本数を収納できる市販品程度　・

1.7.7 追補
引渡し

a.1.6.1による「発注者検査」終了後、設計図書等に定める各種の図書類、物品又はこれに代わる目録を添えて、発注者に工事目的物を引き渡す。なお、引渡しは監督職員及び監理者の立会いのもとに行う。
b.工事目的物の引渡しに際して提出する予備材料、備品、工具等は、次による。
⊙内装仕上げ材の全数量の5％程度の予備材料。保管場所は協議による。

1.7.8 追補
部分引渡し

a.部分引渡しは、1.6.1 b.による検査を受けたのち、1.7.7に準じて行う。

1.7.9 追補
完成引渡し後の検査及び調査

a.完成引渡し後でなければできない受注者の検査等で、必要により監理者の指示する事項については、契約不適合責任期間内の監理者の指示する時期に検査、測定、調査等を行い、その結果を発注者、建物管理者及び監理者に報告する。
b.建築物の完成時期等により、工事完成までに確認できない設備機器の能力及び室内環境等については、完成後の性能機能検査として完成引渡し後1年以内の夏季及び冬季で気象条件等が設計条件に近い日に測定し、設計図書等に定める性能、機能及び室内環境との適合性を確認する。竣工までに完成後の性能機能検査の項目と方法、検査スケジュール及び検査体制を記載した完成後の性能機能検査計画書を作成し、監督職員、建物管理者及び監理者に提出して監督職員及び監理者の承認を受け、竣工引継ぎ書に添付する。完成後の性能機能検査実施後は測定報告書を速やかに作成し、監督職員及び監理者に提出する。
c.上記a号及びb号の場合であっても、契約不適合期間は引き渡し時から起算する。
d.工事目的物の完成引渡し後、設備機器等についての1年間の運転実績を測定、調査し、その結果を整理、考察のうえ、発注者、建物管理者及び監督職員、監理者に報告する。本号の適用は、次による。
＊行わない
⊙次の項目について行う
⊙年間一次エネルギー消費量
⊙年間電力消費量と内訳
・年間ガス消費量と内訳
・年間油消費量と内訳
⊙年間給水量と内訳
⊙新技術導入の効果（ 太陽光発電量及び蓄電池充放電量 ）
・その他(　)

8節　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく対応等　追補

1.8.1
一般事項及び適用範囲

a.本工事においては、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（平成27年法律第53号）（以下建築物省エネ法という）に基づき、建築物のエネルギー消費性能基準（以下、省エネ基準という）への適合を図る。
b.建築物省エネ法に係る本工事の該当区分は、次による。
⊙適合義務（適合性判定）を要する特定建築物　・届出対象建築物　・該当なし
c.適合義務を要する特定建築物に該当する場合は、工事完了時の完了検査申請書に添付する「省エネ基準に係る工事監理の実施状況に関する報告書（省エネ基準工事監理報告書）」に必要な書類等の作成に協力する。

1.8.2
施工計画書

a.設計図書に示された省エネ基準に係る建築材料や設備の施工に先立ち、施工計画書を作成して監督職員及び監理者に提出する。
b.施工計画書には、省エネ基準に係るすべての材料、製品、機器等の仕様及び施工要領を記載する。

1.8.3
工事の検査、報告及び記録等

a.設計図書に示された省エネ基準に係る建築材料や設備の性能、仕様等のとおりに工事が実施されていることを自主検査により確認し、検査報告書を作成して監督職員及び監理者に提出する。
b.検査報告書には、使用した材料、製品、機器等の製造者、仕様、性能等が示された証明書、納入仕様書等を添付する。
c.具体的な自主検査及び確認の方法や、報告書の書式等については、監理者と協議により定める。

2章　仮設工事

1節　共通事項

2.1.3 追補
仮設計画書

a.仮設計画のうち主な内容を仮設計画書に表し、工事が円滑に進行するために必要な時期に監督職員に提出する。

2.1.4 追補
工事用電力及び工事用上下水道

a.工事用電力
構内既存の施設　＊利用できない　・利用できる(＊有償　・無償)
b.工事用上下水道
構内既存の施設　＊利用できない　・利用できる(＊有償　・無償)

2節　縄張り、遣方、足場等

2.2.1 付加
敷地の状況確認及び縄張り

a.敷地内及び敷地周辺について現地調査を行い、その結果を監督職員に報告し、仮設計画書等に反映させる。現地調査は、工事によって影響を受ける可能性のある周辺道路、周辺の井戸・池・地下水脈、隣接の建築物・工作物、樹木、上下水道・ガス・電気・通信等地下埋設物・地下交通網に重点を置き、その現況を正確に把握する。
b.敷地等について次の要領により測量を行い、その結果を正確に把握し、設計図書の記載と照合する。監理者に報告するとともに、仮設計画書等に反映させる。
1)隣地及び道路との境界は、隣地関係者、道路管理者及び監理者の立会いのもとに確認し、記録を作成する。
2)敷地の高低を測量し、道路との高さ関係・排水勾配等について設計図の記載と照合する。

2.2.4 付加
足場等
[付加M]

a.仮囲いの材料、外観・仕上げ等については、監理者と協議する。
b.仮囲いからの、工事用水の流出、ペット等の小動物の侵入等の対策を行う。

3節　仮設物

2.3.1
監督職員事務所、受注者事務所等

a.監督職員・監理者事務所の設置
＊設ける　・設けない
事務所の設置の有無に関わらず、男女別更衣室、男女別トイレを設ける。
b.監督職員・監理者事務所の規模
・10㎡程度　・20㎡程度　・35㎡程度　・65㎡程度　・100㎡程度
⊙それぞれに35㎡程度以上２室設ける
⊙上記のほかに会議室(監督職員・監理者共用で可、30㎡程度)
⊙上記のほかに規模に応じた休憩室、男女別更衣室、男女別トイレ等
c.監督職員事務所の内装仕上げは、次の程度とする。

部位等	仕上げ
床	ビニル床シート張り又はタイルカーペット
壁	合成樹脂エマルションペイント塗り、壁紙張り又はプリントせっこうボード
天井	化粧せっこうボード又はロックウール化粧吸音板

d.監督職員事務所の設備、備品等
1)監督職員事務所、監理者事務所には、照明、電力、給排水衛生、冷暖房等の設備を設け、次の備品を置く。数量は、監督職員や監理者の指示による。
机、いす、会議テーブル、書棚、見本棚、衣類ロッカー、ゴム長靴、雨がっぱ、塵落制止用器具、携帯灯具、消火器、温度計、掛時計、ごみ箱、白板、給茶器、図面架、カラー複合機（プリンター、コピー、スキャナ、ファクシミリの機能を備え、A3判まで対応可能なもの）、作業用モニター、シュレッダー、事務用品一式
2)監督職員事務所、監理者事務所には、次のOA環境を備える。
イ．光回線2回線（プロバイダー加入を含む）を引き込むものとする。１回線は固定IPアドレスの回線（例：OCN光「フレッツ光ネクスト」IP1・通信速度最大1Gbps、ビジネスタイプまたはファミリーギガスマート程度）(日建設計本社との専用接続：日建設計にてルーターを準備)とし、もう1回線はWI-FI用とする。
WI-FI用はiPhone、iPadが接続できるWI-FI用ルーターを受注者負担にて設置する。
WI-FI用ルーターは監理事務所および共用会議室で接続できるものとし、同時接続端末数は（⊙10端末　・30端末　・　端末）以上のものとする。
ロ．Web会議が開催可能な環境
＊Web会議システム、大画面モニター（＊60インチ程度・　）、スピーカー、マイク等
3)感染症拡大防止対策
監理者事務所の感染症拡大防止対策は、受注者の現場事務所での対策に準ずるものとし監理者と協議する。
当対策に関し、監理者事務所の備品に次を追加する。
出入口への手指消毒液の設置、マスクの常備、加湿器、空気清浄機
便所や手洗い等の水廻りへの、石けん、うがい薬、ペーパータオル等の設置
事務机には透明アクリル製仕切り板の設置
4)監督職員事務所、監理者事務所の光熱水料、回線使用料、消耗品補充及び清掃費用は、受注者の負担とする。
5)常に最新版の確認申請書副本を発注者より借用して控え（カラー）を作成し、常時閲覧可能な状態で監理者事務所及び受注者事務所に最新版を保管する。保管は計算書を除き、確認申請の条件となる許認可申請書を含む。
[(d)置換] e.工事名称等の表示
1)仮囲いや外部足場外面に,関係法令に定める掲示物のほか,監督職員の指示する工事名称・発注者・設計監督職員等の表示を設ける。その他の看板等の掲示物については、監督職員と協議する。
2)外部足場外面又は建築物鉄骨外周面の上層部分等に、工事名称・発注者・設計監督職員等の表示を設ける。表示の要否・時期・位置・内容・形態・寸法については、監督職員の指示による。また、その他の看板等の設置については、監督職員と協議する。
3)設計・監督職員看板の指定
⊙適用する　・適用しない
①仮囲い用
掲示すべき表示のうち、「設計監督職員看板」として次を支給する。
＊角型シート[900角](＊1枚　⊙　2枚)
・短冊形シート[W1,000×H3,000](＊3枚　・　枚)
・その他(　)
②外部足場用
掲示すべき表示のうち、「設計監督職員看板」として次を支給する。支給品の品質・保管・施工状況への適合については、受注者の責任において確認する。支給品の嵌去は、受注者の責任において適切に行い、再使用可能な場合は専門工事業者にて洗浄・補修のうえ、こん包し、監督職員の指示する方法にて返却する。
＊ロゴ入り養生シート[W3,600×H5,100](＊2枚　・　枚)
・その他（　）

2.3.4 追補
工事用通路

a.敷地内の工事用通路は、外構・造園・理設工作物等との位置関係を考慮して設置する。
b.工事用通路は、近隣への影響・工事の規模・通過する車両・地盤・工程等を考慮して、砂利敷き・簡易舗装・鉄板敷き等とし、適切な維持管理を行う。

3章　土工事（特記仕様書・建築工事(構造)編による）

4章　地業工事（特記仕様書・建築工事(構造)編による）

5章　鉄筋工事（特記仕様書・建築工事(構造)編による）

6章　コンクリート工事（特記仕様書・建築工事(構造)編による）

7章　鉄骨工事（特記仕様書・建築工事(構造)編による）

8章　コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事

9章　防水工事

1節　共通事項

9.1.2 付加
基本要求品質

a.防水層は、「工事概要書　2-2 構造設計条件」による設計用風圧力に対して、ほく離、飛散、防水層の破断等の不具合が発生しないものとする。
b.露出防水は、耐久上及び美観上有害なふくれ、浮きがなく、下地への適正な接着性を保持する。

9.1.3 付加
施工一般

a.防水の下地となるコンクリート面の含水率は8%以下とする。防水施工前に、下地コンクリート面の含水率を測定し、監理者に報告する。
b.陸屋根の場合、屋根防水層の水勾配は、スラブ勾配で確保する。設計図に水勾配の指定がない場合は保護コンクリートのあるものは1/100以上、保護コンクリートのないものは1/50以上を標準とする。
c.各種露出防水工法（ステンレスシート防水、チタンシート防水を含む）は、設計用風圧力（負圧）に対する計算書を作成し、監督職員に提出する。

9.1.4 追補
防水の保証期間

a.保証（止水性能）に関する資料を監理者に提出する。
保証期間は、完成引渡し日より次による。

防水種別	保証期間	備考
⊙アスファルト防水　保護層有	＊10年　・	
・アスファルト防水　保護層無	＊10年　・	
⊙改質アスファルトシート防水	＊10年　・	
・合成高分子系ルーフィングシート防水	＊10年　・	
⊙複合塗膜防水　注1)	＊10年　・	
⊙塗膜防水	＊10年　・5年　・	
⊙ポリマーセメント系塗膜防水	＊　5年　・	
・ステンレス防水、チタンシート防水	＊10年　・	
・ケイ酸質系塗布防水	＊　5年　・	
・		

注1)ウレタン系塗膜防水(X-1)等、2層以上の防水層を組み合わせた構成として、下地のひび割れに対する追従性及び防水性を向上させた塗膜防水。

9.1.5 追補
防水の水張り試験・散水試験

a.水張り試験　⊙行う　・行わない
1)試験対象部位は次による。
◎屋根（・各防水種別につき一か所以上　⊙全数　・　）
⊙設備水槽（⊙各防水種別につき一か所以上　・全数　・　）
・グリーストラップ（・各防水種別につき一か所以上　・全数　・　）
・排水溝（・各防水種別につき一か所以上　・全数　・　）
・地流し（・各防水種別につき一か所以上　・全数　・　）
・浴槽（・各防水種別につき一か所以上　・全数　・　）
・池（・各防水種別につき一か所以上　・全数　・　）
・（　）（・各防水種別につき一か所以上　・全数　・　）
2)水張り試験の時間　（＊24時間　・48時間　・　）
3)水張り試験における水深は、設計荷重を越えない範囲で設定する。
4)試験方法、詳細な実施範囲等については、試験計画書を作成し、監理者が確認し、監督職員の承認を受ける。
5)試験により不具合が発生した場合は、必要な処置を行った後、再度試験を行う。
b.散水試験　⊙行う　・行わない
1)試験対象部位は次による。
＊設計図による　⊙（　2か所程度　外装建具　監理者との協議による　）
2)対象部位に散水を行い、漏水がないことを確認する。散水は原則としてノズル圧力4MPa、噴角10度にて、試験部位から約120cmとなる位置より行い、1箇所あたりの試験時間は10分間以上とする。
3)シーリング部の散水試験実施時期は、シーリング施工完了時点とする。ただしダブルシーリング方式の場合は、次による。
＊二次シール(内部側)施工完了時点で、一次シール(外部側)施工前
・二次シール及び一次シールとも施工完了時
4)試験方法等については、試験計画書を作成し、監理者が確認し監督職員の承認を受ける。
5)試験により不具合が発生した場合は、必要な処置を行った後、再度試験を行う。

9.1.6 追補
シーリングの保証期間

a.保証期間
外装シーリング材は、完成引渡し日より次の保証期間内にシーリング材の破断、はく離又はこれらに起因する漏水等が生じた場合、原因調査のうえ無償にて補修を行う。
SA-1、SA-2、SR-1、SR-2、MS-2、PS-2は、ワーキングジョイントを含む。

材料	SA-1、SA-2、SR-1、SR-2、MS-2、PS-2	ストラクチュアルグレージング ジッパーガスケット 強度保証とも	グレージング チャンネル、ビード	
			CR、EPDM	PVC
保証期間	5年	10年	7年	2年

b.完成引渡し時に、シーリングに対する定期点検等の注意事項及び発注者の定期点検を代行する場合の時期、方法、費用等を発注者に提出する。

2節　アスファルト防水

9.2.2 [(2)付加]
材料

a.アスファルト
＊3種
・製造者の仕様による防水工事用の低臭低煙形のアスファルト

・	・	・	
・	・	・	
		・	
		・	
		・	
		・	

高橋　央　一級建築士
益内　有紀　一級建築士
柳澤　彩　一級建築士
大場　卓　一級建築士

日建設計
2026.06.30　検図者：砂田 哲正

木更津市吾妻公園文化芸術施設
新築工事（建築）

意　（通し番号 15）
2 － 13

特記仕様書（13）　A1:1/xx　A3:1/xx
No. J－240623－D

b.アスファルトルーフィング類
1)改質アスファルトルーフィングシート、部分粘着層付改質アスファルトルーフィング
シートの種類及び厚さ
・設計図による
⊙標仕[表9.2.3～表9.2.8]による。
c.押え金物の仕様
・設計図による
⊙アルミニウム　L-30×15×2.0程度
・ステンレス　L-30×30×1.5程度
[(8)付加] d.屋根保護防水断熱工法に用いる断熱材
1)種類　⊙JIS A 9521(建築用断熱材)に基づく押出法ポリスチレンフォーム断熱材
3種ｂA（スキン層付）
・防水シート製造者の仕様による
2)厚さ(mm)　※設計図による　・25　・35　・50　・
[(9)付加] e.屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材
1)種類　⊙設計図による
・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号
・防水シート製造者の仕様による
2)厚さ(mm)　※設計図による　・25　・35　・50　・
f.絶縁用シート
1)屋根保護防水密着工法及び屋根保護防水絶縁工法
・設計図による
・ポリエチレンフィルム　厚さ(※0.15mm以上　・　)
・フラットヤーンクロス(70g/㎡程度)　・
2)屋根保護防水密着断熱工法及び屋根保護防水絶縁断熱工法
・設計図による
⊙フラットヤーンクロス(70g/㎡程度)　・
[(11)付加] g.成形伸縮目地材
※付着層タイプ　・アンカータイプ
h.防水立上り部の保護材
1)乾式保護材　⊙設計図による　・
2)保護れんが　・設計図による
・JIS R 1250（普通れんが及び化粧れんが）
[付加] i.屋根露出防水工法・屋根露出防水断熱工法に用いる仕上塗料の種類及び使用量
1)色調　※標準色　・特注色(　)
2)高反射率塗料　※適用しない　・適用する
3)使用量　※製造者の仕様による　・

9.2.3 防水層の種別及び工程

a.種別と施工箇所は、次による。

種別				保護層(仕上材)	施工箇所
屋外	保護防水	密着	・A-1	※コンクリート　・	
			・A-2	※コンクリート　・	
			・A-3	※コンクリート　・	
		密着断熱	⊙AI-1	※コンクリート　・	屋上
			・AI-2	※コンクリート　・	
			・AI-3	※コンクリート　・	
		絶縁	・B-1	※コンクリート　・	
			・B-2	※コンクリート　・	
			・B-15	※コンクリート　・	
		絶縁断熱	・BI-1	※コンクリート　・	
			・BI-2	※コンクリート　・	
			・BI-15	※コンクリート　・	
	露出防水	絶縁	・D-1	※仕上塗料	
			・D-2	※仕上塗料	
			・D-5	※仕上塗料	
		絶縁断熱	・DI-1	※仕上塗料	
			・DI-2	※仕上塗料	
			・DI-5	※仕上塗料	
屋内	保護防水	密着	・E-1	※コンクリート　・	
			・E-2	※コンクリート　・	

備考
1)種別がB-1、B-2、BI-1、BI-2、D-1、D-2の場合における、工程２の材料
※部分粘着層付改質アスファルトルーフィング
・砂付あなあきルーフィング
・製造者の仕様による。
2)E-1の工程３の適用箇所
※貯水槽、浴槽等の常時水が接する部位に適用
3)屋上保護防水が断熱工法（AI-1、AI-2、AI-3、BI-1、BI-2、BI-15）の場合の
立ち上がり部分の断熱材及び絶縁シートの適用
・設ける　・設けない
[付加] b.屋根露出防水絶縁工法及び屋根露出防水絶縁断熱工法に用いる脱気装置の種類と設置
数量は次による。ただし脱気口の高さはオーバーフロー管下端よりも高いレベルとする。
・種類（　)数量（　箇所）
・アスファルトルーフィング類製造者の指定による。

9.2.4 施工

a.防水層の下地
1)モルタル塗とする場合の適応箇所
⊙すべてについてコンクリート増打ち下地とする。
2)立上り面のコンクリートの仕上げ
※コンクリート打放し仕上げB種　・
・モルタル塗り
b.屋根露出防水絶縁断熱工法の断熱材
1)ルーフドレン回り及び立上り部周辺の張りじまい位置
※設計図による　・
[(3)(i)付加] c.防水立上り部分を乾式保護材とした場合は、立上り部は水平部分600mmを含んで防水層の
増張りを行う。
[付加] d.パラペット等防水立上り部分のコンクリートは、床板と同時打込みとする。やむを得ず
打ち継ぐ場合には、打継き箇所は床スラブ面より100mm以上立ち上げて天端を外勾配と
する。
[付加] e.低臭低煙形アスファルトを用いる場合は、温度管理形の溶融釜又はコンテナを使用して、
溶融アスファルトの温度管理を行う。

9.2.5 保護層等の施工

a.平場の保護コンクリートの厚さ
⊙設計図による
・こて仕上げとする場合は80mm以上、仕上げをする場合は60mm以上
b.立上り部の保護
・乾式保護材　・コンクリート押え（コンクリート打放し仕上げB種）
・れんが押え（仕様、詳細等　・設計図による　・　）
・モルタル押え(屋内等)　⊙設計図による
[(6)付加] c.伸縮調整目地
1)伸縮調整目地が機械基礎等に当たる場合はその周囲に設ける。
2)防水立上り保護をコンクリートにする場合は立上り部周辺の伸縮調整目地幅は
30mmとする。

(7) d.屋上排水溝の設置は設計図による。仕様は次により、1/200以上の水勾配をとる。
※モルタル金ごて仕上げとし、厚さは水下で40mm以上とする。また、鉄線径2.6mm、
網目寸法50mmの溶接金網を敷きこむ。
・設計図による　・
[付加] e.機械基礎周り
1)やむを得ず機械基礎をアスファルト防水層の上に設置する場合は、防水層に加わる
圧縮力が20kN/㎡を超えないように設ける。また基礎面積は最小1㎡以上とし、配筋
は設計図による。設計図に記載がない場合、保護コンクリート内に鉄筋D10@200縦横の
配筋を行う。
2)露出防水の場合は、露出防水用の軽歩行用保護シート等で補強したうえに機械基礎
を設ける。
3)機械基礎の天端の防水の適用と仕様は、次による。
・行う（　・塗膜防水（仕様：　）　・設計図による）
[付加] f.防水保護層へのあと施工アンカーは行わない。やむを得ずあと施工アンカーを設ける場
合は、防水層の性能に影響がない旨の施工管理資料を作成し、監督職員の承認を受ける。
[付加] g.寒冷地で保護コンクリートを全ごて仕上げとする場合は、凍害防止のため
モルタル補修を行わない。モルタル補修を行う場合は、監理者と協議する。

3節　改質アスファルトシート防水

9.3.2 材料

a.改質アスファルトシートの種類及び厚さ
・設計図による
・標仕[表9.3.1～表9.3.3]による。
b.粘着層付改質アスファルトシート及び部分粘着層付改質アスファルトシートの種類
及び厚さ
・設計図による
⊙標仕[表9.3.2及び表9.3.3]による。　t=2.5mm以上
c.押え金物の材質、形状及び寸法
※アルミニウム製L-30×15×2.0(mm)程度　・設計図による
d.屋根露出防水絶縁断熱工法の断熱材
1)種類　・設計図による
・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号
・防水シート製造者の仕様による
2)厚さ(mm)　※設計図による　・25　・35　・50　・
[付加] d.屋根露出防水工法及び屋根露出防水断熱工法に用いる仕上塗料の種類及び使用量
1)色調　※標準色　・特注色(　)
2)高反射率塗料　※適用しない　・適用する
3)使用量　※製造者の仕様による　・

9.3.3 防水層の種別及び工程

a.種別と施工箇所は、次による。

種別			防湿層	施工箇所
・AS-T1(トーチ工法)	密着		－	
・AS-T2(トーチ工法)	密着		－	
・AS-T3(トーチ工法)	絶縁		－	
・AS-T4(トーチ工法)	絶縁		－	
・AS-J1(常温粘着工法)	絶縁		－	
・ASI-T1（トーチ工法）	絶縁、断熱	・あり・なし		
・ASI-J1(常温粘着工法)	絶縁、断熱	・あり・なし		

b.屋根露出防水絶縁工法に用いる脱気装置の種類と設置数量は、次による。
・設計図による
・改質アスファルトシート製造者の指定による
[付加] c.脱気口の高さはオーバーフロー管下端よりも高いレベルに設ける。

4節　合成高分子系ルーフィングシート防水

5節　塗膜防水

9.5.2 材料　付加

a.X-1の通気緩衝シートは、単独でも防水性能を有する改質アスファルト系等の下張り用防
水シートとし、シートのジョイント部は、下地の挙動に対する絶縁と通気対応及び止水性
を有するものとする。
b.ポリマーセメント系塗膜防水は、日本建築学会「ポリマーセメント系塗膜防水工事施工指
針(案）の同解説」による品質のものとし、防水層の構成及び使用量等は、
主材料の製造所の仕様による。

9.5.3 防水層の種別及び工程　付加

a.防水層の種別、保護、仕上げ、施工箇所
⊙次表による　⊙設計図による
標仕[表9.5.1、表9.5.2]

種別	保護、仕上げ	施工箇所
・ウレタンゴム系塗膜防水　X-1		
・ウレタンゴム系塗膜防水　X-2		
⊙ゴムアスファルト系塗膜防水　Y-1		地下外壁
・ゴムアスファルト系塗膜防水　Y-2	保護層 ・保護コンクリート ・保護モルタル	
⊙ポリマーセメント系塗膜防水 ⊙PA-1 ⊙PA-2 ・PA-3／C-PF(JASS8) ・PA-4／C-PU(JASS8)	保護層 ・イ　・ロ　・無し ・イ　・ロ　・ハ ・イ　・ロ　・ハ　・二　・ ・ハ　・二　・ホ　・無し　・ イ：非歩行用仕上塗料 （仕様、色等：　） ロ：軽歩行用仕上塗料 （仕様、色等：　） ハ：セメントモルタル 二：薄塗型ポリマーセメントモルタル ホ：保護緩衝材	
⊙超速硬化型ウレタンゴム系複合塗膜防水 X-51	保護層 ⊙保護コンクリート ・保護モルタル	一部屋上
・超速硬化型ﾎﾟﾘｳﾚﾀ樹脂系複合塗膜防水 X-52		
・		

b.脱気装置(X-1)
・設ける　(※種類と設置数量は製造者の指定による　・設計図による)
⊙設けない
c.仕上塗料の種類及び使用量
1)色調　※標準色　・特注色(　)
2)高反射率塗料　・適用する
3)高耐久性塗料　・適用する
4)粗面仕上げ　・適用する
5)使用量　※製造者の仕様による

[付加] d.ポリマーセメント系塗膜防水工法、保護の仕様は次による。

種別	A タイプ			B タイプ
	PA-1	PA-2	PA-3 C-PF(JASS8)	PB-1 C-PU(JASS8)
工程	使用量1.5（kg/㎡）	使用量2.1（kg/㎡）	使用量3.0（kg/㎡）	使用量2.5（kg/㎡）
1	プライマー塗 0.2(kg/㎡)	プライマー塗 0.2(kg/㎡)	プライマー塗 0.2(kg/㎡)	プライマー塗 0.2(kg/㎡)
2	ポリマーセメント系塗膜防水材塗りAタイプ 0.8(kg/㎡)	平均厚み1.1（mm） 塗膜防水材塗りAタイプ 1.2(kg/㎡) 防水用補強布張り	平均厚み1.6（mm） 塗膜防水材塗りAタイプ 1.2(kg/㎡) 防水用補強布張り	平均厚み1.1（mm） 塗膜防水材塗りBタイプ 1.5(kg/㎡)
3	ポリマーセメント系塗膜防水材塗りAタイプ 0.7(kg/㎡)	ポリマーセメント系塗膜防水材塗りAタイプ 0.9(kg/㎡)	ポリマーセメント系塗膜防水材塗りAタイプ 0.9(kg/㎡)	ポリマーセメント系塗膜防水材塗りBタイプ 1.0(kg/㎡)
4	－	－	ポリマーセメント系塗膜防水材塗りAタイプ 0.9(kg/㎡)	－

1)　防水層の使用量と平均厚み（硬化後）
表中のポリマーセメント系塗膜防水材の使用量は、Aタイプでは全固形分80%硬化塗
膜比重1.5、Bタイプでは全固形分80%硬化塗膜比重1.8の材料を示したもので、全固
形分および硬化塗膜比重がこれ以外の場合には、表中の平均厚み（硬化後）を確保す
るように使用量を換算する。
2)　a.イ、ロ、ハ、ニの塗布量及び塗布回数などは、防水材製造業者の仕様による。
b.イ、ロ、ハ、ニの平場と立ち上がりは同一仕様を標準とする。
c.ホの保護緩衝材は、地下外壁の埋め戻し時の防水層損傷防止として用い、
防水材製造業者の仕様による。
[付加] e.超速硬化型複合塗膜防水工法は次による。

種別	超速硬化型ウレタンゴム系複合塗膜防水(密着・露出工法）X-51	
工程	材料・工法	使用量(kg/㎡)
1	２液エポキシ系プライマー	0.15
2	１成分型ウレタンゴム系塗膜防水材（高伸張形）	1.3
3	２成分型ウレタンゴム系塗膜防水材（高強度形・超速硬化）	2.0
4	仕上塗料塗り	0.2

注）1.防水材の使用量は、硬化物比重が工程2：1.3、工程3：1.0
の場合を示しており、これと異なる場合は所定の膜厚が確保できるよう、使用量
を調整する。
2.下地は、9.5.4によるほか、施工前に床研削機（ポリッシャー等）により全面研磨をお
こなう。また、出隅は、通りよく45°の面取り（15mm）又は同程度のR面とする。
3.下地勾配は、1/100以上とする。
4.工程2における立ち上がり部の使用量は、0.7kg/m2以上とする。
5.工程2に、改質アスファルト系防水材等を用いる場合は、監督職員と協議する。
6.仕上塗料は、c号による。
7.工程1および、工程2，3の使用量は製造者の保証期間が設計仕様を満たす場
合、監督職員と協議のうえ調整することができる。

[付加]

種別	超速硬化型ポリウレア樹脂系複合塗膜防水（緑化下地仕様）(密着・露出工法）X-52	
工程	材料・工法	使用量(kg/㎡)
1	２液エポキシ系プライマー	0.15
2	１成分型ウレタンゴム系塗膜防水材（高伸張形）	1.3
3	２成分型ポリウレア系塗膜防水材（高強度形・超速硬化）	2.0
4	仕上塗料塗り（露出部のみ）	0.2

注）1.防水材の使用量は、硬化物比重が工程2：1.3、工程3：1.0
の場合を示しており、これと異なる場合は、所定の膜厚が確保できるよう、使用量
を調整する。
2.下地は、9.5.4によるほか、施工前に床研削機（ポリッシャー等）により全面研磨を行
う。また、出隅は、通りよく45°の面取り（15mm）又は同程度のR面とする。
3.下地勾配は、1/75以上とする。
4.工程2における立ち上がり部の使用量は、0.7kg/m2以上とする。
5.工程2に、改質アスファルト系防水材等を用いる場合は、監督職員と協議する。
6.仕上塗料は、c号による。
7.工程1及び工程2，3の使用量は製造者の保証期間が設計仕様を満たす場
合は、監督職員と協議のうえ調整することができる。

6節　ケイ酸質系塗布防水

7節　シーリング

9.7.2 材料　[付加]

a.被着体の組合せとシーリング材の種別は、次による。

被着体の組合せ			シーリング材の種類
金属	金属		※MS－2　・SR－2
	コンクリート		※MS－2　・
	ガラス		※SR－1　・SR－2
	石、タイル		※MS－2　・
	ALC	仕上げなし	※MS－2　・
		仕上げあり	※PU－2　・AU-2
	押出成形セメント板		※MS－2　・
樹脂製建具	樹脂製建具		※MS－2　・
	コンクリート		※MS－2　・
	ガラス		※SR－1　・
	石、タイル		※MS－2　・
	ALC	仕上げなし	※MS－2　・
		仕上げあり	※PU－2　・
	押し出し成形セメント板		※MS－2　・
ガラス	ガラス		※SR－1　・
石	石	外壁乾式工法の目地	※MS－2　・
		上記以外の目地	※PS－2　・MS－2
コンクリート	プレキャストコンクリート		※MS－2　・
	打継ぎ目地 ひび割れ誘発目地	仕上げなし	・PS－2　※MS－2
		仕上げあり	※PU－2　・AU-2
	石、タイル		・PS－2　※MS－2
	ALC	仕上げなし	※MS－2　・
		仕上げあり	※PU－2　・AU-2
	押出成形セメント板	仕上げなし	※MS－2　・
		仕上げあり	※PU－2　・AU-2
ALC	ALC	仕上げなし	※MS－2　・
		仕上げあり	※PU－2　・AU-2
押出成形セメント板	押出成形セメント板	仕上げなし	※MS－2　・
		仕上げあり	※PU－2　・AU-2
水回り	浴室・浴槽 キッチン・キャビネット回り 洗面・化粧台回り		※SR－1(防かび型)
タイル	タイル　（伸縮調整目地）		・PS－2　※MS－2
アルミニウム製建具等の工場シール			※PS－2　・SR-1
ポリカーボネート板・アクリル板取合い部			※SR－1(脱アルコール型)

注）SA-2:シリル化アクリレート系
b.ポリウレタン系シーリング材(PU-2)、アクリルウレタン系シーリング材（AU-2）は、その
上に施す仕上塗材等を汚染しないものとし、汚染の恐れがある場合は
性能試験を行い、確認する。
c.防火戸等の耐火、防火認定仕様に用いるシーリング材は、当該認定条件を満足するものを
使用する。
d.打継ぎ部、種類の異なるシーリング材が接する場合は、その組合せで双方とも硬化不良、
シーリング材の汚染、被着体との界面にく離等の不具合がないことが確認されたものを使
用する。
e.石等に接するシーリング材は汚れ防止のため可塑剤を含まないものとし、
汚染の恐れがある場合は性能試験を行い、確認する。

9.7.3 目地寸法　[(1)置換]

a.設計図に示されないシーリング材の幅及び深さ寸法の標準は、ガラス周り目地を除き次
のとおりとする。

SR-2、SA-2　15W×10D
MS-2　18W×10D
PS-2、PU-2　20W×12D

[付加] b.シーリング材の幅及び深さ寸法は、次により、必要に応じて寸法を調整する。
※日本建築学会「外壁接合部の水密設計及び施工に関する技術指針・同解説」シーリン
グジョイントの設計による目地幅の算定式
・設計図による

9.7.4 施工　[(2)(イ)(ウ)置換]

a.シーリングは、二面接着を原則とし、バックアップ材、ボンドブレーカー等を適切に設け、
かつ所要のシーリング寸法を確保する。ただし、動きの小さい目地(ノンワーキングジョ
イント)となるコンクリートの打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地(シーリングを施す化粧目地
を含む)及び防水層端部のシーリングは、三面接着とする。これ以外のノンワーキングジョ
イントで、三面接着とする箇所は、監理者と協議を行う。
[付加] b.外壁に取り付ける金物の雨掛り部は、躯体との境界部分への雨水浸入防止のため、周囲に
シーリング材10×10mm程度を充填する。
[付加] c.外部に面する雨掛り部の異種工事取合い部分は、設計図にシングルシーリングであること
が明記されている場合を除き、すべてダブルシーリング方式又は二重の止水処理とし、外
部側の止水が切れた場合でも中間層から排水される機構とする。
d.ガラスまわりシーリングのバックアップ材をEPDM-Sなどの合成ゴム製とする場合は
原則としてボンドブレーカーを貼りつける。
e.バックアップ材スペース内にビス、ボルト等の邪魔物が存在してはならない。
f.プライマーは、シーリング製造者指定品とし、原則として1目地1プライマーとする。
g.PS系は、黒色又は標準色グレー以外の色を用いてはならない。
h.養生テープは、シーリング施工専用品を使用する。

9.7.5 シーリング材の試験　[付加]

a.接着性試験
⊙簡易接着性試験　・引張接着性試験
b.シーリング材と被着体の接着性及びシーリング材の打継ぎ性について、シーリング材製
造者において性能確認がなされていない場合は、前 a 号によらず引張接着性試験を実施
する。また、ガラス越し等接着面が直接紫外線の影響を受ける場合は、すべての打継ぎ
シーリング材からの影響を含み、支障がないことが確認されたものとする。未確認の組
合せについては、促進試験を実施して支障がないことを確認する。

8節　セメント防水　追補

9節　ステンレスシート防水、チタンシート防水　追補

10節　その他　追補

9.10.1 各種槽内の仕上げ

a.各種槽内に用いる防水材、防食材は、それぞれの槽に流入、滞留する水等の条件に適し
たものであることを確認する。
b.各種水槽種別、分類、仕様　※設計図による。　・下表による。

9.10.2 その他の止水処理

a.内部水周りの防水処理
1)PS、給湯室、便所、厨房等給排水設備を設ける室のコンクリートブロック積、ALCパネ
ル、押出し成形セメント板の間仕切壁又は軽量鉄骨間仕切壁は、コンクリートの立上り
100mm程度の上に設ける。コンクリートスラブと立上がりが打継ぎとなる場合は、上記室
側に塗り幅500mm程度の塗膜防水（※ウレタン塗膜防水X-2程度　・　）、打
継ぎ部シーリング等による止水処理を行う。
イ.適用箇所　・設計図による　・

	. .	.	
	. .	.	
		.	
		.	
		.	

高橋　央　一級建築士
甚内　有紀　一級建築士
柳澤　彩　一級建築士
大場　卓　一級建築士

日建設計

2026.06.30　検図者：砂田 哲正

木更津市吾妻公園文化芸術施設
新築工事（建築）

特記仕様書（14）　A1:1/xx　A3:1/xx

意　（通し番号 16）
2－14

No. J－240623－D

2)EPSでは、コンクリート床レベルを周囲より50mm以上高くするか、周辺廻仕切壁下部で高さ50mm以上の防水対策を行う。
ただし、ＯＡフロアに接続するEPSの場合は、EPS内部に浸水防止用の土手を設けるか、盤自体を嵩上げ設置するなど防水対策措置をおこなう。
3)外装カーテンウォール内側の層間塞ぎ部分には、下階への漏水対策として次の防水堤を設ける。
⊙コンクリートを立上げ（H=50mm）
・止水金物(L-50×50程度)スラブ取合い部分に止水シーリングを施す
4)屋内PS(パイプスペース)最下階の下部に部屋がある場合には、床面及び壁立上り100mmに防水を施す。
イ.適用箇所　（　　）
ロ.防水の種別　＊設計図による　・
ハ.排水機構
⊙設備工事
・建築工事　配管材料　・
接続先　＊（　　）水槽へ接続　・
・自然乾燥方式
ニ.漏水検知器
⊙設備工事
・設置なし
5)下階及び隣室への漏水、浸水防止が必要な部屋では、周囲に立上りを設けて防水を施す。
イ.部屋の種類　(⊙2、3、4階の下階に居室のある機械室　・　　)
ロ.立上りの仕様　＊設計図による　・コンクリート高さ100mm　・
ハ.防水の種別　＊設計図による　・
ニ.排水機構
・設備工事
⊙建築工事　配管材料　⊙SGP
接続先　＊（近接の排水管）へ接続　・
ホ.漏水検知器の設置
⊙設備工事
・設置なし
6)居室内に空調機や水槽、熱交換機等がある場合には、周囲に立上りを設けて防水を施す。
イ.部屋の種類(⊙オイルポンプ室　・　　)
ロ.立上りの仕様(・設計図による　⊙RC立ち上げH=200mm ・　　)
ハ.防水の種別　(＊設計図による　・　　)
ニ.排水機構
⊙設備工事
・建築工事　配管材料　・
接続先　＊（　　）水槽へ接続　・
ホ.漏水検知器の設置
⊙設備工事
・設置なし
7)建築物の重要諸室天井内での漏水防止のために設ける防水パンは、次による。
なお、耐震仕様は一般天井下地の耐震工法-1に準ずる。
イ.設置場所及び範囲
＊設計図による　・(　　)室
ロ.防水パンの材質及び形状
＊設計図による
・重ねタイプ折板　H=85mm　程度
溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板　板厚0.8mm　程度
同材加工による受けとい付き
ハ.防水パンからの排水機構
・設備工事
⊙建築工事　配管材料　⊙SGP
接続先　＊（近接の雑排水管）へ接続　・
・自然乾燥方式
ニ.防水パンへの漏水検知器の設置
⊙設備工事
・設置なし
8)風除室を防水する場合は、内部及び外部との防水の縁を切る。風除室からの排水方法は設計図による。
b.外壁等の防水処理
1)土に接する外壁や地下室の耐圧スラブ等は、次の止水処理を行う。
ただし全面的に外防水層を施工する場合を除く。
イ.型枠緊張材には、止水セパレーターを使用する。
ロ.コーン部の止水は、次の順で施工する。
①不良部分を取り除き、コーン底部に高分子系セメント防水剤を塗布する。
②樹脂エマルションやプラスチックを混入したポリマーセメントモルタルで外壁面まで埋める。
③コーンから周囲100mm以上の範囲の外壁面に、高分子系セメント防水剤を塗布する。
ハ.ひび割れのある箇所は、次による。
ひび割れの幅が0.3mm未満の場合は、合成ゴム系防水剤を幅50mmでパテかいする。
ひび割れの幅が0.3mm以上の場合は、ひび割れにエポキシ樹脂注入を行い、合成ゴム系防水剤を幅50mmでパテかいする。
ニ.コンクリート打継部（垂直、水平とも）には、止水板を設ける。仕様は次による。
・設計図による
＊非加硫ブチルゴム製先付止水板
・鉄芯ブチルゴム止水板差込式
・水膨張（クロロプレンゴム製）ベントナイト後付け止水板
・水膨潤滑性(ベントナイト）可塑性止水材
2)地下水位より低い位置にある二重底盤内に設ける設備水槽の止水は設計図によるほか、次の排水機構を設けて、外壁面及び耐圧スラブ面からの浸入水を排水する。
イ.水槽の種別　(⊙汚水槽　⊙EVピット　・　　)
ロ.外壁面排水機構　(⊙湧水槽　⊙湧水マット　・　　)
ハ.耐圧スラブ面排水機構(・湧水槽　⊙湧水マット　・　　)
3)屋内の雨水槽では、必要量を処理可能なオーバーフロー管を設置して、近接する湧水槽をバックアップ水槽として利用する。
4)外部防水層と接する外部建具の下端には、ステンレス製のフラッシング材を設け、防水層を巻き上げ又は塗り上げ、止水を完結させる。
5)地下外壁躯体への打込み配管は行わない。また、地上部においても外壁躯体及び屋根スラブには打込み配管は行わない。やむを得ず打ち込む場合には、
具体的位置と詳細を施工図で明示のうえ、監理者の承認を受ける。
6)ドライエリア及びバルコニー等外部雨水が入る部分における出入口扉くつずり下には、止水のための段差を設けて外部床面より高くし、雨水の室内への流入を防ぐ。段差の高さは、(＊150mm　・300mm　・　　)とする。
7)RC造の外壁タイル張り等仕上材のある建具周りには、周囲200mm程度ポリマーセメント系塗膜防水を施す。

8)防水のない外部床と外壁の取合い部の止水方法
⊙入隅から床と外壁にポリマーセメント系防水をそれぞれ幅300mm施す
（適用範囲：　　）
・設計図による
9)外壁を貫通するといなどの配管及び鉄骨などの止水処理は、ダブルシーリング方式とし、ＲＣ部に設けるスリーブの仕様は次による。
・特記（6.8.2）(f)による　⊙ステンレス製つば付スリーブ
・設計図による
10)エキスパンションジョイントの止水帯は切れ目なく連続させて止水及び排水機能を確保する。水下部分には排水機構を設け、排水管により屋外、雨水桝、湧水槽等に排水する。
11)外壁のひび割れ誘発目地は、パラペット天端から防水押えあごまで通し、シーリングを施す。
12)地下外壁外防水
・ゴムアスファルト系塗膜防水Y-1　⊙設計図による
13)　屋外のコンクリート製階段、外廊下等の防水仕様は次による。
・ウレタンゴム系塗膜防水X-2
・外部用ビニル床シート張り（立上がり、排水溝部ウレタン塗膜防水併用）
⊙ポリマーセメント系塗膜防水（歩行用ノンスリップ仕上げ）
・設計図による
c.屋上周りの防水
1)カーテンウォール、ALCパネル及び押出成形セメント板と防水立上りコンクリートとの隙間 は、エキスパンションジョイント扱いとし、設計図に指示がない場合も止水用合成ゴムシートでたるみを持たせて天端をふさいだのち、笠木を設ける。
2)屋上・屋根のパラペット天端、PS立上りの上スラブ等の塗膜防水の防水下地となるコンクリートの表面側には、ひび割れ防止のために、溶接金網(3.2mmφ100網目)を打ち込む。
3)防水押えあごやPS、DS立上りの天端の水勾配は、1/10以上を確保する。
4)屋上PS・DS立上りでは、屋根面及び内部スラブ面のそれぞれに防水を行う。
イ.防水の種別　・ウレタン系塗膜防水X-2　⊙ポリマーセメント系塗膜防水
[付加P]⊙地下水槽周りのコンクリート打継ぎ箇所には、止水板(鉄板入り非加硫ブチルゴム製幅300mm)を打込む。
⊙土に接する地下外壁・基礎板のコンクリート打継ぎは、止水板(鉄板入り非加硫ブチルゴム製幅300mm)を打込む。
⊙防水層の立ち上がりの端部処理は金物押えとする。
⊙軒樋、谷樋は端部止水確認の上、全数水張試験を行う。
⊙便所・湯沸室水廻りの床を貫通する配管、機器廻りはシールを施す。
⊙仕上下地が嵩上げコンクリートまたは押えコンクリートの場合、伸縮目地の位置シール目地を設ける。
⊙外部において、下部が屋内となる部分には全面アスファルト防水＋押えコンクリートを見込む。
⊙フラッシング材はステンレスとし、継ぎ手は漏水のないように十分に止水を行なう。
⊙風除室の防水層には排水管を設け、防水面の排水を行なう。
⊙外部に面するシール施工は特記なき限り、ダブルシールとする。又、ダブルシール間の侵入水の排水機構を設ける。
⊙地下躯体型枠セパレーターには、水膨脹性リングを取り付けること。
⊙水かかり部のシールは特記なき限り立ち上がり小段を設けシールを打つ。(シール受けを確実に設け、ジョイント部はシール受け立上部を含め、全て水密溶接)
⊙水廻りの部屋に使用するビニル巾木裏面は床と壁との取合部にシーリングを施す。

10章　石工事

11章　タイル工事

12章　木工事

1節　共通事項

12.1.1 一般事項	付加	a.次の工事は、本章の1節及び2～7節を適用する。 ＊欄仕12.1.1に示す工事 ・ b.次の工事は、本章の1節、3節及び8節（構造用木材）を適用する。 ＊構造耐力上主要な部分に用いる木部材及び構造図に示されるその他の木部材による工事
12.1.2 基本要求品質	付加	a.木造部材は、クリープや乾燥収縮による変形等により、これに取り付く内外装材や建具に支障を及ぼさないものとする。 b.木造部材の接合部の剛性確保については特に注意し、施工誤差を含め、加工精度・取付け精度・養生等十分検討する。
12.1.4 表面仕上げ		a.見え掛り面の表面加工の程度は、次による。 ＊ブレーナー　・超自動機械かんな　・サンダー　・
12.1.5 継手及び仕口	[付加]	a.化粧材等の心持ち材は、あらかじめ背割りを行う。背割りは、樹心まで達するように行う。
12.1.6 養生	[付加]	a.工事中に損傷を受けた造作材は、監督職員の承認を受けたうえで速やかに次の手直しを行う。 1)素地仕上げの損傷は、その部材を取り替えるか又は接着による埋木を行い、補修面の全面又は部分に木目合せのつき板を張り合わせる。 2)塗装下地の損傷は、接着による埋木を行う。 b.配管その他で欠損された部材は、添え板等で補強する。

2節　材料

12.2.1 木材		a.木材の含水率は、次による ⊙A種　・B種　糎仕[表12.2.1] ・(　　)%以下　適用箇所（　　） b.材料のホルムアルデヒド放散量等は、次による ＊「F☆☆☆☆」 ・「非ホルムアルデヒド系接着剤使用(塗装していないもの)」 ・「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用(塗装したもの)」 ・「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用(化粧加工したもの)」 c.製材 1)下地に用いる製材 ＊JAS1083-5（製材）に基づく製材　・JAS1083-5（製材）以外の製材を可とする 2)造作に用いる製材 ＊JAS1083-2（製材）に基づく製材　・JAS1083-2（製材）以外の製材を可とする 3)広葉樹製材 ＊JAS1083-6（製材）に基づく製材　・JAS1083-6（製材）以外の製材を可とする 4)JAS1083（製材）に基づく製材 イ.下地用製材 ①等級　・設計図による　⊙2級　・1級 ②寸法　＊設計図による　・ ③含水率　＊a項による　・設計図による　・(　　)% ④保存処理　＊3節による　・設計図による　・(仕様：　　)

ロ.造作用製材
①等級　・設計図による
・上小節（範囲：枠、額縁、敷居、かもい、かまちの類の板類の見えがかり面）
・小節（範囲：　　）
②寸法　＊設計図による　・
③含水率　＊a項による　・設計図による　・(　　)%
④保存処理　＊3節による　・設計図による　・(仕様：　　)
ハ.広葉樹製材
①等級　・設計図による　⊙1等　・2等
②寸法　＊設計図による　・
③含水率　・設計図による　⊙10%以下　・13%以下
④保存処理　＊3節による　・設計図による　・(仕様：　　)
5)JAS1083（製材）以外の製材以外の製材
①寸法・形状　＊設計図による　・
②材面の品質
造作材　⊙A種　・B種
その他の仕上げ用　＊設計図による　・
③含水率　＊設計図による　・
④防虫処理　＊3節による　・
⑤造作材の材面の品質
種別　⊙A種　・B種　糎仕[表12.2.2]
d.造作用集成材等
1)造作用集成材等
＊「集成材の日本農林規格」JAS1152（集成材）によるものとする
・「集成材の日本農林規格」以外を可とする
2)「集成材の日本農林規格」JAS1152（集成材）による造作用集成材等
イ.造作用集成材
①品名　＊設計図による　・
②樹種　＊設計図による　・
③見付け材面　＊設計図による　・
④寸法　＊設計図による
⑤見付け材面の品質　・設計図による　⊙1等　・2等
ロ.化粧ばり造作用集成材、
①品名　＊設計図による　・
②樹種名（芯材及び化粧薄板）　＊設計図による　・
③化粧薄板の厚さ　＊設計図による
④見付け材面　＊設計図による　・
⑤寸法　＊設計図による
⑥見付け材面の品質　＊設計図による
3)JAS1152（集成材）以外の造作用集成材等は、JAS1152（集成材）による造作用集成材等に準ずる品質のものとし下記による。
イ.造作用集成材
①樹種名　＊設計図による　・
②寸法　＊設計図による　・
③見付け材面の品質　＊設計図による
④含水率　⊙15%以下
ロ.化粧ばり造作用集成材(練付け材）は次による。
①樹種名（芯材及び化粧薄板）　＊設計図による　・下表による
②寸法　＊設計図による
③化粧薄板の厚さ　＊設計図による　・下表による
④見付け材面の品質　＊設計図による　・下表による
⑤含水率　⊙15%以下
e.造作用単板積層材(LVL)
1)造作用単板積層材
＊JAS0701（単板積層材）に規定するものとする
・JAS0701（単板積層材）に規定するもの以外を可とする
2)JAS0701（単板積層材）に規定する造作用単板積層材
①品名　＊設計図による　・
②寸法　＊設計図による　・
③表面の品質
・表面化粧加工あり
・天然木化粧加工　樹種（　　）
・塗装加工　仕様（ウレタン樹脂塗装）
⊙表面化粧加工なし
等級（⊙1等　・2等　・3等）
④防虫処理　＊3節による　・
3)JAS0701（単板積層材）に規定するもの以外の造作用単板積層材は、JAS0701（単板積層材）に規定する造作用単板積層材に準ずる品質のものとし、仕様は、下記による。
①寸法　＊設計図による　・
②表面の品質　＊設計図による　⊙表面化粧加工あり（ウレタン樹脂クリア塗装）
③含水率　⊙14%以下　・
④防虫処理　＊3節による　・
f.直交集成板（CLT）
1)JAS3079（直交集成板）による直交集成板
①品名　＊設計図による　・異等級構成直交集成板
・同一等級構成直交集成板
②強度等級　＊設計図による　・
③種別　＊設計図による　・A種構成　・B種構成
④接着性能（使用環境）　＊設計図による　・使用環境A　・使用環境B
・使用環境C
⑤樹種名　＊設計図による　・
⑥寸法　＊設計図による　・
g.JAS0233（合板）に規定する合板等

合板の種別		厚さ(mm)	品質等	接着の程度	備考(防虫処理等)
構造用合板	普通合板	・5.5 ⊙9.0 ・	単板の樹種名 ⊙スギ 広葉樹の板面の品質 ＊2等　・1等 針葉樹の板面の品質 ＊C-D　・	一般部 ⊙1類　・2類	防虫処理 ・あり ⊙なし
		⊙12.0 ・	単板の樹種名 ⊙スギ 等級 ＊2級　・1級 板面の品質 ＊C-D　・	常時湿潤部 ＊特類 一般部 ⊙1類　・特類	防虫処理 ・あり ⊙なし 強度等級 ⊙0以上 特類の場合の保存処理 ⊙あり ・なし
化粧用普通合板		・	単板の樹種名 ・	・1類　・2類	防虫処理 ・あり ・なし
化粧ばり構造用合板		・	単板の樹種名 ・	常時湿潤部 ＊特類 一般部 ・1類　・特類	防虫処理 ・あり ・なし
天然木化粧合板		・	単板の樹種名 ・	・1類　・2類	防虫処理 ・あり ・なし
特殊加工化粧合板		・	単板の樹種名 ・ 化粧加工の方法 ・	・1類　・2類	防虫処理 ・あり ・なし

5)JIS A 5908（パーティクルボード）に基づく合板等

合板の種別	厚さ(mm)	品質等	備考
素地 パーティクルボード	⊙15.0	表裏面の状態 ・無研磨板　⊙研磨板 曲げ強さによる区分 ＊13タイプ ・ 耐水性による区分 ＊耐水性1（Mタイプ）又は ・耐水性2（Pタイプ） ・普通（Uタイプ）	

6)JAS0360（構造用パネル）に基づく合板等

合板の種別	厚さ(mm)	品質等	備考
構造用パネル	・	等級 ・1級　・2級　・3級　・4級	

7)JIS A 5905（繊維板）に基づく合板等

合板の種別	厚さ(mm)	品質等	備考
ミディアム デンシティー ファイバーボード （MDF）	・	表裏面の状態区分 ・無研磨板 ・研磨板 曲げ強さ区分 ・15　・25 耐水性による区分 ＊耐水性1（Mタイプ） 耐水性2（Pタイプ） ・普通（Uタイプ） 難燃性区分 ・難燃2級 ・難燃3級	

[付加] i.造作用単板積層材

使用箇所	表面の品質	防虫処理	厚み
	＊天然木化粧加工 ・		設計図による

12.2.2 接合具等		a.造作材の化粧面の釘打ち ＊隠し釘打ち　・釘頭埋め木　・つぶし頭釘打ち又は釘頭現し b.諸金物の形状、寸法及び材質 ⊙設計図による　・表12.2.3～1.2.5による c.接着剤のホルムアルデヒド放散量 ＊F☆☆☆☆　・ [付加] d.集成材を除く現場接合等の接着剤の仕様の指定　＊なし　・あり 接着剤の材料　・フェノール樹脂木材接着剤（JIS K 6802）・その他の接着剤 特殊な接着工法　・(　　) [付加] e.釘等は見え掛り素地面となる部分及び発錆により化粧面が汚染されるおそれのある箇所には、黄銅製又はステンレス製のものを使用する。 g.水廻り部に使用するものはステンレス製とする。
12.2.3 木れんが		a.木れんがの接着工法に使用する接着剤のホルムアルデヒド放散量 ＊F☆☆☆☆　・

3節　防腐・防蟻・防虫処理

12.3.1 防腐・防蟻処理	[付加]	a.木材保存(木材の防腐・防蟻処理)剤は、日本木材保存協会の認定品又は同等品以上とし、クロルピリホス、ダイアノ シン及びフェノプカルブを含有しない非有機リン系とする。ただし、クレオソート油木材防腐剤及びクロム・銅・ひ素化合物系木材防腐剤 （CCA）は除くものとする。 b.木材への防腐・防蟻処理 ・防腐・防蟻処理が不要な樹種による製材利用 ⊙工場における薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理 ・薬剤の塗布による防腐・防蟻処理 ・薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理 ・合板等の加圧注入による防腐・防蟻処理 [付加] c.工場における薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理

適用部材	保存処理性能区分		備考
土台、転ばし根太、転ばし大引き	・K4以上	＊K3以上　・K2	土間スラブ上
土台、転ばし根太、転ばし大引き	・K3以上	・K2以上	土間スラブ以外
上記以外の下地材	・K4以上	⊙K3以上　・K2	
(　　)	・K4以上	・K3以上　・K2	
屋外設置木製部材	AQ認証	＊1種　・2種以上	

d.薬剤の塗布による防腐・防蟻処理の方法
1) JIS K 1571附属書A（規定）に基づく表面処理用木材保存剤による処理
①適用　・適用する　⊙適用しない
②薬剤の種類　・(　　)
③適用部材　・(　　)
④処理の方法　・設計図による　・薬剤の製造所に仕様による
2)前c.号による、防腐・防蟻処理を薬剤の塗布による防腐・防蟻処理とする場合は、監理者と協議する。

高橋　央　一級建築士
甚内　有紀　一級建築士
柳澤　彩　一級建築士
大場　卓　一級建築士

日建設計
2026.06.30　検図者：砂田 哲正
木更津市吾妻公園文化芸術施設
新築工事（建築）
特記仕様書（15）
A1:1/xx
A3:1/xx
（通し番号 17）
2－15
No. J－240623－D

	e.薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理 ・単板積層材（範囲：　　） f.合板等の加圧注入等による防腐・防蟻処理 ・JAS0233(合板)、JAS1152(集成材)、JAS0701(単板積層材）の保存処理存処理性能区分K3 ・K3同等品
12.3.2 防虫処理	a.防虫処理の適用 ・行う　（仕様：　　範囲：　　） ⊙行わない
12.3.3 不燃処理木材等	a.不燃材料、準不燃材料又は難燃材料を使用する場合は、次による ※設計図による。　・
4節　鉄筋コンクリート造等の内部間仕切軸組及び床組	
12.4.1 木材	a.間仕切軸組に用いる木材 ・設計図による。　⊙製材を用いる場合は杉又は松　・ b.床組みに用いる材料 ・設計図による。 ⊙製材を用いる場合は,杉又は松(ただし、土間コンクリートの場合の土台、転ばし大引き及び転ばし根太は、ひのき又は保存処理木材)
5節　窓，出入口その他	
12.5.1 木材	a.窓、出入口その他に用いる木材は、次による。 ・設計図による　（・仕上表　・展開図　・標準詳細図　・　　） ※製材を用いる場合は,吊元枠，水掛りの下枠及び敷居はひのき，その他は松又は杉
6節　床板張り	
12.6.1 木材	a.縁甲板及び上がりがまちに用いる木材は，次による。 ⊙設計図による　（⊙仕上表　・展開図　⊙標準詳細図　・　　） ・製材を用いる場合はひのき
7節　壁及び天井下地	
12.7.1 木材	a.木材は，次による ※設計図による　（⊙仕上表　⊙展開図　⊙標準詳細図　・　　） ⊙製材を用いる場合は杉又は松

13章　屋根及びとい工事

1節　共通事項	
13.1.2　付加 基本要求品質	a.荷重条件は、「工事概要書 2-2 構造設計条件及び 2-3 総合耐震クライテリア」 による。 b.金属等電位差のある導電性物質同士が接する箇所は、適切な電位差腐食防止処置を行う。 仕様は14.1.3.cによる。 c.落雪対策 ⊙行う（設計図による）　・行わない d.屋根及びといは、各部の納まりが適切で、「工事概要書 2-1 建築設計条件」により定まる雨、「工事概要書 2-2 構造設計条件」により定まる風、雪、想定される環境下における熱等の外力に対して有害な変形、破損等しない強度とし安全性を確保する。 e.屋根及びといは、その全経路にわたって「工事概要書 2-1 建築設計条件」により定める雨量に対する排水能力と勾配を確保する。 f.屋根及びといには保守、点検を容易に行えるよう、必要に応じて塵よけ、オーバーフロー、清掃口等を設ける。 g.といは全経路にわたって通水試験を行い、排水不良及び継手部等からの漏水がないことを確認する。
13.1.4　追補 雨水排水計画書	a.設計図の雨水排水計画に基づき、着工後速やかに敷地全般を含めた雨水排水計画書を作成し、監督職員の承認を受ける。雨水排水計画書は異種工事や関連工事も含めたものとし、取合いとなる部分では調整を行う。 b.雨水排水計画は、「工事概要書 2-1 建築設計条件」a.設計降雨量 により、室内への雨水浸入がないものとする。雨水排水用のといは、各とい設計用降雨条件において、「SHASE-S206-2009 給排水衛生設備規準・同解説」（空気調和衛生工学会）を満足するものとする。
13.1.5　追補 屋根の性能と検証	a.屋根工事には、JASS 12 [2節](屋根工事の目標性能)を適用し、基本性能及び二次的性能の検証を行う。 b.金属屋根及びとい工事の各種工法は、設計用風圧力（負圧）に対する計算書を作成し、監理者に提出する。 c.屋根葺工事は、止水性能を含めて専門工事業者による責任施工とする。
2節　長尺金属板葺	
13.2.2 材料 13.2.3 工法 [付加] [付加] [付加]	a.材料・工法 ※設計図による b.専門工事業者は、製造者の指定業者とする。 c.捨板は、上葺材と同材とする。 d.絶縁塗装・切口塗装 各種切断面及び鋼板のアルミニウム板に接する鉄部の面には、適切な絶縁用塗料により絶縁及び錆止め処置を施す。
3節　折板葺	
13.3.2 材料 13.3.3 工法	a.材料・形状寸法・工法 ※設計図による ⊙次表による

工法	折板葺
形式	・重ね形　・はぜ締め形　⊙かん合形
形状(mm)	山高（ 200 ）　山ピッチ@（ 500,575,600 ）　板厚　・0.6　※0.8　⊙1.0
耐力	・1種　⊙2種　・3種　・4種　・5種
材料	・塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯 ・溶融アルミニウムめっき鋼板及び鋼帯 ※溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯 ・ポリ塩化ビニル被覆金属板及び金属帯 ・冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯 ・設計図による
塗装の種別及び塗膜の耐久性の種類	表面 ・ふっ素樹脂塗装 ・一般仕様（3類）　・高日射反射仕様（6類） ⊙ポリエステル樹脂塗装 ・一般仕様（2類相当以上）　・高日射反射仕様（5類） 裏面 ※製造者の仕様による　・表面同仕様 ・
めっき付着量	溶融アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板の場合の付着量 ※AZ150　・AZ170　・AZ185　・AZ200　・
軒先面戸板	※あり　・なし
断熱材	※あり(種別：　厚さ：　mm)　⊙なし
耐火性能	※30分耐火　・なし
風圧力に対応した工法	※風圧力は建築基準法と「工事概要書 2-2 構造設計条件」以上の性能を満たした、製造者の仕様による。 ・設計図による
耐雪性能に応じた工法	・適用する（・設計図による　・製造者の仕様による　・　　） ⊙適用しない

	b.けらばの納め ※設計図による　・けらば包みによる方法
[付加]	c.専門工事業者は、製造者の指定業者とする。
[付加]	d.軒先面戸は、軒樋や下層の屋根が近接する場合は2重面戸とし、雨水の吹上げに対処する工法とする。
[付加]	e.屋根面の温度伸縮による有害な発音や、留付けボルト等への影響のない工法とする。
[付加]	f.重ね型折板取付けボルトの仕様 ※製造者の仕様による　・設計図による ・ステンレス(SUS304)製ボルト　・ステンレス(SUS316)製ボルト
[付加]	g.インシュレーション工法(ダブルパック工法)の仕様 上葺材　工法　・　材種　・　板厚　・ 下葺材　工法　・　材種　・　板厚　・ 音鳴り低減仕様　⊙あり　・なし
	h.軒樋の固定方法は所定の風荷重・積雪荷重に対して、変形、破損しない強度を有するものとする。
4節　粘土瓦葺	
5節　とい	
13.5.2 材料 13.5.3 工法	a.とい・ルーフドレン・フロアドレンその他の材料 ※設計図による ⊙次表による

	材種	呼び径	摘要
たてどい・横走り管（屋内）	⊙配管用鋼管 ・硬質ポリ塩化ビニル管	※設計図による ・	
たてどい・横走り管（屋外）	⊙配管用鋼管 ・硬質ポリ塩化ビニル管 ・ステンレス製 ・アルミニウム製 ・	※設計図による ・	
谷どい	・ステンレス鋼板 ・表面処理鋼板 ・	-	
軒どい	・ステンレス鋼板 ⊙表面処理鋼板 ・	-	
ルーフドレン	※鋳鉄製(標仕［表13.5.1］) ・鋳鉄製高耐食塗装品 ・	※設計図による	⊙ハイキャップ型 ・一般型
とい受金物	※溶融亜鉛めっき製(標仕表13.5.2) ⊙ステンレス製		多雪地域の適用は工事概要書による

	b.表面処理鋼板 1）種類 ・塗装溶融亜鉛めっき鋼板 ・塗装溶融亜鉛－5%アルミニウム合金めっき鋼板 ⊙塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板 ・ポリ塩化ビニル被覆金属板 ・耐酸被覆鋼板（　　） 2)表面及び裏面の塗膜の種類（ポリ塩化ビニル被覆金属板及び耐酸被覆鋼板を除く） 表面　・2類　⊙3類（ふっ素樹脂） 裏面　⊙1類　・2類　・非保証
[付加]	c.防露材の仕様 1)一般の部分の防露材 ※JIS A 9504グラスウール保温筒 ・標仕［表13.5.3］による 2)防露材のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆
[付加]	d.鋼管製とといの防露巻き及び遮音巻き 防露巻き　・設計図による　・標仕［表13.5.4］による　・ 遮音巻き　※設計図による　・鉛シートを6W保温材の上に巻く 鉛シートの厚みと範囲　※厚0.5mm(範囲：　　)　・厚1.0mm(範囲：　　)
[付加]	e.フロアドレンの取付けは、コンクリート打込み前の先付けを原則とし、つばをコンクリート天端より20mm程度下げて取り付ける。
[付加]	f.軒どいを金属板で製作する場合は、水上に立上りを兼ねた伸縮継手を設ける。水位が上昇して継手を超えた場合でも漏水の発生がないように製作する。といの下地材への取付けは、ルーズホールで熱伸びに対処する工法とする。
[付加]	g.たてどいは、各階ごとに床スラブに自重受けを設ける。各階としない場合には計算書を作成し監理者の確認を受ける。
[付加]	h.といの曲がりの部分には掃除口を設け、その下に天井がある場合は天井点検口を設ける。
[付加]	i.落葉等によりルーフドレンがつまるおそれのある箇所は、つまり防止用のステンレス網かごを設置する。 適用箇所（　　）
[付加]	j.屋根面排水溝、軒どい、谷どい等の排水勾配は、陸屋根防水保護コンクリート部排水溝の場合は1/200以上、その他の屋根、軒どい及び谷どいの場合は1/50以上とする。
[付加]	k.軒どいや谷どい等の水平部分からたてどいへの接続部分での排水促進機構等は、次による。 排水促進桝(・設置する　・設置しない　・　　) 滞留水位　(・100mm　・200mm　・300mm　・　　)
	l.配管用鋼管の継手工法 ※配水管継手　・排水鋼管用可とう継手
[付加]	m.配管用鋼管に排水鋼管用可とう継手を使用する場合は、横走り管及び曲がり部分を圧送排水鋼管用可とう継手とし、継手直近での抜け防止を図る。

14章　金属工事

1節　共通事項	
14.1.1　付加 一般事項	a.この章は、金属工事に適用するほか、屋根及びとい工事、建具工事、カーテンウォール工事、サイン工事等、その他各所の金属を使用した工事にも適用する。
14.1.2　付加 基本要求品質	a.荷重条件は、「工事概要書 2-2 構造設計条件」 による。 b.耐震性能は「工事概要書 2-3 総合耐震クライテリア」による。総合耐震クライテリアに記載のない場合は、ケース1に対しては無被害、ケース2に対しては脱落しないものとする。 c.金属材料は、温度伸縮や地震、強風等の環境及び経年変化に対して、破損、脱落、緩み等がないよう、使用箇所や状況に応じて必要な処置を講じ、十分な安全性を確保する。 また、異種金属の電位差腐食防止処理を行ったうえで、有害な水分等が滞留しないよう適切な対策を講ずる。 d.屋外に面する部分では、取付け下地を含む構成部材及び隣接する他部材間に温度差が生じた場合も、性能、構造及び美観上有害な欠陥が発生しないものとする。ただし、シーリング材に関しては9.7.3による。基準年間温度差の絶対値は下表により、 計算に用いる気温は、気象庁の観測データを用いる。 また、施工時期の平均気温による固定部の伸縮を考慮した納まりとする。 表14.1.2　構成部材種別と基準年間温度差

部材の種別	部材の基準年間温度差	備考
直射日光の当たる暗色の構成部材	※80℃　・	
直射日光の当たる明色の構成部材	※70℃　・	
直射日光の当たらない構成部材	※60℃　・	

14.1.3　付加 工法	a.アルミニウム切板の切断は次による。切断面には糸面取りを施す。 ※ソー切断又はブレーナー切断 ・ソー切断、ブレーナー切断又はシャー切断 b.外部に面する金属パネル、笠木等の裏面処理 ⊙結露防止材t=3mm　・塗布型制振防露材　・なし　・設計図による c.電位差腐食防止処理 1)ボルト、小ねじ、釘、座金等の結合用材、取付け金物でステンレス、アルミニウム、鋼等と接触するものはステンレス製とし、接する金属により必要な腐食防止処理は次表を標準とする。 表14.1.3　異種金属の組合せと電位差腐食防止処理

条件		接触腐食防止処理
鉄鋼 ↑ ↓ アルミニウム	鉄鋼側	亜鉛めっき又は錆止め塗装2回塗り(30μ以上)
	アルミニウム側	陽極酸化塗装複合皮膜（ BB-1種　BB-2種以上） 又は合成樹脂パッキング(テフロン等) 又は塗装(アクリルクリヤー塗装20μ以上)
アルミニウム ↑ ↓ ステンレス	アルミニウム側	陽極酸化塗装複合皮膜（ BB-1種　BB-2種以上） 又は合成樹脂パッキング(テフロン等) 又は塗装(アクリルクリヤー塗装20μ以上)
	ステンレス側	無処理
ステンレス ↑ ↓ 銅	ステンレス側	無処理
	銅側	無処理
ステンレス ↑ ↓ チタン	ステンレス側	無処理 ただし、海岸、工業地域は塗装(アクリルクリヤー塗装20μ以上) 又は合成樹脂パッキング(テフロン等)
	チタン側	無処理
チタン ↑ ↓ 鉄鋼、アルミニウム	チタン側	無処理
	鉄鋼、アルミニウム側	錆止め塗装2回塗(30μ以上) 又は陽極酸化塗装複合皮膜（ BB-1種　BB-2種以上） 又は合成樹脂パッキング(テフロン等)

	d.やむを得ずあと施工アンカーによる取付とする場合の引抜き耐力の確認試験は、24章による。
14.1.5　付加 材料	a.ステンレス合金の種類は、他に記載がない場合は次による。 1)外装建具、カーテンウォール、屋外のサイン等、屋外部分 ・SUS316　※SUS304　・SUS821L1　・ 2)上記以外の建具 ・SUS316　※SUS304　・SUS430　・SUS821L1　・SUS430J1L　・ 3)トイレ、浴室、台所等、屋内の水周り(流し台等の既製品を除く) ・SUS316　※SUS304　・ 4)上記以外の屋内部分 ・SUS316　※SUS304　・SUS430　・SUS821L1　・SUS430J1L　・ b.アルミニウム合金の種類は、他に記載がない場合は次による。 1)板材(一般)　JIS H 4000　A1100P-H14 A1100P-H24 2)板材(高温焼付け塗装)　JIS H 4000　A3003P-H14 A3003P-H24 A3004P-H32 A5052P-H14 A5052P-H24 A5052P-H34 3)押出し形材(見え掛り部)　JIS H 4100　A6063S-T5 4)押出し形材(見え掛り部以外)　JIS H 4100　A6063S-T5 A6063S-T6 A6061S-T6 A6N60S-T5 A6N60S-T6 c.外気に接する鋼製のボルト及びナットつりは、溶融亜鉛めっき又はステンレス製とする。 d.外部の金属工事の固定部分は原則ボルト、ナット接合とする。やむを得ず金属工事用ビスを用いる場合は、経年劣化を考慮したうえで締結力を維持する板厚の下地材を使用する。
14.1.6　追補 見本	a.表面処理や仕上げについては、あらかじめ見本を提出し、監理者の確認の上監督職員の承認を受ける。 b.角出し等特殊な加工又は難しい加工の部分は、あらかじめ見本を提出し、監理者確認の上監督職員の承認を受ける。
2節　表面処理	
14.2.1 アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理	a.アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理は次により、部位ごとの適用は設計図による。設計図に記載なき場合は、BB-2種とする。

表面処理及び着色方法	種別	皮膜又は塗装の種類	色合等	備考
無着色陽極酸化皮膜	・AB-1種	・AA20 ※AA15	※シルバー	皮膜 ・マット処理 ・
着色陽極酸化皮膜 ※二次電解着色 ・	・AB-2種	・AA20 ※AA15	・ブラウン系 ・ブラック ・ステンカラー ・	皮膜 ・マット処理 ・
無着色陽極酸化皮膜	・AC-1種	・AA10 ※AA6	※シルバー	
着色陽極酸化皮膜 ※二次電解着色 ・	・AC-2種	・AA10 ※AA6	・ブラウン系 ・ブラック ・ステンカラー ・	皮膜 ・マット処理 ・
無着色陽極酸化塗装複合被膜	・BA-1種	・A1 ※A2	※シルバー	皮膜 ・マット処理 ・ 塗膜 ※つや消し ・つやあり
	・BB-1種	※B		
	・BC-1種	※C		
着色陽極酸化塗装複合皮膜 ※二次電解着色 ・	⊙BA-2種	・A1 ※A2	・ブラウン系 ⊙ブラック ・ステンカラー ・	皮膜 ⊙マット処理 ・ 塗膜 ※つや消し ・つやあり
	・BB-2種	※B		
	・BC-2種	※C		
化成皮膜の上に塗装	・C種 ・常温乾燥型	－	・	

[付加]	アクリル樹脂焼付け塗り	・A-BE		※ソリッドカラー ・
	ウレタン樹脂焼付け塗り	・U-BE		※ソリッドカラー ・
	ふっ素樹脂焼付け塗り	・F-BE	※高温焼付 ・中温焼付	※ソリッドカラー ・メタリックカラー ・パールカラー ・
	ふっ素樹脂粉体塗料焼付け塗り	・F-PC		※ソリッドカラー ・メタリックカラー ・
	高耐候ポリエステル樹脂粉体塗料焼付け塗り	・PE-PC		※ソリッドカラー ・メタリックカラー ・

仕様は18章による

	注)BA種、BB種における皮膜又は塗装の種類は、当該種類以上の性能で認証された仕様とする。
[付加]	b.BA-1種、BA-2種における皮膜厚さ及び塗膜厚さ ※製造者の仕様による。 ・皮膜厚さ(　)μm以上　塗膜厚さ(　)μm以上
[付加]	c.BA-1種、BA-2種におけるクリヤー塗膜は、製造者の仕様による高耐候性アクリル樹脂を原則とする。
[付加]	d.アルミニウムがコンクリート、モルタル、吹付けロックウール等のアルカリ性材料に接触する場合は、当該アルミニウム面に次のいずれかの処理により、接触腐食を防止する。 1)BA種、BB種、C種又は塗装による表面処理 2)合成樹脂パッキング(テフロン等) 3)耐アルカリ性塗装(養生用クリヤー等20μ以上)
	e.F種のふっ素樹脂クリヤー塗膜には熱硬化形を使用し、塗装方法は陽極酸化皮膜と連続した塗装ラインによる静電塗装とする。
14.2.2 鉄鋼の亜鉛めっき	a.鉄鋼の亜鉛めっきの種別と対象部材は次による。 1)溶融亜鉛めっき

対象部材	仕上塗装なし	仕上塗装あり
屋外に露出する構造体	※A種　・B種　・C種	⊙A種　・B種　※C種 ・
屋外に露出する構造体以外の部材	※A種　・B種　・C種	・A種　⊙B種　※C種 ・
工事概要書に外気に面すると設定されている空間に面する部材	・A種　・B種　・C種	・A種　・B種　※C種 ・

	注1)標仕[表14.2.2]による板厚に満たない部材は、製造者の仕様による。 2)構造体の対象と詳細処理範囲は、構造図による。
[付加]	b.溶融亜鉛めっき鋼材の加工後の切断、孔あけは行わない。万一あと加工が必要な場合の処置は、監理者の指示による。
14.2.3　追補 ステンレスの表面仕上げ	a.建具及び塗装を施すものを除くステンレスの表面仕上げは、他に記載がない限り次による。 ・HL150番仕上げ(※部材長手方向　・設計図による) ⊙設計図による ・
	b.汚れ防止処置 1)外気に接する部分は、次による。 ※施さない ⊙次の処置を施す ※不動態化処理(パフ仕上げ、鏡面仕上げを除く) ・耐汚染親水性ガラス質系クリヤー保護塗料塗り　原板工場処理 (仕様は18.19.1による) ・耐汚染親水性ガラス質系クリヤー保護塗料塗り　加工後工場処理 (仕様は18.19.1による) 2)外気に接しない見え掛り部分は、次による。 ・施さない ※次の処置を施す ⊙不動態化処理(パフ仕上げ、鏡面仕上げを除く) ・耐汚染親水性ガラス質系クリヤー保護塗料塗り　原板工場処理 (仕様は18.19.1による) ・耐汚染親水性ガラス質系クリヤー保護塗料塗り　加工後工場処理 (仕様は18.19.1による) ※汚れ防止材(シリコーンオイル)
14.2.4　追補 鉄鋼の亜鉛めっき面りん酸塩処理(ZP)	a.本項は、化粧用として用いる鉄鋼の亜鉛めっき面りん酸塩処理(ZP)に適用する。適用箇所は、設計図による。 b.色調(近似マンセル値としての目安)は次により、仕上げはつや消しとする。 ・N3　・N3.5　⊙N4　・N5　・N6　・N7 c.仕様 1)溶融亜鉛めっきの種別(標仕[表14.2.2]による種別) 板厚2.3mm以上　※C種 板厚3.2mm以上　※B種　・C種 板厚6.0mm以上　※A種　・B種　・C種 2)りん酸塩処理 前処理及び表面調整ののち、りん酸塩処理(浸漬法)とし、白錆防止処理を行ったものとする。事前に所定の厚みの見本を作製し、監督職員に提出する。 d.打ち傷、当て傷等には細心の注意を払い、見え掛り部分には傷がない状態で搬入、取付けを行う。やむを得ず傷が生じた部分は、監督職員の承認を受けて、高濃度亜鉛末塗料で補修したのち、所定の色合いの補修剤で補修する。
3節　溶接、ろう付けその他	
4節　軽量鉄骨天井下地	
14.4.1　置換 一般事項	a.この節は、システム天井以外の屋内及び屋外の軽量鉄骨天井下地に適用する。
14.4.2　[(2)置換] 材料	a.野縁等の種類は、次による。 ※耐震性能及び耐風圧性能等の所定の性能を満たした、製造者の仕様による。ただし、屋内は標仕[表14.4.1]による19形、屋外は25形以上の性能を有するものとする。 ・
[付加]	b.脱落抑制金物は、次による。 1)野縁受けハンガやクリップは、ビス、ボルト固定等による開き、ずれ防止タイプとする。 2)野縁受けの連結材は、ビス、ボルト固定、締付け等によるずれ防止タイプとする。

・	・		
・	・		
・	・		
・	・		
・	・		
・	・		

高橋　央　一級建築士
甚内　有紀　一級建築士
柳澤　彩　一級建築士
大場　卓　一級建築士

［付加］c.高耐食仕様の天井下地と適用箇所は、次による。

仕様	適用箇所	備考
・ステンレス		つりボルトはステンレスとし、応力腐食割れのおそれがない仕様とする
⊙高耐食鋼板	・B1階 来館者用エントランス1 ・1階 来館者用エントランス2 ・3階 展望広場	つりボルト ※ステンレス ・鋼製ダクロタイズド処理同等品
・タールエポキシ塗装		2回塗り

注1)仕上げ材及び各所固定用のねじ類は、下地材の仕様に適し、下地材同等以上の耐食性を有するものとする。
2)ステンレスは、SUS304又は同等以上の強度、耐食性等の性能を有する鋼種とする。

［付加］d.アルミスパンドレル、パネル等の金属製天井材の締結材は、ステンレス製(φ200mm以内)又は同等の耐食性を有するものとする。金属製重量天井（下地を含めた質量が20kg/㎡を超える天井）の場合は、ステンレスボルトを用い、嫌気性接着剤等による戻止め処置を施す。

14.4.3 形式及び寸法
a.屋外及び、耐風圧を受ける部位の形式及び寸法（野縁受け、つりボルト、インサートの間隔、周辺部端からの距離、野縁の間隔等）
※耐震性能及び耐風圧性能等の所定の性能を満たした、製造者の仕様による。ただし設計図以上の性能を有するものとする。

14.4.4 ［付加］ 工法
a.一般天井下地の耐震性能を考慮した工法と適用箇所は、次による。14.4.7特定天井等及び19.12システム天井は、それぞれの規定による。また、下地を含めた質量が20kg/㎡を超える天井は耐震工法-2とする。
1)天井下地の工法は下表による。
※下表による　・設計図による

天井下地の仕様	標準工法	落下抑制工法	耐震工法-1	耐震工法-2
標仕［14.4.4］(1)～(9)	○	○	○	○
14.4.5による耐震補強	－	－	○	○
14.4.2b.による脱落抑制金物（設置範囲）	－	○（全数）	○（耐震ブレースが取付く箇所及び製造者の仕様）	○（全数）

注） 耐震補強は、標仕［14.4.4］(1)～(9)に優先し、必要な補強金物等を用いる。

2)天井下地の各工法の適用箇所
・設計図（　　図）　による
⊙次による
標準工法　（　一般部すべて　　）
落下抑制工法　（　　）
耐震工法-1　（　　）
耐震工法-2　（※施設事務室　※避難経路（天井伏図に図示）　）
b.吊りボルトの間隔がダクト等によって900mmを超える場合の補強方法は、標仕[14.4.4C2)]に準ずる。
［(7)置換］c.下がり壁や折上げ天井等、天井に段違いがある場合は、野縁受けと同材又はL-30×30×3(mm)程度以上の部材で間隔900mm程度に補強用振れ止めを設けて補強し、下地を一体化する。
段違いが300mmを超える場合は、次による。
1)段違いが300mmを超え、600mm以下の場合
⊙上記による
・鉛直面を壁として扱い、設計図による
・設計図による
2)段違いが600mmを超える場合
⊙鉛直面を壁として扱い、設計図による
・設計図による
d.天井ふところが1.5m以上3m以下のつりボルトの補強
⊙標仕［14.4.4］による
・設計図による
e.天井のふところが3mを超える場合のつりボルトの水平補強、斜め補強は次による。
⊙設計図による
［付加］f.軽量鉄骨天井下地の取付けは、設備機器、壁、梁等周辺部材と直接接しないように隙間を設けるなど、地震や強風による層間変形時の破損や異音発生を防止するための対策を施す。
g.あと施工アンカーは原則使用しない。ただし施工上やむを得ない場合は、監督職員の確認を得て、耐力が証明された金属製アンカーを用い、数量を吊り材全体の1/3以下に限定し、局所的に集中しないよう配慮する。
［付加］h.耐震補強を壁固定による代替処置とする一般天井は次による。
1)範囲は次による。
・設計図による
・
2)圏仕切壁を含めた強度検討を行い、強度検討書を提出する。
［付加］i.戻止めにダブルナット工法を採用する場合は、下ナット逆転法(困難な場合は上ナット正転法)により確実な施工を行う。

14.4.5 追補 耐震性能
a.本項は14.4.4で耐震工法-1または2とした場合及び製造者の仕様による耐震ブレースを有する工法に適用する。
b.耐震性能は、「工事概要書 2-3 総合耐震クライテリア」によるほか、次による。
1)設計用地震力に対して接合部を含む各部材に発生する応力は、短期許容応力以下かつ座屈荷重(オイラー座屈荷重)範囲内とする。
2)耐震ブレースやそれに取り合うつりボルト等にかかる圧縮力は、座屈荷重を超えないものとする。ただし弾性座屈内で、計算や実験により性能が確認された場合は、この限りでない。
3)天井面構成部材と壁等とのクリアランス
・設計図による　⊙(　60　)mm
［付加］c.設計用地震力は、設計用自重×設計用震度とする。
1)設計用自重は、次の質量の合計とする。(天井面1㎡当たり)
※当該天井の天井面構成部材一式
※設計図において天井固定となっている圏仕切等の1/2の質量
※想定される圏仕切等の1/2の質量　(　　)kg
・設備機器等(　　)(　　)kg
・(　　)(　　)kg
［付加］ 2)設計用震度
※「工事概要書 2-3 総合耐震クライテリア」 による。
・ KH=(　)　KV=(　)
d.次の耐震補強を行う。
・設計用震度に対して脱落しないことを確認した、製造者の仕様による。
※次の1)～7)による。
1)天井下地には耐震ブレースを設ける。耐震ブレースは、V字型又はX字型を基本として、耐震性能検討書に基づきX・Y方向それぞれバランス良く配置する。
2)耐震ブレースの材料や設置角度は、計算や実験等により強度が確認されたものとする。
3)ブレースは圧縮分力に留意し、圧縮力に対する強度の確認も行う。
4)耐震ブレースほか耐震性能確保上必要となる部材の固定方法は、耐力が確認された専用金具、ボルトナット類、ねじ等によるものとし、現場溶接は行わない。
5)二段ブレースは不可とする。
6)配置計画図を作成し、空調ダクト、配管等との干渉チェックを行う。
7)斜め材の設置及び天井内の設備工事が完了した時点で、斜め材が所定の箇所に所要の状態で設置されていることを確認し、その記録を監理者に提出する。
［付加］e.天井ふところが2.0mを超える場合は、次による。
・設計図による
⊙天井ふところ内にぶどう棚を設け天井材を支持する。ぶどう棚の仕様は設計図による。
［付加］f.耐震補強の工法は上記及び設計図によるほか、日本建築学会「非構造部材の耐震設計施工指針・同解説および設計施工要領」の9章天井による。

14.4.6 追補 屋外天井
a.本項は軒天井等屋外の天井に適用し、14.4.1～5に付加又は優先する。
b.耐風圧性能
1)設計用風圧力に対して、各部材に発生する応力を短期許容応力以下とし、仕上げ材の変形、脱落や主要部材に有害な残留変形が生じないものとする。
c.設計用風圧力
※設計用風圧力は、「工事概要書2-2 3)」による。ただし最小値は、±2,000Paとする
・(　　)Pa(対象部位：　　)
d.材料は耐風圧性能を満足する仕様とし、野縁受けハンガはボルト固定閉鎖型、野縁クリップはボルト固定型とする。
e.天井下地の工法区分は、14.4.4.aによる。特定天井等の場合は、14.4.7による。
f.工法
1)野縁の間隔は、304mm以内かつ耐風圧性能を確保できるものとする。
2)風圧力によるつりボルトの座屈止めとし、剛性の大きいアングル、パイプ等の補強材をバランス良く設置する。
3)天井ふところが1.0m以上の場合は、縦横間隔1.8m程度で均等に水平つなぎ材を設ける。

14.4.7 追補 特定天井等
a.本項は、建築基準法施行令第39条第3項による特定天井及び20kg/㎡を超える重量天井等特定天井に準じた安全対策を行う天井に適用し14.4.1～6の内容に付加又は優先する。
b.建築基準法第20条第一号の規定に基づく大臣認定の有無
・あり　⊙なし
c.対象とする天井の範囲及びその構造方法、設計条件等は次表により、地震時における耐震安全性を確保し、ケース2の地震動時においても天井が脱落しないものとする。

該当箇所		(対象範囲の詳細は、設計図による)
区分		・告示対象　・告示対象外
天井を設ける階(天井を支持する床の位置)		(　　)階（・上層階　・中間階　・下層階）
構造方法(検証ルート)		・仕様ルート(従来基準) ・仕様ルート(隙間なし天井) ・計算ルート(水平震度法) ・計算ルート(・応答スペクトル法　・簡易スペクトル法) ・大臣認定ルート
水平震度　kH 鉛直震度　kV		※工事概要書 2-3 総合耐震クライテリア　による。 ・
クリアランス		・設計図による ・60mm以上　・(　　)mm以上
吊り長さ		・設計図による ・(　　)mm
天井の面積		・設計図による ・(　　)㎡
天井面構成部材等の質量	天井板	※仕上表による材料の単位面積質量(下張り材を含む)
	天井下地材	※製造者の仕様による
	圏仕切等(天井面1㎡当たりの質量)	※想定される圏仕切等の1/2の質量　(　　)kg ・(　　)(　　)kg ・(　　)(　　)kg
	設備機器等(天井面1㎡当たりの質量)	※対象とする機器等は次により、詳細は設備設計図による。 ※天井に固定する照明器具　(　　)kg ※天井に固定する空調設備　(　　)kg ※天井に固定する感知器類　(　　)kg ・(　　)(　　)kg ・(　　)(　　)kg
	その他	・(　　)(　　)kg ・(　　)(　　)kg

d.特定天井の天井下地材及び斜め材(耐震ブレース)等の補強材の仕様は、各検証ルートに基づき、構造耐力上の耐震安全性が確認された天井下地材製造者の仕様による。
1)仕様ルート(従来基準)
平成25年国土交通省告示第771号第3第2項による構造方法
2)仕様ルート(隙間なし天井)
平成25年国土交通省告示第771号第3第3項による構造方法
3)計算ルート(水平震度法)
平成25年国土交通省告示第771号第3第4項第一号による構造方法
4)計算ルート(応答スペクトル法、簡易スペクトル法)
平成25年国土交通省告示第771号第3第4項第二号による構造方法
5)大臣認定ルート
建築基準法施行令第39条第3項の規定に基づく国土交通大臣認定
e.天井下地材及び斜め材等の材料は、c.による製造者の仕様によるほか次による。また屋外天井は14.4.6を、高耐食仕様とする場合は14.4.2 c.をそれぞれ満足するものとする。
1)野縁受けハンガ、野縁クリップは、全数ボルト固定等によるひらき、ずれ防止タイプとする。
2)クリップは、全数ボルト固定等によるひらき、ずれ防止タイプとする。
f.斜め材(耐震ブレース)は、次による。
1)耐震性能検討書で示された必要な箇所数をバランスよく配置する。
2)二段ブレースは不可とする。
3)配置計画図を作成し、空調ダクトや配管等との干渉チェックを行う。
4)斜め材の設置及び天井内の設備工事が完了した時点で、斜め材が所定の箇所に所要の状態で設置されていることを確認し、その記録を監理者に提出する。
g.クリアランスの寸法はc.により、天井下地材を含めて周囲の壁面、天井とは別に支持、固定される設備機器や他部材等との間のクリアランスを確保する。また、特別な調査又は研究の結果に基づいてクリアランスを設定する場合は、監理者と協議を行う。
h.天井ふところが2.0mを超える場合は、次による。
※天井ふところ内にぶどう棚を設け、天井材を支持する。ぶどう棚の仕様は次による
⊙設計図による　・

14.4.8 追補 性能の確認
a.14.4.4の一般天井のうち耐震工法-1及び2を適用する天井及び14.4.7の特定天井等の耐震性能検討書及びすべての屋外天井の耐風圧性能検討書を作成し監理者に提出する。
14.4.7による特定天井等については、監理者の確認を受ける。各性能検討書の作成に当たっては、次の内容に留意する。
1)性能検討書により性能を確認する対象は、接合部を含むすべての構成部材とする。
2)性能検討書には、各部材の許容応力度計算の結果を記載し、薄肉接合部を用いた接合部等、計算により性能を確認することが困難な部分は、実物による強度試験の結果を記載する。
3)許容応力度計算は、部材の偏心によるねじれ等を考慮して行う。
b.耐震性能の確認は、a.によるほか、次による。
1)14.4.7による特定天井等の場合は、各検証ルートにより検討を行ったものとする。
2)性能試験の実施は、14.4.9による。
3)耐震性能検討書に替え、製造者が事前に行った実験結果等をもとに作成した製品説明書仕様書等により性能を証明する場合は、監理者の確認を受ける。ただし、14.4.7による特定天井の場合は、大臣認定ルートによる製品の場合を除き、検討書を作成し監理者に提出する。
c.耐風圧性能の確認は、a.によるほか、次による。
1)性能試験の実施は、次による。
※行わない　・行う(試験方法等は、14.4.9による)
2)水平でない場合や天井点検口の設置等により、一般部分と荷重条件が異なる部分は、別途それぞれの条件に応じた検討を行う。
d.その他の性能について記載がある場合は、それぞれの性能検討書を作成し監理者に提出する。

14.4.9 追補 性能試験
a.耐震性能試験
※行わない
b.耐風圧性能試験
※行わない
c.試験実施に先立ち、試験計画書を作成し、監理者に提出して確認を受ける。
d.試験実施後に試験報告書を作成し、監理者に提出して確認を受ける。

5節　軽量鉄骨壁下地

14.5.1 一般事項
a.各種軽量鉄骨下地圏仕切りにおいて、防火性能等の認定仕様である場合は、認定条件等の内容を優先する。

14.5.3 形式及び寸法
a.スタッド、ランナーの種類
※設計図による
・スタッド高さ（※4.0m　・5.0m）以下のものは標仕［表14.5.1］により、これを超えるものは設計図による。
［付加］b.設計図に記載のない場合、軽量鉄骨壁下地を用いた圏仕切壁は、壁張りボードを含めスラブ下端又は梁下端まで立ち上げる。
［付加］c. 耐震性を考慮した軽量鉄骨壁下地補強
⊙設計図による
・下記、1)～3)による
・行わない（標仕14.5.4による）
1) 適用範囲
・設計図による
⊙以下による
⊙施設事務室　⊙階段を含む避難経路　・
2) 工法（※次による　・設計図による　）
イ、スタッド高さ5.0mを超える場合の上部ランナーは高耐力タイプ（h＝50mm、t2.3）同等以上の耐震対策製品を使用する
ロ、圏仕切りを構成するすべてのボードを、ビスにより軽量鉄骨壁下地に直接固定する。
ハ、スタッド高さ5.0mを超える場合、床面から（⊙3m　・4m　・5m　・　　）超の部分での表層仕上げ固定用セルフドリリングビスの本数を（⊙50%　・100%　・　　）程度割り増し、突出長さは10mm以上を確保する。
3) 耐震補強
ア、軽量鉄骨壁下地に重量物の設置や家具の耐震固定を行う場合は、工事概要書2-3総合耐震クライテリアを満足する様下地の耐震補強を見込む。
イ、該当箇所の軽量鉄骨壁下地耐震検討書を作成し、監理者へ提出する。
［付加］d. 耐圧性を考慮した軽量鉄骨壁下地
1) 適用範囲
※設計図による
・以下による
・ガス消火を行う室　・　　・
2) 仕様
※設計図による
・1000Paに対してたわみ量が壁高さの1/200以下

14.5.4 ［付加］ 工法
a.地震や強風時の層間変形、熱伸縮等による軽量鉄骨壁下地圏仕切りの異音抑制工法は、次による。
1)適用範囲
⊙あり
⊙すべての軽量鉄骨下地圏仕切り
・設計図（　　図）による
・なし
2)工法
イ.1)の適用範囲の軽量鉄骨壁下地の次の箇所に、耐摩耗性、自己潤滑性に優れるテープ等の滑らせ材張り付け
①ランナー～スタッド接触面
※上部ランナー～スタッドの接触面全数
・上下ランナー～スタッドの接触面（スタッド下面とも）全数
②スタッド～ボード接触面
※なし
・スタッド～ボードの接触面　全数（音響絶縁体挿入による遮音工法部分を除く）
ロ.圏仕切り入隅部、直交部（梁型等とも）のボード接触面の処置
※なし
［付加］ ⊙耐摩耗性、自己潤滑性に優れるテープ張り付け
・耐火遮音端部処理同等による絶縁（表面シーリング処理）
3)滑らせ材の材料
⊙高分子量ポリエチレン製粘着テープ　・ポリプロピレン粘着テープ
［付加］b.地下外周二重壁及び外気に接する軽量鉄骨の仕様は次により、アンカー用部材等も同じ仕様とする。外気に接する場所の適用範囲は1.1.2 a.13）による。
1）軽量鉄骨壁下地
・ステンレス製　⊙高耐食めっき鋼板製
2）下地鋼材及び開口補強鋼材
※溶融亜鉛めっきC種　・
［付加］c.耐火圏仕切壁及び遮音圏仕切壁の上部の床スラブが床型枠用鋼製デッキプレートの場合は、圏仕切壁部分のデッキプレートのリブを切断して設置するなど、所定の性能を確保できる工法とする。
d.出入口及びこれに準ずる開口部の補強
・設計図による　⊙標仕[14.5.4]による

14.5.5 追補 下地補強
a.軽量鉄骨壁下地による圏仕切壁に、手すり、衛生陶器、カウンター等を取り付ける場合及び鏡、ボックス、棚等の荷重がかかる造作を行う場合は、合板又は鋼板、鋼材等により下地補強を行う。補強の耐震要求性能は「工事概要書 2-3 総合耐震クライテリア」により、仕様は設計図による。
b.キャビネット等の将来荷重対応のため行う予備の下地補強の仕様、位置は、次による。
⊙設計図による

6節　金属成形板張り

14.6.1 置換 一般事項
a.この節は、建築物の屋根、壁、天井の金属成形板張りに適用する。

14.6.2 材料
a.材料の種別及び表面処理
※設計図による

14.6.3 工法
a.取付け用下地
1)屋根及び壁は各部位の荷重条件を満足するものとし、次による。
⊙設計図による　・
2)軽量鉄骨天井下地は14.4による。
b.伸縮調整継手　・設ける(施工箇所は設計図による)　※設けない

7節　アルミニウム製笠木

14.7.2 材料
a.オープン形式のアルミニウム製笠木の種類は、次による。
・250形　・300形　・350形　⊙設計図による
b.笠木本体の材料の表面処理の種別
⊙設計図による　・

14.7.3(1)(ア)置換 工法
笠木の固定金具の工法等
※耐震性能及び耐風圧性能等の所定の性能を満たした、製造者の仕様による。
・設計図による

8節　その他 追補

14.8.1 金網類
a.外部(外壁、屋根、デッキ床)、ピット(下部に湧水等がある場合)のエキスパンションジョイント金物の取付け下地は、次による。
・鋼製溶融亜鉛めっき　※ステンレス製

14.8.3 その他の金属材料
a.屋上、塔屋周りの目隠しルーバー用ストリンガー及び取付け金物と取付けボルトは、電位差腐食を避ける仕様とする。
b.屋外及び土間となる床下、暗きょ、トレンチ等高湿条件となる部位での取付け金物及び建築設備機器に使用する材料は、ステンレス製又は溶融亜鉛めっきを施した鋼材とし、電気めっきは使用しない。
c.壁面、建具面等からの出寸法が(※150mm　・　　)を超える金属製のひさし、フィン、水切り等の水平部材は、雨滴音対策として次の対策を施す。
※上面板厚　(※2mm以上　・　　)
・緩衝材　(塗布吹付け制振材3mm以上又は成形制振材張付け)
d.ボルト、ナット、小ねじ類
1)外気に接する部分に用いるボルト及びナットは、高力ボルトは溶融亜鉛めっき仕上げ、それ以外はステンレス製とする。
2)摺動部及び緩みが事故につながる安全上重要なボルト類には、溶接固定(点付け不可)、嫌気性接着材又は戻止めナット（Uナット同等以上）による戻止め処置を施す。スプリングワッシャー、ダブルナット、調製リング状簡易戻止めは、原則不可とする。ただし、施工後の調整により締め直しを行う可能性がある部分については、下ナット逆転法等によって確実な戻止め処置を施すことを条件にダブルナット工法も可とする。
3)原則として、ボルトナット類を設置する場所に水が滞留しない納まりとする。
4)ボルト類にはかかり代（3山半以上）を確認するため、袋ナットを用いない。ただし、内装に用いる化粧用の袋ナットは除く。
5)表面処理による水素脆性破壊防止のため、強度区分8.8以上の鋼製ボルトは原則として用いない。皿ボルト及び皿ねじは、ステンレス製を原則とする。水素脆性破壊の恐れのない表面処理品を用いる場合は、監督職員と協議する。
e.板材折り曲げ形笠木の仕様は、次による。
1)笠木は各部の納まりが適切で、「工事概要書 2-1 立地条件等」により定まる雨、「工事概要書 2-2 構造設計条件」により定まる風及び雪、想定される環境下における熱等の外力に対して安全性を確保する。
2)目地は（※ダブルシーリング方式　・設計図による）とし、排水機能を備える。
3)外壁と取り合う部分は、笠木端部を立ち上げてシーリングを施す。
4)笠木及びその固定部は、外壁、窓ガラスのメンテナンス一般手法(ブランコ方式)による荷重に対して破損、有害な変形が生じない強度とする。
5)雪止め　・設計図による　・設ける(仕様：　　)　・設けない
6)チェアゴンドラ等を使用する場合は、笠木に荷重がかからない納まりとする、若しくは使用時にかかる荷重を考慮し適切に補強する。
f.金属材料取り合いの穴あけ加工部は部材間の密着度向上のためバリの除去処理を行う。
g.高所の取付け部材で、やむを得ずボルト接合できない場合は、フェイルセーフの飛散防止ワイヤーを設置するなど飛散しない納まりとする。
h.嵌合固定式フォーミングルーバーの脱落、飛散防止対策
・設計図による　⊙設ける（仕様:パネルキャッチシステム）　・設けない

14.8.4 アルミニウムスタッドボルト
a.本項は、CDスタッド溶接システムによりアルミニウム板に溶接するアルミニウムスタッドボルト及び同アルミニウムスタッドボルトを用いたパネルに適用する。
b.基本要求品質
1)スタッドボルトの溶着部は、欠損がなく応力の集中が起こらない品質を確保する。
c.材料
1)アルミニウムスタッドボルトは、CDスタッド溶接システム専用品でM6以上とする。
2)アルミニウムスタッドボルトは、製造後使用開始まで密封された状態の製品を使用する。開封後は2日以内に使用し、1回の作業後次の作業までの間は、再度密封状態として保管する。
3)面板となるアルミニウム板は、スタッドボルトの溶接性についてあらかじめ確認されたものとする。面板の厚さは次による。
※4mm　・設計図による　・
4)パネルの面板をスタッドボルトで固定する裏面フレームは、アルミニウム押出形材又はアルミニウム板材曲げ加工とする。
d.許容耐力
1)スタッドボルト1本当たりの引張力及びせん断許容耐力は、次のうちそれぞれ最小の値とし、溶接時に面板に生ずる歪に配慮するとともに、所定の外力により面板に有害な変形歪が発生しないものとして設定する。
①スタッドボルト谷径での引張強度(材料規格値)×5
②(強度試験結果の平均値-3σ)×3　(N=10以上)
③パネル製造者の基準値
上記は短期許容耐力とし、長期許容耐力は、それぞれ上記の1/1.5とする。
2)上記強度試験は、本製作と同仕様、同作業条件により作成した供試体とし、材質、板厚、表面処理等、関係する材料の仕様が異なる場合は、すべての組合せについて実施する。また、試験において溶接部破断となった供試体があった場合も、これを含めて評価を行うものとする。
e.スタッドボルトの配置とパネルの構造
1)スタッドボルトは、裏面フレームでの固定間隔300mm以下を原則とし、所定の外力に対して必要本数以上を配置する。
2)自重支持点以外は、スタッドボルトにせん断力を負担させない納まりとし、パネル全体において、熱伸縮に対する固定点と可動点を明確にして配置する。熱伸縮可動点は、スムーズな追従が可能な構成とし、可動点における裏面フレームの固定用穴は、挙動方向に必要な隙間が確保できるルーズホールとする。

	. .	.	
	. .	.	
		.	
		.	
		.	
		.	

高橋　央　一級建築士
甚内　有紀　一級建築士
柳澤　彩　一級建築士
大場　卓　一級建築士

3)層間変形等の面内変形を受けるパネルでは、裏面フレームにて十分な剛性を確保したうえでスウェー方式又はロッキング方式により追従させるものとし、層間変形時にスタッドボルトにせん断力を負担させない構造とする。
4)面板の自重をスタッドボルトのみで支持する形式の壁パネルでは、自重支持点を熱伸縮固定点付近に、風圧力支持用とは別に設けることを原則とする。自重支持部分の裏面フレームと面板間は、アクリル系構造用接合テープ張りを併用する。ただし接合テープの強度は、強度計算には算入しない。
5)スタッドボルトに接するナット及びワッシャーは、原則、アルミニウム製とする。ステンレス製とする場合は、異種金属腐食防止処理を行ったうえ、ルーズホール等に雨水や結露水等が滞留しないよう、適切な対策を講ずる。

f.製作
1)溶接作業は、温湿度条件の安定した屋内作業場にて行う。
2)アルミニウムスタッドボルトの溶接は、CDスタッド溶接システムにより、アルミニウムスタッドボルト専用ガンを用い、アースを適切に配置する。
3)スタッドボルトの溶接部は、溶接によるバリ、スパッタ等を取り除き、熱伸縮等の挙動の妨げとならないようにする。
4)ナットは、座金を用い面板にガタが生じない程度の締付けにとどめる。スタッドボルト溶接部に過度の引張力を導入しないよう適切に管理する。ナットとボルトの間には、専用の嫌気性接着剤等による戻止め処置を施す。
5)屋外に面するパネルでは、スタッドボルト溶接部及びナット接触部に水の浸入又は結露水の滞留等がないよう、必要な止水処置を行う。
6)スタッドボルトを施工するための機器類は、機器製造者の仕様に則り定期的にメンテナンスを行ったものとする。また、その証明書を施工計画書に添付する。

g.溶接条件の確認
1)スタッドボルト溶接作業毎日の作業開始に先立ち、充電電圧やギャップ等の溶接条件の確認を行う。同仕様のアルミニウム板に試験溶接を行い、試験体数10以上をハンマー打込み、ペンチ曲げ等により、全溶接部からの破断がない状態であることを確認する。簡易引張試験による場合も同様とする。作業者が交代した場合、パネルの材料や板厚等仕様が異なる場合、作業場の温湿度条件が大きく変化した場合等、作業条件が変化した場合は、そのつど確認試験を行う。
2)溶接条件の確認において、許容耐力確認試験における充電電圧より低く設定することは、原則として不可とする。やむを得ず低い電圧に設定する必要がある場合は、再度許容耐力の確認試験を実施する。

h.製品の管理
1)スタッドボルトの溶接状態の確認は、目視及び指触により、全数実施する。
2)パネルの製品検査記録は、製品の寸法確認等の一般的な検査記録のほか、スタッドボルトの溶接作業日、溶接条件、材料ロット、溶接作業者名等を記録し、全数作成する。

14.8.5 ステンレス鋼板曲げ加工
a.ステンレス鋼板の角出し曲げ加工は次による。
1)適用箇所
・適用しない　・設計図による　⊙建具枠　⊙EV開口枠
2)角出し曲げの種別
・a角(残り厚0.5mm要補強裏板)
⊙b角(残り厚0.75mm要補強裏板)
※c角(残り厚1.0mm)(屋外に面する箇所)
b.外気に接する部分の角出し加工及び屋内のa角の裏当て補強は、ステンレスとする。
c.角出し曲げで建具の短辺が1.2m以上、又は長辺が2.4m以上の場合は、切込み後の板厚にかかわらず、裏当て補強を行う。

14.8.6 外部に面する鋼板製パネル
a.外部に面する鋼板製パネル等の材料は、次により、表面仕上げに適した化成処理品を用いる。
※溶融亜鉛めっき鋼板(JIS G 3302) Z27　相当以上
・高耐食めっき鋼板(JIS G 3323) K27 相当以上
b.溶接加工部は、原版と同等以上の性能となる亜鉛溶射等の防錆処理とする。
c.裏面側は、設計図に記載なき場合、結露防止材(t=5程度)吹付けとする。

14.8.8 追補 仕上下地鉄骨等
a.仕上下地鉄骨等は、本体建物の構造計算によらない非構造部材であり、カーテンウォール、ALCパネル、押出成形セメント板、金属パネル、ルーバー、乾式石張り等の外装仕上材及び間仕切り、天井等の内装仕上材と本体建物の間の部材及び準構造扱いとなる部材とし、これらの仕上材が受ける地震時の慣性力及び本体建物からの強制変形による力、風圧力、衝撃力、温度応力、振動による力、積載荷重、土圧、水圧、積雪荷重等の各種外力並びに自重を本体建物に伝達する部材をいう。
また、これらの部材のうち、7章を適用する範囲は、監理者との協議による。
b.仕上下地鉄骨等の材料
1)材質
・ステンレス(SUS304)　(使用部位　・設計図による　・　)
⊙鋼材(JIS G 3101 SS400)(使用部位　⊙設計図による　・　)
・　(使用部位　・設計図による　・　)
2)寸法、形状、納まり、適用基準等
1)構造図に示した部材は、構造図の基準、要領等を適用する。
2)意匠図に示した部材は、仕上材の製造者又は専門工事業者の仕様により取付け位置、形状、固定方法等の調整を行うとともに、強度等の再確認を行う。
3)図示以外の通常仕上材の専門工事業者の工事に含まれる部材については、専門工事業者の仕様による。
3)部材の仕上げは次による。

部位	仕上げ
一般屋内部	・ステンレス(SUS304)素地 ・溶融亜鉛めっき種(ボルト及びナット類はステンレス) ※標仕[表18.3.1]のAs種2回塗り ・
外気に接する部分 (屋上目隠し壁等屋外空間にあるもの)	・ステンレス(SUS304)素地 ※溶融亜鉛めっき種(ボルト及びナット類とも) ・DP-U　・DP-AS　・DP-F ・
外気に接する部分 (OAチャンバー、EAチャンバー等室内的空間にあるもの)	・ステンレス(SUS304)素地 ※溶融亜鉛めっきC種(ボルト及びナット類はステンレス) ・標仕[表18.3.1]のAs種2回塗り ・
地下二重壁の部分	・ステンレス(SUS304)素地 ※溶融亜鉛めっきC種(ボルト及びナット類はステンレス) ・標仕[表18.3.1]のAs種2回塗り ・

c.仕上下地鉄骨等については、仕上材の専門工事業者と事前調整のうえ、本体建物の構造との調整を行い、施工図に反映する。また、設計図書等との調整が必要な場合は、監理者と協議する。

15章　左官工事

1節　共通事項

15.1.2 付加 一般事項
a.非構造部材における耐震要求性能は「工事概要書 2-3 総合耐震クライテリア」による。

15.1.3 付加 見本
a.仕上塗材等は、必要に応じて、工程、工法、性能、配色、つや及び仕上げ程度等を検討するために、監督職員の指示により現場で試し塗りを行う。試し塗りは、原則として実際の施工条件で行う。
試し塗りの範囲　※設計図による　・

15.1.5 付加 ひび割れ防止
a.コンクリート床版下面等に直塗りする場合は、ポリマーセメントモルタル薄塗り工法とする。

2節　下地

15.2.4 ラス系下地
a.ラス系下地の種類
・通気構法(　・二層下地　・単層下地　)
⊙直張り工法(　⊙ラスモルタル下地　・ラスシートモルタル下地　)
・外張断熱工法による通気構法(　※設計図による　・　)
b.ラス及び補強用平ラス
・設計図による　⊙次による
1)材料記号　⊙K　・Z　・SU　・M
2)種類及び単位面積あたりの質量
ア.二層下地通気構法の場合
⊙波型ラス(W700)、こぶラス(K800)又は力骨付きラス(BP700)
・設計図による
イ.単層下地通気構法の場合
⊙リブラスC(RC800)に裏打ち材と一体化したラス
・設計図による
c.ラスシート
・設計図による　⊙次による
1)山高、山ピッチ、質量及び溶接ピッチによる区分
ア.建築基準法に基づく耐力壁の場合
※LS4　・
イ.非耐力壁の場合
・LS1　⊙LS2　・LS3　・LS4
d.ステープル
・設計図による　⊙次による
1)形状及び寸法
ア.リブラスC(RC800)の場合
※L925TS以上　・
イ.波型ラスの場合
※L1019JS以上　・
e.二層下地通気構法の場合の換気口部の措置
・設計図による　⊙公共建築木造工事標準仕様書11.4.3[施工](2)(ｸ)
f.ラスシート施工の建築基準法上の耐力壁の適用
・あり　※なし

15.2.5 せっこうボード その他のボード下地
a.せっこうボード及びせっこうラスボードの種類及び厚さ
※設計図による　・
b.木質系セメント板の種類及び厚さ
※設計図による　・

15.2.6 こまい下地
a.建築基準法上の耐力壁の適用
・あり　※なし

15.2.7 木ずり下地
a.木ずり用小幅板の樹種
・設計図による　⊙杉の心去り材　・

3節　モルタル塗り

4節　床コンクリート直均し仕上げ

15.4.1 適用範囲
a.床コンクリート直均し仕上げの範囲(塗物、敷物、張物等の下地)
※設計図による　・内部スラブ直仕上げ範囲すべてに打増し5mmを施す
[付加] b.特殊な直均し仕上げの工法と範囲
・設計図による　・

5節　セルフレベリング材塗り

6節　仕上塗材仕上げ

7節　マスチック塗材塗り

8節　せっこうプラスター塗り

9節　ドロマイトプラスター塗り

10節　しっくい塗り

11節　こまい壁塗り

12節　ロックウール吹付け

15.12.2 材料
a.ロックウールのホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　・
b.接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　・

15.12.3 配合及び密度
a.仕上げ吹付け厚さ
※設計図による　・

13節　ポリマーセメントモルタル薄塗り　追補

16章　建具工事

1節　共通事項

16.1.2 [付加] 基本要求品質
a.建具の性能
1)各種性能における荷重条件は、「工事概要書 2-2 構造設計条件」 による。
2)耐震要求性能は、「工事概要書 2-3 総合耐震クライテリア」による。総合耐震クライテリアに記載のない場合は、ケース1に対しては無被害、ケース2に対しては、すべての建具に脱落なし、防災建具及び避難に使用する可能性のある建具は開閉可能な状態を保持する。
[付加] b.片引戸、両引戸、引違い戸、かまち戸等の軸吊開き戸は、指はさみ事故を防ぐための引残し確保や同面納まり等、適切な処置を施す。
[付加] c.異種金属で構成される部分は、14.1.3 c.の電位差腐食防止処理を施す。
d.外気に面する建具材の周囲取合い部は、ヒートブリッジによる結露等の不具合を生じない納まりとする。
[付加M] e.外部の騒音測定を行う場合は、19.14.1 b.5)による。

16.1.3 防火戸
a.防火戸の指定　※設計図による　・
b.防火戸の閉鎖機構及び感知器との連動　※設計図による　・
[付加] c.仕様は16.15(防災建具)による。

16.1.4 見本の製作等
a.建具見本の製作
※製作しない
・製作する(範囲及び寸法　※設計図による　・　)
b.特殊な建具の仮組　※行わない　・行う(範囲及び寸法　※設計図による　・　)

16.1.6 その他
a.「防犯建物部品」の適用
※設計図による　⊙該当なし
[付加] b.一枚戸及び折り戸で面積が$3m^2$を超える場合は、骨組、金物、取付けの安全性を計算により確認する。
[付加] c.電気錠の遠隔操作機能(停電時施錠保持、避難経路施錠開、管理戸の施錠開)の適用と操作場所は、次による。
※行う(※管理室　・　)　・行わない
[付加] d.くつずりの形状は、次による。
1)床仕上材、仕上げ色が異なる箇所
※ST-1(建具表符号)　・設計図による　・くつずりなし
2)床仕上げ高さが異なる箇所
※ST-2(建具表符号)　・設計図による
3)外部出入口
※ST-3(建具表符号)　・設計図による
4)PS・EPS出入口
※ST-4(建具表符号)　・設計図による
[付加] e.ドアガラリの仕様は、次による。
1)内部のガラリの形状
※3型　・設計図による
2)材質:内部扉付きガラリの材質
※スチール製　・アルミニウム製　・
[付加] f.建具に付随する金属製のフィン、水切り(既製水切り皿板を除く)等の水平部材の雨滴音対策は次による。
1)適用箇所　(※設計図による　・　)
2)対策内容
※上面部材厚　(※2mm以上　・　)
⊙緩衝材　(塗布吹付け制振材3mm以上又は成形制振材張付け　)
[付加] g.支持点間隔が2mを超える建具の枠、方立、無目等は、支持部の熱伸縮吸収機構又は緩衝材設置等により、熱伸びによる材軸方向外への変形(はらみ出し)を防止する。
[付加] h.鉄筋コンクリート部材に取り付く建具で部材のクリープ変形が予想される部位にあるものは、変形に追従可能な取付け方式又は構造とする。特に留意すべき対象部位と予想変位は、6.1.2 a.による。
[付加] i.高所に設置する可動の建具には、次による転落防止処置を講ずる。
1)適用箇所　(※設計図による　・　)
2)対策内容
※開放制限装置設置　(有効開口幅110mm以下)(施錠　⊙あり　・なし　)
・転落防止手すり設置　(仕様　・設計図による　・　)
⊙設計図による
[付加] j.スライディング建具では、扉、障子、網戸等の可動部が脱落しないよう適切な脱落防止策を講ずる。
[付加] k.トップライトには、シール切れ等により浸入した雨水や結露水の排水経路を確保する。また水抜き孔部分には、カバーやバッフルを設けるなどの逆流防止処置を施す。
l.ボルト類は14.9.3 d.による。
[付加] m.壁面・建具面等からの出寸法が(※150mm　・　)を超える、建具に付随する金属製のフィン・水切り(既製水切り皿板を除く)等の水平部材は、雨滴音対策として次の対策を施し実物による実験を行い、効果を確認する。
[付加M] n.可動の建具には、次による転落防止処置を講ずる。
※開放制限装置設置
(有効開口幅100mm以下、施錠機構付)(範囲　※設計図による　・　)

16.1.7 追補 性能の確認
a.性能試験
1)性能確認試験　※行わない　・行う(建具の種別:　)
2)試験の種類　・耐風圧　・耐震　・水密　・気密　・遮音　・
3)試験体の製作　※製作しない　・製作する(範囲及び寸法:　)

2節　アルミニウム製建具

16.2.1 [付加]
a.この節は、既製品のアルミニウム製建具のほか、既製品以外のアルミニウム製建具にも適用する。

16.2.2 性能及び構造
a.外部に面する建具の耐風圧性、気密性及び水密性の等級、枠の見込み寸法
1)コンクリート系下地、鉄骨下地にとりつける場合
・A種　⊙B種　⊙C種(枠の見込み寸法(100)mm)
・耐風圧性(S-6)　気密性(A-4)　水密性(W-5)
2)木下地に取付ける場合
・D種(枠の見込み寸法(　)mm)・E種(枠の見込み寸法(　)mm)
b.防音ドア、防音サッシの遮音性の等級(T-3)
c.断熱ドア、断熱サッシの断熱性の等級(H-2)
d.耐震性
※16.1.2　基本要求品質による
[付加] e.耐温度差性能
・
[付加] f.耐火性能
※建築基準法第64条(延焼のおそれのある部分に設ける防火設備)による
・
[付加] g.耐久性能は次による。
1)シーリング部は完成引渡し後10年間、大掛かりな補修を要しないものとする。
2)塗装面は完成引渡し後5年間、はく離、色むら、浮き錆等が生じないものとする。
3)可動部のエアタイト材等は、有効な性能の保証期間を5年間以上とする。
[付加] h.発音及び摩擦音の防止
1)建具は予想される風圧力、躯体の変形、外気温の変化や日射による部材の温度伸縮等の対応として、部材間のボルト緊結部等に、摩擦低減材の設置やスライド工法等の処置を施し、有害な発音、金属摩擦音等の発生を抑制する。
2)外装建具が内装材に接する部分は縁を切り、温度伸縮、層間変位、風圧力等による異音の発生を抑える。

16.2.3 材料
a.網戸等
1)防虫網
⊙設けない
ア.材質(線径)
・合成樹脂製(※0.25mm以上　・　)
・ガラス繊維入り合成樹脂製(・0.25mm以上　・　)
・ステンレス(SUS316)製(・0.2mm以上　・0.25mm以上　・　)
イ.網目
・16-18メッシュ　・20メッシュ
[付加] 2)形式
・設計図による　・外部可動式　・内部可動式　・固定式　・枠内折りたたみ収納式
[付加] 3)仕様
ア.網戸は原則として中残なしとし、強風対策品とする。スライド網戸は自走防止対策品とする。
イ.バルコニー等が無いサッシに取り付ける外部可動式網戸は落下防止金物付とする。
4)防鳥網の適用は以下による。
⊙設計図による　・がらり(適用箇所:　)　・
[付加] b.アルミニウム建具に用いるガスケットの仕様
※製造者の仕様による　・設計図による

16.2.4 形状及び仕上げ
a.アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理の種別及び種類は14.2.1により、適用は次による。
1)外部に面する建具の表面処理
※設計図による　・BB-1種　・
2)屋内の建具の表面処理
※設計図による　・BC-1種　・
b.枠の見込み寸法
※設計図による　・
c.ステンレス製くつずりの仕上げ
・設計図による　⊙HL
d.結露水処理方式
1)開口部(ビジョン部)
・排水用逆流防止弁による外部排水　※ふき取り(結露受けW120xD20　・室内側排水処理)
2)スパンドレル部
※排水用逆流防止弁による外部排水とし、バックボードの耐風圧性能は外装に準ずる。
・室内側排水処理
3)ふき取りとは、結露水を溜めてふき取り又は自然乾燥とする方式を指す。

16.2.5 工法
a.水切り、ぜん板、額縁
1)水切り板　※設計図による　・サッシ同材、同仕様　・
2)ぜん板及び額縁　※設計図による　・鋼板厚1.6mm 塗装　・
[付加] b.水密部の止水材は、ガラスや主要な外装パネル、設備機器等を取り外すことなく容易に補修できる納まりとする。シーリング材の補修が困難な部位には、定形留め材を使用する。
[付加] c.ジョイントシーリングの適正な被着工面を確保できる処置を施す。
[付加] d.連窓建具の長手方向の枠には熱伸縮に対応できる伸縮継手を設けるとともに、アンカー金物は接合部でスライドできる機構とする。また、すべり材を挟むなどの発音防止措置を施す。
[付加] e.サッシのジョイント部にはキャッチパンを設け、万一の漏水時でも建築物内への水の浸入を防止する。
[付加] f.排水孔の径は最小8mmとし、原則2箇所以上設ける。
[付加] g.片引き及び引違いサッシのファスナーロック(錠付)
⊙設置する(開放制限幅100mm)　※設置しない
[付加] h.サッシ、ぜん板、額縁等の接触部分のヒートブリッジ対策は次による。
※ゴム製又はプラスチック製の絶縁材を介して取り付ける。
・行わない　・設計図による
[付加] i.ぜん板、額縁等の裏面断熱材
・設ける(※吹付け硬質ウレタンフォーム(　)mm　・　)
※設けない

3節　樹脂製建具

4節　鋼製建具

16.4.2 性能及び構造
a.簡易気密型ドアの適用
※適用しない　・適用する
[置換] b.外部に面する建具の性能値
1)耐風圧性
※「工事概要書 2-2 構造設計条件」による設計用風圧力に対して、破損や脱落がない。
・S-4　・S-5　⊙S-6
2)気密性　遮音性
※AT(性能はg.による)　・PAT(性能はh.による)
3)水密性
※W-1　・
c.防音ドア、防音サッシの遮音性の等級
※設計図による。記載が無い場合は、等級(※T-2　・T-　)　・T-
d.断熱ドア、断熱サッシの断熱性の等級(H-2)
e.耐震ドアの面内変位追従性の等級(D-2)
[付加] f.SATの性能は次により、適用は設計図による。
※遮音性T-1　・
[付加] g.ATの性能は次により、適用は設計図による。
1)フラッシュ戸の場合
※気密性A-3　遮音性T-2　・
2)片面フラッシュの場合
※気密性A-3　・
[付加] h.PATの性能は次により、適用は設計図による。(設計図で指定したものを除く)
※気密性A-4　遮音性(※T-3　・T-4　⊙設計図による)　・
i.耐火性能
※建築基準法第64条(延焼のおそれのある部分に設ける防火設備)による。
適用範囲は次による。
・防火防煙区画図
・建具表

16.4.3 [付加] 材料
a.鋼板は次により、適用は製造者の仕様による。
1)JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)
付着量　※Z12又はF12を満足するもの　・
2)JIS G 3317(溶融亜鉛－5%アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯)
付着量　※Y08を満足するもの　・
3)JIS G 3323(溶融亜鉛－アルミニウム－マグネシウム合金めっき鋼板及び鋼帯)
付着量　※K08を満足するもの　・
[付加] b.ガラス押え金物は次による。
※ドアと同材同仕上げ　・既製品　・
c.点検口の類のくつずりの材料
・設計図による　⊙ステンレス鋼板

16.4.4 形状及び仕上げ
a.くつずり及び外気に面する戸枠を除く鋼板類の厚さ
1)片開き、親子開き及び両開き戸の戸1枚の有効開口幅が950mm及び有効高さが2,400mm以下の場合
※標仕[表16.4.2]による
・製造者の仕様による
[付加] 2)上記以外の場合
※標仕[表16.4.2]以上かつ、製造者の仕様による
・
b.ステンレス鋼板製のくつずりの仕上及び厚さは、次により、ステンレス鋼板製以外のくつずりは、設計図による。
1)仕上げ
⊙HL　・設計図による
[付加] 2)厚さ
・設計図による　⊙1.5mm　・2.0mm
[付加] c.外部に面する戸枠は次による。
※ステンレス鋼板を使用し、四周とも水密溶接による接合とする。板厚及び仕上げは次による。
板厚　:※1.5mm　・2.0mm　・
仕上げ:・設計図による　⊙DPC
・枠下端より300mmまでをステンレス鋼板とし、その他を鋼板とする。鋼板部とステンレス鋼板は面合せ溶接接合とし、戸と同色塗装仕上げとする。板厚は次による。
※鋼板1.6mm　ステンレス鋼板1.5mm
・鋼板2.3mm　ステンレス鋼板2.5mm
・鋼板製とし板厚は次による。
※1.6mm　・2.3mm　・

	. .	.	
	. .	.	
		.	
		.	
		.	
		.	

髙橋　央　一級建築士
髙内　有紀　一級建築士
柳澤　彩　一級建築士
大場　卓　一級建築士

日建設計

2026.06.30　検図者:砂田 哲正

木更津市吾妻公園文化芸術施設
新築工事(建築)

特記仕様書(18)　A1:1/xx　A3:1/xx

(通し番号 20)
2 － 18

No. J－240623－D